第五章 近代の用水



相

可

申

但 守

向

後水配方壱ケ村タリ

共用水中多分之甲乙相

成不

= 用

第 節 明 治 初 年 0 井 組 郷

二九四 明治七年五月 箱根湖水向後取

箱 根 湖 水向 後取 扱規 定書

水掛

リ反別之義者、

郷

共今般取調

候別

紙反別

7

手 ヲ 以 猥 增 反 别 致 シ 申 間 敷 事

以 向

相 後

定

置、

自今

如何様之都合有之候

共

郷

村之勝

歟、 但 無 : 拠事 全適実之見留相 情有之歟、 又者 付增反別 用 水連 致シ可 年 潤 然 沢 時 致 勢二 シ余水 相 有之 至 IJ

配

人ョ

IJ

小

区惣代江

及談事二

大区長江伺出之上、

御

丰

出 候 旧 約 水 郷 掛 田 村 反別之内 々 同 厚熟談 公免之上取 7 以 計 御 可 管轄 申 事 庁 江 願

堰 K 分 水 口之義者為見様 従前之通 据置 水 配 人分水 堅 ク

> 堰番之義者是迄不取締之堰々多り自然分水不潤沢 事

成

都合相

生シ

候堰有之候

ハ

配

大

区長

江

伺 之上、

法方海

管

轄

庁江-

申

立御 水

指 人江

令

ラ受改 中談事

IE.

口

致

者勿論之事 候ニ 申 候、 付、 尤用 今後更二改正致シ別 水多少 = 随 ヒ其 時 紙堰 × 番 人員 番 帖之通 (増減)

可 堅

有 相

之候

勤 =

8

相

口

但 IJ 添 用 番 水減水之節者中 差出 シ 上 郷 堰 郷引入口并ニ千 x 江 者 中 郷 3 IJ 添 福 番 四 堰 相 付 下 ケ 可 郷 申

万一 水 配 堰 番人不 人分水ヲ不相 取 締 敷 守 又者! 堰 堰 K 相 掛 破候者有之候 IJ 村 々之者 心 得 違 取 水 働

管 K 轄庁 其 他 用 ^ 願 水 掛 出 引 御 障 処分 = 相 口 成 申 候箇 -受事 所有之候

ハ

水

配

人

堰

適宜之取

計

ラ

E

可

致

事

水 付 而者、 中 水 配 其時 人分水之節、 々至急差支無之タメ堰々之模様 堰 々水操上ケ操下ケ進退 寄 致 候

計 用之機械 申 候 平 尤水 生 取 設 進 退之模 備 置惣而水下之人足ヲ遣ヒ水配 様歩合等水 配 X \exists 1] 其 所 堰 人 取 掛

村 K IF. 副 戸 長之内 江 相 断 可 申 候 然 ル 上 者 村 × 異 論 故

障 等 但 不 水 配 申 ・立速ニ 人ニオ 適 ヒテ茂上中下甲 宜之分水受可 -乙無之様入念取 申 事 計

可

申

歩

候

用 = 至 水 大 IJ 減 候 少二 相 増 成 水 水 配 配 相 人 計 立 リニ 可 由 事 而 分水掛 引不 行届 候 節

水 割 配 佃 合 給 人 給并 無 料之義者 相 違 = 速 諸 時 = 入 出 用 宜 金致 之義者、 随 シ差支 E 取 究 自 無之様 今三 メ可 郷 申 共 事 口 致事 水 掛 1) 改 反 别

分水 緣 1) 中 林 地下 堰 入用 草 等 草 対取 笹 **麁杂等之義者**、 其他 有合之品相 H 用 畑 畔 候義勝 又者 手 JII 4 緣 ル IJ 港

事

ケ 京 声 田 水 配 畑 人之義者 睢 者 不 汝 用 申 水 其 中 時 田 宜 面 見 寄 廻 候 IJ 分 水 屋 敷 等 内 ナ オ IJ E 共 テ 通 IJ 抜 耕

苦

候

尤其

節

応

相

断

通

行

可

申

事

早

申 間 敷 事

水

配

人分水之節者其

堰

掛

村

IE.

副

戸長之外

其

他

切

立会

今般

取

調

候

 \mathbb{H}

反

別

向

後

混

雜異

論

無之タ

X

村

K

地

券

地

引

絵

書 入 = 詳 引 細 当 色 田 別 畑 ケ絵 并 = 図 引 面 用 相 水 仕 掛 立 IJ 置 共 水 判 配 然 相 人 方江 成 候 預 様 ケ 置 反 畝

證 = 備 可 申 事

但

2

水

配

人役替之節

者、

必

後

役

~

絵

図

面

付

渡

シ

=

1

9 シ 置 紛失無之様 イタス 丰 事

惣代 郷 分水 X 令 加 反別之義今般御 EII 水 配 人江 相 改正 渡シ 之通 置 断 IJ 附 水 渡 配人手帳 シ =

1

タシ 共三

口 郷

致事

箱根

湖

水

并

=

木

瀬

川

瀬名沢今堰ト

モ

合

水ヲ見込分水

申

事

箱根 分水之儀者芒種 湖 水 洪 水之節 之節 者 \exists 郷 1] 水 相 配 始 熟穂 人 口 見 昼 届 夜 候 迄 ヲ 差 1 1 配 ワ 可 ズ 致 Y 事

足引 - 魃之年柄 連 湖 水 = 表 至リ 始 X 新 疑情無之タメ三郷申 JII 堤 通 IJ = モ 水 防 合正副戸 丰 方尽· 力 長并ニ 可令 郷 可 相

K 一心心心

宛

備 後 実

置

静

県

管

轄

第

大区

駿 出

第東

11

X

申 定 長

候 8

証 IF. 合

候 同

処 睦

也 厚

ル

1:

者

右

規 後 候、 成

定 用

之

廉

K 扱

屹 前

相

守

規 度

定

戸

11

相 同 詳

談之上、

百

水

取

規定 拾

書之

通

n 湖 中 3 右

後

掛

1]

反

别

共

御

其

Ŀ.

村

K

江 八

K

御

説

表 属

被

成 水

下、

郷

難 細

有

奉 取

摔 調

承 相

依之弐

4 懇

村

IF.

副

長百 規定 姓 之 什 内 候 F. __. 者 郷 両 不 条理 一名宛 無之筈 甲 Z 田 = 候 面 一之否 得 共 見 万 届 口 用 申 水 事

長 沢 之 江 伺 年. 出 柄 之上 御 水 県 配 庁 人 江 奉 願 ∃ Ŀ. IJ 御 11 法完 X 方法 惣 改 代 IE. 口 江 相 遂 願 談 事 事 大 不 潤 区

始 橋 困 箱 害 本 根 郷 漕 難 湖 水 典 渋 用 致 路 殿 水 堰 2 掛 . 小 候 x 1] 井 御 属 = 見 内 付 組 分 合 被 富 出 深 成 格 良 俶 下、 村 殿 御 御 憐 外 弐治 村 派 恤 出 x 之 旧 t F. 約 今 ケ 般 田 用 村 連 反 水 御 别 源 県 年 并 庁 阜 箱 権 損 = 根

続 者

候 郷 物 処 和 代 X 違 無之 水 配 人候 X +打, IF. F 長 連 之

深 戸良

勝 又 平 八

> 可 可 几 同 口 口 百 口 口 11 小 区 X 定 千 御 葛 金 上 ^石 TH 副輪 戸福 川山 戸沢 アケ 副波 戸山 戸寺 長村 長村 長村 長村 長村 村 長村 長村 長村 村 村 15 B 岩 永 柏 井 小 公文名 茶畑村 平 佐 石 南 富 副 長 戸長村 戸長村 戸 戸 長 村 村村 勝 大庭 渡 上 市 杉 局 沢 又 佐 木 林 上 JII 村 杉 辺 石 野 又 田 Ш 彌 太 新 伊 信 久 丈 源 伴 新 嘉 良 角 縣 角 友 =平 几 七 治 治 平 郎 平 治 平 郎 蔵 平 蔵 八 郎 七 郎 蔵 郎

弐小 区惣代 同

同

יי 伊豆島 門豆島田 三島田 菅 水

沼

良

吉

同

吉 邊 JII 辺 口 傳 吉 甚 平 作 平

秋 Ш 村治郎

新 伏 下 干 干 中 中 土 特 大 一 给 村 神村 木件 山 善右衛門 右 衛門

大沼 土 屋松五 要右 衛 郎

反

箱

良水村配

村

上

甚

平

上

郷

組

深合

大 庭 新 七

勝

中

郷

組

久合

根水

村配

又 平

七

反別 箱根

百

四 用

拾

町三 訳

反四

畝

拾

九

歩

内 七 湖

水掛上郷拾壱ヶ村向後水

掛

反別

百

九拾九町八反六

畝

#

下

郷

組

下合

土水 字配 村人

字岩波堰

木

村

彌

七

反別七町八反八畝

#

歩

別 根 四 湖 百 用 六 水 拾弐 掛 上 郷で 町 四 -郷弐拾7 反 **弐畝** # 八 - 壱歩 ケ村 向 後水掛 IJ

内訳

反別 反別 百 百 拾 四 拾 Ŧi. 町 七 弐反壱畝 町 \equiv 反 四 畝 七 拾 歩 九 歩 拾壱ヶ村分 上郷

Ħ. 歩 八中 ケ郷 分

九ヶ 村 分

湯 山半 七 郎

宿村 野代村人 米里 土狩 村 湯 岩 室 山平二 井嘉 崎 伏 佐 収 干郎 尧 郎 郎 平

小

区 佐惣

御

第1節 明治初年の井組三郷

田反別拾町八反三畝廿分	字五反田水門分水掛	田反別五反三畝七歩	字利平埋樋分水掛	田反別八反三畝歩	字太右衛門埋樋分水掛	田反別壱町三反九畝五歩	字神山埋樋分水掛	田反別三反五畝拾四歩	字太郎右衛門堰分水掛	田反別壱町三反八畝拾六歩	字古川口分水掛	田反別四町四反八畝五歩	字豊後堰分水掛	反別弐反三畝十三歩	反別七町六反五畝七歩	此訳
同		同		深		神		同		同		深		深	岩	
				良		山						良		良	波	
村		村		村		村		村		村		村		村	村	
反別七反弐畝拾歩	反別八町八反九畝壱歩	反別拾四町三畝七歩	此訳	田反別弐拾五町壱反九畝廿四歩	字カロウト堰分水掛	反別壱町壱反七畝廿歩	反别三町七反弐畝五歩	反別壱町壱反三畝拾四歩	反别四拾九町五反六畝拾歩	此訳	田反別五拾五町五反九畝拾九歩	字大洞堰分水掛	田反別弐町五畝歩	字橋場堰分水掛	田反別九反四畝拾七歩	字弥平治埋樋分水掛
金	上ケ	御				久	石	岩	深				同		同	
沢	田田	宿				根	脇	波	良							
村	村	村				村	村	村	村				村		村	

												И	30 T	. 1	1 (0)	11/1/
一反別百拾五町弐反壱畝七歩	箱根湖用水掛中郷八ケ村向後水掛リ	反别壱反六畝廿九歩	反別四町九畝九歩	反別壱町三反四畝弐歩	此訳	田反別五町六反拾歩	字穴堰	田反別拾七町七反壱畝廿七歩	字千福堰	反別壱反四畝廿三歩	反別拾弐町三反八畝廿弐歩	此訳	田反別拾弐町五反三畝拾五歩	字古堰 (通称本堰)	反別壱町壱反四畝壱歩	反別四反壱畝五歩
		南	富	定				千		千	御				千	葛
		色	沢	輪寺				福		福	宿				福	Щ
		村	村	村				村		村	村				村	村
反別壱町三畝七歩	反別七町六反壱畝弐歩	此訳	田反別拾四町五反弐畝廿六歩	字小柄沢堰分水掛	反別八畝八歩	反別弐拾壱町九反三畝壱歩	此訳	田反別弐拾弐町壱畝九歩	字宿堀堰分水掛	田反別六町五反九畝弐歩	字大柄沢堰分水掛	田反別六反八畝廿弐歩	字サイカチ堀分水掛	田反別八町三反六畝拾弐歩	字石脇堰分水掛	内訳
久	佐				深	佐				佐		深		石		
根	野				良	野				野		良		脇		
村	村				村	村				村		村		村		

字小水口分水掛	田反別壱町七反廿七歩	字若狭堰分水掛	田反別三畝廿三歩	字小水口分水掛	田反別九反七畝三歩	字藪堰分水掛	田反別三町弐反七畝八歩	字向田堰分水掛	反別壱町壱反七畝廿九歩	反別壱町三畝七歩	内	田反別弐町壱畝六歩	字籠田堰分水掛	内訳	反別弐町六反九畝廿七歩	反別三町壱反八畝廿歩
	佐野村		佐野村		同村		佐 野 村		佐 野 村	久 根 村					平松新田	二ツ屋新田
田反別壱反弐畝拾弐歩	字中島小水口分水掛	田反別弐町五反九畝壱歩	字下野田堰分水掛	田反別壱町八畝拾弐歩	字上野田堰分水掛	反別九反八畝拾七歩	反別三町壱反八畝廿歩	反別弐反拾七歩	内訳	田反別四町三反七畝廿四歩	字本川掛	田反別壱町七反壱畝拾歩	字赤石堰分水掛	田反別壱反六畝拾八歩	字用水口六口分水掛	田反別六畝廿九歩
同村		同村		久 根 村		平松新田	二ツ屋新田	佐野村				平松新田		同村		同村

反別九町六反六畝拾歩	反別弐町三反四畝廿四歩	内	田反別拾三町弐反三畝拾七歩	字古川堰分水掛	反別七反弐畝六歩	反別三町九反壱畝廿歩	内	田反別四町六反三畝廿六歩	字横堀分水掛	田反別壱反弐畝壱歩	字藪下小水口分水掛	反別四反八畝廿歩	反別六反九畝壱歩	此訳	田反別壱町壱反七畝廿壱歩	字藪下堰分水掛
公	久				深	久				久		佐	久			
文名	根				良	根				根		野	根			
村	村				村	村				村		村	村			
田反別	字小水口	田反別	字大瀬戸	反別!	反別	反別		田反別	字九尺堀堰:	田反別	字玄番堰分	田反別	字字治窪堰	田反別	字大瀬戸小水	反別
別壱反八畝七歩		三反四畝廿五歩	小水口	八反歩	三町九反拾弐歩	三町八反六歩	内訳	七町六反九畝拾八歩	堰分水掛	五反壱畝拾六歩	分水掛	壱町八反四畝拾六歩	堰分水掛	別壱反弐畝廿七歩	小水口	別壱町弐反弐畝拾参歩
同		久		稲	公文	久				久		佐		久		稲
4-4-		根		荷山	文名	根				根		野山		根		荷山
村		村		村	村	村				村		村		村		村

字刑部堰分水掛	反別五反五畝九歩	反別八反弐畝九歩	内	田反別壱町参反七畝拾八歩	字赤目堰分水掛	反別五反三畝拾壱歩	反別七反壱畝廿七歩	内	田反別壱町弐反五畝八歩	字けんぞう堰分水掛	田反別四反弐畝廿弐歩	字東舞台堰分水掛	田反別三反拾弐歩	字西舞台堰分水掛	田反別八反壱畝廿四歩	字定泉田堰分水掛
	公文	稲荷				稲荷	佐野				同		同		同	
	名村	村				村	村				村		村		村	
田反別弐反七畝廿歩	字中丸上東小水口	田反別三反壱畝八歩	字橋下小水口	反别四町三反八畝拾八歩	反別壱町弐反弐畝五歩	内	田反別五町五反八畝廿三歩	字稲荷堰分水掛	反别壱町九反四畝拾四歩	反别三反三畝廿歩	内	田反別弐町弐反八畝四歩	字中曽根堰分水掛	田反別壱反四畝九歩	字小水口	田反別四反七畝拾弐歩
同		稲		茶	稲				稲	佐				稲		稲
		荷		畑	荷				荷	野				荷		荷
村		村		村	村				村	村				村		村

字だたら堰分水掛	田反別四反五畝三歩	字上釜口分水掛	田反別弐反三畝拾壱歩	字小水口分水掛	田反別六畝拾六歩	字小水口分水掛	田反別四町六反壱畝壱歩	字八幡堰分水掛	田反別弐畝拾壱歩	字同所小水口	田反別壱町弐畝廿六歩	字西之窪堰	田反別壱反五畝廿壱歩	字中丸辻分水掛	田反別六反四畝廿八歩	字中丸堰分水掛
	平松新田		同村		同村		茶畑村		茶畑村		平松新田		茶畑村		佐野村	
田反別壱畝拾弐歩	字小水口分水掛	田反別壱反壱畝廿六歩	字源之助下口分水掛	田反別弐反八畝廿六歩	字源之助口分水掛	田反別三反七畝廿三歩	字半左衛門口分水掛	田反別壱反六畝八歩	字同人下口分水掛	田反別九畝拾七歩	字伊左衛門口分水掛	田反別四反五畝五歩	字桑之木堰分水掛	田反別六反七畝廿四歩	字下釜口分水掛	田反別三反八畝拾五歩
同村		同村		平松新田		同村		同村		平松新田		茶畑村		平松新田		茶畑村

第1節 明治初年の井組三郷

第1節	明治	初年の	の井組	且三郷	5										
箱根湖用水掛下郷九ケ村向後水掛田反別六反四畝廿四歩	字横堀分水掛	田反別三反六畝拾三歩	字東口分水掛	田反別壱反八堰廿壱歩	字寺堰分水掛	田反別五反弐畝廿六歩	字字津木堰分水掛	田反別六反七畝廿七歩	字中曽根堰分水掛	田反別弐反三歩	字用水西口分水掛	田反別三町弐反七畝廿三歩	字用水口分水掛	田反別三反九畝三歩	字東小水口分水掛
平松		同		同		同		平松		平松		同		同	
新田		村		村		村		新田		新田		村		村	
田反別拾四町三反壱畝廿九歩字穴堰分水掛リ	田反別弐町弐反壱畝拾壱歩	字五反田堰分水掛	田反別五町八畝四歩	字高堰分水掛	田反別壱町七反九畝拾七歩	字井沼堰分水掛	反別拾三町六反四畝廿壱歩	反別拾壱町九畝拾八歩	此訳	田反別弐拾四町七反四畝九歩	字三俣堰西口分水掛	田反別六町弐反八畝廿三歩	字上谷堰分水掛	内訳	一反別百九拾九町八反六畝廿五歩
	同村		伊豆島田		水窪村		納米里村	水窪村				伊豆島田			

田反別拾壱町壱反五畝拾七歩	字秋継堰分水掛	田反別六反七畝拾七歩	字主水堰分水掛	本川西川通	田反別八反四畝廿八歩	字樋掛ケ分水掛リ	田反別三畝拾八歩	字絹田川水口	田反別六町七畝廿六歩	字絹田堰分水掛	田反別四町弐反四畝廿六歩	字野田堰分水掛	反別八畝歩	反別五町壱反六畝拾九歩	反別九町七畝拾歩	此訳
		上土狩			中土		同		同		上土		下土	上土	納米田	
		村村			狩村		村		村		狩村		狩村	狩村	里村	
此訳	田反別弐町弐反七畝拾弐歩	字高柳堰分水掛	田反別三町壱畝壱歩	字池田堰分水掛	田反別壱反廿四歩	字施餓鬼免分水掛	反別壱町五反四畝拾四歩	反別壱反三畝五歩	此訳	田反別壱町六反七畝拾九歩	字狭間堰分水掛	田弐町三反八畝拾七歩	字二夕松田堰分水掛	反別九町四反六畝廿九歩	反别壱町六反八畝拾八歩	此訳
			同		同		中土狩	上土狩				同		中土狩	上土狩	
			村		村		村	村				村		村	村	

第1節 明治初年の井組三郷

字宮脇堰分水掛	反別壱反壱畝六歩	字川水口分水掛リ	反別弐反弐畝八歩	字川水口分水掛リ	反別弐畝廿歩	字川水口分水掛リ	此訳	田反別弐拾町七反六畝拾弐歩	字舞台堰分水掛	反別壱町九反三畝廿四歩	反別九畝廿歩	此訳	田反別弐町三畝拾四歩	字御前堰分水掛	反別壱町五反弐畝廿歩	反別七反四畝廿弐歩
	同		同均	亡余也	下土狩					下土狩	中土狩				下土狩	同
	村		村		村					村	村				村	村
内訳	反別拾壱町五反七畝五歩	字久保田川分水掛	舞台堰之内	反別五反八畝廿四歩	反別三町九反八畝廿弐歩	内訳	反別四町五反七畝拾六歩	字高田堰分水掛	舞台堰ノ内	反別壱反八畝拾三歩	字川水口分水掛	反別弐反七畝九歩	字川水口分水掛	反別壱町九反六畝拾三歩	字内川堰分水掛	反别壱町八反三畝拾弐歩
				竹原	下土狩					同		同		同		同
				村	村					村		村		村		村

字八反田堰分水掛リ	反別四町三反三畝壱歩	反別壱町壱反弐廿五歩(前欠カ)	此訳	田反別五町四反五畝廿六歩	字西海道堰分水掛	田反別壱町七反六畝八歩	字開キ堰分水掛	田反別八町八反四畝廿壱歩	字彌次郎堰分水掛	田反別壱町九反六畝廿歩	字大割堰分水掛	田反別弐町九反七畝拾五歩	字御嶽堂堰分水掛	反别三町四反九畝八歩	反別四町九反四畝四歩	反別三町壱反三畝廿三歩
	竹原村	同村				同村		同村		下土狩村		下土狩村		伏 見 村	竹原村	下土狩村
反别弐町弐反五畝拾四歩	字兩降川掛	反別壱町三反七畝壱歩	字右近田堰掛	此訳	田反別九町六畝廿九歩	字雨降川分水掛	田反別弐町九反九畝廿五歩	字堂免分水掛	田反別三町八反九畝拾弐歩	字谷口堰分水掛	田反別三反四畝拾壱歩	字椋木川水口分水掛	反別弐町七畝拾四歩	反別三反九畝五歩	此訳	田反別弐町四反六畝拾九歩
同		竹原					同		同		同		竹原	下土		
村		村					村		村		村		村	狩村		

NJ 1	. 17[1	.9311	100-1-1	クノトル	L74	,										
田反別壱町七反八畝九歩	字壱町田堰分水掛	田反別壱町四反八畝拾五歩	字平垣堰分水掛	田反別三反弐歩	字川水口分水掛	田反別壱反壱畝五歩	字川寄川水口分水掛	田反別五反三畝八歩	字下北橋堰分水掛	田反別弐反四畝八歩	字川水口分水掛	田反別四反壱畝拾五歩	字上北橋堰分水掛	本川東川通	反別五町四反四畝拾四歩	字西川掛
中土狩村		同村		同村		上土狩村		下土狩村		上土狩村		中土狩村			伏 見 村	
反別三町壱反三畝七歩	此訳	田反別三町弐反三畝廿壱歩	字六反田堰分水掛	田反別七町壱反壱畝廿壱歩	字八ツ溝堰分水掛	田反別三町五反三畝五歩	字柊堰分水掛	反別五町弐反七畝拾五歩	反別八反五畝拾三歩	此訳	田反別六町壱反弐畝廿八歩	字中丸堰分水掛	田反別弐町四反拾四歩	字中丸堰分水掛	田反別弐町四反拾四歩	字七反田堰分水掛
中土				同		同		中土	同				上土		上土	
狩村				村		村		狩村	村				狩村		狩村	

												7	104	. ~	1 4-27	13/1-
字経塚堰分水掛	田反別壱反五畝歩	字川水口分水掛	田反別三畝歩	字川水口分水掛	田反別弐町弐反壱畝廿五歩	字塔中堰分水掛	田反別五町五反三畝四歩	字峠田堰分水掛	田反別弐町四反九畝壱歩	字仲田堰分水掛	反別九反九畝拾五歩	反別弐反弐畝拾歩	此訳	田反別壱町弐反壱畝廿五歩	字七反田堰分水掛	反別壱反拾四歩
	同		同		下		同		同		下	中				下
	村		村		土狩村		村		村		土狩村	土狩村				土狩村
此訳	田反別八町壱反五畝四歩	東川流末	反別六畝七歩	反別六反六畝拾弐歩	此訳	田反別七反弐畝拾九歩	字長田堰分水掛	田反別七反八畝拾歩	字久根之内分水掛	田反別四反四畝廿三歩	字川水口分水掛	田反別壱反四畝拾弐歩	字川水口分水掛	田反別弐反四畝七歩	字川水口分水掛	田反別九反弐畝拾四歩
			伏見	下土				同		下土		同		同		同
			村	狩 村				村		狩村		村		村		村

百 口 口 同

右者 今般: 反 反 反 反 箱 别 别 别 别 浅町 六反 弐反 根 Ŧi. 湖 町 壱 九 用 七 畝 水 畝 畝 反 掛 Ŧi. # Ŧi. Ŧi. 走老歩 畝 歩 歩

見

原

下

土

狩

1) 御

改

#

八

ケ

村 村 村 村 村

山 後

用 水

掛 阴 治

反

别

Ŀ

候

処

相

違 IE.

無 =

御 付

座

候 井

也 組 新 伏 竹

七

戌 取

年 調

Ŧi. 奉

月 書

静 県 管 轄 第

駿

三東

ノ郡

儿

1 11 11

大区

小 X. X X 神 深 干 御 一福 副宿 長村 長村 長村 村 岩 柏 大庭 中 勝 永 加 11 林 佐 木 野 又 田 藤 新 太治 久 庄 丈 源 友 友 四四 七 治 蔵 八 郎 七 郎 蔵 郎

三小 口 可 同 可 同 口 可 同 同 可 可 小 X. 小 小 X 伊 X X 久 副根 岩脇村長村長村 佐 野村 水 富 一沢副輪 一 色 村 長村 長村 長寺 新 大庭 勝 渡 Ш 渡 菅田市 柏 高 杉 上 大 秋 水 又彌 善 木 Ш 村 Щ 邊 沼 杉 辺 石 11 信 左 村 瀧 新 半: 角 吉 甚 傳 良 良 嘉 角 平. 衛 + 治 次 平 平. 平 平 平 平. 平. 吉 八 門 郎 作 郎 次 郎

769

木

伴

右

衛

		同		三人		同		二小		下郷		中郷		上郷	F	i i	司同
十十十	在 信 木 湯 山 平 次 郎	P	佐野村 岩崎佐十郎	小区惣代	終業里村於井嘉六郎	j f	下土狩村 宝 伏 収 平	区惣代	下土 特村 彌 七	組合水配人	沙梅村 勝又平七	組合水配人	为	和組合水配人	戶長 相沢文太郎	代見付 副戸長 村 山 甚 平	新富村 戸長 大沼要右衛門 竹原村
	一千福堰	一 佐 野 堰	一古堰	一かろうと	大洞堰	一岩波堰	一橋場堰	一弥平治埋樋	一五反田堰	一利兵衛埋樋	一太郎右衛門埋樋	一神山井口	一太郎右衛門堰	古川	一豊後堰	堰番割	
	伊豆	千	佐	石	金佐	深	同	同	御	同		深	外上 二ケ	上	神		
	伊豆島田	福村	野村	脇村	沢野 村村	良村	村	村	宿村	村	岩波村	良村	一ケ田村村	ケ田村	山 村		
	_	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_		
	藪下堰	下野田	上野田	外川水口	赤石岡塚	若同断堰	藪右 堰	向田 堰 場	篭田堰	小から沢	宿堀	大から沢	さいかち	石脇堰	富沢穴堰		
				八ケ													
	茶	同	公文	村	同	同	同	同	一ツ屋新	公文	同	同		佐久	水		
	畑 村	村	公文名村		村	村	村	村	新田	公文名村	村	村		野根村村	窪村		

777	7/12	.711H	100 1 0	~ / I / 15	L/14											
一稲荷堰	一橋場	一小水口	一きやうふ	一けんそう	一赤目	東舞台	一西舞台	一定せん多	一小水口	一小水口	一九尺堀	一けんま	一字治ケ窪	一小水口	一古川	横堀
同	同	平松	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
村	村	新田	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
一右衛口	一源之助口	一半兵衛口	一源之助口	一伊左衛門口	一桑の木	一下かま	一たいら	一上釜堰	一小水口	一小水口	一八幡堰	一西ノ窪堰	一小中水月	一 小中 水 ^丸 口	一小中外九	一小はしした口
同	同	同	同	無番	平松新田	無番	平松新田	無番	同村	同村	平松新田	無番	同村	同村	同村	同村
二俣西川通	一樋掛	一絹田堰	一野田堰	一納米里穴堰	一五反田堰	一高堰	一犬間堰	一三俣東堰	一三俣西堰	下郷	一寺堰	一中曽堰	一同所西口	一平松用水	一浅右衛門口	一半左衛門口
	同村	同村	中土狩村	上土狩村	同村	納米里村	上土狩村	納米里村	上土狩村		同	同	同	同	無番	同
一ひらき堰	一彌治郎堰	一御嶽堂堰	一大割堰	一高田堰	一 内川堰	宮脇堰	一舞台堰	一御前堰	一高柳堰	一せろき免	一池田堰	一狭間堰	一二タ松田堰	一秋継堰	一主水堰	川水口
同村	同村	同村	竹原村	同村	同村	同村	同村	同村	竹原村	同村	同村	同村	同村	下土狩村	同村	中土狩村

				1.5	1	_	_		-	_		$\overline{}$	_	-		\rightarrow
富士岡	村名		明治十二年十一月		100 200 200 31	七反田堰	平田堰	壱町田堰	下北橋堰	上北橋堰	東川	堂免堰	むくの木堰	谷口堰	八反田堰	西海道堰
HJ	反					同	中十	同	同	下十		同	同	同	同	伏
七七一五歩	別		組合協			村	土狩村	村	村	下土狩村		村	村	村	村	見村
神山	組合大字名		組合協定惣反別			一川水口	一川水口	川水口	一 塔中堰	一峠田堰	一仲田堰	一七反田堰	一六反田堰	一八ツ溝堰	一 柊 木 堰	一中丸堰
<u>一</u> 町	反		五三一、五四二〇	ΒŢ		同	同	同	新	伏	同	伏	同	同	同	下土
一七七一五歩	別					村	村	村	宿村	見 村	村	見 村	村	村	村	一狩村
	村名	訳		内						本役三人へ	右反別		右者符	一 川 水	一 川 水	一経塚堰
							Р	Н			カリ	刊	木目			十厘.
	反	下郷	中郷	上郷				八七九) 二		一人へ附渡	水配手	明治七年五	者箱根湖用水	八口	П	7/2
	反別	郷分計	郷分計	郷分計			**************************************			一人へ附渡預リ之古	水配手帳堰番	治七	湖用水掛堰番			同
官田	別	郷分	郷分	郷分		ā		月台一二下一一月 吉ノ(一八七九)		一人へ附渡預リ之事	水配手帳堰番割二冊	治七年五	湖用水掛堰番割奉書	П	П	
富	別組合大字名	郷分計反別	郷分計反別	郷分計反別		ā			(静岡県芦	一人へ附渡預リ之事	水配手帳堰番割二冊本帳共水配	治七年五	湖用水掛堰番割奉書上候処相	口同	口同	同村一
澤	別組合大字名 反	郷分計反別	郷分計反別	郷分計反別		ā			(静岡県芦湖水利細	一人へ附渡預リ之事	水配手帳堰番割二冊本帳共水配人へ	治七年五	湖用水掛堰番割奉書上候処相	口同	口 同 村一長田	同
	別 組合大字名 反 別	郷分計反	郷分計反	郷分計反		7			(静岡県芦湖水利組合所蔵)	一人へ附渡預リ之事	水配手帳堰番割二冊本帳共水配人	治七年五	湖用水掛堰番割奉書上候	口同	口 同 村一長田	同村一

-	Ŀ		
	イ	符号	
	岩	堰	
	波	名	
Ť	八町	反	
T	喜	別	芦
岩深		字使	1
波良		名用	湖
	HT	反	用
01星	1	別	水堀
主夫チ	1	符号	堰
Ŧi.	利	堰	分
田.	平	,,,,,	水
水門	埋	名	掛
	町	反	反
蓋	107	別	別
深		字使	調
良		名用	表
T	HJ	反	
	1	別	
Ť	オ	符号	
	大	堰	
	洞	名	
\pm	空 町	反	
+	100	別	
岩深	E	字使	
波良		名用	
———	田丁	反	
一	-1	别	

五二五九	宿	新	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		消力	一四八八〇〇	松	平				
一一〇七〇九	見	伏	·	_ `	青 K	二七六二六	畑	茶				
二六一三〇四	原	竹				九〇九一四	荷	稲	七三一五〇二	七三	泉	表
四九九六一九	狩	十				旧回六二〇回	文名	公				
四二六八二七	狩	中土		- - -	上	二一七八一八	根	久				
二七九一二三	狩	上土	七四つれーれ	— 七 四	長泉	九四七二〇	波	岩	<u> </u>	1	沒臣	
二六九三二四	里	納米				VII 0 × 110	良	深	_	-	1. C	
五二二	色	南一				一七七一五	輪寺	定				覧
六〇〇一五	島田	伊豆				二八四一八	福	千				
三〇二五	窪	水				三三十二〇二	宿	御	- -	j	言 日	
四 01110	屋	二ツ		- 0	クラ	五二四	Ш	葛	_			
五〇四五〇〇	野	佐	t	- - - - - - - -	良	七八一八	澤	金				
五三二八	脇	石				九三七〇〇	ケ 田	上				_

								组	5									中	1						Z.		ケ		_	_	-	+		組
ナン	,	~		-	t					~			五.		29		=		=:		_	符号		~			ホ			=				П
111	F	句	Ì	1	籠				(本	介			宿		大		サノ		森		石	堰		太郎.	埋		神			太郎		古		豊
水										柄					柄		イカ				脇			石衛			Щ			太郎右衛		Ш		
П	E	H			H				通)	次			堀		澤		チ		下		П	名		世	埋		埋			門		П		後
1		79			=					五八			云		九		75				0町	反		-11.			_			_		Α		I
	100				三0元								九七二0		9		兲0二		101		九0.1四	别		 六一四			量			Ξ		八四〇四		セーセ
	左	1	左	久		平	二ツ	平	佐		佐	深		佐		深		石		石		字使	深		深	神		神	深		深		深	
1	爭	E	野村	退		松	屋	松	野		野	良		野		良		脇		脇		名用	良		良	山		Щ	良		良		良	
	ч	_					29	_			긎			カ						10	町	反											五.	
III C			2	9		岩	01110	善	吾三0		三八七0九	0				兲0.		1104		九01四		別	九四		壹	九七二四		克三					吉二七	
1	5	1,11	元		六		丰				吴		亖						Ξ		亖	符号							ル		ヌ		ij	
5	桓	3	Ē		小		大	L			九		玄		宇				古		大瀬	堰							力		楊		彌	
多	單	1	泉		水		瀬								治ケ						尸小								D I				平治	
Ē	4	I	H		П		戸				尺		番		窪				JII		水口	名							1		場		埋	
		-													=				<u></u>		町	反							=		=			
-	=	3	01		10H		元0九	L			公		吾						公三		00周日	別							門。		三五		110111	
久	1	久	1	久		久		稲	公文	久		久		佐		稲	公文	久根		久		字使		干	御	葛	金	上ケ		深		深		ä
退	木	艮	1	艮		根	1	苛	明	林	1	根		野		荷	明	林		根		名用		福	宿	Щ	澤			良		良		良
	_	_				_		=	=	=		-		=		-11.	=	=			町	反		=	六	757		カ		=		-		
=	=		0	EQUT.		売0九		四 〇 二	00	元号		吾				超七	八四	<u> </u>		图00		別		二 6 8	八 豐二	豊园	八六	004111		〇 五		110111		一売一六
3	<u>=</u>	1	E.		五		咒九		咒		型		뽓		罢		25		믤		뜨	符号					=		カ			ワ		
-	F		Ø		Ŀ		小		小		八		西ノ		西		中		中		中	堰					穴		Ŧ	-		古		
25	企		`	17	釜		水		水				窪小水口		1		丸		丸西水															
I]		5		П		П				幡		水口		窪		辻		八口		丸	名					堰		福			堰		
_											五.				_						町	反					八		=			五.		
0700	120m	Lett duty	F.	13	六三三		公宝		薑				二四		中 O II		三兒				公三	別					芸		三			野二七		
F	李	水	2	F		茶		茶		茶		茶	7	茶		茶		茶		佐		字使		南	富	定輪	1	干	-	干	御	1	久	石
公	大	H	t	公		畑		畑		畑		畑		畑		畑		畑		野		名用		色	澤	等		福		福	宿	1	根	協
	179	F5								五.				=						P	町	反		1777	六						五.			Zu.
0202	17			7		容宝		薑		二四四		二品		1011		三兄		=		公三		別		岩	光元	五十二五		高 六		八	六二	1		11 (2)

	Ŧ										₹.									1	<i>'</i> T										77	_
3	2		1	符号				Ξ		110			九		六		士		六		五.		29		三		Ξ		=		0	
井	Ŀ		E	堰				横		小			藪	İ	中自		下		Ŀ.		赤		Ш		小		若		小		藪	
			ッ							水					島小水		野		野				水		水				水			
沼	谷	1	俣	名	-			堀					下		П		田		田		石				П		狭		П		堰	
二至00	七	-		反	-			四九五		=					=		= 0				=	-			<i>-</i> 11.		二		-F		캎	_
商	750t		三	別	_			Ξ		三十			四01四		릇		00011		三五	-	=======================================	-	Ξ	J.,	九九		九六〇九		프		250七	
伊豆島田		納米里	< =	字使 名用		久 根	深良		久 根		佐野			久 根		久 根		久 根		平松		佐野		佐野		佐野	ш	佐野		佐野		佐野
-	i	<u> </u>	Ť	反		29																Ì								Ì		
立20元				別			111044		三二七		六九0三	± E		三		100011		三五		=======================================				九六		九六〇九				完 空 七		EO.
24		23	22	符号			<u> </u>		問 ()		壳		兲			툳				兲		뤂		큺			≣			를		_ =
内		宮	川水口	堰			中丸		中丸		橋丁		橋下			稲				中		小		刑			赤			ケン		西
ЛI П		脇	口分水	名			上西水口		中丸上東水口		下分水		橋下小水口			荷				曾根		水口		部			目			ンゾゥ		舞台
			$^{+}$	反	-		Ш		П																							
- 2		空元	町三	別	-		三元		三三六		11110E		五三 三			大九三三				三三天		E 00		穴 三			11104			元七		四 三 五
下	下土	T		字使		稲	1	稲		佐	1	稲		茶	稲			佐	稲		稲		稲		公文	稲荷		稲	佐	1 1	久	
狩	狩	务		名用		荷		荷		野		荷		畑	荷		荷	野	荷		荷		荷		明	荷	i	荷	野		根	
			田丁	反	_							Ŧī.		五			一						六		六	-		莹	1011		29	
七九	空八	J		別	=	三		三六		11101				五五	古八		〇三七 〇三七		三000		EI00		<u> </u>		=	0000		畫	三四		豊宝	
46		45	44	符号		交		숲		益		益		夳		二		Ö		弄		兲		吾		弄		歪.		콢		픨
七		-	平	堰		東口		寺		宇		中		用水		用		東小		小水		源之		源		半右		伊右衛		伊右		桑
反		丁		名		分				津		曾		西				水		口分		助下		之		衛門		右衛門下口		右衛門口		1
_ <u> </u> H		田	垣		-	水		堰		木		根				水		П		水		П		助				İΠ				木
三五三五		1010%	町四二九			图01111		三		六二六		八00		高 六		四三三六		四七二〇		三元		三三				吾六		1109		五		六九〇三
	中		E E	字使	平	T	平	-	平	1	平		平		平		平	1	平	Г	平		平		平	Ī	平	1	平		茶	
上出狩	土狩	- 多	宁	名用	松		松		松		松		松		松		松		松		松		松		松		松		松		畑	
=	=		_ 町	1	-				- Indeed		15				29		Pro				_				五		_			_	174	
五日五	0100	1 2	9	別	BUI		五		六二六		00		远六		5		四七二〇		三九		三		美				<u>S</u>		五	:	六九0三	

							ケ										九										組	II.						
18		12	7	16	-	15			14			13			12		11		10		9		8		7				6		5		4	
御		启	j	池		施餓鬼免川			狭			二タ松			秋		主		樋掛		絹田川		絹		野				穴		五反		高	
前		柳	J	田		川水口			間			田田			次		水		ij		水口	1	田		田				堰		田		堰	
1 11101				11011		三美			一公三			二六01			二六0六		公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公		100001		三芸		六六0		四六五三				10次01七		三芸		六0六10	-
	下土狩	‡ ±	中土狩		中土狩		中土狩	+		土	上土狩		土:	上土狩		上土狩		中土狩		上土狩		上土狩		上土狩		下土狩	納米里	上土狩	1	伊豆島田		伊豆島田		水窪
101111	門 5	九六一八	10111		三三		三当	1501		二宝七	六		114001	八宝		公司公宝		1 000011		三		六公三		四至三		111011	三番三	七份六		三芸		六0六10		二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
40	39		38		37		36		35			34			33		32		31		30		29				28			27		26		25
北	上北		雨降		堂		椋ノー		谷			八反			西海		開		彌次		大		御嶽				窪 田			高		川水口分水		川水口分水
橋	橋	1	Ш		免		木	_	П		_	田			道		牛		郎		割		堂		_		JII		_	田		水		水
五.	五		九 00		===		===		四010年			0144[1			六吉八		一六五0四		九四二0九				三:10元				三			四古三六				1000
中土狩		大竹見原		竹原		竹原		竹原		竹原	下土狩		竹原	下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		伏見		下土狩		竹原	土:		下土狩		下土狩	
五三	3	三大		三三六		圭三		四010月		1100011	四二十		五四九三五			一六五〇四		九四二〇九		=		三二10九		三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	五六二四	=		五三00	四二九六		八〇		一	
63	6	2	61		60		59		58		57		56		55		54	8	53		52			51		- 1	50		49		48			47
東川流	£	THE COLUMN	久根ノ		経塚分		川水		経		川水		塔中分		川水		塔		峠		仲			七反			六反		八ツ		柊			中
末	.	П	内		水		П		塚		П		水		П		中		田		田			Ш			田		溝		堰	_		丸
七九八〇四			10公园		四四0六		元六		九九00				 		2 00				五台〇		四五五			三 芸 会			==		· 〇 二		四0川田		-	六三元二七
見 見 刻	下上符	下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩		下土狩	中土狩		下上狩	中土狩		中土狩		中土狩		上土狩	中土狩	
景	7.7.7	10公四		四四〇六		元六		九九00				一		E 000				五六四二〇	- 1			0九七	宝六		五	三十六		200		四 0 三 五		- CS-E	五	

金弐拾円拾五銭

会議費

内訳

金拾壱円弐拾銭

議員弐拾八人弁当料

但

日一人金弐拾銭二日分

甲第壱号

会議案

卖 明治二〇年 水利土工協議会議案

X

九00四00

西本川 下土狩

0EOC

川崎川分水 崎川水口

五00円

Ш

21 20 19

舞 舞 樋

台 台 掛

分水 Ш IJ 下 П

狩

43 42 41

川崎川水口

沼津市城内字条内四五〇番地

印刷所 ||B||0||

芦川印刷所

沼津市城内西條町一〇七 著作兼発行人

城 H 五.

(裾野市役所深良支所所蔵)

上土狩 上土狩 上土狩 中土狩

10

樋掛

IJ

1

五

売岩

新伏竹 新伏竹下土宿見原狩

宝 芳 克 元

東川通

三
三
三
三
三
三

函根湖用水組合深良村外弐拾七ケ村

函根湖用水組合深良村外弐拾七ケ村水利土工協議	明治二十年度	
内	金七円五拾銭	
	議場諸費	

金壱円

雜費

金壱円

議場借家料

金五円五拾銭

原案決議書印刷費

金壱円四拾五銭 内

給与

書記弐人日給

金壱円

	4.1			/b = !	T 1
一金百九拾五円六拾三銭	甲第弐号	5 章	近但一日金拾五銭三日分	代の金四拾五銭	市 但二日分給与方ハ議長水 (会)
川水費				小使壱人日給	ノ意見ニョル
但降雨夜中等增賃金一回壱人金拾五銭延人員拾人	金壱円五拾銭 同上増賃金	人金弐拾五銭	但登山凡九回卜見積壱回弐人延人員拾八人一日壱	金四円五拾銭 登山人足賃	但登山凡十回卜見積一同金五拾銭

金三円

金百五拾八円

給与

内訳

金四拾五円

水配人俸給

内

金三拾六円

副水配人俸給

但年俸拾五円宛三人分

但年俸拾弐円宛三人分

但一日一人金拾銭宛三拾人分

金弐拾六円三拾三銭

内

金四円五拾銭

金壱円八拾三銭

正副水配人分水日給

水配人長年手当

金三円

金六拾円

但分水延日数三百日壱日一人金弐拾銭

金弐拾円

金拾壱円三拾銭

内

正副水配人登山日給

金五円

小歩人足賃

営繕費

逆川メ切諸費

新川苅掃費

但宰領壱人金三拾銭人足壱人金拾七銭宛九人分

水門戸及新川筋堤防修繕費

雑費

乙第壱号

金弐拾円拾五銭

金拾 金六円

甲

一第三号 金弐拾壱円

内訳

五円 円

一十八年ニ於テ伐採セシ分

但

深良村 工 借 用金利息

伐木代金

深

良村

工

補

助

金

甲第壱号支出金高

毎

年 来

金弐拾円

宛

ブノ助

従

箱根神社水初穂料

金三拾 金三円

銭

金五

円

送

合計金弐百拾五円 金百九拾五円六拾

> 甲 第弐号支出金高

銭

七 拾八 銭

徴集高

此 賦 課 法

 \mathbb{H} 反別 Ŧi. 百三拾壱町五反四畝廿歩ニ

賦

課シ田壱反

歩ニ 付 金四銭〇五 九五

金三円

湖

用水担任戸長役場補助費

但筆墨用紙代壱人金五拾銭

水配

人事 П

務取

扱費

可

上

但用

紙代使賃金等見積

H

徵集期六月二十

乙第弐号

金弐拾壱円

借用金利息及補助

費

但深良村ヲ除 丰 田 反別四百拾九町四反八畝歩

三賦

甲

第三号支出金高

シ 田 = 付金四 厘六七弐

課

徵集期六月二十 H

諮問 第壱号

規約 = 3 リ深良村外弐拾六ヶ村 3 リ岩波 堤 = 対 シ

諸水ヲ併合シテ平等ニ灌漑スル 合金ヲ支出シ来リ ノ趣意ニ基クト雖モ該湖 右

タリ

+

自

他

其 水 ガ 半 = 加 額 関 丰 7 係 転 最 ナ ジ 丰 モ テ深 謂 堰 L 良村ヲ ナ ヲ 組 丰 = 合 補 似 入レ ノヽ タ ン IJ 1 置 ス、 依 丰 且. テ 其深· 右 " 助 助 良村 合金 合 金 ラ全 7 ヲ 与 補 助 廃 フ ル ス シ

= 支給 精 シ 神 来 1 他 IJ シ = アラズ、 単 = 几 寛政度 拾 円 金 \exists IJ 利 毎: 子 タ 年 金 ル = 六 円 非 ヲ深 ス シ テ又 良村

他 且. 剰余ヲ見タル 意 " 同 ヲ含有 村 ガ従来金六円 七 ル コ コ 1 1 ナ ハ 各議 ラン ヲ収 今ハ然ラズ、 入シ 員 諸 湖 氏 用 熟 水費ヲ支出 知 乞フ熟慮 セ ラ ル 七 七 所 幾 \exists ナ ij 敢 分

是ヲ本会 問 フ

問

第弐号

若シ各議員ニシテ諮第壱号 ノ契約書 徴 1 問 ヲ 可ナリ 決 ハセバ 深良村

契約

左

7

サ

ン

1

ス

二反 従 来之規 シ シ テ 候義 毎年 約 金弐拾円ヅ、 1 依 相 心 IJ 得右 弊村外弐拾六 助 合金 支出致来候処、 廃 止之件 ケ 村 \exists 発議 IJ 右 岩 致 波 1 候 堰 頗 処 ル 助 道 合 各 理 金

村之同

意ヲ

得

本

年

 \exists

IJ

廃

止

相

成

候

就

テ

ハ

右

廃

止之上

論 御 11 提 疑 弊 有之趣 出 村 致 候 於 義 テ或 = 候 = 得 1 共 市 無之候、 堰 決 ノ水 シ 依 ヲ引 テ右等之故 テ発議賛 用 シ 新 心ヲ有 成之報酬ト 田 開 発可 右 致 廃 歟

無之ヲ 玆 = 盟約致 候 彻

其

年 月

駿 函

深 用

良村

人民

惣代

某

(EI)

根 郡 湖

> 水 組

H

何 何 何

某 某

(FI) (FII)

何 村 人民 惣 函

根

湖

用

水

組

合

何

某 殿

長証明 人民惣代委任 奥 書

所 轄

F

以下皆傚之

状 写添 附

(裾野市富沢 渡辺武彦氏所蔵

テ 止 セ 等

∃

IJ

士:

俵三 水妨

一俵積 害相

メ切 逆川

1 両

如 П

何様之暴

雨 水

=

候

儀

有之用

成 重

候趣右 一ネ候、

> 従 前之通

底

甲

水 ラフ

溢候共向後破壞無之様保護相心得可申

候

依之確

証

如 而

南 葛 深

色村

石

脇

村

佐

野

村

久

根

村

公文名村

逆川 事

件

神奈川

県下

相

模

足柄下郡 人民総代

元箱

根 玉.

第二節 件

元 明治一四年九月三日 湖水逆川口確証保護方規定

水逆 河 П 確 証 保 護方 規定

湖

確

証

之写

確 證

業ヲ起シ水門 湖 之儀者寬文度駿 П 堀 抜開 河 製 玉. 成功、 一下 郡 以 深 来右村 良村外 組之耕 # 八 ケ村 田 用 = テエ 水 本

源

確定水門口及ヒ逆川

口共右廿

九ヶ村

=

而

堰

所

御

進退

被

成

遊川

然ル処洪 両 口 土 水之節 俵 二而乄切 自然 該村 土 一俵押 組 流 工 シ 用 或ハ 水 = 漁業之為 引 来 ル 仕 来リ X 破 壊 =

山 良 駿 村 村 河 玉. 駿 御 岩 東 宿 波 那 村 村 用 水

掛

干 神 福 Ш 村 村 定 輪 寺 村

上 ケ 田 村 富 金 沢 沢 村 村

明 治十 四年第九月三日

大庭小 安 藤 幸

吉

 \equiv

杉

山鉄次郎

員 青 III Ш 井 伊之 右 助 吉

口 議

議 長 飯 田 大 吉

副

議長 長 小 大場房次郎 林善次郎

戸

781

宿

土

一狩村

伏

見

村

小林由太郎殿村々人民総代

部

殿

伊 稲 豆 荷 島 村 田 村 茶 米里村 畑 村 二ツ屋 上 土土狩村 新 下 平 1: 松 新 狩 村 田 竹 水 久保 原

村 村 同 同 +

六 Ŧi. 年下 年

Ŀ

郷 郷

以下年番 順序傚之

壱通 ツっ

右保

護方規定急度相守後年違変無之為メー

可

連印

郷

備置 候 也

井

組

深良村

戸 長 小 林 由 太 郎

岩波村

戸

長

井上太右衛

Ш

神

戸 長 武 藤

平

ケ 長 土 屋 市

八 郎 田

村

戸 上

金沢 村

真 小 野定 田 吉 清 吉

782

郷

阴

治十 ·四年中

郷

工

差出 一郷年番

2

可申

依之預リ年番順序左之通

=

引

継

可

申

候、

尤預 類 壱通

リ主

任

者 保護

 \exists IJ 方

預

IJ 同

証 協

書 議 両

右

確

証之 百

儀

井 村

組緊用之書

二付、

永遠

金

1円之同

 \exists

1]

受取

証

富 杉

岡 Ш

良

蔵

殿 殿

角 新

平 七殿 水

±: 水 服

屋

松五

郎

殿

П

傳 大

平 八

大配

庭

戸 長

葛山

村

戸長 芹 沢 政 Ŧi. 郎

戸長 御宿 代 理 湯 芥 JII 沢 関 孝 太 郎

長 西 島 進

平

戸

福村

定輪寺村

富沢村 戸長 大 石 角 平

戸長

渡

邊

恵

作

Щ 角 平

村村

戸 佐野

長

杉

庭

戸長

大

石脇村 戸長

上 杉 縣 造 色村

慎 平

> 水久保村 戸 平 長 松新 服 田 部

> > 大

八

甚 平

渡

邊

島

田

村

戸 茶畑 長 加 藤

知

之

二ツ屋

田 沼

戸

長

菅

佐

太

郎

村

人

戸

長

可

稲荷村

戸

長

高

村

治

平

公文名村

戸 長 勝

又

甚

Ŧi.

郎

納米里村

戸 伊 戸

長 豆 長

水

П

傳

平

戸 長 土 屋 彌 三 郎

土

上

村

長 米 藤 \equiv 郎

中 戸 土 狩 村

戸 長 渡 邊 常 三 郎

下土 一狩村

(裾野

市

御宿 下役

湯山匡秀氏所蔵

戸 長 高 野 義 長

竹原村

戸 長 大沼 要右 衛門

戸 長 石 垣 政 平

> 以 静

来箱根

水掛ニシテ田

地 图

養罷在候処、

湖水門及

岡

新宿村

戸 長 土 屋 松 Ŧi. 郎

上郷水配

成 内

1) = 御

 \exists

IJ

伏見村

宇逆川

等

被損 湖用

ノ箇

所年

- 々修

繕仕来リ

候処、

今般御

料

局

地

下役 重立 林 大 庭 傳 JU 新 郎 七

上

中

郷

水

配

元 明治二二年四月一 五日

箱根湖水門修繕御

願

修

県駿東郡 箱 根 湖 水門 元深良村外弐拾 繕 御 願 七 ケ村 義ハ 去ル寛文年

度

致右修繕ニ 形チ之儘ニ 編 入相 就テ 成候 手入仕度、 他 付 而右 故障等更ニ 尤モ [水門及逆川等破 湖 水淵岸共風害 無之候間、 損之箇所 御検査之 無之様 従 前

願意御採用被成下度略 静 岡県駿東郡箱根 湖 水掛

図相添此段

奉

願上

候

也

又 Ш 甚 角 七 平

重

下郷 重立

水配

富

遠

藤 岡

常 良

吉 蔵 下

役 7.

勝 杉

784

元深良村外弐拾七ヶ村総代 長泉村元下土狩村

ED

室伏平右

小

泉村久根

勝 又 弥 平 治

EIJ

東 郡 小

静

岡

県

駿

戸

長

崎

佐

+

郎

EIJ

口 深良村

県

戸 長 岩 崎 佐. + 郎

EIJ

県 戸 郡 長 長泉村 高 野

義

長

ED

奈川 玉

県 相

相 模

模国

足柄下郡仙

石原 川之義

村

於テ、

今般

不

=

モ

玉

箱

根

湖用

水

使

付

願

同

郡 須富山岡

可

県

戸 長 芹 沢

孝

 \equiv

ED

既二

口 神

百 郡 清水

可

県

戸 長 太 田 茂

県足柄下郡 元箱 根 駅 外 + 弐ケ 郎 村 ED

> 之贫 山中之 実況

> > 村落ニシテ、

箱

根

湖之北

部

位

百

湖

 \exists

IJ

幾

分

神奈川

地

元戸

長

立.

木

帰

ED

原野

御 料 局 長官 肥 田 濱 Ŧi. 郎 殿

監守 願之趣 石 内 為次郎 聞 届 候 届 条工 出 同 事 監 着手之 守 検 節 查 前以

ヲ

可受事

テ下

足柄

御

料

地

書

治弐拾弐年 应 月 + Ŧi. H

明

御料 局 長 肥 田 濱

Ŧi.

郎

EIJ

市 御 宿 湯山 匡秀氏所蔵

完 明治二六年四月六日 芦之湖用水新 規使用差留に

つき深良村他

願

箱 根湖 水ヲ引用 シ テ水路 ラ起 シ 新 田 7 開 拓 ナ サ ン 1

基 ヲ 目 進 撃 備 直 ヲ 一ツ伝 ナシ 承 数 ス 拾 ル 町 = 歩 足 1 柄下 地 面 郡 7 開 仙 墾 石 原 七 村 ン 1 義 セ リ 1 箱 根 其

中 地 ニ近来耕牧社ト ニシテ従来多少之畠地 称シ有力ノ牧場アリ 1 数百 町之原 テ数百 野 ファ有 頭 右

1

王

該

地

抜 幾

事

数

地

候 得

タ

ル ク、

シ

労 餇

力

大

多之水

7

ク

事

然

ヲ

養

七

広

漠

=

テ

平

地

多

湖

面

=

接

続

殊

=

強

稲

七 面

サ ヲ IJ 野

ル

七 7

1

致 高 開

居

候 其

以 冷

耕

牧

社 7

主

牛

泄 1

肥料

1

シ 処 気 7 7

水 年 寒

及

甫 駿 水 = 七 村 朋 東 開 顧 泉 地 掛 郡 陳 1 村 治 1 駿 改 ザ ナ 麦 仕: 東 十二 塚 郡 候 7 ル ル ル 村 故 村 井: 義 組 是 年 用 抑 現 長 町 以 水 吾 シ 欠乏 + 来二十 テ少 村 泉 = 村 制 九 村 制 1 ケ 施 落 モ 為 富 猶 ナ 行 八 村 1 リ ケ 寛文 予 出 以 X 1 村 来 村 組 ス 称 各 組 合 唐 ル 既 ス 清 湖 事 7 村 合 業 明 水堀 能 水 1 併 村 丰 治 称 11 箱 合 3 該 七 貫 ス 根 シ 富 来 村 年 以 湖 テ 来 + 其 組 水 深 IJ 出 係 箱 事 合 使 良 村 村 根 由 用 ノ七 村 而 地 1 湖 ヲ 内 権 左 ル 用

水

速

ナ

ル

=

至ラ

ス

大

テ

逆

JII

F

称

ス

ル

裹

水

FF

即

チ

悪

実 三 Ŧi. 河 供 ヲ 畝 有 合 七 莫 拾 駿 シ シ 大之 居 地 Ŧī. 東 通 郡 寛文 歩 面 L 費 1 井 IJ 砂 用 改 組 六 租 7 4 午 其 以 以 + 年 ^ 来 テ 九 政 領 使 高 寛文六 ケ 府 11 用 7 村 别 廃 ス 田 許 紙 ル シ 午 地 湖 可 事 田 年 高 7 水 反別 1 六千 得 使 \exists ナ 1) 用 テ L 可 八 箱 権 IJ 百 拾 + 根 証 九 湖 拠 戌 其 年 物 石 水 T. 迄 七 7 ŀ 事 町 Ŧi. 31. 以 シ 四 ケ タ 刀口 テ テ 年 駿 反 提 ル 升

用 用 証 几 묶 水 方 使用 宝 事 上之義 永 11 第 Ŧi. 子 年 号 Ŧi. 付 組 IJ 月 合 六 第 村 日 政 号 x 争 府 証 評 論 = 定 7 於 所 生 明 之 シ 裁 種 確 ナ 論 状 及 議 之末 其 第 後 Ŧi.

七

右 開 テ

等

所

置

失

当

極

7

ル

而

己

ナ

ラ

ス タ 之

方

利

害 1

7

毫

該 使

第

水

田

拓

意

思

7 穫

懐

丰

非

望

企 申 植 物 想 等 田 シ

ヨカ為

シ

ル

モ

確

認

7 水

得

相

応 使 9 穂 タ 如 IJ

収 シ モ 熟 海 = 該

T

1)

タ

ル

事 附 7 像

= 候

有

玆

= = 根

於 季 沢

テ今

事

業

7

以

テ

成

就

3

タ

IJ

湖

水

門

開

設

水

路

堀

貫

之起

原

及

IJ

 \exists

湖

ヲ

無

断

用 ル 成 ル 何

数

段 馬

稲 排

種

趣

然

ル 箱

候 宜

ハ ヲ 以 安 箱 根 永 テ 第 湖 Ŧi. 九 申 B 年三 水 号 等 第 月 \exists 十二 1] 充満 日 号 評 シ 定 等 タ 所 ル 1 充 載 丰 有 タ 湖 ル 候、 済 水 門 口 逆 証 方 JII 文 = 1 第 九 テ 称 号 ス

咄 ^ 節 タ 水 路 ル 更 ヲ 七 設 = 1 流 此 ケ 水 水 水 之 抵 流 L 甲 相 ナ ラ シ、 伏 州 早 7 阴 為][[治 = 3 + 強 合 几 流 雨 年 ス 急 九 ル ナ ヲ 月 IJ 救 H フ 為 湖 神 奈 平

水 備 水 疏 ル 証 号 丰 サ

ハ ル

湖 1 士:

水

貯 7

水

減

小

往 ায়

K

用 夏

水 1

欠乏 季

田

方干

損 降 養

害 軽 湛 王

7 量 方

被

12 ル カ

事

下

及

ナ

検

シ 神 111

ナ 4 シ

ズ

穀

立.

節

至 シ タ

IJ

18

ナ 宜.

1

共 Ш

地 =

磽

确 次

地

H. =

"

ハ 斜

軽

鬆 Ħ.

地

=

テ

水

ラ 得 称 ナ 蒙

籍

神

奈

県

柄

下

郡

元

箱

根

=

属

3

目

4

11

料

IJ

根

湖

水 貯

旧

箱 最

根 定

神

社

領

=

シ

テ之

ヲ

箱

根

権

現

1

旧

+

八

ケ

村

1

田

地

変

2

テ

甫

地

1

ナ

IJ

自

治

X

体

ヲ 東 以 ナ

保 郡

驗 貫 1

来

箱 水

根 使

合 ヲ

契

約等

成

V.

4 村

ル

力 1 権 号

為

X 意 有

水

王

N

用

地

= +

編 IJ

入 地

ス)、

蓋

#

組

+

八

ケ村

地

勢

4 ル

ル 熟

箱

根

愛

面

間

テ

澌

南

傾

2

±:

質

地

有

之

候 鷹 御 領

第2節 徴 相 + ス ル 力 干 年 ラ 亦 ズ 幾 組 多 地 合 村 租 減 中 改 = 租 IF. 於 以 七 ラ テ 前 数 L = 唐 於 4 用 ル テ 事 水 ハ 干 論 11 皆 損 ヲ 生 済 1 為 目 2 タ 録 X 免 H ル モ 状 方 畢 等 御

竟

及

村

長

証

朋

7

以

テ

此

段

奉

候

也

=

官 村 致 新 方 規定 ナ 3 御 前 会 ル 居 料 指 議 后 之確 書 ノヽ 局 令 員 1 長官 |及第 基 IJ 其 戸 他 長 証 \exists 之 IJ 及 = 六 拾 \exists 拁 論 号 1] 地 7 年 籍 IJ 무 # 俟 K + 証 組 元 早 既 サ 村 号 明 ル 害 即 = 治 + 故 湖 八 八 7 元 テ之ヲ 用 数 万 上 実 号 百 = Ŀ. 水 K \exists 心 IJ 欠 1 \exists 略 乏 町 要 IJ ス)、 歩 = ナ 論 \exists ヲ 号 王 ル IJ ス ル 養 相 事 基 前 育 外 州 実 王 大 陳 = 井 七 地 ス 数 シ 方 村 組 ル 如 流 = 民 旧 多 事 7 性 水 証 11 阴 新 + 文 七 命 明 確 水 1 八 有 諒 ナ 朝 路 其 4 ル 村 候 = 開 位 事 証 得 シ 酸 ヲ 実 文及 於 テ 七 口 共 廃 フ テ 復 御 慣 湖 絶 ス 雜 座 行 用 シ 水 ル 候 T 吾 堀 モ 水 渉 証

IJ

亦 産

業 事 以

IJ

ル 拠

ヲ

県足

柄

下

郡

民

総代

村

受.

領

シ 元

タ 箱

確

証

月三

+

H ル 根

御

料

局 保

長

拾

拾壱号

等

1

用

ス

ル

而

己

ナ

ラ 維

ス

苦 田 樋 村 11 ス 方 掛 能 養 村 用 11 丰 サ 水 水 K 人民 減 . 同 ル 水 ハ 木 島 勿 論 休 影 瀬 田丁 響 戚 111 小 其 浜 7 筋 被 係 牧 池 他 堰 流 ル 12 用 __. 事 用 域 水 大 水 掛 11 = 事 顕 掛 閻 田丁 件焼 著 町 村 係 ナ 村 ス 眉 ル 駿 ル 歷 沼 東 処 急 郡 証 津 1 君 町 -御 テ = 水 澤 最 至 本 村 郡 候 王 ル 千 北 憂 迄 貫 Ŀ

差留 奈 4 ル 相 湖 県 成 候 足 水 様 柄 引 神 用 奈 \exists 郡 111 IJ 仙 県 起 石 知 原 ル 水 4 村 路 ^ 御 新 牧 照 設 場 会 及 其 相 新 他 成 願 度 開 入 墾之 地 於 主 総 儀 テ 計 代 連 速 曲

勝 湯 又 Ш 彌 * 平 七 治 郎 (FI) (FI)

証 阴

書

静

岡

県

駿

東

郡

富

出

村

御

湯

Ш 宿

#

七

郎

静 岡 県 駿 東 郡 泉村久根

東郡 汉爾平

治

下

静

出

県

駿

前 書之通

願

出

=

准

達

也

静 岡

県

知事

小

松原英太

郎

殿

高

野

義

長

(FI)

治二十

六

年 付

四

月

七 候 H

岡

県

駿

菅

印

右者 総代

箱

根

湖

用

水

県

深 小 泉村長

良村

長

林

由 佐

太郎 太郎

県

泉村長

柏 小

木

甚

蔵

印 印

明

長泉村

野 義

長

組 合深 良 村 外 六ケケ 村 地 主 同 3 IJ 同 地

主

ノ委任 治二十 ヲ受タ 六年 应 ル 月 七 1 七 = H 相 違 無之依 テ證 明 候

也

静 静 出 岡 県 県 駿 駿 東 郡 小 泉村長

菅

沼

佐

太郎

印

駿 駿 東郡 東郡 東郡 泉村長 長 深 泉村 以良村! 長 柏 1 林 木 由 甚 太郎

清水村長 永井 高 田 嘉六郎 譲 八郎 蔵 印 印 印

静

岡県

一般東郡

富士

岡村長

土

屋正信代

理

静 静 静

出 出 出

県駿東郡

県 県

芥

澤

老

静 静 静 静 静 静

岡

県 県

駿 駿 酸 駿 駿

東郡 東郡 東郡 東郡 東郡 東郡

須富岡村村 清

組

合 村 長 岡

水 村長

高

譲 嘉

八 六

郎 郎

岡 出 出

県

長泉村長

永

井

Ш 利 + 郎 印

助

役

杉

余歩

ラ

無之、

加

ル

威凛烈及

X

テ

地

来 除

挙

為 町

X

収

穫 ナ

モ

此点

=

人

П

=

対 フ

シ

其 =

権 意

衡

ヲ不

得

連 極

年

夫

食 瘦

=

差

根

湖

水

 \exists

IJ

流

失

セ

ル

水

路

早

JII

ヲ

利

用

シ

開

墾

実

功

静 出 県 駿 東 郡 須富 村村 組合 村 長

芥 澤 孝 印

ル

=

几 郷

位

就

L

向 ナ

フ

=

弐 L

里. 11

以 П

上 糊

1 不

峻

坂

経

馬 之ヲ

之背

至 7

迄

整

フ

ル

他

∃

IJ

購

求 王

サ

`

足ヲ

生

シ、

要

静 出 県 駿 東 郡 富 士 出 村 長 土: 屋 IF. 佶

代

理

助 役 杉 Ш 利 + 郎

市 御 宿 湯山 匡 秀氏所蔵

IJ

(裾野

八九三 六 年一〇月二〇日 仙石原 村 長 河 水引用 及

100

明二

JII 敷切下之義 御認 願

水 引 用 及 JII 敷 切 1 之義 御 承認願

河

仙金

石字

原

∃

書之写

明

治弐拾六年拾月

八弐拾

H

付

シ

足 柄 下 郡 仙 石 原 村 地 内

早. III K 敷切 下 I. 事

右 足 柄 下 郡 仙 石 原 村 之義 地 形 周 井 険 岨 之山 丘

屹

寸.

2

易 功

ヺ

1

ナ ナ

ラ

ス

切

下

事

業

落

成

7

告

L

11

水

上

=

水

害

ノ憂

7

丰

其 百 中 山 = 停 7. 七 ル 11 村 シ テ、 戸 数 Ŧi. 拾 余 戸 人 口 七

拾余人常 農事 7 専 業 ス 然 ル = 田 反 别 僅 = 拾

> 労 七 サ L 米麦塩 噌 其 他 H 用 1 諸 品 =

能甚不 住 民 便 情況 辺 挙 陬 テ 細 随 民 テ 諸 且. 農 品 間 余業 価 額 無之為 七 貴 重 収 X 支不 積

年

漸 相

次 償 事

木

=

ル

去 窮 ル 不 = 慶応 忍 陥 IJ 年 目 間 細 下 瞬 烟 旧 小 息 継 田 続 モ 原 放 ナ 藩 任 シ ナ 力 奨 シ A 励 力 丰 輩 = タ 依 数戸 ク 種 IJ = x 及其 熟 1 度 慮 水 情 候 田 処 態 開 幸 見

拓

=

数 ^ 落 拾 L 田丁 歩 之ヲ 村 引 共 用 有 3 全力 原 野 有 7 尽 之該 シ 開 用 拓 水 七 11 诼 ル 根 干 水 湖 不 水 足 ヲ 卓

為 III X JII 敷 堀 下工 事 企望 ス ル モ 資 力 = 欠乏ヲ ケ竟ニ 成

奏 ル 七 勿論 ス 宜 ナ ル 敷 在再 モ 此 儘 シ 未 傍 タ 田 視 セ 形 ル ヲ 存 ハ シ 村 居 IJ 不 開 利 墾 1 益 容

流 末 = 於 テ 余流ヲ以 テ各村 内 岩干 開 墾 モ 出

両 全 1 策 1 存 候 目 下 聊 資 産 道 7 得 ル = \exists IJ

789

出	奏
シ	シ
置	度
1	1Z
候	
間	就
另口	テ
紙	Ź
	JII
設	
計	敷
社	切
訳	下
書	1
岌	羔
1001	我
$ \boxtimes $	許
ഥ	口
相	願
添	韭
	7
進達	-
莲	4
仕	県
候	庁
条	=
1	モ
	100
承	差

認被成下 明治弐拾六年拾月弐拾 度相願候 也 H

足柄下郡仙石原村長 勝俣澤次郎

부

御料局長岩村通俊殿

JII 切下 ケ工事設計仕沢書

早川

×

デ

長五

一拾間 敷切

深 幅

壱間 壱間

此

立坪五

拾坪

内

訳

右之通候也 明 治弐拾六年拾月弐拾日

御料局長岩村通俊殿

足柄下郡仙

石原村長

勝俣澤次郎

水湖根函 仙石原村早川々敷切下地 是五指問 深壱間 早 図

(裾野市御宿 湯山匡秀氏所蔵

敷早 名 切川 下々 称 Ŧi. 数 拾 坪 量 壱 4 坪 尺 弐 単 円 価 代 円 価 備 考

790

등 明治二九 ||四月 _ 几 日 逆川 事件につき小 泉村

書

記実地 検分復 命

湖 用 復 命

書

仕

候

明

治

#

九

年

兀

月

+

日

当

組

合

水

配

人杉

Ш

角平

及

鈴

木

箱 根 水字 逆 П 破 壞 ノケ所 実 地 検分 ヲ 遂 ケ左 = 復 命

経 平. テ字 1 共 **畳野** 逆 言の石ヲ 午 口 前 = 七 ルモノフ 着、 時 三十 篤 分小泉 1 実検 村役 ス ル = 場 出 可 一発該 所 東 湖 口 水 長巾 FF 五九 間尺 場

ラ

伏

セ

)ヲ悉

ク破

壊

シ

水底

土

台

石

 \exists

IJ

凡

7

問

何

=

当

静

出

県

駿

東

郡

箱

根

湖

用

水

組

合

深

良

村

組

合

深

甲

7 新

IJ

又

我等三

名

 \exists

IJ

勝

俣澤

次

郎

外弐

名

=

対

シ

質

問

応答

深 IJ サニ 尺 及 1 余 ウ 発 堀 7 淵 シ 又大石 1 称 ス 等 ル 処 1 器 \exists 機 IJ 漸 7 以 次 南 テ 割 1 方 破 湖 シ 中 タ 凡 ル 1 モ

長九 間尺 甲 ラ 伏 七 畳野 ミ面 タカラ モ以 ノテ 破 壊 ス ル 1 11 ナ ラ ズ

几

尺長五

拾間

位

=

堀

割

通

水

7

為

シ

T

IJ

又

同

所

西

答

鋤 ハ 該 簾 土 石 金手 砂 ヲ 利 以 木其 及芝等 テ在 他 来 7 1 器 端 以 具 口 テ 引 ヲ 石 携 均 垣 T 3 1 ル 居 均 ヲ ル シ 認 モ 7 石 拾 垣 夫 名 ヲ 築 各 K 姓 唐 立. 名 鍬 其 7 鶴 L. 問 嗤

> 糾 シ 候 処該 氏名 左 1 如 シ

神 奈川 県 足 柄 下 郡 仙 石 原 村 E

勝 俣澤

次

郎

可 可 県 同 県 口 郡 仙 郡 石 原 大 窪 村 耕 牧 村 舎 長 須 市 111 永 文 傳 次 蔵 郎

名 右 タ [ヲ尋 ル 1 ヲ 如 以 ネ 7 氏名ヲ テ タ 氏 ル 名 _ 彼等 7 申 答 述 フ ル 11 勝 ル ヲ 侵澤次 1 以 必 テ、 用了 郎 猶 ナ 外弐 人足 シ 1 テ 名 体 其 1 使 問 七 E 用 1 = ス 応 白 ル 人 七 E 夫 姓 ザ

大要左 故 ブ如 シ

良村外 六 ケ 村 用 水 源 = シ テ 古 来 専 有 権 9 ル 堰 止 X

員 我 I. 事 1 × 三名 ナ 場 IJ 早 所 ハ 早 III 111 破 筋 筋 壊 1 7K 小 七 路之 田 原 カ 通 町 外 水

七

ケ

議

7

以

テ委

ヲ

速

カ 村

ナ

ラシ 協

4

ル

為

ヲ

シ

斯 X 夫 ク 乱 7 使 暴 用 = 破 シ 壊 破 壊 シ タ ル ル 以所 所以 ナ 11 如 何

シ

タ

面

答 ナ シ

問

=

ス

出

ヌ

問 然 重 一テ問 ラハ 速 フニ御答ナキハ果シテ非 力 = 元形 チニ 復 ス ~ シ 利 ナル コ 1 1 信

ス

問 答 西 元 形 П 如 ヲ 何 悉ク 復 事 破壊シテ其石財ヲ用ヒ 来

新

タニ石垣ヲ築キ

紙名刺弐枚相

添

~

此段復命候

也

候 帰 别 着

答 口 = テ 1 水 量大キニ 過 クル 故 ナ IJ

問

本

地

1 元箱

根村

テ

御

料

局

地

タル

二付

夫々へ

続

丰 籍

ヲナシ

タル

ヤ シ

答 該手続 丰 ナ サ ズ

問 本 ヲ以テ名刺を取 H 斯ク質問 応答ナシ 換 スベ タル シ 以 上 如 何 他 日 1 證 1 ナ ス

勝俣澤次郎 名刺ヲ所持 • 須永傳蔵 セ サ ル ヲ 名刺 以テ御記 ヲ差出シ 名ヲ 願 7 E ス タシ 市川文次郎 1 テ 姓

答

名ヲ述べ タリ

右現 シ 不 集力 得、 場っ ラ朝 尤 於テナシ モ 乱暴 一二十 シ ナ タル テ暴言乱 ル 所 談判 業 = 付 П ハ 概 7 厳 談 略 極 メ其 ス 如 ル 斯ニシテ更ニ 求 1 メニ 雖 事 応セサ ラテ左右 ル 托

> 次郎殿 仕 付、 候、 不 且. 得止午后 不 " 書 取 敢 面 = 口 四 一時頃 洩 頭 ヲ L 以 同 タ テ 所 ル 届 出発箱 廉 置 1 キ翌十 口 頭 根 町御 7 以 四 日午 料 テ 開 地 監守 启 陣 可 Ŧi. 右 仕 時 内為

明 治 廿九年 四 月十 四 H

駿東郡 小泉村長菅沼佐太郎殿

駿東郡

小泉村

書

記堀

内

保

(静岡県芦湖水利組合所蔵)

明治二九年四月 箱根湖用水逆川 其他事件諸

<u>=</u>

明治 几 月 # \exists 九 IJ

其 他 事件

箱

根

湖用

水逆川

諸

筆

記

792

静 DL

出 月

県 #

知事

小

松原

殿

11:

宿京橋

X

惣

+

郎

町

桃

李

館

=

問

折

柄

几

午

+

時

4

夕飯

H

R

料 名不当 又沢二 組合 X. 几 佐 員 几 通 日日 足三人引連 太 東 月十 治 御 月 局 太 9 郎 行 技* 静 # 郎 同 小 11 被 郎 泉村 方客 士 出 八 宿 九 出 大山 車 出 H 地 席 H 尽 . 七 年 1人湯 義 牧場支配 張 主 小 匹 = 出 L ょ 協 差 差 村 テ 安 発 泉村役場 0 所 物 月 代 F. 貞 夜 堀 Ш 出 議 止 止 X + 党上 勝 京 民 柳 5 x 内 頭 X 雄 両 ার 又 = 出 保 惣 日 彌平 須 蔵 代 沖 出 不 湖 氏 京 氏 = 頭 於 応右 長伝 ノ宅 橋 = 百 訴 候 用 八夫引 区 治 手 儀 テ関 水 水 面 万 日 会種 ナ 竹 畫. + 配 事 蔵 配 字 逆 IJ 名 件 * 蔵 時 致 係 連 Y 大窪 町 杉 III K 出 Ŧi. 村 = 領 罷 申 + 甲 午 # 張 上 長 付 Ш 1 在 -伏及 角平 候旨 后 述 所 分 京 地 村 シ 番 佐. テ 七 午 長 主 長 启 惣代 一惣代 時 野 市 Ш 仙 急 地 頃 駿 匹 1 発 JII 鈴 報 筋 石 時 協 文 重 村 原 木 着 州 田 = 堀 次 大磯 議会 村長 館 原 長 新 付 割 管 + 分 郎 平 早 秋

> 誓 会御 保 新 不 館 在 科 午后 長 = 談 招 有 話 松 被 丰 時 書 逆 成 記 111 同 = 至 官 県 件 警部 出 = 具 協 頭 伸 長 議 八 候 桐 T 事 リ 時 原 決 殿 = 定 꽢 出 至 印 H 京 IJ 県 内 属 官 務 属 高 省 田 野 中 警部 出 太 7 郎

> > 知 尔

当

事

III

御

勝

月

#

 \equiv

H

晴

京 几 記

細 務 橋 省 X 1 鈴 申 出 + 頭 木 屋 時 + 止 宿 4 時 警 部 席 + 長 L 分 桐 帰 警保 原 宿 殿 及河 課 午 后 長 書 野 \exists 松 IJ 記 芝区 官 部 有 並 伴 松 殿 木 午 高 后 応 八 時 接

好 几 月 氏 # 四 出 H 頭 天

沼 議

> 巨 内

見ヲ 前 聞 + + 時 時 桐 らす 原 殿 き P 面 ば 接 事 件 内 警視 之方 庁監 針 7 伺 獄 平 工 又岸 松 与 弁 郎 護 士 在 1 意

午

有 后回至 午 后 無 県 ヲ 問 参 時 差 事 入物 郡 長 分新 静 ヲ ナ 尚 橋 多 発 シ 太 瀬 汽 夫 警部 5 車 = 用 沼 テ 足 津 沼 2 H 井 津 本 上 橋 答 直 部 行 和 田 杉 氏 面 本 ^ 会 出 屋

元 Fi. 担 御

頭

月 # Ŧi. H B

野駅 皇太子 下 殿下御 車 泉 還 //\ 泉両 御奉送午前 村 重 立 諸 + 氏 時 沼 = 面 津 会、 御 出 服 発同 部 氏 列 車 ∃ IJ = Ŀ. テ

佐 京

模様 ヲ告ク夫ゟ帰宅

几 月廿六日曇り ার

拙 沼 (者外人足一名都合七名登山、 津警察井上署長及巡 查二名• 菅沼村 湖 水門より逆川 長 杉山 水配 見分同所

東

口甲伏悉皆取除キ堰下廿五間

計

り凡五尺幅深サ凡三尺

冊

小

或 余堀貫当時流水〆切口ニテ水深サ中三尺七寸及ハジニテ 一尺五寸足力急ナ ハ 士: 一ニテ堤坊 雨降回 姿ト リ ナ 西 シ 口 IH ハ 甲 形 ヲ 伏ヲ除キ下位ヲ積立テ芝 失シ タ リリ、 午后六時帰

几 月廿八 H

宅

須

釜

=

IJ

小 泉村役場 9 メ各字協議会議員招集将来 3 IJ Ŀ 京中及沼 津又湖 方針 水 登 確 Ш 世定刑事: 模 様 告 夫 訴 × = 報 決 告

ス

当担者

小 泉村長

菅 沼 佐. 太 郎

> 几 月 # 九 H

人

帰宅、 出テ其 泉役場ニ 同日参会者菅沼 内 明治 テ 同 八年 証 書 床下 取 調 ・米山・ 訴 ケ 仕様帳御 願手続打合セ岩崎 小 林 指令付 . 稲葉 アリ 勝 氏 又五 午后 5 旧 七時 名 証

四 月三十 H

小泉村長迄 十二時 十二年 - 度水門及逆川修 繕願 書御 指令 書 送

ル

サノ発汽車ニテ訴願 出出沼

同

H

裾野市久根 勝又重俊氏所蔵

長泉村長

深良)

米

Ш

藤

郎

11

林

曲

太郎

<u>=</u> 明治二九年五月一 日 逆川事件につき箱根湖水利

組合告訴状

治 # 九 年 Ŧi. 月 H

状 X

藤 郎

林 曲 太郎

口 県

訴 県

人

佐 太郎

ル

見廻

人駿東郡

深良村深良勝又勇蔵

∃

IJ

届

出

9

ル

ヲ以

同 郡 長泉村長

テ、

米山 藤三 郎

訴

X

口

県 告

同

郡

深良村

長

全 Ш

一ク水利

ヲ

が妨害シ

タ

ル

コ

1

ハ

則

チ 別

紙復

命

書

如

被告訴 訴 X 人 被告 箱 訴 根 湖 人 用 = 水 対 掛 ス ル 1) 静 告訴之要領 岡 県駿 東郡

左

= 須

開

陳

仕

候 蔵

深良村外六ケ

口

県同

郡 訴 郡

仙

石

原村耕牧舎

被告

市

JII

文次郎

被告訴

X

永

傳

口

県

同

大窪 人

村長

被告訴

勝

份俣澤次

郎 村長

右告

7 二於テ共 ル堰留 用 X 場 スル 所甲 箱 根 ラ 伏 湖用 七 (野面石ヲ以 水字逆川 П ノナリ)ノ石堰 工 貯 水 為 ヲ メ設 É

候趣 キ 益 常 図 = 本 組 合 = 於 テ該湖・ 水監守 為 メ設 ケア

角平 同 月十三日 鈴 木新平 小泉村 ノ三名 書 ラ現 記 堀 場 内 保蔵 出 及当 張 実見 組 七 合水 シ メ候処、 配 人杉

X 小

林 由 太郎

告訴

奈川県足

柄

下

郡

仙

石

原

795

明

(表紙)

告

訴

告訴

米山

菅沼 佐 太郎

水 掛深良村外六 ケ村

告訴

状

箱

根

湖

用

静岡

駿

東

郡

小泉村 菅沼

> 致 己 ケ 村

水利

組

合

利

ヲ

ル

目

的

7

以

テ

明

治

廿九

年

几

月

+

H

破

壊

IJ ケ 石

タ 村 原

ル

7

探

ル

= 員

III 此 早

仙 行 筋

数

村

次

名

相

州 L

III

仙

外

会 俣澤

於

委 外

=

選 11

為

ケ 至 数 仙

用

名

1

シ 知

自

利 相

得

為

X 石

破 原 7 石

ル

議 村

決

之

L

決

シ

4

ナ 7 早

此

=

就 7

テ

実 遂 7 序 議 勝

地 =

視

察

1 7 テ ス テ 郎

2

テ 行

静

県 ル 益 州

津 IJ

警 1 ル 筋

察

署

長

警 破 壊 村 ナ 原

部 壊 ス 外 ス 村

井 事

逆 平 当 ハ = 流 1 IJ 及 難 III 地 水 時 実 杉 1 計 此 シ 1 量 1 視 Ш 不 候 テ 増 敢 角 ス 得 申 破 别 IJ ¥. 如 ル 加 テ 候 壊 E 共 紙 丰 シ 異 # = ナ 略 = 地 六 主 其 付 凡 1 去 至 ル 所 ル 人 丰 IJ 巾 ウ 総 代 名 テ 通 テ + Ŧi. ゴ ナ 張 等 ハ IJ 11 淵 丰 勝 判 賛 月 際 深 H 又 \exists モ -然 成 有 巾 + 1] 堀 彌 壱尺 7 其 不 九 南 内 4 尺深 為 候 后 治 致 = 保 村 位 堀 候 シ 数 蔵 等 長 故 外 又 サ 割 П Ł 該 ル タ 暴 行 尺 쏨 町 ル 名 モ 佐 133 シ 1 訴 村 六 砂 テ ガ 七 実 郎 水 為 現 モ 地 手 有 住 4 流 ハ X 見 場 之 続 民 弥 湖 水 七 = 哉 中 水 K シ 至 配 面

> チ 文六 是七現ケ 見 = ラ III 四廃 九 ス 4 7 此 反シテ 伏 当 加 ル 年 1 ケ 於 村 以 今村 X 水 午 1 村 K 七 称 逆 畝田 1 テ テ 7 勿 ス 利 拾反 年 寛文 III 制改 称 五别 付 論 用 上 組 ル 地 政 応 口 シ 步五 リル 度 置 逆 水 7 1 合 高 府 泉明 陳 = 下百 既 III 乗 ヲ 丰 強 七 六 湖 附 1 改廿 述 村治 監 終 千 許 業 流 13 4 4 Fi 水 仕: テ ・廿泉二 町 守 堰 1] 村 = ス 急 八 口 堀 候 11 箱 村年 留 水 ~ 拾 古 七 タ ル 7 貫 • 町 2 場 ル 等 H 使 得 根 以 九 抑 来 高村 4 後 外 用 用 湖 来 = 石 多 = 岡制 七 常 ル 1) チ 水 該 水 村施 \exists ス 七 箱 此 7 ・長泉村 使 最 常 1 = 1] ル 4 湖 根 用 貯 飲 王 = 流 湖 コ 几 水 湖 箱 事 貴 洩 水 料 権 水 水 1 升 蹟 7 用 根 • 村清併 7 重 水 更 充 水 1 Ŧi. 以 水 湖 7 有 ナ 等 為 = 満 ナ 合 駿 有 用 水合 之 無之 2 ル X 水 駿 村シ 3 L 1 東 水 ス 居 場 水 L 9 IJ ・ テ 郡 東 ル 地 1 富深良 為 門 所 ナ ル 郡 L 井 吾 モ 面 之 ヲ X シ 1 シ 井 IJ 組 岡村 大 来改 シ 始 閉 丰 テ 組 村 ナ L # 村: テ 殊 甲 逆 鎖 則 # 寬 ヲ以 111 九 ル

上 件

善

月 1 シ 水 順 協 長

H

出

之

1

泉

菅

太

.

村 会 議 員 人民 総代 等 連 署 シ テ 业 組 合 ^ 差 入ア

并 第 該

所

1

用

権

ス

テ

11

治

月

묶

証 使

涌

1) 7

神 有

奈

JII ル

県 事

相

模 附

足

柄 朋

T

郡 +

元

箱 年

根 九

村

声 \equiv

長

E

被告訴 ク不

 \wedge

= 此

於

テ 箱

モ

熟

知 用

シ 水

居 逆

ル

可 П

丰 1

ナ

ル

モ

不 1

以

L.

1

如

ク

根

湖

III

貴

重

ナ

E

ル

斯

法

破壞

ヲ

為

ス

自己

便

益

一ヲ博 筈

七

ン = ル

1

ス

ル 抱 ナ

利 ラ、

権 T 確 コ 詳 令 リ 1 証 力 = 許 ナ 明 明 近 IJ 治 可 7 力 八年 7 ハ ナ IJ 得 其 明 十二月 后 テ官 治 政 寛文度以来屢 七 費ヲ 令 年 第三号 = Ŧi. 以 月 \exists テ逆 1] 九 箱 証 日 第 Ш 根 × 修 如 等 湖 号 ク御 繕 修 御 証 7 料 普 繕 加 通 請 地 7 ^ = 出 為 IJ タ 編 来 シ 静 ル 形 9 \exists 入 七

ル 県 1

若

E

欲

=

1

IJ

帳

用

水 其

候

可 弐大村 ヲ 得 テ 修 地 繕 元 戸 I. 長等 事 7 施 \exists 行 1) 修 シ 繕 タ リ、 7 出 又年 願 シ 御 K 施 料 局 \exists 長官 ス 処 貯 許 良村外

以

七

ケ

村

総代及戸

長

神

奈川

県足柄

下 証

郡

元 通

箱 IJ

根

駅

L

シ

来明

治

廿二年三

月三

干

H

第

四

号

1

샠

深

但

1

添

付

シ

タ

ル

証

拠

書

類

渾

テ

謄

本

ナ

ル

7

以

テ本

御

ハ 第 Ŧi. 号 證 通 1) 明 治 # 年 Ŧi. 月 # H 当 ZK 利 組 合 会

決

議

書

=

明

記

T

ル

カ

如

ク、

同

年

度

前

后

=

於

テ

年

K

可

水

期

=

於テ

要ス

ル

堰

留

費

及

E

小

破

修

繕等

経

費

如

+

候 決 議 書 其 他 関 係 書 類 T ル モ 略 シ テ 玆 = 記 載 不 仕

事 付 絵図

二枚

静

出

県

津

察署

長

部

井 沼

上

殿

シ之レ 貯 田 出 水 地 テ ヲ放 期 9 害 ル 中 置 最 7 モ 蒙 E ス 1 焦 ル ル 時 眉 存 コ 候 1 11 1 急 非 当 = 常 組 有之ヲ 合 訴 ナ 深 ル 人 以良村外-事 1 管理 以 = テ玆 シ テ、 六 者 = 4 告 村 位 加 訴 置 フ ル 住 = 及 = 民 T E 田 及

間 至 急相 当 御 処分 有之度 候

用 節 1 何 時 タ リト 王 提 供 口 仕 候

右

訴

人

九年 Ħ. 月 H

治廿

阴

菅 沼 佐 太 郎

米 11 林 Ш 由 藤 太 = 郎 郎

静岡県芦湖水利組合所

治二九 年 五月二二 日 1 七 月 Ŧ 日 逆 JII 事 件

数ず村る

破け

水等

を

流

せ

L が

深か 先礼

良ら

村な

外加

+ 15

田でん 人儿

下办

工

を

負品

担な

た

る

月

至だ

0 多た

関 す る 新 聞

迫地地

百

町 を 旧意

ハ

灌る

漑が L

のい

便を失ひ

殊を

稲なっ

苗る

植為

時

目 村だ

前だ 0

K

8

余上

0 Ŧi. に K

たる

ぞ、

数寸

千

0

農の

民治

ハ

れ IC 8

が

8 0

15

痛な 付け # 日

激き

昂う

L

仙だ

為た

口を歳ま民た 0 験な箱は 111 々く な 東き 根和静泉 1 年なく 官为 る 逆な 郡是 芦門 出た 川道 のみ 15 が にり 神か 奈な 用き 請る ` ٤ 湖で 通う 川がは 水ま T T C にみ 湖 神か T 0 11 ハ 両な 昔寛文 水ま 貯さ 同さ 其を 蔵 川がは を 0 に苦さ 人儿 引に 県が 北景 深か 民なん 方は 用 仙だ 良ら 0 心儿 村は に二条 六 L 石芸 大だい 田でん 年ねん 原時 外はか L 水さ 湖こ 村的 地ち 0 # 水さ 頃る Ŧī. を 七 0 百 深か ケ 水さ 通う 0 減ば 余よ 村だ 良ら C 路っ 少多 村は T 町 0 あ 外加 VI 早は を 用さ 0 備な 開か 川北 水源が # 3.5 墾ん 七 12 __ 為た せ ケ 流流 11 D 逆がばは

静っ 村だ な れ 以小 0 込む り 岡か 人と 来記 県な 慰る 石でくはら 訴そ バ 如い 12

何办 及お 15 なる 調ってい 押物 W L 都 寄出 珍え ٤ をこ 新 試る 事 せ 15 聞 を惹き S 2 W が کے L 明二 若も 起誓 が せ 治九九九九 さん る L 纏艺 九 ح B # を ず、 重なが 年 8 0 Ė. 事じ 知し 5 月 れ 件は 終 ず た に 12 横岩 る L 日 浜は 人心 5 (第 遷が なし S 地ち 辛於 延で 裁さ 判ば \$ 六号)) あ れ を

根 静。 芦 出っ 湖 神。 奈。 0 北 1110 方 面。 VE 県。 下。 個 農∘ 民。 0 排法 00 葛○ 水さ 路 藤。 あ

0

は

静

出

県

農の 川がは 来 3 15 民 ٤ 通言 8 0 等 L 0 称 其 から 神 筋 可 奈 其 郡 0 後 認 JII 深 遠に 種 可 県 良 < 村 を F 々 得 寛文 工 足 外 事 T 柄 0 逆 + を 郡 施 III 頃 六 仙 を ケ L 石 堰世 殊 0 原 村 を 15 き 深 村 箱 を貫 Ŧi. 良 灌 根 村 百 漑が 権 余 現 町 + 領 0 III 他 六 用 15 0 力 流 0 水 を得 はさ 深 村 下 良 す 逆流 0

石地を返

を 切

T

を

引き

3

毎:

時

穏だ 溢き U 0

カンで

12

局記 水き 開意

をく に

結ず

U 11

仙だ 满荒

石原其

他点

水等

0

如言 T

逆が

11 1

0 0

口台

0

3

1

T

足る 0

せ

時じ

大 s

御ご

地

2

な

る 0

3

旧き

のん

如言 しゃ

北門其 降だってつ 深か

他た

0 \equiv

工艺

事じ

総さ

村ち

1

T 0 を

4

経は 慣

L

面:

年か

仙は

村もの

0

於い

1

牛

馬ば

飲い

料な L

及 来

新た

田でん から

拓な

等

水ま

利り 来的

心心 石にくは

を

感か

3

等き を

万

円急

巨

費で 権に

を 現げ

費で

明点

治ち

年だに

至な 拔

該が地 深から良

0

箱

堰き

11- 2

箱は

根和

領?

よ

0

良ら

村な

山さ

中ち

ま

0

掘り

作?

9

8

国民新聞

明八九九六

九年五月二二日

九〇

号)

東京

朝

H

明二

治二九

年

Ė

月

(一)日

第三

一四八九号))

ざるべ 力したれども 去る りたれ 逆 其 地 Ш 去ら て其 儘 訴 他 から 中 0 12 訟 12 几 0 御 15 者三名の村長を総代 しと云 引0 用 放 12 んとする 月 工 料 通う 棄し 水権が 及びたるも き + 両 事 局 是 ケ た 年 費で 15 其 置 亦 村 れ 以 H は は 編分 堀り 捗か 歴史 甲办 0 ば、 来逆 カン 0 0 入に 抜き 農り 斐 勢 せら ば > 6 夜 切 0 なく 席さ 是 な に 的き 苩 III 深 如 から 良村 旗 亦 り、 が 湖 至 下办 15 れ 竹鎗 未 遂 生 り 流 深 L 七 0 とし だに 3 深 命 乱え 良 外二 に 後 水 0 百 一余間 0 れ 神 良 E は 暴 人 村 ٤ T ば已 村 滔ち 民往 外二 + 雖 起き 奈 頼たの 12 仙 訴を 4 揆 0 む 4 3 六 15 石 農民 を見るも 0 むを得ず 静 Ŧi. 日 全く + ケ 達 K 原 運に 水 百 夜 六 村 旧 大に 門 余 15 堰 ケ 降於 0 0 K 至 減が 村に 県 町 を 12 負 如 T 長 去 防 遠 3 驚 少艺 0 0 破 担な 明 < ず、 を 交5 蒼き 害が き る き L 壞 す 依い 治 奔走尽 相談 て深 15 + 沙沙 田龙 る 然人 [を試 L # 手で とな 干が温 あ 若 水 居 所 水 年 取と 門 3 Н 涸 良 該 を み 0

居る

を

下办

箱は根 奈な 川がは 箱は 湖~ 県は 根和 足柄下郡仙 水が 湖 水ま 古さ 0 来記 水ま 静ら 利的 岡か 紛え 石原 県はん 験さ 村外外 東多 郡は 七 ケ

す

る

き

1

掘りた たる るも 両県りゃうけ 郎 流 拘ら 沒 た よ を受け 留り る ZJ げ 0 • 大久保 知事 な 3 0 から L L 遂で j 為た る れ 居 る t た 12 本に 0 8 に、 り、 村長ちゃり 0 工艺 年れ 紛ら 近 深からし 一同局に 事じ 仙だるとく 来湖 儿 争き 又表 破べ 月 0 市川文次が 原組 村組 12 該がい 壊り 12 起き 水する 8 湖こ 至な 因に 0 0 告訴 水量がありやう 交渉 水さ とな 0 合か 合む 仙石原組合 12 ハ 郎 屢ば 御ご 7 す を 0 著しいちじる 外はか 料りきょ 受け 先さん と水利 る ノト 町村と 良村 元年来数 去^さる しく 所きる 0 利 仙だ Ł 外点 所管に 土芒 ハ 減だ # り 共も 石装 横浜地 # 主き 再な 少多 七 村村村長 12 八 П 年だれる 75.7 せ を 神奈川県会 配ける 川かは ケ 属ぞく 御き 起誓 L 町村し 地方裁判所 浚を為いな する 突を 水さ を 以 s 勝かっ L 水門 0 居る 保沢 川北川民 を 起誓 0 7 L t= を

副議ち 云 T S 長鈴本 稲ね 輔は 氏山 其を 他在 \$ 処分策 水に付専ら 斡っ 中旋中 な

神、 奈 111 静、 岡、 雨、 県 民 箱、 根 湖、 水 0 水 利 争、 15

神か

11112

相等

州

根和

湖ニ

水さ

0

水さ

利り

K

就に

静ら

岡県かけんさ

郡に

深ら

ケ

名い

0

随かがん 御ご 元 右掌 題だい 拘ら 久くば 水さ 0 保質 料な 留力 # 使し なる T VE 湖 腕な 0 は 面倒が 村々長 用き 人に 水さ とな 局是 力是 L \$ 間ま 八 開る にた 至な 箱は 工艺 7 は 0 ケ 古 訴う 水ま 来 自己 町で 根和 12 所は 3 0 堀りさ 来記 へた 至於 h 市も 村た 0 村は 施とこ 静ら 管る L 利り 岡か 両れ なん ٤ 川文な 争らそひ 0 W た 0 0 15 3 ٤ 神か げ 居を る れ 水さ 設地 県かん 関わ L 神奈川 奈な 置 を な 次 起意 路る る K 即多 川がは 以 道る 既さ り る し亦た 由も 3 VI 属ぞく 町で 為た 深か ず、 に 県か な T L を 0 す 村を 設等 7 神か る 両が 仙龙 双章 足も 良ら 同さ 8 静ら る深か は 氏儿 柄がら 奈な け が、 岡家 此二 方は 村な 格な 石さ 近意 局意 共も とも 外加 原 川県がはけん 爾巴 両りけん 組 別でいる のあ 下も 来記 F < 休良村各町村い に 争に 今はまで 来記 湖こ 合め 0 村智 郡に 俱も 仙龙 間か 名は 非四 工艺 数す 知ち 町で 0 水さ 仙龙 に は延 村長り 村を 事じ 常き 石原 所出 0 を 口かい にだ 配洗 石衫 並なが 横浜 水さ 普多 争さ の外に 加益 8 原法 水する 種し 勝かっ 展し S 村的 請ん 0 U は 村智 要領 当時に 46 T 地は 俣* る 各次 44 を 居 外的 寛かん 交渉 両県れらけん 加性 水ま 程と 町で 沢ほ 方う 見んぶん 0 七 村花 該が 裁さい 次世 利 を 動さ 0 ^ た 聞き 湖こ あう 郎等 湖二 判ば 3 は Ŧi. 内人 年始に る 該が 水があるち 治ち す 町で 工艺 E < 9 水さ 所は . 問る な 湖 3 12 T は 大は 村る を 地 ~ れ

良村らむら 留り 仙だ 自己 12 流流 n 来 3 早は 川かは 水さ 源は 0 水き 量が 欠らばら 1 来意 る

合ながいますり 村なっています。水ない、水は、等・利り 利り 訴を 川な年な 記ぎに 以言深か る ご至い 争あらそる 良村組み 石原 々ど 小龙 せ 15 臀り 刀口 T 依よ 権が 田地 は を 月 関為 合な W 0 益等 其を たる 原的 係は は 箱は に ٤ 9 堰き 再なた 0 村な 大人 頗る 町村 是こ 根和 関る 今ん 仙龙 合町す 城ち 0 留と 17,7 基章 組え 度村長二 川北 LL 捨さ T 権と 合か を 8 石 大は 0 れ 不多 両れ 原は 内多 0 を 水等 仙光 現げ 以言 あ 浚さ 村た 2 町で る亀 私 寺世 穏ん を 石衫 組分 て、 N 村ち は な 村を 有物 原村 をな 偶な 領な 合む 用点 は 0 組系 0 村民なる 形は 名が 腹炎 去意 先於 4 0 0 合か 水ま 来記 利り 時き 主は 勢は ٤ 年な に ٤ 15 不多 # 0 来 重物 称さ 固さ 用す 用さ 如是 張う t= 不多 水等 あ よ あ 等。 七 年が満 を使し 有い き 0 する 9 益等 立だら す る 便ん 数す 3 す 0 す 7 る は 41 る 時き 巨岩 た を 0 回的 処ろ 専らば 用 額が 迄故 水ま 15 悪さ 激け る 工艺 0 与きた 水ま 重 昂から 事じ 利り 過す 水ま 8 再さ 7 0 ~ 0 突 警けい 川か 権が 工艺 1= を を 3 居を き 0 L 0 度と を す 費立 聞き 戒が 水ま 0 新品 15 放は 今は __ 破べ 0 れ 野り 名的によう 起き たる 壊む して 大だい 門もん 流 を 中す P ば を 前だ 投 浚ら に 衝す 関於 云い す 0 茶 る 大だい 突 開か 車しあ \$ 殊を して 由抗 留为 た 可と Lo 東是 15 騒さ 0 0)5 処と 深か な せ 0 2 組系 放き 轢き が 仙花石 合きは する 配は 得之 る 3 Ł を 関於 0 村組組 結果も る 以為 1= から を L 0 9 本品 な 原時 7 3 今ま 惹き 告る を て 1

模る

国を

足さ 其

柄が

下

郡

箱は

根和

湖こ

水ま ~

0

義

寛か

文系 来 7

71:

駿

河

勝す

-

を

朋

15

す

郡 相談

良

#

村

白ぢ

治が

以

深 政

村

外

لح 東

な

る

田 村

方 外

灌

漑が

0

為

8

領な X.

主 改

を経 IE.

時 目 元

0 今 年

府 良 年

0

許

可力 六

を 村

得

専る 斡っ 31 旋 尽力 居を n 村た 民為 聞き 0 惣代に 高か 橋に 茂 興5 氏L は 横步 浜は 12 出品 張る 頻 0 VE

神か

川県がはけん

副いる

長ち

鈴 云 悪き

木き

稲は

之。 目 棄す

輔持 下办 場は

.

郡だ

部で 中等 3

会的

議ぎ る 0

長です

安か

藤さ 該が

安克 事じ 11

氏儿 15

等

賀

7 T

3

明ま

カン から

な

0 S

غ

紛さ に

紜

な

カミ L

尚語

件が 此言

至

る

同さ

彼れ

等

唱な

る

水る 45

0

あ

3

事じ 付言

『東京 新 明二 治八九 九二 年 Ė 月 日 (第七三 九 号

箱●

根●

湖●

水•

利●

争•

别●

報●

要領が IC 1= 前 る 本品 号 社は 事 を 嘉 15 順な 0 明 六 15 神か 奈* 記 末 報 郎 関 川がは C せ 氏 L たる 3 1 -県は 記書 れ 0 及 7 本是 所 事じ 載 県人にん 2 本 実ぶ 寸 る 相等 社 0 民意 違る IC 相等 所 投き 0 違る あ 0 びぜら 点流 世 間 0 る \$ K L 所 箱は あ れ から 根ね れ L あ Fo 所 湖二 0 駿 ٤ 左 15 0 東 拠よ 15 0 7K 郡 全なな n 事 利 長が ば、 に を 泉がって 争ひ を 7 揭 襲き 其を 村

於て

修り

L

N

水

等

に

よ

0

湖こ を

水ま 以

多 7 15

量が 敷 前

従 年

15 K

悪水はある

多

良 組品

15

吐性

L

8

又 繕が

3

0 VI

き を

L

丸 称

石

15

畳な

2

たる

石计

堰,

詰

験す を

東

水 8

合め

に

لح

する

有

5

此

吐

 \Box

見

極

伏ぶ

カン

箱はね 故 水ま 法 合き 請ん 暦され 元 百 に すると は に 役さ 年 庚 之を 戌 湖こ 保 Ü 山湾 御 # 見 前 有 年 水さ 存 中等 悪なする き 子上 聞 は T. 余 七 防き は 水さ 0 用き 年. 事 百 吐 元 Ŀ す 水ま 相影 を 弐 用 引き る 戸 模る 終 箱は 水 御 拾 為 根和 Ŀ 入れ 使し 国だ 0 間 及 8 緣 用 役 口公 に 其 0 箱 箱は 於て 素を 墜ん 迄 普多 水 権は 志 道 根和 請ん 門 根 12 12 及 毫が 湖こ 町 及 前 屢は を を 水ま Si 本人 該 遂 穿が 3 0 顕 5 宅 北 を 0 有之当口 III 故こ げ 以 障さ 地ち 如 筋 莫ば 方 た 大花 K り 定に 12 < 破は 無 歴然 水ま 当 達 定式 損な き 0 0 す 水ま 爾じ 費ひ 0 0 0 字 る た 簿ぼ 節 2 来 用力 5 逆 な 0 極 冊き は 近 を 政 来 憂力 8 今 3 要 甲克 締め あで 其 又 VI 府 す 15 切りいち 貯 当たらくみ 羅ら 余 る 御ご 朋 7

水

7 野节 な 8 カン は を き L 通う 早 を 故 得 III 過 何 ٤ 用 た 様 仮か 早. 0 水 0 門 称さ JII 強 す 彼 1881 併心 0 لح 增 n ٤ 逆 雖 合: 水 \$ す JII \$ VE る 早 悪さ 此 従 JII な 水ま 慣 27 法 水さ 吐 0 は は をふ 門もん 逆 足も 以 全 JII 戸 柄が 7 0 数す を引き 别二 下 称 郡 暦れ 茶 抜 仙 な 0 相為 石 間 り 、 模の 原 更 流り 国 村 に 水ま 故 15 せ 0 差 原だ 支 於

なり し耕き 近傍り 為る 水ま L は せ 永 は 石 15 目 を 所 的 飼し Ш 傳 を 沂 水ま が村長勝 役 養や 牧 蔵 使 水き 平 沢 来 仙 る 洩 を 達な 社 な 用 に 石 フK 0 0 斯 田人 15 水 是に 湧水を以 属で 牛等 地 至 に 酸 を す る L 原 カン を せ はする 設け 多た 3 8 又沢次 東 る 1 用き る 村 於て 数百 事也 量が 慣 迄 単 組 に 0 水ま 7 本なら 主は 例如 は早 照 用 業は 多 該が、 に は 合む 至らず(是 仙 郎 会 各 水 となる T を 小 担た ない 川世 水ま 逆 石 之に 起誓 にとな 0 路 III 0 JII せ 村 L 0 . 原 分派 大久 5 は 8 L 新し 0 水 形は 叶 村 15 充あ たる 開 以 水さ を 出 0 を 始 其 n 八保村長市! るに なす 然 を 従 仙だ 流 使し 8 7 てたるも を 0 他 本 企 為 な 石原芝 用 NO 新品 其 る T U 0 件 此。 湧き すべ 要力 に 田了 7 8 明 他 15 L 人人 悪水吐 0 と牧畜 外 治 本 弊心 水ま 用 山さ 過 無 民社 葛か きずず 十二 きに 川文次 害が 事じ 年 0 水 に 地 沢な き 大に 藤さ 業は 牛馬 を 2 0 \equiv 0 几 田で を にて 知し は 心心 月 甲 百 流 文 付 0 地 菲で 生 羅 要を 郎 + 0 用 年 数 余 年 水 \$ 相為 該が 望 L 石 は + 厳な 水 町 を 無 模る 逆 0 を た 感 耕牧社、 年 III H に を 耕る 頭 歩 頃 使 < 国に 懐だ 物質とした 相等 窃 3 غ 充 を L を よ 小 15 筋 き 拡張 最は 州 原は 餇 購 0 於 0 カコ L 田 は 行か 3 に 他 因る 初上 養力 入に 須 平心 湖こ 7 仙 0 原

> 組 及 為 村

重ねだち 裁さ 合む り、 判所 合 U 湖 書は 15 永 0 たる 代だ 記意 恰な 於 L 甲 伝 水 検しい 表すしゃ 処不 12 堀 \$ 1 7 羅 蔵 被で 当 龙 伏 等 出品 内 告人三 法をきる 局に 張る たる 保蔵 H 3 を 不多 悉く 世岛 貴き 法は は 告話 まる 0 井 重 に 長三 名 処、 組 な 破 3 拘 壊 15 返礼 X 数 合 る 名よ 留 及 答う 右 逆 + 水ま 湖こ L せら 配 新礼 び、 K 0 III 用 0 付難差置 始し 人に 0 締め 人にん 水 規き 御料局 鈴 に 夫 検 末 切的 を れ 事 を た 15 口台 木 相等 幅 る 驚 及 新 州与 九尺深 引え 局 率さ は 12 き 25 平 地 其を 於て 止党 上 端 水 方 L を 申 帰き 場ば 門 杉 ~ 来 四 得社 村を 分 尺 原 0 \Box 0 Ш 於 角平 暴き 被で 等 3 上 0 派は 程 尋問 見る る 7 学 横 上 せ 堀り 談だん 以 次し 浜 更 廻は 下言 . L 第点 地 12 0 8 け 0 小 T Ŀ 方は 井 12 0 泉 た 組品 従 な

之に 云 下さ 17 ^ る たる 依 いつて見る が 如言 為 きこ

云

水

用よ 号が

0 K

時

更高 各村

水ま は

門もん 深

開放き

すと を

を

12

٤ 77

は 用

従る

前だ 不ら

に

於て

更に 迄

之れな

カン

0

知

時に

は

前が

深から

村は 殊と

水

堀

らず

p

云

るべ

岡新報』 明治二九 九年七月 Ŧi. 日 湖水利組合所蔵

前 須

明治二九年五月 湖 水 逆 JII 破壊事件二付呈出 七

証拠 書 類 自

湖 水 逆川 破壊事件ニ 付呈· 出 七 シ 証拠書類目

訴 = 対 ス ル 復 命

告訴

状

右

沼

津

警

察署

進

達

目 逆一 川^号 元 箱 П 根村 甲ラ伏 \exists IJ セ 用 ノ上土 水 掛 一俵積 IJ 組合村 重ネメ切 × 差入證 T ル ヲ 保

三明 八 治 年御普請 七 年 堀 貫 出 床 来形 下 ケ 精 願許 算帳 可 之証

同四同 廿二 年三 月湖 水門口 1及逆川 口修繕御 料 局 出願 及

可之証

同五許 # 年 度 年 用 湖 水 水 堀 組 合 抜 費決 工. 事 願及許 議

一 同七寛之 年 一 六 同八 年 七 月十 I. 事 八 = 日 付 工事 奉 行 発起 所 ^ 者 差出 \exists 可之証 IJ タ ル 深良村大庭源之丞 證 写 写

> A ル 證

安(ママ) 湖九差 用 入 水 年用 掛 向 水 後 掛 取 = 扱 規 対 定之証 ス ル 御

及

堀

分

反

別

取

調

帳

安十天十 政三明一 十 二 十二 年 年正 四 月 月 湖 水門 湖 水 掛 口 以 0 組 下 合 御 裁 村 玉 許 [役普請 状 K \exists IJ 箱根 出 田来形帳 神

社

差

入タ ル 証文之写

文十 政七 九年正 月 箱 根 宿 \exists IJ 用 水 掛 組 合村 方 対 シ 差

証書

護

口

嘉十 永二 文士 政二 刀口 年三 年 湖 月三 水 門 月日 口 以 可 下 断 御 御 普 玉. 役 請 普 目 論 請 見帳 出 及許 形 帳

安士 政三 年 湖 水門 口 以 下 御 普 請 目 論 見帳及許 可 可 一之証

万十 延六 元 年 前 同 断 証

湖土 用八

水

組 合

村

K

覧

地

义

是

L

ハ

記

検 載

事 セ

局 ズ

追

々 呈

2 11 明 タ 治 ル + モ 1 九 ナ 年 IJ Ŧi. 月 ∃ 1) 横 浜 地 方 裁 判 所

出 右

EIJ 分 泉二於 テ取得浄書

(静岡県芦湖水利組合所蔵)

틄 明治二九年一二月一六日 逆川 事件横浜 地方 裁判

所 判決

判決

奈川 民 県足柄 下 郡 仙 石 原 村 七 + 番 地

勝 五又 十沢 二次年郎

郡 大窪 村 板 橋 六 百 # 九 番 地

口

同

民 県

市 五川 番 土 大 次 年 郎

同 県 同 郡 仙 石 原 村千二 百 七

民

閘 毁壞 事 件 遂 審 理 一処神奈 被告 III 県 足 柄 下 郡 箱 自

右

被告三名

申

合 幅 逆

セ

明治廿

九年四

月十二・十三ノ両

日

亙

築

丰 = 水

其 流

間 下 ス

九尺許

1

個 従

水

П

ラ設

ケ

r 間

IJ

タ 1

ル

処 =

ル

口

=

来凡長七

+

八

許

石

垣

7

須 根五永湖十年 湖 コ 五 専 山 年 蔵

原 本 = \exists 1] 此 謄 本 7 作 ル

右

廿九年 十二月十 六 日 於 可

裁判所

書

吉

野

美

俊印

明

治

百三十六条・第二 ハ 犯 罪 タリ 1 ノ証 百 廿四 拠 + 条二 分 パナラ 懸 IJ サ 処分 ル = ス 付 ^ 刑 丰 事 訴 モ ノト 訟法

為 他

ラ 多

方ハ凡ソ二尺許

堀

IJ

下

9

ル

1

事

実

ナ

ル

モ、

所 シ

第 右

ス

被

IJ

数

ノ人

大夫ヲ転

シ 該

水口

中 ケ 其

方

1 全

ク是ヲ閉

塞

告 沢次郎 ·文次郎 傳 蔵 ハ各 無罪

押 収 品 1 刑 事 訴 訟 法第二百二条二 依 IJ 各 差出 人 =

公訴 費用 11 同 法第二 百 条第 項 \exists 才裁 1) 玉 庫

選検事 # 年 十二 月十六日於横

明

治

九

浜

地

方

判

所

刑

事 負

第 担

部 ス シ

1

1 付

還

宮腰信

次郎立会言渡

判 長 判 事 丸 山

精

判 事 宮 島 鎌 郎

判 事 北 島 傳 匹 郎

判 所 書 記 石 神鍈 之 助 事

告 地 者

之ヲ 原告

却 判 壊

下 決

ス ス 右

当 付

事

水 判

毁

公訴

件 左

附

ス

ル

損 須

害

要償

事

件

告三

名

王

証

所ニ 其 被告

永

傳

百

県

同

郡 被告 郡

仙

石

原

村

損 村 依

所

ヲ

復旧

ス

ル

=

要

ス

ル

施

用

金

百

几

拾

円

八

拾

Ŧi.

銭

1

該

水

清六答弁

要領

市

川文次

郎

可

県

同

大

窪

村

板

方(裁 間

所 閘

ル 事

如

シ 帯

私訴 民

費用 原

民 訴

事

負

担

1

ス

サ 判

ス

静 出 県 駿 東 郡 小 泉村 村

事 原

菅沼 佐. 太郎

口

_ 事

設

ル 求

堰

止

事

11

出

県 足

駿

東 下

那

深 箱

良村·小泉村

司

県

可

長

泉

村

K

長

米山 藤

事

告

物

ナ

ij

然 岡 T 請

ル

=

告 泉 X

1

水 静

九 村

年

月

十二

H

1

両

ヒ被 長

冨 ケ 告

村

村 工.

冨

1:

岡

村

ノ七

ケ村

共

有

日

個 明

水閘 治 清

内

其 应

方

全

一ク埋 十三

メ
立

テ

郎

1

林 由 太

郎

神

奈川

県足

柄下

郡

仙

石原

村

民 郡 民 郡 民

事

原 良 原

被告

口

県

同

深

村

K

長

勝 侵沢次 郎

ス

1

テ コ

該 他 七 ケ 村

= 1 亙り 方 右 1 其 工. 甲 事 ラ 中 シニ

伏 セ ヲ 破壞 シ 深 7 切 IJ 下

ケ

タ

ル

付、

ヲ

起

ハ各其村会ニ 於テ被 告ニ 対 シ 損 害 要償 ノ訴

原 告 ヲ 決議シ各其 各其 所 属 村長 ノ村 7 ヲ 代 以 表 テ代 シ 且. 表 泉村 ス ル コ 冨 1 出 = 村 成 七 清 IJ

. 冨 1: 出 村 ノ各村長 \exists IJ 訴 訟委任 ヲ受ケ被告ニ 対 賠 シ

蔵 求 4 1 申 立 テ、 被告· 弁 護 入岸

明 ナ 他 ク、 四 又事 4 村 実其 長 \exists 委任 IJ 訴 訟委任 ヲ受ケタリ ラ受ケ ١ タリ ス

ル

モ

地 称 民

方

1

ス 事

ル 原 償

於 加之被告 テ 弁 1八不 護士 法二 \exists 前 民事 者二 原 告 訴 訟 ノ主 委任 張 ス ル ヲ 本 与. 按 フ ル 論 7 所 ヲ

事 実 /及理 由

民

原

1 要領

神

奈川

県

柄

郡

根

湖海

尻逆川

805

1 破 壊 抗 弁 シ タ ル 1] \exists 1 ナ ケ レ ハ 原 告 1 請 求 = 応 スへ 丰 義 務 ナ

シ

明

事 按 実 ス ル 民 = 事 本 原 訴 告 論 ラ自 所 陳 民 事 ス 原告 ル 所 ナ 主 ノリ、 張 七 左 ケ村 レ ハ 其 ノ共 共 有物 有 物 タル 7 害

セ ラ L タ ル ヲ 理 由 1 シ 之力教 正 ヲ 訴 求 ス ル = ハ 七 ケ 村 7

適法

代

表

ス

ル

資

格

7

負

セ

サ

ル

可

ラ

サ

ル

ハ

論

ヲ

俣

タ

ス

代 所属 表 = 能 外 本 ノ他 訴 力 ラ得 原 告 四 ル 4 村ヲ 各其 = 適式 代表 所 属 ノ委任 スル 村 ヲ 能 代 力ナシ、 ナ 表 カ ス ル ル ^ 能 カ 故 力 ラズ、 = T 其 IJ 四 1 而 ケ ス 村 ル テ 原 モ

告三 名 他 1 加 ケ 村 長 ∃ IJ 本 件 訴 訟 委任 ロヲ受ケ タ 1]

由 ナ シ、 依 テ 原告三名 ノミニ テハ七 ケ村ヲ代 表 ス ル 資 裕 1

陳

述

ス

ル

王

口

無

証

陳

述ニ

過

十

ザ

L

ハ之ヲ

信

ス

ル

=

記

明治三〇年四月六日

逆川事件東京控訴院上告棄

償 ナ 丰 本 = 訴 付 其 ヲ 八七ケ 提 起 村共 ス ル 有 資 格 財 産 ナ 丰 = 一受ケ 七 1 タリ 1 ス 1 依 称 テ ス 当 ル 損 才裁 害賠 判 所

> 治 廿 九 年 十二 月十 六日 於横 浜 地 (裁) (裁)

公選検事宮腰信次郎立会言渡

才判長判事 判 事 宮 丸 島 Ш 鎌三

精

伝

加

郎

郎

才判官 判事 北 島

書

記

石

神

鍈

用 本 治 、まノ 此 IE. 本 ヲ 作 ル

右

原

ED # 九年 + 二月 + 六 日 於同

郡

裁判所 書 記 吉 野 美

俊

印

(静岡県芦湖 水利組合所 蔵

却判決書

三〇を五

判 決謄本

平. 民農

神

奈川

県足柄下郡仙

石原村七十三番

地

対

シ 理

テ

判 大 訴

断

7

要

ハ

原告

ヲ

ラ

1

ノ如

ス、

シ右

由

IJ

本 相

訴 当

7 ナ

却

下 ス

ス

^ 決

ク決シ シ主文

タル

上 ク判

ハ

他 決

ノ抗

弁ニ 但

> 部 806

第

勝 俣沢 十三 次郎

Ŧi.

年

村 郡

1

ナ

ル

П

=

静

出

郡

深

良村

六

野

ヲ

平 司 民 県 同 郡 大窪

村板橋六百

+

九

番

地

市 111 文次 郎

白

Ŧi. + 六 年

被告

村

ナ

ル

神

奈川

県

足

柄

下

郡

仙

石

原

村

七

ケ

町

村

11 フ

古 所 明 留 以 女

平

民 県

百

同

郡

仙

石

原

村千二百

+

七

番

地

来自

シ

須 月五十六六 傳 日年蔵

地

灌

漑

ラ失当 テ本 1 院 シ ハ 検 テ 事 同 横 1 裁 ヲ X 7

浜 右

判 害

所 被

言

渡 件

9

無 明

妨

告 カ

事

=

付

丰

治

+

九

年.

所 地 水

検 方 利

事 裁

IF. 渡辺

融

控 シ

訴

ヲ ル

為

シ 罪

A IJ 判決

大

一保松立 一会弁論 7 経 判 決 ス ル \exists 1 左 1 如

理 由 件控

訴

ノト

之ヲ

棄却

ス

村

ナ 施

シ

A.

隧

道

1

入

口

=

ハ

水

閘

ヲ設

ケ平

時

之ヲ

鎖

ス

コ

1

被告沢 十三 次 郎 文次 両 日 多 郎 数 傳 ノ人 蔵 夫ヲ使役シ カ 協 議 上 テ神奈川 明 治二十 県足 九

年

几 月

湖

水 ナ

自

1

力

IJ

柄

1

専

甪 ヲ

権

ヲ

得

9

ル

モ

1

=

7

ラ

ス、

又被告

I等町

村

ハ

蒲 = 箱 鉾 於 根 形 テ 湖 湖 = 築 水尻 水 丰 早 置 JII 丰 逆 = 9 ル 流 JII 甲 下 ラ ス 伏 ル ヲ セ 県 又 防 一般東 ク為 ノ 亀 腹 X

1

称

ス

ル 石 外

堰

二ヶ所 ナル モ 内 抑 モ 11 之ヲ 箱 根 湖 埋 1 立 早 テ III 1 ハ 之ヲ 水 源 破 = シ 壊 テ シ 早 タ JII ル 事 = 沿 実

然 = 早 JII -流 出 ス ル 箱 根 湖 水 使 角 権 ヲ有 ス ル モ

テ、 為 偶寛文年 メ幕 府 度ニ 1 許 至 可 ラ受ケ リ深良村 駿 外二 河 津 + 峠 字 ケ 几 村 " 留 於 墜 テ 道 田

穿 サ ル チ 為 テ メ逆 湖 水 7 引 即 + F 湖 兼 水 テ 湖 ノ 早 水 JII 1 水 = 落 量 7 " 過度 ル 所 堰 減 留 小 I. セ 事 シ

シ、 管 理 = 爾 属 来 シ 水 閘 被告 1 勿論堰 等 町 村 留 = 工. 於テ 事 七 亦深 ハ之ニ干 良村 外二 与 シ 9 ル 八 ケ コ

村 シ、 分 然 水 L シ 1 得 モ 9 是 ル L = 唯 止 深 良村外二十八ヶ村 7 1) 敢 テ 他 7 排 シ テ 於 湖 テ 水

深 良村 807

等ノ 1 ル ル 1 モ シ 為二古来自然 ノニ 旧 同 慣 時 T 背キー ラス、 深 良村 平 時 等 然 = 有 = 1 ル 雖 於 = ス テ 近 ル モ 年 湖 水 11 自 效 水 閘 己 方 使 戸 共 管理 湖 用 枚 水 権 ヲ全 ヲ 内 開 需 = 放 要 在 ク喪失シ 7 ル 増 置 ヲ 奇 + シ 貨 タ 9

> IJ 第 1

朋

治三十

年三

月三

干

H

本

院公廷ニ

於テ検

事

小

宮三

早 又 JII 1 修 流下 繕 1 称 シ テ 阻 漸 次逆 害 JII ル 口 形 跡 堰 留 ル ヲ 高 大 ク シ リ 以 被 テ 告 湖 等 水

=

ス

ル

ヲ

シ

タ

T

=

埋 村 仙 録 及 立 力 石 一テ又 有 ٢ 原 差押 村 ス ハ ル 外 破 ^ 湖 七 壊 タ 水 ル ス 使 町 書 用 村 ル 類 = 権 水 至 並 7 保 利 = IJ 委員 絵 タ 護 図 ル ス ル タル 面 モ = 意思 依 ナ ヲ ル 以 IJ 認 ヲ以テ該堰 コ テ 1 専 定 ス ラ 被告等 ル 訴 = 足 留 訟 町 7 ル

以 ニアラス、 テ被告等 大 右 テ 刑 所為 事 訴 1 訟法 水 利 第 妨 害 百二 罪 + 1 儿 シ [条ニ テ 罰 依 ス 1) 無罪 丰 モ

還 言 付 渡 ス ヲ為シ ル ヲ 相 当 差 押 ~ 9 ル 書 類 及 E 絵 図 1 総 テ 差出

原

1

ス

然 以 テ ラ 無罪 結 局 原 無罪 裁 判 判 所 決 ノ言渡ヲ為 7 為 於 テ シ 犯 タ 罪 ス ル 其 ^ 1 理 丰 証 モ 由 憑 ノナ + = 至 分ナラ ル テ ヲ ハ 以テ有 其 ス 一当ヲ 1 得 理

ナ サ 由

IJ

ル 7

> シ 百 テ 六十 1 本 件 条第 控 訴 其 項 理 = 依 由 リ主 ナ シ 文 是 1 如 L 本 ク 判 院 決 カ 刑 ス ル 事 所 訴

立会言渡 ス

松

東京 控訴 院 刑 事 第 部

長判 判事 事 菅 末 弘 谷 厳 正

裁

判

判事 橋 爪 捨

> 蔵 樹 石

馬 渡 俊 猷

判事

常 松 英 吉

書 判事 記 彦 坂 忠 直

裁

判所

本 明 = 依 治 1) + 此 年 謄 几 本 月 7 東京控訴 六 作 H ル モ 院 ナ 裁 刑事

判所 書 記 彦坂 直

第

訟法

以 ナ

(静岡県芦湖水利組合所蔵)

明治三〇年四月二(二八九七) 一四日 逆川 事件上告趣意書

츳

静

上告趣意書

上告申立人(原告) 小 林 由 太

可

県

同 郡

小泉村 同 々長 沼 佐

可 横 山 健 吾

可

県 同 郡 泉村 K 長

明

十

年

几

月十

九

日 可

東京控

県 同 郡長泉村 々

同

可

同 室伏平

同

可 県 同 郡 清 水 村 々 長

譲 八 郎 口 代理 同 平 村 助 井 喜

高

田

同

岡県駿東郡 深良村 々 長

郎

富岡 村須山村給合村(組) 太 郎 長

可

県

同

郡

服 部 大 輔 服

求 ス

相立

タ

ス

1

タル

モ上告申立人ハ之ニ

従 請 治

ル

コ

1

趣書ヲ 提出 致 ス

·右衛門

原

州決

ノ全部ヲ破

毁

七

ラ

L

ン

コ

1

7

請

求

ス

定

ノ申立

口 県 同 郡 藤 岡 村 々長 杉

口

東京

市

京

橋

X

西

紺

屋

町

#

Ŧi.

番

地

護

百

Ш

利

+ 弁

郎

右訴 訟 代理 人 鈴 木 充

美

原

被上 神奈川県足柄下郡 告申立人(被告) 勝 仙 石 俣

沢

次

郎

同 県同 大窪

郡

可

市 Ш 文 次

郎

可

口

県同

郡

仙

石 原

村

須 永 傳

訴院刑事 同 第二部 = 一於テ原 蔵

能 1 ス 去ル廿二日上告申立ヲ為シ茲ニ 言渡アリ

主

理由

+

郎

為罪ト

ナラザ

ル 1

理

由

ヲ以テ原告

一ノ請

求ヲ排斥

セラレ

第一 ラ 点原 伏ヲ破壊シ 院二於テ被告等 タル事 実ヲ認メナカラ、 カ原 告 ノ設置シ 公訴 タル共 二於テ其 有

物

ナル 処

9 ル 上告趣意申立候 ハ不当ニ法律ヲ適用シタル 不法 ノ裁判ナリト ス

明 治三十年四 月十 几 H

右

册

上告申立訴訟代理人

鈴 木 充

大審

院刑事部

御

中

(静岡県芦湖水利組合所蔵

明治三〇年七月八日 逆川事件訴訟を名古屋控訴

院 へ移送判決書

朋

治

三十

-年第五

七号

判

決

書

神奈川県足柄下郡 公訴私訴被上告人 仙 石原村七十三 勝俣沢二 番 地平 民 郎 農

> 同県同郡 大窪村板橋六 同 百 廿九 番 地平民 市川

文次

年 郎

同 郡 仙 石原村千二百三十

七

番

地平 五十六

民

農

同県

同

須 五十六年 永 傳

私 訴上告人 小林 曲

[太郎

静

:岡県駿東郡深良村長

県同 郡 富士岡 村 長

口

郡 富岡 村須 山村組合村長 杉 Щ 利 + 郎

県

横 山 健 吾

百 同

小泉村長

県同

郡

口

管沼佐

太郎

県同 郡 泉村長

同

服 部 大 輔

口

810

Ŧi.

十二年

灌

漑

為

X

幕

府

許

可

ヲ受ケ云

々

兼

テ湖

水

量

ヲ

過

認定 実

ヲ 認

為

シ

9

ル

=

モ

拘

ラ

ス

被

告

等

所

為

7

罪

1

ナ

ラ

代 口 理 県 百 百 郡 村 助 長 泉 役 村 長 Ш 藤

郎

度

=

X

サ

逆 爾

口

即

湖

水

早

=

事 セ

シ

来 Ш

11

勿

堰

事 落

モ "

亦 ル

口 佐. 久 間 信

久

村 堰

外 留 減

村 施

管 云 ル

理 内 為

属

2

被 水

等

町

村 論

於 留 111

テ I.

之二 郎

八 郎

与-良

シ

A

ル # 工 小

 \exists

1 ケ 7 シ

ナ

力

IJ

シ

々

1

又被

沢

県 口 郡 清 水 村 長 斎 田 譲

百

代 口

理

可

平 井 喜 + 郎

付 丰 明 名 治 対 + ス 年三 ル 水 月三 利 妨 + 害 被 H 告 及 事 件 E 百 及之ニ 年 几 月 附 + 帯 九 ス

ル 右

私

訴

沢二

郎

決 ス H 東京控 公訴 対 シ テ 判 訴 ハ 決 院 11 = 於 林 対 由 シ テ 言 太 テ 渡 郎 ハ 原 外 シ 院検 六 タ 名 ル 事 代 公 理 長 訴 野 \wedge 及 鈴 村維 私 木 訴 充 章 判 美 \exists = IJ 決 私 IJ 服 各 訴 判 F. 七

院 刑 ヲ 為 事 部 シ 聯 タ 合 ル シ = 刑 \exists 事 IJ 訴 訟 裁 法 判 第二 所 構 百 成 法 八 + 第 \equiv 四 条 + 九 定 条 式 依 7 履 IJ 本 行

シ 理 ス ル 左 如 シ

原 院検 偶寛文年 事 長 野 村 度 維 章 至 上 IJ 告 深 趣 良村 意 外二十八 本 按 第 ケ村

審

判

決

理

由 田

部

水

T. ス

事 ル 事 伏 ル テ

専

1)

I. ヲ

= セ

付

テ

管

理

権

即

チ

駿

東

郡

深

良村

六

ケ

村

於 水

テ

地

7 利 属 可 甲 ケ 埋

X

村 助 役

次 ル H 逆 多 郎 ĨΪ 数 П 伝 1 人 蔵 = 夫 静 カ ヲ 協 出 使 県 議

役

テ 朋 云 =

神

奈川

足柄

郡

箱

根

湖

水

尻

ナ

治

+

年

几

十 二 ·

+

面 文 干 深 所

駿

東 シ 1

郡

深

良村

外 県 九 撂 告 閘

六

4

村 下 月

於

テ

湖

水

築

丰

置 早

ル セ ヲ 又 防 11 ク 為 亀 腹 X 1 称 野 ス 面 ル 石 堰 ヲ 留二 以 蒲 ケ 所 鉾 形

JII

=

下

ス

丰

タ

甲

7 伏 之ヲ 破 壊 ル 事 実 明 白 ル 内 云 之

所 水 7 利 IE. 当二 工. 事 解 1 駿 釈 東 ス 郡 L 深 ノト 良 村村 当 外 院 六 第 村 ノ築 逆 川 П 造 = = 係 於

掲

タ 立 ル 流

テ

7

ハ

2

タ

11

ナ

モ

_

K

1

事 タ 7 ル 駿 実 第二 東 モ 郡 一被告 1 民 看 做 承 等 諾 サ 於 ヲ 得 テ逆 ル 7 ス 得 III シ テ П 擅 = 於 而 破 ケ テ 本 ル 壊 院 甲 シ 7 タ 力 右 伏 ル 事 セ

ス

即

被 第

告

等 項 対

町 駿 シ

村 東 テ

古

来

自 湖

然

有 専

ス 用 ル

ル 権 理

湖 7 由

水 得 11

使 ル

権

ヲ =

何 失 T

平 駿 全

資

下

着

郡

民

水 渡

タ

モ 几

T 帰

ナ

シ

之ニ

無

罪

ヲ

2

9

右

項

然 郡 郡 用 被 水 1 ス 時 東 7 喪失 民 権 称 民 12 郡 ル 1 早 等 = 雖 ヲ 7 民 右 保 専. テ 自 阳 1 シ 其 漸 属 几 護 害 自 9 モ 擅 ス 項 ス 町 流 次 2 水 己 ル 管 村 逆 ル ル F タ モ 破 理 管 逆 意 ス III 理 ル 壞 JII 由 思 形 戸 水 ル 内 理 = 口 利 7 T = 跡 内 甲 被 以 委 甲 在 枚 T ラ ル ル ラ 쏨 テ 員 サ 害 ラ ル 7 在 伏 等 伏 被 本 7 開 1 シ コ 12 ル 七 本 案 シ 9 七 奇 1 ヲ 放 コ 等 水 案 テ ル 水 貨 奇 1 利 行 其 形 利 第 置 貨 1 所 所 T. 為 町 跡 T. シ 丰 1 第 為 事 為 = 村 T 事 テ 項 湖 シ 即 及 7 1 ル 7 旧 近 水 テ 項 口 管 有 高 E コ 慣 年 旧 近 郡 早 理 4 ス 1 7 = 慣 年 民 権 ル ル シ 背 至 III 法 \exists 湖 以 背 至 力 第 + 1) 承 駿 修 1 水 几 テ 駿 流 丰 IJ

湖 繕

項

破

使

IJ

丰 民 壊 被告 町 シ ラ 頓 シ 7 1 事 水 需 ス 村 テ ル ナ タ ス 途 裁 利 ル 等 其 若 7 モ 用 L ル 駿 T 判 上. 7 特 需 バ シ = 7 モ 東 ル 所 1 得 駿 = 用 有 ナ 本 ク 1 損 若 1 ル 東 郡 此 7 丰 案 = 七 1 惹 111 7 害 郡 民 不 サ 非 被 当 告 1 7 権 民 1 起 IJ 111 ス 受ケ 然 刑 利 斉 3 ナ ス 1 等 事 水 認 ル 7 シ 9 ラ 処 町 ル = 9 生 利 ズ、 裁 ク 定 ル 近 総 認 村 被告 判 IJ 七 湖 ヲ 年 定 I. 王 テ 力 事 基 1 ス 1 所 水 被 1 自 等 = 信 即 使 礎 ナ 至 告 証 絶 然 等 向 被 逆 用 1 12 1] 対 拠 其 於 告 JII テ シ コ 耕 町 方 的 湖 駿 救 等 権 法 テ テ 1 牧 村 無 水 事 済 甲 東 利 立 朋 舎 中 憑 使 此 郡 於 往 7 7 7 論 白 絶 拠 用 得 伏 有 民 開 時 テ 七 権 テ 出 駿 = セ ス ン L 設 1 此 認 7 テ 訴 1 東 7 ル = バ 実 定 全 等 認 ス 欲 郡 擅 被 追 コ ナ 定 7 顧 民 1 IJ 湖 喪 ス 七 ヲ IJ \exists

東

而 IJ 水

等

右 制

第 裁

項

= シ テ

付 4

駿 =

東

郡

民 ス

力

湖 所

水 以

専

用 如

権 シ

ヲ

得

タ

ル

モ

1

=

タ ス

ラ

12

足

ラ

其

左

得

2

タ

ヲ

シ

テ

刑

上.

無 諾 東

É

昼 =

多

数

夫

ヲ

指

揮

シ

暴 置

行 =

7

以 "

テ

駿 利

郡

民 占

甲

7 力

伏 1

七

7

シ

9

ヲ 東

ル

ス

ル

フ

民

事

訴

上.

被

告

位

立

益

7

~

ハ \exists 断

定

ル

得

ス

七

修

1

漸

次

111

留

1

高

此

高

ク ス

シ

云 7

大

形

跡

T 抑

ル

=

IJ 繕

Ĺ

1 称

1

認 テ

定

亦 逆

絶

対

的

無 堰

馮

等 罪 = 則 = IJ モ ナ

BH. 水 門 項 害 2 戸 9 付 IJ 1 枚 沂 年 7 事 開 = 実 至 放 1 シ 1) 之ヲ 駿 置 丰 東 真 郡 随 実 テ 民 ナ 湖 力 1] 旧 ZK 1 慣 早 為 -背 111 ス モ 丰 平 流 依 時 1 テ ス = 以 ル 於

タ 伏 テ 1) 民 1 七 事 7K 仮 利 定 訴 訟 I. セ 事 7 ン 提 = = 対 起 其 ス ス ル ル 出 法 原 来 律 因 事 的 1 1 園 或 ナ ル 係 モ 被 11 告 毫 被 告 等 王 変更 等 力 逆 ス 郡 Ш ル 民 破 \exists = 壊 1 甲 対

駿

東 被

郡

民

カ 本

7k 案

門

ラカ広 所

X

テ 罪

例

~

ハ

幅 ズ

員 1

数 結

+

間

1

七

1

1

為

シ

告

等

為

ヲ

1

ナ

ラ

論

ス

11

7

得

今

7

ス ナ ル シ 1 即 権 利 被 告 7 所 等 得 11 為 ス ル X コ -1 俄 ナ 力 シ = 甲 ラ 伏 七 水 利 I. 事 ヲ

第

項

付

近

年

=

至

1)

駿

東

郡

民

力

IH

慣

背

丰

修

繕

1

称

旧 不

慣

=

依

12

IF.

当

部

分

T

ル

 \exists

1

ヲ

認

X

タ

ル

ヲ

見

ル

ナ

IJ

F 卓 テ ナ 漸 III ス モ = 次 流 逆 亦 III 下 依 ス 口 テ ル 甲 以 ヲ テ ラ 被 害 伏 告 シ 七 等 タ 水 本 IJ 利 案 1 T. 事 所 事 ヲ 為 実 高 7 7 之 罪 シ ヲ 1 ナ 真 以 ラ 実 テ ズ ナ 湖 IJ 1 7K

> ル 架 拠 空 事 認 1 事 定 項 ナ 7 IJ 想 1 像 当 2 院 タ ル 其 判 _ 過 決 丰 7 為 ズ ス 便 而 シ 宜 テ 其 為 想 X 此 像 サ L 如 9 丰

個 以 実 X テ = 的 シ 基 争 A 丰 テ立 件 ル モ 私 1 論 1 擅 七 論 ン = 裁 = 被告 判 ス ル シ 等 タ ル 外 ナ 暴 モ シ 行 1 若 対 論 シ 抗 断 ス 7 ス ル 11 ル 被 外 告 暴

行 テ シ 11 7 ハ 為 個 我 法 X 2 司 11 治 法 自 制 = 度 随 在 意二 力 テ 被 多 数 其 告 争 等 場 件 合 所 7 裁 為 無 判 力 シ 犯 物 自 罪 9 ラ 1 ナ 随 ル 意 ラ 結 サ 果 強 ル 7 = 制

力 ス ラ 可 サ シ ル 故 ナ IJ = 被 殊 告 等 = 云 所 x 為 漸 次 犯 逆 罪 Ш 的 口 所 為 堰 1 留 見 ヲ高 做 ク シ ル

口 生 執 於 ナ 等 行

語 当二 = 拠 高 L 7 ハ シ 当 9 院 ル 部 第 分 甲 T ル ラ 伏 コ 1 七 ヲ = 認 駿 東 郡 第 民 力 甲 近 ラ 年 伏 = 至 セ

認定 ク シ タ ル 趣 甲 意 ラ ヲ 伏 推 七 ス 1 部 丰 分 1 駿 = 付 東 郡 テ 民 被 力 告 近 年 破 至 壊 IJ 行 不 為 当

破 ナ 壊 ラ 行 + 為 ル モ 罪 其 1 ナ 旧 ル 慣 1 = 論 依 断 ル セ IE. サ 当 ル ^ 部 力 分 ラ -+ 付 ル テ ナ IJ 被

第5章 然

1 括 ス 罪 1 ナ ラ ズ 1 判 決 シ タ ル ハ 違 法 最

ル

=

当

院

力

被

1

破

壊

行

為

7

X

别

ス

ル

テ

モ

阴 コ

É 1

ナ ナ

ル ク

モ シ

ル =

别

第 ス 刀口 項 ル 意 = 思 付 ヲ 丰 以 被 テ 本 告 業 等 カ 所 町 為 村 = 委 及 員 E 1 タ シ テ 1) ŀ 町 テ 村 其 行 利 為 益 水 7 保 利

要 シ ス タ ル ル _ 11 阴 被 告 白 等 = 水 1 沂 利 年 妨 = 害 至 罪 IJ 水 7 犯 1 需 シ 用 タ 7 ル 感 王 1 朋 ナ IJ 治 之ヲ + 六

下

7

出

シ

タ

ル

モ

許

サ

L

ス

ル

1

1

由

ヲ

テ

告

7

七

ラ

L

タ

ル

ハ

当

=

シ ス 妨

1

ナ

ス

七

他

人

水 X ズ

利 = 1

工 行 断

事

7 シ ス

擅

=

破

壊

ス

ル 比 コ

意

思 情 言

7 或

実 1 待

行 軽

民

事

原

告

Y

訴

訟

代

理

人

鈴

木

充

美上

쏨

趣

意

第

点

原

院

即

惟 罪

私

利 構

動 定

タ ル

ル

モ

1 サ

=

シ 1

犯

害

7

成 為

セ

ヲ

得

ル

ハ

7

タ

ス、 ヲ =

言

III 年 県 中 꾚 庁 年 御 意 料 局 静 決 出 讲 県 シ 庁 テ III 审 堀 厳 ラ 談 伏 事 七 接 水 2 利 復 工 願 事 IH T. 7 事 破 塽 ヲ 施 シ タ 容 2 而 ル 七 神 テ 他 奈

壊 1 可 ヲ 3 力 方 企 タ ラ + 义 ル 在 上. ル 民 力 更二 駿 事 故 訴 東 意 郡 先 民 ヲ ŀ. 決 被 " 駿 シ 告 水 テ 東 利 本 郡 位 権 案 置 民 1 其 = 1 所 有 証 7 為 " 形 拠 利 的 充 及 分 益 水 利 E 7 タ 占 工. シ ル 事 テ X 侵 王 ン ヲ 破 コ ス

> 論 = = シ ハ 述 モ テ シ 到 拘 其 底 所 タ ラ ル 適 ズ 為 当 誦 法 刑 法 IJ 院 滴 理 第 強 法 由 几 = ヲ テ 理 附 反 + 曲 ス 対 条 7 ル 附 ヲ 判 得 别 該 七 ズ ス ヲ ル 下 シ コ 即 テ シ 1 被 チ 9 争 当 告 ル フ 等 為 院 力 其 無 前 ラ 罪 段 判 サ

依 渡 テ シ 原 4 判 ル 決 モ 7 1 破 = 毁 シ 2 テ 其 更 = 判 相 決 当 違 判 法 決 判 T ラ 決 2 9 ル コ ヲ 1 7 免 希

望 ス 1 云 フ = T

壊 於 シ テ 被告 9 ル 事 等 実 力 ヲ 原 認 告 X 設 ナ 力 置 ラ シ 公 9 訴 ル 共 於 有 物 テ 其 9 処為 ル 甲 罪 ラ 伏 1 ナ セ ラ ヲ +}-破

法 律 7 滴 理 用 3 以 タ ル 原 不 法 請 裁 判 求 ナ IJ 排 斥 依 テ 原 判 決 不 全 7

毁 七 ラ L 2 \exists 1 7 請 求 ス 1 云 7 在

依

テ

案

ス

ル

=

原

判

決

理

由

於

テ

偶

寬

文

年

度

至

IJ

破

良村 駿 水 河 量 外 ヲ 津 過 峠 # 度 字 八 4 = DU 減 留 村 少 セ 隧 於 シ 道 テ X 7 穿 + 地 ル チ 灌 為 テ 漑 湖 X 逆 為 水 7 X 口 引 幕 即 十、 府 チ 湖 兼 許 水 テ 口 湖 7 早 受 水 III 4

自

管

内

在

12

7

IH

背

丰

云

岩 朋

流 修

T 繕 於

ス 1 テ

ル 称

7

图 漸 己

害

シ

タ

ル

形

跡

T

ル

= 高 奇

大

IJ 2 1

云 以 シ

R

1 水

T

テ 111

被

次

逆

JII 理

П

堰

留

7

7 貨

湖 慣

早 IJ

> = x

ED

外 在 堰 # 用 ヲ 留 7 八 奇 增 7 高 貨 村 シ ク 1 タ 管 シ 2 ル 以 旧 1 理 テ 慣 百 = 湖 _ 時 属 水 背 シ 深 丰 云 早 良村 云 内 III K 等 然 修 = 流 繕 = ル 於 1 1 = ス 称 テ 近 自 ル 年 双 7 テ 己 阳 漸 方 害 次 管 共 逆 シ 理 湖 111 内 タ 水 ル 1 口 =

落

"

ル

所

堰

留

T.

事

7

施

シ

云

々

堰

留

工

事

王

亦

深

良

村

告

等

カ

ル

コ レ 1 随 其 テ 明 旧 力 慣 ナ T IJ ル 丈 果シ ケ 1 即 テ 然 チ ラ 民 事 被 原 告 告 等 村 カ 甲 水 ラ 利 伏 I. 事 セ 1 ナ ル 称

工 形

事 跡

7

施 ル

シ

9

ル IJ

IH

慣 云

1 々**、**

存

セ

シ T

 \exists

1 7

ノヽ 以

明

カ 逆

認 口

X =

ラ 於

ル テ

処 堰

ナ 留

=

判 決 原

T

=

大

1

ル

テ

111

達 ス ル ス ル 堰 = 留 於 1 テ 破 壞 其 シ 水 タ 12 和[妨 所 害 為 = 所 シ 為 テ 右 9 ル 旧 コ 慣 1 勿 存 論 ス ル ナ 部 IJ 分 然

テ ル 1 = 認メ 原 之ヲ 判 9 決 破 ル 壊 於 干 1 シ テ 其 1 9 1) 如 前 7 1 段 ナ T ル IJ 堰 テ堰 留二ケ =, 其 留 後 全部 所 段 7 内 破 至 壊 1] ハ 深 之 シ 良 タ ヲ 村 ル 埋 等 立. 王

> 如 破 壞 ク シ 結 9 局 ル 堰 原 判 留 決 11 右 11 有 旧 罪 慣 無 = 罪 背 1 丰 分 高 ル ク シ 重 タ 要 ル 部 ナ 事 分 項 L

院 ス 定 セ 言 サ 渡 ル 2 モ タ 1 = ル 公訴 シ テ即 判 理 決 由 不 1 全 備 部 1 不 破 毁 法 7 T 免 ル モ L サ ル

モ

バ

7 止

1

1 原 確 7

決 院 ノ言 拠 1 全 IJ 部 9 渡 破 ル シ 毁 \exists 9 7 1 ル 免 私 明 訴 カ 力 ナ L 判 サ ル 7 決 ル 以 7 モ 見 テ ナ 前 ル ル 項 = 説 其 以 理 上 明 由 随 如 1 公 テ 公訴 私 訴 判

判 決 モ 亦 全 部 破 毁 ヲ 免 L サ ル モ 1 1 ス

判 決 ス ル 左 如

原

判

決

公訴

私

訴

共

全

部

之

7

破

毁

更

審

判

七

シ

4

ル

為

右

1

理

由

=

依

1)

刑

事

訴

法

第

百

八

+

六

条

規

定

従

E

X 本 件 ヲ 名 古 屋 控 訴 移 送

+

年

七

月

八

H

大

審

院

刑

事

聯

合

部

公

廷

於

テ

検

事

田 武 儀 立. 会 宣 告 ス

長 判 事 事 栗 原 塚 田 省 種 吾 成

裁

判

815



也

書 判 判

記 事

加 + 伊 津 柳

藤 時

珠

樹 郎 治 薫印 平

印 印 印

 \equiv 悌

大審院書記 (静岡県芦湖水利組合所蔵) 加 藤

珠

樹

印

判事 判事 長 筧 谷 元 JII 喬 忠印 印

判事 正 章印

島 田

判事 III 目 亨 印

箱根

湖用

水逆川事件兼テ大審院ニ於テ審理中之処只今在

東京鈴木弁護士

 \exists

IJ

左記

ノ通り電報有之候条不取敢比段

湖第

_-

Ŧi.

判事

永井岩之丞回

判事 亀 山 真 義印

昌 谷 千 里印

判事

判事 判

事

藤

事

田 村

直

印

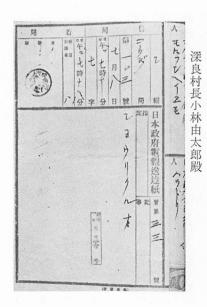
御 通 知 候

明

治 三十年七 月八日

駿東郡 小泉村役場

印



816

= 0 明治三〇年七月八日 逆川 事件訴訟を名古屋控訴

院へ移送通知の電報

平同

民県

農同

郡

仙

石 原

村千二

百三

+

七

番

地

テ其

河

水

1 需

用

ヲ

增

加

シ

タ

ル

3

1)

被告等

1

右

堰

留

工.

事

静岡県芦 湖水利組合所蔵

判決書

逆川事件名古屋

控訴

院

シ

明治三〇年一〇月二〇日

 \equiv 年ヲ第三○ Ŧi. 号

明 治

大字河(判) 湯山半七郎」

農川 県 足 柄 下 郡 仙 石 原 村七 拾 番 地

平神

民奈

判

決

書

勝 五俣十澤 三次 年郎

市 五川 十文六次

年郎

平同

民県

農同

郡

大窪村板橋六百二十

九

番

地

ヲ

過

度

=

減

少

セ

シ

X

サ

ル

為

メ早

III

上

流

逆

 \Box

1

東

一

須 五十十六 年蔵

> 判 年 右 決 + 水 閘 = 対 月 毀壞被告事件 十六 ス ル 検 日 横 事 浜 1 控 地 ニ付大審院 訴 方裁判所ニ 審 理 ヲ 遂 ノ移 於テ言 ケ 判 送 決 = 渡 大 ス ル シ IJ 明 タ コ 治 1 ル 左 +

1

加

審 九

被告三 Ш 寛文年度ニ 沿 名 ル 於テ現今 仙石原村外七ケ町 其 水源ヲ神奈川県 ノ静 出 県 村 駿 足柄下郡箱 東郡深 ノ水利 良村 委員 根 ナ 湖 ル 小 = 泉村 処、 発 ス 去 ル .

早

ル

村 須山 村 泉村 長泉村 . 富士 出 村 清 水 村 カ 当 時

富

出

津 - 峠字 政 府 ノ許 四 「ツ留 可ヲ受ケ箱根 = 墜道ヲ 穿チテ 湖 水 水 1 使 閘 用権 7 造 リ 7 得 湖 且. 湖 畔 ナ 水 ル 1 水 駿 量 河

水 ケ 所ニ 7 引 野 用 シ 来 石 ヲ畳 IJ タ ル 布 シ 甲 近年 ラ 伏 = 1 至 称 ゴリ早 ス ル jil 堰 沿 留 ヨヲ設ケ 岸 ノ人民 以 = テ 湖 於

用用 深 ナ 良村外 治二十九年四月十二・十三ノ両 力 ラ該 村 七 4 水 村 利 カ ヲ 其 自 権 村 利 ヲ以 ノ便 益 テ 設置 ヲ 日多数 $\hat{\mathbb{Z}}$ ラ ン 係 ノ人夫ヲ督 コ ル 事 1 ヲ 実 共 ヲ 熟 知 2 前 シ

浚渫シ

テ

湖

水

ヲ多量ニ

逆

川

筋ニ

流下

セ

シ

以

テ深

良村

外七ケ村

ノ水利ヲ妨害シタリ、

以

上ノ事実

ハ X

被告三

名

力

1 記 シ 所 東 1 1 堰留 П ハ 右甲ラ伏 内 西 フロロ ヲ破壊シ 土石 ヲ以テ之ヲ テ之ヲ撤 塡塞シ 去 シ 且. テ 堤 河 底 防

検事 田 中 秀夫本 件 三干 与

押

収

物

件

ハ各差

出

人 = ス

還

付

ス

刑 事 部

当公廷ノ陳述立木 郎 中 野勇次郎 帰 • 鈴木 石 新平ノ各予 内為次郎 審 小 林 調 書告 由太郎 訴 状 . 片山 押 収

由

書

類ニ

徴シ

其

証

憑十

分ナ

IJ

ル

ヲ以

テ同条

依 右 リテ処断 被告等 7ノ所為 スベ + 刑法第四 王 1 1 ス 匹 百十三条二該

大 言 然 一テ本 渡 ル = シ 院 原 タ ハ刑事訴訟法第二 ル 裁 判 失当ニシテ本 所 於 テ犯 罪 一百六十 一件検事 1 証 憑十 ・一条ニ 控 分 訴 ナ ラ 則 其 1) ス 理 1 由 シ T 無 IJ 罪 7

判 決 之ヲ 取消 ス

被告澤次郎 文次郎 • 傳蔵 ヲ各重 禁錮 月附 加 罰 金

円 = 処 ス

公訴 裁判費用 1 其全部ヲ被告三名ニ於テ連帯負担

ス

明 治三十 年 + 月二十 日於名古

屋控

訴

院

裁判

長判

孚

明 原 治 本 ED = + 依 年 IJ + 謄 月 写 ス + H

所 書 記 長谷 JII

米吉 郎 蔵 雄 方 志

判事 判事

大饗英九

事 事 事

北 村 乾

上

牛

Ш 畠

松 秀

裁判

名古屋控 訴 院

書記 長 谷 米吉

明治三十年ヲ第三〇五号 私訴 判決書

818

右八ケ村町東京市市

区

紺

屋

町

+

Ŧi.

番

地

ヲ

原

告二支払

フへ

訴訟

当費用

ハ

被

告

1 拾

負

担

1

ス Ŧ.

行訴訟代 京橋

Y

神奈川県足柄

下 理 西

郡仙

石原村平

民

原告代理人

ハ箱根

湖

=

ス

ル

П

=

設置

シ

T

ル

岡 県 駿東郡深良村 x

小 林 由 太 郎

民

事

県同 原告

郡

小 泉村

K

長

同 県

同

可

太

郎

菅 沼 佐

那富岡. 組合

村 須山 村 村 村

横 健

吾

服 部

大

同

同

県

同

郡

泉村

K

長

県 同 郡長泉村 々長

室

一代平

右

衛門

口

県 同 郡 富 士 出 村 K 長

同 県 同 郡 清水 村 々

可

杉

山

利

+

郎

前

記当事 次次次郎

者 ス

損 1

送

依 ス 右 勝俣 ル IJ 審理 被告

判

決

ル 間

左

1

11 連帯

シ

テ コ 1

原

告

1

請 如

求 シ

ス

ル

金

百

几

円

八

+

銭

長

高 田 譲 八 郎

可

美

鈴 木 充

可

県

同

郡

仙

石

原

村

平

民

市

文

次

郎

須

永

傳

蔵

同

口

右三名訴 東京市 東京市 神 田 X

一淡路

町

自

t

番

地

訟代 理

江 T

木

衷

神奈 JII 県 足柄 目 Ŧi. 百 下 郡 四 + 小

Ŧi.

番

地町

田

原

新玉 几 T

同

高 橋 茂

興

害賠 対 ス 償 ル 水 ノ私訴事 閘 毁 壊 件 事 大審 件 ノ公 院 訴 ノ移 =

附

帯

外二名

=

事 実及 由

理

リ流下 逆川

> 勝 俣 澤 次 郎

民

同

県

同

大窪

村

平

民

堰 819

留 甲 耳 ヲ I. 义 事 ラ IJ 伏 右 ル 1 原 ヲ 7 T. 破 事 Ħ 告 壊 的 村 個 1 深 共 1 シ ク切 内 阴 有 其 治 物 下 + ケ タ 全 九 然 ル ク之ヲ 年 = 四 ル \exists 月 IJ 埋 十二。 被 告 X 其 立: 等 + 復 他 旧 T. 事 両 利 = \mathbb{H}

之レ

 \exists

1]

生

シ

9

ル 損

害

賠

償

ヲ

拒

4

コ

1

7

得

サ

ル

七

1 L

埋 1 ナ

IJ

=

自

己

伏 払 シ 要 申 ス ナ フ 9 ル 寸 ル ル 被 損 モ 金 1 害 百 7 代 訴 ナ 几 破 理 + 訟 ル 壞 人 費 7 円 シ 用 以 八 被 拾 タ テ ル 被 被 告 Ŧi. 告 告 \exists 1 銭 嘗 1 等 11 連 負 則 ナ テ ク 原 帯 担 チ 告 被 1 シ テ右 又 力 告 ス 仮 古 1 等 IJ 来 4 管 判 犯 = 額 被 理 決 7 罪 告 原 セ T 大 ル IJ 告 破 甲 タ = テ 支 壊 生 ラ

> ル 立 ス

シ シ ケ テ 9 為 ル 事 4 ル 実 行為 原告 T IJ ナ 1 請 ル ス 求 ヲ ル 1 以 王 却 テ 仙 下 個 石 原 判 的 外 七 決 = ケ町 T 捐 IJ 害 タ 要 村 シ 償 其 水 1 申 他 利 立. 委 責 員 タ IJ 任

大 設 置 七 堰 留 ケ 処 内 謀 之ヲ 埋 X 立. 他 ノ 二 利 ハ 其

テ

審

案

ス

ル

=

被

告

等

共

Ŀ

原

告

力

其

己

得

権

7

以

刑 明 検

甲

伏

7

破

底

ヲ

游

渫

ル

コ

1

其

理

由

ナ

シ A 壞

既 証 E.

以 =

如

ク

事

実 L ル

7 ハ 事

認

4

ル

上 第

仮

令 抗 公訴

被

決 ラ

=

示

シ

ル

憑 河

依 上

1]

判

明

ナ 9

被 実

告 T

> 被告 等 般 意 力 思 利 己 益 自 7 己 資格 目 的 利 7 欲 1 以 シ 1 テ為 為 タ ル x シ 王 1 3 タ 1 ル 1 = 犯 ス T ラ 罪 ル ス 外 シ ナ 其 テ ラ 所 被 サ 為

村 告

又 又 其 ハ 数 破 壊 額 シ = タ 至 ル テ T. モ 事 被 告 ヲ 復 之ヲ 旧 ス 認 ル X サ 於 テ L 原 1 告 モ 被 請 告 求 力

菅 額 記 載 沼 7 佐 要 ス ル 太 ス 郎 処 ル 1 宛 7 総 1 工 事 テ ハ 適 朋 請 負 治 1 見 認 + 積 4 書 九 年 ル ヲ 朋 六 以 記 月 テ 7 + 主文 リ H 付 渡 而 如 辺 テ之 7 新 判

蔵

決 ス ル 所 以 ナ

L \exists

= 1] 金 テ

事 治 事 部 + 中 年 秀 + 夫 ·月二十 木 件 干 日 於名古

屋

控

ス

裁

判 長判 事 乾 孚 志

事 事 事 牛 北 村 Щ 畠 上 松 秀 蔵 雄 方

判 判 判

等 9

ル

右水利妨害被告事件当院判決ニ対シ被告三名ョリ上告ヲ

判事

裁判所書記

ス

原本

IJ

謄写

三十年十月二十日

明 =

治 依

名古屋控訴院 書記 長谷川米吉回

EII

(裾野市御宿 湯山 匡秀氏所蔵

長谷川米吉 大饗英九郎

以テ上告

ラ理

由

1 ナラズ 為シタル趣意ハ原院判決ノ事実認定ノ非難ニ過キザル

ヲ

右及答弁候 明 也

ED 治三十年拾月廿六日

名古屋控訴院検事長

加

納

謙印

大審院長男爵南部甕男殿

(静岡県芦湖水利組合所蔵

明治三一年一月二一日

逆川事件大審院判決書

明治三〇年一〇月二六日

逆川事件大審院上告答

明治三十年第一〇九

号

判決書

平民農被告人 神奈川県足柄下郡仙

石原村七十三番

地

公訴私訴上告人 勝俣澤次郎

五十三 年

821

上告答弁書

十年拾月廿六日書記

囙

勝俣澤次郎

市][[文次 郎

須 永 傳 蔵

口 民 県 農被告人 同 郡 大窪村 板 橋六百二

九番

同

県

郡泉村村長

原 同

可

上

服

部

大

輔

平

同 上

市川久次郎

Ŧi. 十六年

同

県

同

郡長泉村々長

事原告人

可

伏平右衛

郡 仙石原村千二百三十

七

番

地

同

農被告人

民 県

同 Ŀ

五十六年

須

永傳

可

県

同

郡富

上 岡

村

々

長

事 原

可

杉 Ш 利 +

郡清 水村 一々長

同 事 県 同 原

高 田

譲 八 郎

右訴訟代理人 充 美

民 同

事 県

原告人 同郡

小泉村村

民 可

事 県

同上

Щ

健(ママン

ラ差出

シタリ

が同郡富山村 (ママ) 原告

村

須山村組合村村長

廿日

菅沼

佐太郎

右澤次郎外二名カ水閘毀壊被告事件

=

付

明

治三十

年十

月

民 静

事 岡

原告人

私訴被上

害人

小

林

由

太郎

県駿東郡深良村村長

被告三名ハ上告ヲ為シ 名古屋控訴院カ言渡シタル公訴私訴 原院検事及ヒ私訴被上告人ハ答弁 ノ判決ニ 対 シ

大審 ス ル 院 左 於 ノ如 刑 事 訴 法 第

テ

百

八

+

=

条

式

ヲ

履

行

シ

審

時 水

来

被 為 告三 シ 名 タ ル カ コ 上 1 ナ 趣 丰 意 被 原 告 告 11 原 ハ 不 院 当ニ 力 認 事 X 実 タ 7 ル 認 力 定 如 3 丰 有 犯 罪 罪

支払 T IJ 判 テ、 フ 決 7 シ 与 原 院 1 損 職 判 害 陪 権 決 = 7 償 与. 存 金 ス 百 ^ ラ ル 几 拾 事 L 実 円 タ 認 ル 八 定 ハ + = 不 Ŧi. 対 法 銭 被 ス ナ IJ 告 ル 1 非 連 難 言 帯 ナ フ シ = テ L

=

上 告 理 由 1 ナ ラ ス

弁

護

岡

崎

IF.

也

力

F.

告

趣

意

拡

張

書

要旨

第

点

1

論

所

逆

係

者

使

用

ニ差支ナ

牛

ヲ

程

度

1

シ

其

節

井

於

テ

湖

水

III 仙 石 原 元 来箱 村 外 七 根 ケ 湖 町 水 村 = 於 古 ケ 来 ル 右 唯 河 1 水 7 疏 飲 通 用 河 JII 用 = シ = 利 テ 右 用 2 沿 来 岸

寬 タ 文六 IJ 年 然 = ル 至 = 本 IJ 記 件 録 Ŀ 訴 申 人静 手 形 県 事 駿 1 東 題 郡 ス 深 ル 良 村 記 外 録 六 ケ 如 ク 村

海 許 始 ルメテ 河 尻 可 7 海 幅 得 水 六尺 於 堰 タ ル ケ 丰 高 ル 止 王 仙 X 尺 石 口 ナ 原 申 IJ 村 候 掘 1 右 抜 七 丰 1 ヲ ケ T 形 通 町 ル = シ 村 モ 湖っ 湖 水 水 人 民 決 1 水 水 カ シ テ 落 ヲ 有 右 引 シ 過 来 逆 用 丰 IJ JII 候 ス ル タ ル É 1 1

> 逆川 外 利 尚 権 多 7 量 其 制 III 限 余 口 シ 若 + 水 数 シ T IJ 間 ク 1 シ 広 取 7 Ŀ 以 サ = ケ テ 其 亘 タ 余水 リ ル 七 右 1 = 流 八 ケ 非 出 町 ル 堰 村 11 勿 止 用 論 X 古 水

外 テ深良村外 水 ナラス、 利 権 7 其 妨 六 后深 ケ 害 村 七 良 サ 堰 新 ル 関 用 範 井 係 水 者 = 充ツへ 於 11 右逆 テ右 III 丰 逆 = 事 於 流 7 水 ケ 規 ル 定 ヲ 堰 シ 余 止 水 タ

流 其 堤 出 塘 ヲ 防 1 + 丰 間 水 量 東西二ケ ヲ 貯 蓄 所 ス ル 水 為 口 X 次 7 第 存 シ、 111 早 П III = 沿 堤 塘 岸 1 7 水 築 利

来 水 IJ 量 7 タ リ 貯 然 以 ル テ自己 = 近 来 = 1 至 新 IJ 用 深 水 良堰 水 関 量 7 係 者 輔 7 右 コ 堤 1 塘 1 為 堰 止

テ土 ル 砂 1 傾 流 丰 出 T IJ = 付 丰 始 其 メ右二ケ Ŀ = 士: ノ水 俵 ヲ 以 П テ 水 水 底 利 不 用 石 ヲ 畳 時 3 流 以

ス X

口

修

築

ヲ

名

1

シ

数

K

早

JII

水

権

者

古

来

水

権

7

妨

制 IJ 深 限 良 ス 堰 ル 関 コ 係 1 者 成 ハ 右 IJ 水 居 IJ 底 A ル 石 処 塁 対 去 手. 方深 明 治

ヲ 名 823

堰

関 七

係 年

者

之レ

ヲ

亀

腹

又

甲

ラ伏

1

云フ)ノ改

築

+ 出

至 ヲ

1

水

量

3 常

タ

ル

処 碍

阴

治二 築

八

年 ヲ 1

Ŧi. 以

至

IJ 害 水

深

良 ヲ

堰 取

ハ

右

石

塁

高

X

殆

逆

JII

流

全

7

寒 E

ス

シ

障

物 ヲ

7

丰

9

ル 2

障

物 ヲ

原

形 ^

件

右

口

改

築

名

シ

水

П

恣 = 該

=

石

垣

7

丰 関 払 閉

殊 係

= 者

其

存 抑

高

サ 水 復 非 大

7

2

平

= 1

等

ラ

シ

X 内

9 ~ 月 テ

IJ

小

太 築

郎

角平

証 殆

言

= 1

依 水 7

1]

明

力

ナ 力 右 +

IJ

依

テ

仙

石

原 林

村 芳

外

七

ケ

町 杉

村 Ш

明

論 係 告 カ モ 議 被 議 決 建 ナ 1 於 7 果シ ナ 設 IJ 7 開 カ K 基 於 被 シ 取 IJ シ 丰 水 テ タ 蓋 テ 払 牛 テ 右 利 ル 明 旧 依 右 右 早 委 シ E 場 員 旧 慣 治 タ テ 石 議 JII 決 合 木 塁 朋 慣 = ル 筋 7 = 反 + 坐 件 ヲ 治 撰 = ヲ 7 於 実 時 取 反 ス 八 被 杜 挙 + 告事 テ シ ル 年 現 払 行 絶 3 ハ 中 存 水 モ E 九 七 ス 明 水 治 利 1 改 ス 件 逆 年 シ ^ 利 ナ III 7 造 ル ヲ 4 丰 # 関 妨 決 月二 ル セ 石 ル 新 九 係 害 ヤ 塁 流 年 シ ス コ 設 者 否 其 即 + ス ル 水 1 石 = 所 チ = 月 t 7 ヲ 塁 Ŧī. 於 告 当 謂 原 + ヲ 議 日 7 テ 障 決 甲 訴 IJ 状 人 決 取 + 進 碍 テ 夫 ス ラ 人 = シ 払 Ŧi. 深 テ之 物 ^ 伏 ハ 復 ヲ H 9 Ł IJ 第 丰 ナ 良 先 シ 督 百 聯 7 ハ ル 堰 " 9 時 合 シ 排 者 被 ル 勿 王 関 該 玆 = 会

己

ラ

L

高

前

テ

右

移

送

裁

判

所

名古

屋

控

訴

院

ノヽ

本

件

被

告

事

件

7

決

ス

ル

=

シ ハ ル 東

ハ

了言 良堰 旧 程 京 第 杜 1 X Ш 1 モ 前 自 一芳次 水 逆 控 ナ \equiv 重 慣 度 石 絶 本 タ 上 審 要 = = 訴 ル 利 III 関 IJ 塁 件 告 ス 1 事 反 所 於 水 院 7 = 郎 係 被 全 於 又当 告 項 シ テ 以 水 者 牛 前 判 利 判 7 旧 利 テ 陳 構 タ ナ フ 事 決 記 ヲ 決 ル 慣 決 IJ シ 於 時 完 7 1 述 造 件 = 申 害 右 = タ = 逆 如 於 七 テ = = フ 被 加之 改 肆 サ 分 反 ル 依 於 シ ス シ ク テ 告 ル = ス 告 所 ^ 造 1] テ テ 得 モ 7 第 前 明 不 止 ル 為 丰 = 係 訴 被 此 Л 法 7 ヤ 等 上 1 障 石 カ 建 者 人 上 原 丰 告 等 T 罪 碍 塁 ナ 告 ル 設 カ 審 則 \exists IJ 之 IJ t 且. 破 判 1 物 1 シ 臨 自 7 1 Л 否 壞 ナ 7 白 等 1 又 決 認 ナ 旧 9 検 ハ 云 被 ラ ル 是 ル 拒 調 = 当 t シ 慣 力 X ヲ タ 於 サ 7 依 取 ラ 然 モ 書 = L 3 確 ル テ ル 以 則 反 1 9 = ル 払 L 外 定 石 モ モ テ シ チ タ ル 依 筋 カ モ 4 E Ż 大ニ 本 1 + セ 破 塁 亦 ル = ル 逆 タ ル 合 III ラ ラ 壊 右 7 1 件 拘 モ ル モ 排 其 ス 如 第 判 告 其 当 第 シ サ 何 度 ラ 流 ナ タ 訴 事 時 示 シ テ 依 自 IJ ル ナ 審 7 審 実 本 七 人 水 現 IJ

杉 深 於

テ ナ 七 度 無

7 ス シ テ

^

丰 詳 ナ 構 罪

限

IJ ス 1 ス 為

ス

上 = 事 7 ル

告

判

決 判

7 所 1 IJ

援

引 与.

シ フ 所 不 罪 =

深

良村

等

力 =

旧 非 = フ 丰 モ

慣

=

反 其 +

其 項 ナ

実

IJ サ

ル ハ

ヲ

述

ル

過

+

決

法 ヲ 有

IJ 成

云

=

在 1

L

程 罪

於

犯

~

モ 石

ナ 破

有

及

仮

IJ

1

ス

塁

テ

送

受

所

深

良

外

於

テ

テ

旧 其

慣 移

=

反 7

シ

9 4

12 9

堰 ル

留 原

工 裁

事 判

7

為

シ

9

ル 村

7

1 六

7 4

認 村

X

ス

年 シ 9 其 叙 反 当 王 ル タ 1 確 タ ル 権 シ 於 ル シ IJ 1 建 其 部 定 ル 利 テ ヲ 9 テ 設 = 単 ス 7 末 ハ 要 分 ル ハ 外 以 其 段 必 ル ス モ 判 所 係 ナ 前 テ 止 1 ス ラ 建 被 決前 ナ 先 ナ ル 段 丰 7 設 告 丰 石 ス = " IJ IJ シ 右 モ 塁 叙 等 段 当 ヤ 9 テ、 係 然 否 = ル 被 11 シ ハ 右 於 + 旧 タ ル モ ヤ、 告 IJ 慣 本 ル 事 堰 テ漫然寛文 1 筋 1 件 実 ナ 又 等 = 旧 止 合 右 依 適 来 7 ナ IJ 1 X 熟 破 重 工 IJ t 破 テ ス 1 原 堰 事 否 壊 ル 要 知 1 壊 ハ 年 裁 t 事 留 シ ヤ = ス 判 否 項 ナ 深 度 程 係 I. 以 事 t 事 良 然 度 9 カ ル 本 ル ラ 村 来 ル 項 石 至 塁 件 明 仕 外 云 = ヲ 旧 仕 確 被 IJ 治 来 々 七 原 慣 ハ テ IH 1 4 来 定 IJ 裁 = + ヲ 記 村 判 反 事 ハ IJ 七 慣 毫 指 件 八 ヲ 所 ラ シ 力 シ = 決 曾 9 2

至 破 7 分 ヲ 七 1 シ 毀 確 = IJ 破 旧 1 右 其 X 定 止 壊 慣 シ 9 9 七 7 破 シ タ 前 IL ル ++ ル 壞 ル 段 タ 王 = ル 力 シ ル コ = 於 1 T 如 タ 1 モ 七 -IJ ル ヲ テ 1 7 1 非 = 説 認 テ ハ 決 明 深 深 ル シ 如 X シ、 良 コ シ テ ク 良 テ 即 村 認 且. 村 1 争 ハ チ 結 等 X " 等 被 該 点 理 局 9 力 力 告 判 事 由 有 IH ル 逆 決 実 罪 慣 等 III 不 7 備 拘 = 1 11 口 指 分 背 其 = ∃ 判 IJ 丰 ラ 堰 堰 定 ル 朋 シ 決 -ス 留 止 確 テ ナ 重 7 T. 工 其 移 要 シ 事 事 ナ IJ IJ 送 1 タ 后 1 事 段 全 為 審 ル シ 判 テ 部 部 項 ス

ル

11

確

定

1

事

実

1

如

ク

論

ス

ル

モ

該

判

決

前

第

判

7

壊 中 ス L 1 ル ル 段 王 t 11 右 行 I. 事 於 前 重 為 \exists 要 7 IJ 段 テ 為 第 L. 1 加 1 告 只 事 シ 何 文上 八 成 被 ル \exists 年 11 1 告 ス 等 前 新 ナ 明 ^ 顕 丰 造 シ 白 カ 破 1 モ 如 1 石 同 シ 壞 ナ 塁 第 テ シ ク 1 IJ 原 A 力 八 IH 点 判 1 12 決 ケ 堰 慣 ス 1 要旨 町 ル = 止 段字 村 反 王 I. 1 ス 1 所き 事 水 仮 被 ル 論 ハ 旧 利 告 t 1] 聯 等 否 = 如 慣 合会 本 丰 力 t 1 右 = 件 不 モ 議 関 事 法 石 1 実 毫 ナ 七 於 7 ス 王 ル 之 取 犯 明 テ コ 其 払 罪 治 其 水 T E 7 利 構 + ル 判 9

依

テ

被

等

之二

対

シ

刑

法

Ŀ.

1 責

任

7

受

ク

~

丰

モ

1

=

非

為

委員 決 執 行 1 被 部 止 告 1) タ 毫 ル 等 被 モ 自 其 告 聯 等 己 合会議 意 ヲ シ 見 テ之 7 実 執 7 行 取 シ 行 払 9 シ ル 9 1 シ ル モ 4 = 1 T 町 丰 ラ 村 コ ス 事 1 務 ヲ

水 ス 利 1 聯 云 合会 フ = 議 在 L 執 1 行 モ 原 者 ナ 判 決 IJ 1 = 於 認 X テ 1 9 被 ル 告等 コ 1 ナ ヲ 八 シ 4 町 仮 IJ 村 = 1

他

使

嗾

者

T

1)

1

ス

ル

モ

犯

罪

1

実

行

者

9

ル

以

上

1

被

告

等

非

弁

長

1

通

丰

∃

IJ

=

ス

^

丰

モ

1

1

7 ナ

加 第三 Ŧi. 其 ~ 条及 得 罪 点 責 第三十 丰 7 要旨 場 免 合二 合 ル 六 能 1 条規 裁 控 11 判 サ 訴 地 定 所 裁 ル 判 構 勿 論 裁 範 成 所 法 井 ナ = 第 構 所 L 限 1 # 成 旁 事 ラ = ル 条 地 K 控 方 本 訴 丰 第 裁 論旨 裁 判 王 # 所判 判 ノニ ハ 不 所 条 T 事 相 ラ 第 7 立.

其

他

場

於

テ

方

判

判

力

1

年

頃

1

事

ナ

ル

ヤ、

答

水

門

戸

7

造

IJ

9

ル

1

#

年

頃

1

部 原 事 公 7 適 判 構 饗英 合 始 成 シ 末 七 九 9 書 即 ル 郎 7 見 列 モ チ 判 席 ル ナ = 決 有 本 裁 ル 件 t 1) 判 否 1 列 所 雖 席 7 ヤ 構 1 判 件 事 モ 成 記 セ 名 サ 録 是 古 中 ル L ショ 口 屋 t 条 地 勿 見 論 規 方 ル 定 裁 ナ = 判 1] 由 場 所

ナ

随

テ

原

裁

判

ハ

適

法

ナ

ル

構

成

裁

判

所

於

テ判

決

七

ラ

9

力 シ 月

出 + 難 存 何

9

#

1

云 L フ タ = ル 在 t 否 L 1 + ヲ モ 知 ル 地 方 = 裁 由 ナ 判 所 丰 判 ヲ 以 事 力 テ 当 控 然 訴 院 不 判 法 事 7 免 代 L 理 ス 7 1

表 L ス 1 示 ス 裁 其 判 知 ル 公判 書 ヲ 所 以 構 如 始 成 テ 足 末 法 書 第 1 L IJ 又 + 1 1 ス 判 六 決 条第 件 控 署 訴 記 名 録 場 中 = 其 存 合 3 1] 代 ナ 地 理 ル 方 4 コ 裁 ル 判 勿 \exists 所 1 論

護 当 サ 人高 然 L ナ 1 木 1) 記 益太 本 録 論 中 郎 旨 他 弁 王 = 代 崩 不 1 相 理 趣 立 1 旨 理 由 11 証 7 見 人 ル 意 丰 見 書 1 証 類 言 ナ 丰 9 ル コ

功 子 カ 審 7 調 有 書 ス = ル モ ハ 1 右 = T 水 門 ラ ス、 内 然 戸 12 枚 = 本 1 新 件 9 1 = 証 拵 人 立. タ 木 ル 帰

斗 ス L 1 モ 点又 或 同 其 後 石 水 内 門 為 次 流 郎 失 子 為 審 X 調 新 書 9 = 造 朋 IJ 治 タ ル # 六 t 年 7

自 分 ル 几 1 コ H 夫 1 付 L T ヲ 1) 以 1 存 ヤ テ 答 逆 シ 7 差 III 出 七 水 ン 2 口 デ 9 ス IJ 切 多 1 下 分 云 本 フ 7 局 咄 逆 方 承 沿 村 テ IJ 1) 七 7 答 シ 差 謂

要

否

サ 能 来事

ル

七

ン ナ

1 丰 ス

実

争

源

力

此

申

請

ヲ

ル

否

実

1

認定

=

属

丰

王

1

1

定

仰

1

サ

ル

1

慣

例

ス

1

属 大 所

シ

事 果 必 判 t

実自

身 聯

認 有

定

= ル 1

T

ラ 否 立

サ

ル =

ヲ 在

以

テ其

問 末 事 ラ

題

1

証

拠 判 点

法

理

牽 1 ヲ ヤ

ヲ ラ ク 従

ス

t ハ

t 証

IJ

テ ス = ^

本 ル T

論

理

的

定 1

述 IJ T ラ 可 中 1 ル ラ = 何 云 サ × フ 原 意 ル 茍 = 院 ナ 見 T シ 力 IJ 之 ク 渉 ヲ モ 1 只 宣 断 ル モ 其 罪 コ 刑 信 1 事 資料 憑 F. T F. 為 IJ 証 如 1 2 言 = 供 モ 何 タ = 之ヲ ル 付 シ 11 判 陳 何 7 審 証 等 述 ル 官 7 言 11 不 ル 制 存 功 法 以 限 ナ Ŀ ス ナ 裁 ル シ 11 丰 其 1 1 判 1 111 云 陳 ナ

> 1 決

七 1

レ

タ

レ 告

1

モ、

本 テ

被 テ

告

カ

破 村

壊

シ

9 利

IJ 7

1 害

쏨 ス

訴 ル

セ 七

如 ラ

丰

11

訴

村

ヲ

以

却

被告

水

モ E

1 4

= 1

テ、

乃 ス

チ

証 1

1

シ

テ 熟

採

用

ス

ル

 \exists 1

1

能

ノト

サ

ル

モ

無 第

モ

亦 罪 E

7

1 言

点

L

モ

証

人

意見

九ヲ(-)

ケア

タキ

ル

義

タ

ル

論

ヲ俟

タサ

ル

ナ

リ

本

件

11

第

第一

共

故

院

力

右

証

ノ予

審

書

ヲ

断

罪

1

資

料

=

供

シ

タ

ル

王

不

法

1 原

為

ス可

カ

ラ 人

サ

ル

ナ

1] 調

事 シ 薄 被 得 ル 告 1 江 人 明 力 木 公判 白 衷 疑 延ニ 高 E 木 ナ 於 牛 益 太郎 テ 事 権 実 連 利 発 署 タ IJ 見ニ 拡 張 必 而 書 要 シ テ 要旨 ナ 其 ル 必 証 第 要 拠 7 点 証 提 1 拠 出 刑

雖 シ 1 テ Ŀ モ 告 曩 ヲ 有 決 決 丰 ス ス = ル ^ ス 大審 ^ モ 丰 丰 必 1 要 院 9 1 ル 証 下 コ 拠 サ 1 = シ L 論 タ 理 テ 其 ル 上. 判 又 事 争 決 実 ラ 有 モ 亦 可 無 此 力 点 源 ラ ヲ サ 大 以 ル 結 テ 所

有

罪

無

罪

シ

テ、

7 ヲ

要 ナ IJ ナ 1 ル 確 証 信 拠 ヲ ス 1 云 フ シ = 在 レ 1 モ 7 裁 判 所 シ = タ 於 ル 臨 検 決

実 1 判 地 臨 決 検シ ヲ受ケ殊ニ テ 後始 第 X テ 無罪 審 = 於 判 テ 決 ラ下 判 事 全 員 第 及 E 審 検

タ ル 物 件 中 古 来存 在 唯 セ 案 ル 部 分 7 包含シ 居 V IJ + 否 毁 t

名古 朋 L 定 セ サ IJ シ 力 為 X 大審 院 1 此 点 ヲ 以 テ 原 判 決 7 破

シ テ 屋 斯 控 1 訴 如 院 丰 部 移 分 送 七 1 存 ラ 在 L 七 タ IJ ル t 否 故 t ヲ 被 明 告 力 = 原 院 セ 2 為 対

地 臨 検 ヲ 申 請 シ タ リ 是 L 実 = 有 罪 無 罪 争 点

1 シ シ ヲ ラ 1 判 事 =

実

果

果 牽 連

争 却 提 下 点 起 シ 1 タ セ 得 ル ラ 1 L ル 大 タ 審 権 ル 利 院 コ 1 拒 判 明 決 絶 カ ヲ ナ 無 IJ ル 視 然 違 シ 法 被 ル 告 = 判 カ 原 No 院

= 検

於 事

テ

事 他

実

発

見 】

1 係 為

X

必 請

要

ナ

IJ

1 ル

ス

ル 否

1

丰 之

> ヲ ス

為

ス

其

訟

人

求

=

大

1

1

ヲ

問

裁

判

良 決 犯 1 几 タ ル Ŀ 村 ス 定 コ 事 村 果 堰 得 罪 百 不 ル 右 ハ ス 1 流 逆 清 実 事 シ + 法 = ル 7 堰 止 云 =処ナ III 1 テ 対 得 留 ヲ 水 実 設 条 村 泉 理 7 堤 為 IJ シ ル 口 工 之 明 防 其 事 湖 村 由 ヲ ス L モ ケ 力 以 東 当 適 水 = 示 7 可 職 L 富 決 深 去 用 権 ナ テ 四 1 時 七 力 カ 良村 湖 潰 水 ル サ シ ラ = 心 原 ル テ 政 寛文年 ル 水 ケ 量 村 シ サ 属 要 院 事 所 7 府 有 外 7 ハ タ ル ス 不 力 ハ 七 引 過 須 不 ル 罪 ナ 故 必 弁 刑 = 度 要 護 野 度 許 法 事 ケ 用 Ш 力 IJ 村 村 ナ 将 判 其 ヲ 訴 シ 口 人 減 於 審 来 タ水 決 市 請 力 石 7 1) \exists 訟 テ現 其 受 泉 法 IJ 7 1 7 求 按 IJ セ 第 塁 ケ 与 実 権 村 云 閘 7 シ 第 9 シ 利 箱 今 点 却 ル 布 X フ ヲ ^ テ 地 之レ 処云 長 ヲ サ 根 静 = 毁 ラ 下 臨 百 3 泉 甲 以 ル 湖 出 在 壊 原 セ 検 L ラ 村 県 + 為 水 9 院 ン 力 テ L シ 設 伏 許 請 駿 1 ル 1 八 タ 早 富 置 被 使 東 ル モ 刑 テ之 否 求 条 1 七 郡 告 JII 用 原 被 法 称 1: カ ヲ T = 係 権 深 判 其 第 ナ IJ 規 ス

> 渫 4 七 3 事 村 堰 ケ シ 東 実 村 テ 1 1 止 ヲ 水 湖 × 熟 口 利 水 1 水 ハ 知 7 利 ヲ 右 内 シ 多 妨 甲 ナ ヲ 西 量 害 妨 ラ カ 伏 シ 害 = 口 ラ シ 逆 云 9 7 ハ ル タ III 破 土: 々、 IJ 筋 壞 石 事 多 1 = シ 7 テ之 流 以 実 T 数 テンラ頃 7 IJ 下 明 テ セ 力 X 撤 夫 被 シ 示 告等 × 去 7 + 督 塞 分 以 A. 力 シ 深 ナ テ " テ 前 深 IJ 良 河 堤 記 本 村 良 底 防

防 逆 ハ JII 徒 7 築 ラ = 丰 ハ 其 + 批 堤 数 難 防 間 ヲ 中 試 長 東 ? 西 丰 ル = = ケ 涉 過 所 リ之 丰 = ス 壱 L 間 = 百 全 余 第 III 切 幅 点 7 口 横 早 7 設 断 III 1 4 ス 是 上 ル

論 外 村 7

此 IJ 堤 湖 防 水 全 7 体 早 + JII 数 = 流 間 下 7 指 セ シ 2 所 4 謂 ル 甲 七 ラ 伏 = シ 間 テ、 余 ナ 所 謂 ル 王 堰 留

1

ハ =

L 堤 流 旨 七 外 浚 ナ 所 ル

1 テ 明 称 了 ス = ル 堰 認 留 X ヲ 得 設 ケ 丰 事 云 実 次 ナ 又 IJ 前 然 ル = ケ 原 所 判 決 堰 11 留 甲

伏

於 此

切

1

III

底

=

設

ケ

9

ル

野

石

7

指

ス

是

実

地

臨

検

調

書

甲 所 ラ 7 異 伏 = 1 ス 湖 水 ル モ 滞 停 1 ヲ 混 為 X シ 9 テ ル 重 堰 要 11: ナ 1 ル 者 本 件 全 被 7 其 害 性 物 督

1 ス 云 ラ = ハ

場

ル K

1

謂

=

所

論

大

体

地

勢

7

知

ラ

ス

湖

水

流

下

為

X

=

シ

テ、

原 1

判 謂 故

決

理

由

抵

タ 甚 筋

モ 9 = ス

法 丰 F

ル

云 ラ

× ス

フ

力 原

ヲ 7

転 多

倒 量

シ

ル Ш

=

7

= ナ

決

カー 七

湖口

ス

七

丰

ヲ = 西 外

シ

口 コ

7

シ 7

ル タ

11 フ 7 11

7

テ L

深 ラ

良 サ

俟 タ

> 云 理 丰

= 誤 事

1

原 触 タ 逆 7

院 シ

被

カ

水

利

7 塡 亦

妨 寒 論

害

シ

9

ル 所 ス

七 為 1 論 如 判

1

1

為

シ 以 在 IJ 理 水

タ

ル 直

= チ モ 7

7 =

ル 村

コ 外

1 七 告 不 シ 流

其

判文 村 西 ナ モ セ

1]

見

L

ハ

原

院

ハ

被

告

村

湖

水

使

用

権

T

IJ

シ

7

1

ヲ

認

防 流 七 西 T ス ナ T 体 ス IF: 下 П ケ ル ル 1) ル ル 1 7 村 誤 セ ヲ П ヲ = 築 判 ヤ ル シ 塡 見 過 造 決 IJ 4 塞 水 土 事 丰 物 タ タ ル 利 石 シ ス 実 カ ル ル 1 テ 同 問 ヲ ヲ 堰 7 ハ 結 堤 以 妨 又 L 第 留 題 免 不 ハ 果 防 害 四 原 当 テ ナ カ 毫 塡 属 IJ ヲ 1 2 点 判 L 決 生 ナ タ 塞 11 シ ヤ 事 ス 告 ス IJ 原 3 シ 事 本 将 1 実 _ テ 却 1 ヲ 訴 院 実 論 云 9 堤 認定 村 1 湖 テ 牛 1 1 旨 フ 理? 被告 判 防 = 11 水 水 湖 決 1 前 理 原 流 T シ 利 村 ナ 水 中 且. 七 記 下 L シ = ヲ ラ 前 1 " 妨 流 多 ケ 事 事 為 後 モ、 L 中 量 害 下 タ 所 相 実 実 X 略 甲 認 = 理 ス = L 齟 齬 ~ ル 告 1 深 堰 定 ス ラ 由 訴 モ 伏 \exists 良 ヲ ル 止 ス = モ 1 村 村 批 1 ル モ 1 齫

内

点 難

> 否 1

+ 明

ヲ

明

力 L

= 1

七 王

又告

訴

村

逆 水 湖

III

口

即 用 使

チ ス 用 第

被

告

村

管 ナ

内 ル

示 訴 IJ 9明(マご)

ス

其 年

使 度二 本

用

権 於 旨

1 テ 干

湖

7 水

使

ル 権

権

+ K ノト

称 1

告

村

寛文

箱 全

根

7 点

得

云

齬

=

依

リ、

論

亦

謂

L

ナ

シ

同

Ŧi.

ハ

原

院

然 ル 堰 7 ル ハ 示 1 顧 E 流 又一 X = コ ケ 駿 セ 判 堰 11 留 湖口 民 非 1 所 津 決 サ 留 1 サ I. 水 = 七 ス 原 峠 ル セ ル 事 I. 判 堰 於 ラ 7 2 字 1 事 7 為 多 文 不 権 テ 4 同 留 几 L ハ 量 其 第 法 告 ル = 7 " 9 利 シ 設 六 明 天 河 干 止 ナ ル 訴 ヲ 然 逆 IJ 得 水 1 点 示 4 = ハ 村 III 需 ナ シ 以 隧 1 審 1 4 東 筋 用 ル T 道 云 理 権 ル 河 テ 西二 箱 L フ 不 利 ヤ 流 ヲ 1 ヲ 流 穿 増 111 根 = 備 7 否 タ ナラ ケ 加 所 湖 在 以 下 チ ル t 所 テ 判 セ 2 論 水 テ 逆 L 設 事 III ス 水 1 シ タ 7 決 切 使 メ 原 如 置 実 即 ル 閘 干 = = 判 \Box 用 シ 丰 7 シ 7 チ 設 文 理 深 確 被 云 \exists ス テ タ 早 IJ 由 ル ケ又逆 良村 事 ル 定 告 K Ĺ 1 JII 不 セ 実 人 モ 早. 権 外 謂 云 筋 備 理 1 ス 1 III K III 7 七 由 1 シ 水 1 点 得 ル 1 沿 湖 テ 利 ケ 7 ス ∃ 謂 岸 水 T 9 = 村 朋 漫□ 7

タ

ル

モ

1

如

果

シ

然

ラ

ハ

河

底

7

浚

渫

ス

ル

ハ

当

然

可

説

量

L

タ

判 原 テ之ヲ 所 用 ル シ 不 決 院 テ 為 量 停 法 ナ 七 力 IJ T ラ 他 ヲ 滞 河 増 ル L 物 1 水 7 底 加 所 9 7 利 掃 免 ル 7 ス 謂 浚 除 波 カ 7 ル 罪 渫 妨 = 渫 L ス 害 是 ル ス 1 ナ 1 ナ テ ス L ル 被告村/ 意 ラ 当 云 ル 七 + ナ 7 王 然 1 ル 11 = V /誤 在 事 1 権 従 11 水サナ 之 実 謂 利 来 L 利 5 存 1 = フ ヲ L 向 7 全 モ ^ カ セ 妨 為 力 フ ル 原 テ 害 ラ 七 X 河 判 多 刑 ス ル 底 ス 小 文 7 ル モ 7 適 然 変 湖 モ 1 = 1 用 10 ル 水 七 = 1. シ 引 ス

湖 1 水 П 7 1 多 甲 量 ラ 伏 = 逆 ヲ Ш 破 壞 筋 流 テ之ヲ 下 セ 撤 シ 去 X 以 3 A. テ 深 " 河 良 村 底 外 7 浚 七 渫 村 3 東 テ 七

明

示

セ

サ 村

ル

1

不

法

T

IJ

1

信

ス

1 1

云 七

フ ラ

=

在 9

L

1

モ、

原 理

判

文

=

所 テ

7

告 謂 被

訴

水

利

7

害

ス

ル

王

L

ル

1

事

実

由

不 河 法 シ 底 ヲ T テ 原 浚 ル 判 渫 = 非 決 2 ス 9 罪 ル 要 = 1 ス ナ 在 ル ラ L + = 11 本 ル 7K 事 利 論 妨 旨 実 = 害 拡 対 所 張 シ 第 刑 為 几 7 ナ 点 滴 ル 用 コ 1 均 シ 2 9 瞭 ク ル 然

> 仍 =

ホ

此

事

ヲ

以

犯

罪

7

構

成

ス

ル

モ

1

似

タ

リ、

然

原

判

文中

隻

句

7

抜

丰

来

IJ

テ

漫

批

難

ヲ

試

3

ル

=

過

丰

ス

セ 1 = ル シ、

深 利

良 7 利

村

力 其

権 タ

利 ル

ヲ 王

以

建

設 シ

シ 七

タ 1

ル =

堰 7 亦

留 ラ 浚

7

撤 ル

去

シ

タ ナ 7

ル

F. ス テ

其

妨

害

シ

1

為

サ 渫

1

3

ラ

1 留 為

弁 ヲ

水

7

妨

害

タ

IJ

1

T

1]

テ、

是

L

事

以

水

撤

去

シ

テ

在

来

以

外

多

量

水

7

引

用

ス

ル

ナ

丰

 \exists

明 第 1 水 = 七 7 3 点 流 IJ 出 下 了 シ 解 峆 テ ス IF. 告 也 訴 シ 第 村 口 点 水 第 利 八 1 7 点 同 妨 趣 ハ 原 意 害 判 ス 帰 ル 決 モ ス 被 ル 告 1 ヲ 認 村 以 テ 右 ラ 多

告 多 L 量 1 11 又原 王 水 多 院 カ 量 被 = 告 於 水 テ之 権 7 引 利 ヲ 用 属 主 ス 張 ル ス ル 七 1 被 t リ 否 告 ヤ 然 7 有 ル 定 ス 原 ル X ス 判 権 漫 決 利 11 = 此 2

1 ス 既 権 = 説 利 7 明 有 七 ス シ ル 如 7 コ 深 1 7 良 認 村 外 X 7 七 ル 4 村 以 上 力 逆 被 III 告 口 等 = 堰 = 其 11: 堰 7

堤 本 7 防 論 俟 旨 9 決 モ ス シ 潰 其 テ 水 理 阴 閘 由 ナ 力 シ、 破 ナ 壊 L 1 口 11 水 原 第 利 九 判 文之ヲ 妨 点 害 = 刑 特 結 法 書 明 ス 生. 文 ル 7 + 1 要 サ 案 ル ス ナ

ル 七 決 事 実 潰 ナ 破 ケ 壊 L 所 1 之ヲ 為 ナ 妨 丰 場 害 罪 合 1 = ス 於 ル テ コ ハ 1 他 ナ 人 丰 水 ヤ 明 利 力 7 ナ 妨 IJ 害 提

3

テ

原

半川

7

非 1

難

渦

丰

ス

理

検

事

岩

シ ヲ

口 出

第

原

判 決

決

私

訴 ス

= ル

付 _

公

訴

判

決 シ

= テ

示 Ŀ

シ 告

タ

ル

証 由

然 X ス ル シ = 原 テ 漫 院 然 カ 告 水 利 訴 村 7 妨 水 害 利 七 ル 7 現 王 1 実 1 妨 七 ラ 害 L シ 4 4 ル ル 事 判 実 決 7 = 認

妨 7 他 害 撤 1 フK ヲ 去 j. 閘 出 フ 3 ル ホ IJ 引 王 H. 水 ナ 其 ス ル ル 河 底 1 \exists 構 1 7 勿 深 造 論 ク ナ + ス N IJ ル = 其 カ 堰 原 加 留 判 丰 決 7 11 現 破 1 事 実 壞 実 水 シ テ之 利 理 =

訴

湖 事

水 実

 \Box 由

= 7

種 示

堰

留

7

設

ケ

テ

湖 1)

水 1

1 云

流 フ

出

7 在

支

以

テ

斥

及

理

阴

セ

サ

ル

不

法

7

L

1

モ

然

私 七 訴 上 村 告 代 水 理 1 江 木 衷 カ 拡 故 張 第 1 被 告 等 1 仙 石 原 村

ケ

利

委

員

ナ

リ

=

私

Y

1

シ

テ

1

犯

罪

責

ケ 明

4 ス シ

ル

コ

1

不

法

=

T

ラ

サ

ル

コ

1

ハ

公訴

Ŀ.

告

拡

張

第

点

由

=

不

備

T

ル

コ

1

ナ

:

権 在 T 利 IJ L 1 7 F 以 モ ス テ ル 建 原 モ 設 判 私 決 権 セ シ 利 被 堰 留二 告等 付 責 ケ ヲ 所 名 負 7 共 フ 謀 破 壞 シ 丰 テ シ 理 原 タ 由 ル 告 ナ コ カ シ 其 1 7 云 得 認 フ =

X 9 ル ル 干 水 コ 1 利 委員 ナ シ 資 要 格 ス ル ヲ 以 = 本 テ 為 論 旨 シ タ 原 ル 判 行 決 為 ナ 定 ル 以 コ 外 1 7 事 認

> ヲ 引 用 七 ラ L 4 レ 1 モ 苟 シ ク 七 私 訴 タ ル 以 上 __. 民

拠

事

J. IV 請 原 院 求 ナ 本 ル 件 ヲ 7 以 決 テ 民 ス ル 事 = 訴 No 要 法 ナ = ル 従 実 サ 地 臨 ル 検 力 申 ラ 請 ス ヲ

訟 サ 4 法 ル 且. 中 1 " 不 被 特 当 告 = 規 ナ \exists 定 IJ IJ 1 提 云 出 ル モ フ シ = 4 在 ル 外 各 L 民 1 書 事 モ 類 訴 私 付 法 訴 何 等 拁 審 判 ル

> 明 11

> > ヲ

刑

事 与.

モ

7 ル コ L 1 ヲ 此 要 他 七 = ス 被 告 又 提 臨 出 検 申 証 請 拠 7 7 不 排 必 斥 要 ナ タ IJ ル 1 理 シ 由 テ 7 説 却

示

=

T

ラ

ス

又

原

判 T

決

=

其

事

実

7

認

定

3

タ

ル

証

憑 ^

7 丰

明

説 朋 = 依 IJ 了 解 ス シ

公 訴 私 訴 ノ 二 告 共 = 一之ヲ 棄 却 ス

1

X

右

1

理

由

ナ

ル

=

付

刑

事

訴

訟

法

第

百

八

+

Ŧi.

条

=

従

E

本

案

治 訴 裁 + 判 費 年 用 Ŀ 月二 告 + 負 日 扣 大 審 1 ス

第

部

公

廷

=

於

テ

明 私

田 武 儀 立: 会宣 ス

長 判 事 原 Ш 種 成

裁

判

=四四

明治三一

年三月

逆川 事 件

顚

末記

殿 該 ヲ 経 事 件 テ 訴 告 状 訴状 ヲ 横 ヲ呈 浜 地 出 方 裁 シ 判 タ 所 ル = 送 署 附 長 七 1 直 ラ チ = タ 静 IJ 出 明

治

二十 事

九 =

年

Ŧi.

月 ル

日 末

附

ヲ

以

テ沼津

警

察署

長

井

上

善

件

関

ス

顚

惣代 \exists 検 1] 追 事 IE. 該件 名 奥 宮 = IF. 同 関 治 月 殿 + ス ル 証拠書類及逆川 H 横 謁 アシヒ 浜 地 方 事 裁 件 判 口 所 大要ヲ 工事 検 事 破 局 壊 述 出 笛 是 頭

処被告等

 \exists

IJ 七

延

期 ル

願

出

7 院

IJ

同

院

於

テハ 月

惣

審

判

判 事 筧 元 忠

所

修

理

要

ス

ル

私

訴

状

ヲ

IJ

六

月十

七

H

=

提

出

セ

セ三ラ名

ルハ

漸

クニシテ八

月 作

廿二

日

公判

開

廷

セ

ル

旨

诵 シ

知

永井 岩之 水

III

Ħ

亨

T 拘留告

IJ

タ

ル

被告

等

願

 \exists

IJ

九

#

几

H

テ

延

期

ナ

IJ

日

= =

至

被告勝

又澤次郎

病 月

タ

=

IJ 1

又

司 伊 亀 藤 Ш 悌 貞 治 義

週

延期

七

ラ IJ

月

一十六

H

開 気

廷

= 願

被

告

願

記 加 藤 誠 樹

L

書

同

+

時

三

郎

=

=

IJ 間

十二

月

__

日 ル

逆

川 +

破

壊

ノ箇

所

実地

検 セ

分 シ X 7

許

可

七 1

ラ

静

岡県芦湖

水利

組

合所

調 事

無罪

=

シ

訴

1

共

=

却

ス

判

決

ナ

IJ

然

ル

之ヲ テ私

ナリ 下

1 1

テ

同

十二

月

#

六

H

東 ヲ

宮 ヲ 可 越 日 信 = 次殿: 9 予 外 審 証 判 人等 事 丸 立会実 Ш 精 地 殿 7 リ、 = 及 臨 書 検 記 セ 石 ラ 神 :鉄之助 日 L 双 方 取 検 告

ナ シ リ、 同 + H 開 廷 同 + 六 開 廷 被

京控 宮越 訴院 検 年三月 事 控 十二日 訴 不 七 ラ 当 控 ル 随 言渡 訴 テ附 院 二 於テ 対シノ 私 開 訴 廷 7 モ リ 共 = 控 双 方 訴 取 セ 調 IJ

受ケ 訴 同 院 三十 検 事 小 _ 宮三 日 前 一保松殿 裁 判 1 通 ハ之ヲ ナ ル 不 旨 当 言 ナ 渡 IJ シ 7 1 IJ テ 直 然 = 大 ル

控

院

Ŀ.

告

ラ

大審

=

於

テ

ハ

口

六

+

H

開

廷

= 832 ル

= 1

付 告

之ヲ

省 等

丰 7 タ

尚

裁

判 4 1 ナ 用

1

序

等

ヲ 王

記

ス 拠 テ 合 F 1

ル 書

1

シ

テ ヲ

用

革

状 シ

纏

X

IJ 7

雖 7 信

1 ル ス

証

類 1

等

多

数

庭

領

ス

ノ不

幸

=

立

至

IJ

シ

以

来幸

富

田

鉄之

助

君

ヲ

文ヲ印

刷

頒

ン

コ

望 1

依

玆

=

水 者

利

権

沿 決

以 1

来

官

公明

盛大ノ

御

処分

IJ

1 組 1

組 訴 ス

有 ナ

志

其

判

依之全ク駿東郡

水 人

合 負

勝

リ、

之レ

実

其

私訴 廷ニ 十八

裁

判 テ 開

費 事

用 岩

上告

担

1

宣

告

セ

ラ

L

タ

有

於

検

 \mathbb{H} ハ

> 武 調

儀立会ニ

テ公訴

私

訴

共之ヲ

棄却

ス 公 月 開

日

廷

双

方

取

T = ル

IJ

同二

+ ラ 於

___ L テ

大審 治三 同

院第

部

玉 泉 静

廷ノ処被

告等

願

= ラ

IJ

延

期 院

七

阴 H

+

年 +

大審

院

Ŀ

告

七

口

十二

月

H

岡

県

駿

東郡

深

良

村

富

1:

尚

村

富

岡

村

小

泉村·泉村

長

シ ル

> 開票芦 湖水利組

同 1 妨 ラ 害 月 冒 ル 判 # + _ 決 係 H 月 タ 七 ヲ + X ル 八日 名古屋 ラ 修 以 繕 L テ 費及 被 1名古 タリ、 控 訴 屋 訴 被告等 名 控 訟 院 費 訴 用 有 移 院 罪 ハ 送 之ヲ不 被告 於 = セ シ ラ テ 開 = テ ル 当ナ 於 原 廷 テ 双 目 告 IJ 負 力 方 言 1 担 請 取 渡 テ 調 シ ス 求 首 早 T 七

テ

結

巣

七

月

八

H

開

廷

七

ラ

L

該

件

1

全

部

7

破

毀

更二

審

判

セ

三五 明二 年九月二 調 匹 停 日 2委員 逆川 駿河

御 玉

宿 駿

Щ

+

郎

東

郡

富

村

足 村 柄 清 下 郡 水村 箱 根芦 七 湖水 ケ 村 ヲ 寛文六 、以テ田 地 年 灌 中 概 官 疏 許 通 1 可 為 ヺ 得 X 相 駿 相 玉. 模

境 駿 河 津 峠 隧 道 長七 百三十 間 開 穿、 \Box 来 既 弐 百

間 余 他 年 間 = 当 ノ故 組 合 殿障之レ かたテ 独 ナ 得 力 IJ ノ権 + 利 然 ヲ 以 12 = テ 治 使 世 用 仕 変遷 来 IJ 社 シ 界

進步 仙 = 石 原村外 伴 E 水 利 七 ケ 貴 町 村 重 1 ナ ル 1 間 コ 1 屢 7 感 X 葛 シ 去 藤 相 ル 明 生 3 治 終 # = 六 法 年

月 両 弐 者 H 1 為 付 ヲ X 調 以テ該御意見書 停 労 ヲ執 ラ 還符 レ ン 七 \exists 1 ラ レ ヲ タ 甘 リ 諾 七 依 ラ テ 本

年三月 順

小 林 由 太 郎 誌

年三

足 組 柄 合 下 1 郡 数 仙 協 石 原 議 村 7 外 遂 ゲ御 七 ケ町 意 見書 村 1 ノ旨趣ヲ敬承 間 = 以下 数 シ 条 神 奈川 制 限 条 県

第 7 定 条 メ契約 富 鉄之助 7 締 結 君 七 ラ 調停意見書 レ ン コ 1 ヲ 希 中 望 第二 按

1

第

方

事 長 水

并 路

法 第二 一方法 共 同 時 = 該 工. 事 7 施 行 ス ル 事

第二条

前条第

方法

即

現

今

字

四

"

留

1

水

門

ヲ改

造

シ

水 ス 門 ル 事 口 際 \exists IJ 隧 道 下 流 П 迄 間 其 Ŀ 水 尚弐尺ノ貯 底 ヲ三尺以 上 低

> 造 面

ス

ル

事

シ 一方法即 4 ル 為 現今 X 湖 岸 1 ,貯水 必 要 最高点 1 個 所 3 高 IJ サ弐尺以 Ĺ 一ノ提 水 ヲ増 防 又

防

波

石

垣

一ヲ築造

ス

ル

事

通 幅 員 深良村外六ヶ村 拾弐尺ト シ 其 へ引 勾配等ニ 用 スベ 於 テハ 丰 水路 水流支持 汲水門 ナ 従前 + 様

第四 施 条 行 ス ~ 仙 石 事 原 村 外 七 ケ町 村 引 用 スベ 丰 水門 位 置

現 今 ノ字 逆 III 口 1 駿東郡 ス

水

通

水

ノ幅!

員

引用

ノ字四

「ツ留

水門

拾

分

第七

条

本

-契約二

係ルエ

事

施行

=

付

テハ

相当ナ

ル

技

師

ヲ

= 築造 スベ 丰 事

= 水 幅 底 員 等 曲 1 駿東郡 尺壱尺弐寸 引 用 = シ 1 テ 水 其 路 勾 1 配 同 及下 流 ル

タ

べ

丰 延

1

字逆 湖 面 = 口 水門 達 ス 外湖水 ル 処迄 引入 開 穿シ ノノ水 其 底 幅 員ヲ壱尺弐寸ト 1 該水 門 1 地 盤 ヲ平均 定

側 高 サ 貯 水 最 高 水 平 面 = 準 シ 堅牢 ナ ル 石 垣 7 築

= 双 方 依 水門及水路底 ル 可 丰 事 高低

ハ

均

シ

テ其

〈標準

ハ

水

平

面

第五 条 流 通 ス ^ 丰 水 量 1 深良村 外 六 村 引 用 ス ^ 丰

5 流下 七 シ 4 ル 事

水量

拾分ノ壱ヲ

仙

石

原

村外七ケ町

村

字逆

μ

口

=

IJ

分

第六条 硬 石 水門 7 以 テ築 并 造 水 路 3 其 其 切 他 緊要 合 セ 口 ナ ル ハ 個 所 セ X > F 総 テ焼 ヲ 瓦又

密 着 七 シ 4 ル 事 佃

取

締

人

1

深

良村

外

六ヶ村

於

テ任

免

第

拾

六

条

本

契

約

書

取

上

11

湖

水

地

元

町

村

及

御

料

局

其

聘 該 設 計 方 并 I. 事 上 管 理 七 シ 4 ル 事

本 I. 事 11 公 1 入 札 又 特 别 方法 ヲ 以 テ施 行 セ シ 4 ル

T. 事 中 ノト 双 方 各 弐 名 以 内 委 員 ヲ 選 出 3 時 X Т. 場 7 洲 事

視 セ シ 4 ル 事

: IJ 、委 *員 但 :田 当 《地 ミノハ 組 、数 :関 、田丁 、係 合 関 、歩 《田丁 、村 係 : 1 村 《所 《内 長 《有 二 11 《者 、数 工 、年 : ヲ 《選 事 《在 《出 上 、住 1 ミス ミス 監 11: ミル *本 督 ミキ 7 :事 *籍 為 《者 ス = 1 ~ ミシ 丰 ・テ 〝湖 事 ミスと

第 シ 迄 八 7 条 テ 貯 几 + 水 両 立 期 組 方尺 1 合 定 双 以 方 X 内 本 ハ 仙 期 毎 間 年 石 原 + 深 村 良 __ 村 外 月 七 外 ケ 六 日 町 4 \exists 村 村 IJ 奖 飲 几 年 立. 料 几 方 用 月 尺 末 水 以 1 H

内 水 量 外 流 出 使 用 七 シ X ザ ル 事

第 シ 九 前 条 条期 貯 水 定 水 期 量 間 外 双 通 方 水使 共 水 門 用 7 = 禁 堅 牢 ズ ル ナ 事 ル 錠 7 以 テ 鎖

第 門 Ŧi. 拾 月 条 開 閉 H 面 及 \exists 水 之 IJ FF L 湖 取 力 水 締 取 入 為 締 用 方 1 季 常 切 節 = 壱 = 事 名 至 ヲ L 掌 バ 取 ラ 其 締 シ 需 人 4 用 7 置 IV = 事 応 丰 3 毎

> 水 年

為

X Ŧi.

モ

第

拾

条

将

来

加

何

ナ

ル

渡

世

1

変遷

又

11

+:

地

開

其

他

第拾 = 応 ジ 条 時 x 田 水 地 門 用 水 開 期 閉 間 ヲ 11 ナ 両 サ 組 3 合 4 = 於 ル 1 テ 所 雖 要 1

水

量

緩

強 ヲ

其

他 為 X 多 量 1 湖 水 ヲ 要 セ サ ル 1 丰 流 失 水

量

減

拾 ス 弐 ル 等 条 務 前 X テ 条 湖 所 要 水 使 1 水 用 量 飾 11 時 約 x 7 計 水 門 ル 7 ~ 開 + 閉 事 使

₹掛

第

1

雖

1

王

仙

石

原

村

外

七

ケ

町

村

=

於

テ

1

第

Ŧi.

条

制

限

7 ル

用

得

超 ル コ 1 ヲ 得 ズ

第拾 条 非 常 用 排 水 1 為 X 従 前 通 IJ 第 几 条 字逆

凡 1 幅 拾 Ŧī. 尺 長 + 八尺 1 間 項 甲 ラ 伏 七 平 蒲 鉾 形

ス ~ 丰 事 X 口

水

門

1

平

列

シ

第二

一条第一

最

高

水

面

7

底

度

1

7

築

浩 定 JII

第

拾 前 儿 通 条 IJ 深 芦 良 湖 村 水 外 及 六 両 ケ 水 門 村 等 車 = 属 関 ス ス ル ル 干 権 1 利 1 義 ス 務 11 総 テ

従

湖 水 ヲ多 量 使 用 必 要 相 生 ズ ル コ F T IJ 1 雖

本 契 約 第 Ŧi. 条 制 限 7 変更 七 ザ ル 事

他 835

論将 関 来修 ボヲ有 繕 スル処ノ諸官省等ニ対シ、本工事ニ就 等 場合ニ 於テモ故障 無之旨見本契 約 テハ 謄 勿 本

作 1] 奴 方連印 ラ以 ラテ夫ニ 差 出 シ 置べ 丰 事

第拾七条 、最モ信用アル会社其 本契約 係 ルル工事 (他)ヲ以テ施行方特約シタ ずヲ第七 条 = 日 特 别 ル 方 上 法

IJ

事

両

組

合

ハ管

理

者

更迭

都度相

耳.

立該氏名

ヺ

報

告

ス

之ニ専任

但

T.

事

竣

成 ル

期 事

限

ヲ本年

+ 卢

∃

IJ

来明

治

三十

几

年

九

月

11 ル

更二

限

朔

又

1

契約

村

年ト

第拾八条 期 定 水 工事 量 ブー 落 範 成 ノ上湖 进 内 ヲ使 水門ョ 用 シ リ数百間 或 ル 事 業ヲ 下 起 流 シ 又 地 = 他 於

法人若シ 4 ル等双方異 7 議 個 ナキ 人ト之レ 王 1 ガ 契約 ス ヲ 為シ事 事業ヲ 経 営 七

第拾九条 及水 底 掘 第二条以下本工 下ケニ 着手 シ 該 事 施 工 事 行 成工 方ハ 最初 ノ渡ニ = 於テ字 字 四ツ留水 逆 ĵΙΙ

第弐拾条 制 限二依 本 IJ 上契約 仙石原村外七ヶ町村へ 係ル全体 ノエ 事 事成工ノ上 水量分与ノ事 第 Ŧi. 条

П

水門

及水

路等

着手

ス

~

丰

事

ケ 丰

第弐拾壱条

第拾七条ニ

基キ契約

締結之上

ハ当組

合

3

仙石 原村外 七 町 村 告知 スベ 事

第弐拾弐条 事情之為 メ期 前条工事施行者ヲシテ若シ 限 中 成 工艺 能 ハ サ ル 事 故 天災地 生

変其

或

タ

ル

1 他

組 合 随 期 意 タル ヲ定 ~ メ延 丰 事 解除深良村外六ケ

契約 1 同 時二本契約 解 除 = 際シ テ ハ 総テ 1 仙 無効 石原 パタル 村外 ~ 七 ケ町村 丰 事

通

知ヲ為ス

罰 則

第廿三条 = シ シテ 水 量使 再 三犯 用ヲ禁ス、 左ノ行為アリタルトキニヶ年以内水門 シ タ ル 其行 1 丰 為仙 1 其 組 石 合 原村外七 員 1 否 1 二不 町 村 抱 ヲ閉 ノ人民 逆川 鎖

事中 水門 張又ハ間接ニ判答ヲ探ル目的 技師! 永久遮時 又 監督 ス ル 人等 コ 1 二対 T ル シ暴 ~ 行又ハ脅 メ人ヲ殺傷 迫シ

タ

ル

丰 I. П

出

ノ為

スル

明

治

三拾壱年

戊戌

九月

7式拾四

日

足 ルルへ キ物品 ヲ 携帯シエ 場ニ立入或 1 其附近ニ 於テ

脅迫 ノ挙 動 ヲ ホ シ 4 ル 七

自己 授受饗応接待等ヲ為シ 金銭物品酒食遊覧等其方法及名義 ノ判答之為 X 工. 事 タルモ 中当該委員又 ハ水門取 ノ何 タ ル ヲ問 締 人 = 対 ス

本工

事

落

成以後

窃

=

仙

石

原

村外

七

4

村

=

於

テ

湖

水

7

増

引 シ 又ハ 水 路 及 水門等 暴行 7 加 タ ル 七

行 I. 為ヲ 事 成 対 シ往来 シ 9 ル ノ便ヲ妨ゲ又ハ工事上妨害ト 丰 ナ ル ~ 牛

1

附 則

約中 本契約締結ニ ニ於テ交渉シ結果将来不 _ 挿入ス 際 + シ 前 事 条 外 甪 仙 1 見認 石 原村外七 X ル 事 項ハ号ヲ本契 ケ 町 村 1 間

駿河 湯山半七郎 玉 駿 東 郡富 岡 村

三六 明治三六年九月九日 芦 . 湖紛議調停につきて

(裾野市

御宿

湯山匡秀氏所蔵

(表紙 芦湖粉菜 議調停につきて 大字御宿 大字御宿 調験東郡富岡村 福島甲子三 村

実 な その恵を汲まんと計 こよなき宝なりけれ。 にして、 としとするにはあらず。 玉 からんを、苗代水のひき~~に 0 くしげ 10 た カン カコ 箱根の に 0 寛文の昔、 玆に二 湖 は、 りけ 百 たど あ る業成 誠や は 友野氏ら四氏この 几 一十年、 15 れ 神 神のたまひし 風景のすぐれたるをもて貴 0 9 先つ年より 恵はとこし 其 て以来、 恵に あ 幸の源 づ 裾 源を尋ね 駿河と へに カン わ れ 0 に尽る事 富 るこ Ŧ. 相 町 0 模 基 田

先生にこひて後事を計りたりき。 つりつ。 との人たち、相争ひて果は公に訴へ、上をさへ煩はしま 上りて其源を尋ね、あるは流にそひて其利を考へ、 く力を尽して、人々らの心を空しうせじと、あるは U いつはつべくもあらざりしを、そを憂ふる人々、 かく恨を結びて年久しくなりぬれど、其い されば富田先生はいた 西尾 さか Щ 富 15

> り巻として、 られし調停書と、 人々に頒つにあたり、 西尾工学士のしるされし説明 聊かおもふ所をかく

じめよりたづさはりしちなみにより、

富田

先生

書とをす のものせ はとこしへに伝へて忘るべきにあらねば、おの らくなるべし。さるにても富田先生の心尽し、

れ

事 ずのは

なむ。

工

学士の力をかりて、

水の量田

の形をはか

9 精密

残

す

かくてやうく

~結ぼれたる恨のもとをも伺

ひ知知

明 治 三十六年九月九日

福島甲子三

調停 意 見書

湖の清き心に習へかしと、懇に示されけるが、さても猶 りて、今や相隣れる国人どち争ふべき時ならず、人々此

神 静 奈川県足柄下郡 岡 県 駿 東郡 深良村外六ケ村水利 仙石原村外七箇村早 組合 jij 水利組合

各位

利の葛藤たる明治二十六年以来結んで解けざること玆に とより此 月中之れ 各位は箱根 の重任に当るの器に非ざるを知る然れども該 か調停を不肖鉄之助 用 水に関する 両 組合 に 依 間 の紛議 頼 なせられ 15 たり、 就き昨 不 ·肖素 十二

又そを利用すべき道も出で来て、益々幸の源富の基をひ 0 御 神官を招待して、これより後永久にむつびなん事 前 に誓 今よりは千町 CA 此 調停式を挙 田 の潤ほひ致らぬ隈なく、 げ ね るこそ、 いとも

設け、

を

来りて、今日しも

朝野の名士、

はるん、相集ひて早

jij

0

箱根神社の遥拝

所を

打

がたくて、

既に六年に亘り

为。

L

カン

は

あれど今や時

流清き塔の沢なる環翠楼のうちに、

はた其徳

幾 んと六ヶ年 終に法庭を煩はす 0 不幸を見るに至る 両 組

合各位 0 痛 心 寔に. 察すべ きなり、 惟 3 に 訟 事 終 る 0 後 2

雖 る 懸念に堪 3 者 0 感情果 へざる所とす、 して能 く相 左れ 融 ば両 和す るを 組合各位 得 きや に於て今回 杏 中 頗

本 不 たるも 陽 より 肖に 和 除却 之れ 0 伴 ٤ 信ず、 し以て ひ漸く氷 が調停を依 是 温 解する れ 乎たる 蓋し 頼せられ 数年 旧 時季に 情に たるも全く此 結 復 W 近きたるを知る、 C せんとの 解 け ざる葛藤 美意に 0 紛 争を根 3 出 余 今 T

3

12

旧

て之れ 所となる から 不 肖 が を を得ば 顧 調停を試 みず 余の 両 組 みる所以 光栄之に 合各位の依頼を甘 なり、 過きざるな 幸に 両 諾 組 L 合各位 卑見を開 0 陳 聴 < L

P

VE

0

湖 を拒

水

0

水

量及び分水の多

多寡に

就

き精

なる

統

計

淮

拠

絶するは甚

だ謂

は

n

な

しと言

S

に在 密

0

7

双

方共

15

昨 来 -冬調停 0 旧 記 を 0 攻 依 究し 頼を受けてより 兼て紛 議の 顚末を 箱根 湖 調 用 水に 査したる上、 関する寛文以 躬 親

根 併 カン 村 査を了したり、 7 3 より 湖 箱 中 根 箱 0 湖 根 水 15 到 町 量 沿岸 岌 0 依て今之を両組合が数年 75 水 門 0 N 延長高低 量 П と早 15 大 III りて生ずべ 堤防 に至るまで親 甲 3 き増減又は 伏等とを実 来論争する要 しく之れ 元 険 から 箱 L

百

治 万·

余坪

而

カン

も清

浄

無

比

0

湖

水 3

15

L Ш

て之を其

0 K

沿

岸

町

と想像せざるを得ざるなり、

抑

深

高

嶽

0

間

於て弐

点に照 L 8 て審案するに 実数上より 誠 余義なく に遺憾に堪 生じたる へざるもの 紛

あ

り

其

0

故

は あ れ ばなり、 之を要するに 方の 主 張 する 議と 所 は は 認め 只 供 難

るに 方の主張する所は き観 の 水 関 量 はらず に不足を告げんことを杞憂するに 方が 我郡 漫り 内 0 湖 水而 慣 かも直 を墨守して之れ 一接の利 11: り又 用 で要す が分水 他 0

て論議するに非ずして空しく之れが当否を抗争するに 過

ぜざるの ぎざるも 蓋 L 如 結果. 此 0 は 1 知らず 如 両 組 L 合に 識らず 是 於て其 れ 余 感情 から 遺憾 0 的 協 の紛争 合を缺 に堪 へずと云 K き 情 陥 達 りたるも せず S 所 意 以 通 な

0

足るべ 村に利 用す L るに 如 斯 貴重 於 ては干 なる恩沢を垂る 有 余丁 步 0 1 田 芦 袁 0 15 湖 3 0 灌 如 漑 き す は る 実

而して之れ から 839

に天然の一

大宝庫と謂ふべきなり、

ざるの 右 庫たることを寛文年間 衛 亦之を継承して其の恵に浴する深良村外各村 門 道 みならす洵に偉大の を 開設 浅 井治郎 したる友野與右衛門・ 兵衛等 に於て発見し千仭 四 [氏の遺滅 功績として深く謝せざる可 業は決 長濱半兵衛 0 して忘る 山腹を開鑿し 尼崎嘉 0 可 カン 3 3

ず

唯平

時

護、

水

の法其

の宜しきを得ざるが為め之れ

が

不

カン

は之れ が 引用及び治 水の 方法に就ては最も注 意せざる可 諸氏

堅く VI 0 き偉業を後世に遺したるの精神を継承し、 構 余りあれば、 造 漏水を禁じ貯 及 び堤 防 新田 水路 水 開 K 溝渠等を改造し且 墾 注 0 意して常に早 用 に供する等凡て遺憾なから 魃 一つ修 K 備 繕 益進んで水 心を厳 若し水量 12 L 門 T

何 3

をか引 さる任

用及び治水の方法と云ふ、

友野氏等が

前

項

0

如

務を有すと謂

はざる可らざるなり

早天に 漏 然るに今日 洩し去る 対 遭際する時は忽ち水量に不足を告げ周章浪狽同郷 慙愧の次 0 0 跡 珥 状 なきか、 第と謂はざるを得ず、 果して 如 若し有之とすれば友野氏 何 h 貴重なる水 而して夏季 量を徒 等 子偶 0 3 遺 VI K

んことを勉むる

是

れ

な

時 る 0 と今 VI 親故互に相反目して引水を争ふの状往々にして之れ あらずや、 ·日とに於て湖 夫れ 弐百三拾余年以前 面 0 水 量 に 著 L き 友野氏等起業 涸 渇 あ る を 聞

又他 足を告ぐるの不幸を見るに至る豈深く察せずして可なら P 0 _ 方に於ても然りとす、 若 し湖 水 を引 角 L T 開 拓

W

議して以て之れが とを定め且つ之に必要なる一 灌 漑 0 用 に供せんと欲せば先づ 同意を求むるを第 切 其 0 計 の灌 書を <u></u>の 漑 用 備 水 量と引 意とすべ 先用 者に協 用 季節

るも 其局終に好結果を得ざるべきは 若し然かせざらん 先用者の供用する水量を減殺して之れが分水を望む か徒らに 先用 者 勿論仮令如何なる必 に疑 懼 0 念を起さしめ 要あ

能はざることは賭

易き道理

なりとす、

然るに

事爰に

出

7

ず単 となるべきは疑を容れざるなり、 を得ることありとするも苦情百出永く葛藤を招 に官 一方の 力に 0 み之れ 依頼するとせは 況んや先用者の 良 し其 < 同意な 0 0 許可 種子

3

のなれば決して杜撰ならざるを信ず、

願くは各位

御料局及び

地

方官庁

~ 請願

並

に

関係

町

村

12

協

議

を

要すべ

りたる

於て従

来

0

実験

K

対

照

し果して誤謬なきやを了知せ

3

きは

れ

んことを該説明書を分つて第

按

第二按とせり、

くして其 るに於てを 0 筋 の許可を得らるべきや否や疑の存するもの

あ

以 7 調停 上開陳 0 要件 したる事 を提供 情 すること左 に照査し玆に不肖が 0 如 両組合各位 に向

早 Jil つる事 П 15 0 水門を新設 し深良引 用 水 0 割を分水せ

L

む

に分水せしむるも決して引用に不足を告けざること、 妥当なることを信ずる所以 面 前 組合間 顕 0 如 く早 に規約を設け III 口 に 相 0 水門を新設せしむるの 互篤実に之を遵守すべき事、 0 3 0 は 湖 水 0 水 量を両端 極 めて

測 0 定したるも 明 書 は 湖 のに 水 0 して、 水 量灌 工学士西尾虎 漑 0 程 度 雨 量 0 太郎氏をして編 統 計 等 に 照 查

製せしめたるものに係り都て学理と実数とに依

别

1

説明

書

15

記するが

如きものあるに

因

る

而

して此

第一 水量に不足を告ぐることなしと云ふに在り、 び貯水するの方法にして要は今一水門を新 按は現在 の水量を以て深良口と早 JII とに 設するも 又第二按 灌 に漑し及 其

非常早 魃の際に処する準備設計 に して之を第 一方法 にと第

二方法との二 段に分てり 蓋 し共に 新設 0 法

実施して之れが灌漑を計るも、 惟 重 ふに 0 注意を加 両 組合協同 へ之れ 熟 が漏 議 の上第 洩を予 防 水門堤 按若くは して 無 防 第一 溝 用 湿等に に 二按 放 孰 水 充分慎 つれ せ しめ を

ざることに勉むべきは勿論、 住せしめ且つ水 量標及び雨量器を設置し以 其 0 水門現 場に て其 水 配 0 配 人を常 水

分量又は貯水 て常に之れ が測 の季節を過まらざらんが為 量 15 従事せしむるを要す、 8 該 而 して其 水 配 X を 0 水

金すること、為す可し、 配 人の給料及び雑費等は配水の分量に 又本按を実施する場 準 L 両 組合 合に於て より は 出

を呈せず亦風致を損するが 勿論 な れ どめ、 而 カン 3 如き虞なきを以て許可を得 此 の設計 方法 たる 湖 面 に異

Jil 口 に 水 0 新設を勧告するに当て深良村外六箇村

決

して難からざるを信ずるなり

水門

を新設

し深良

П

引

用

水

の 一

割を分水するを以

組合各位に対し特に一言すべきことあり、 たるや決して鉄之助 0 私見に非ず、 友野氏等をして 蓋し此 0

用 に たること誠に明 3 荒蕪を 水に 則らんとするの企望は業已に之れあらんも只深良 政 府に提出 不足を告げんことを恐れて之れが決行を躊躇 開拓 して広く国益を起さんとするの したる書類に徴して之を視れば其 瞭なればなり、 思ふに各位も亦此 精 神 0 の精神 目 15 的專 口 せ 出 3 引 C

こと是れなり、

何を以て之を言ふ乎、

昔時

同氏等が当時

浴せしめんことの挙を賛成すべきや疑を容れずと云

Ė

K

在らしめ

ば亦必らず両

組合をして共

に芦

湖

の恵沢

3

n しも 割の水量を分水せしむるも従来各位の供用 のならん、 然るに今や水量の計 算 に於て早 したる水利 Jij 口 に

て各位 の杞 する所なきは 憂も 亦 自 别 カン 3 冊 説明 氷 解すべきを信ずるな 書に 記する が如くなるを以

に

又転じて早川

水利

組合各位に一言す、

各位は早川

П

12

は

御料

地

たり、

而

して神

社

に属するも又御

料

地たるも臣

計するに当ては努めて失計なからんことを期せざる の水量に尚ほ多少の余分ありと雖も新たに 不足なりと言はん か、 今別 一一説明 書に 就て之を見れ 開 鑿疏 通を設 可 ば 其

駿 らず、 東郡 而 0 地質に就て起算したるものなれ して該説明 書に於ける稲田 灌 漑 ども若 15 要する水 量

\$ 川沿岸 可ならん 0 地質に対せば或は其 か、 殊に深良口は への二倍 隧道を下り各所 0 稲 田 灌 一流に充 0 水 し之を早 路 つる 溝 渠

て之を早川沿岸に 発し若くは吸収せられ又は漏 分岐 して 田 15 灌 灌 くも 漑するものと相 0 な れ 水等にて ば其 0 比すべくもあらず、 流 頗る減量 域 延 長 するを以 0 間 15 蒸

に

て多 実に早 かる Лİ 可 П は しと信ず是 其 0 地 勢上 れ 分水 余 から 深 0 良 割 合に 口 水 量 対する 0 効 割 分水 用 は極 せし 8

3 終に臨み所謂天然の宝庫 むるを以て適当なりと断 る 1 如 く此 0 芦 0 湖 は 昔 12 定したる所以な 時 就 は て尚 箱 根 ほ一言せん、 神 社 0 所領にして今 各位

\$

て或

説明 書

ず 民より 斯 0 如 尊崇する き湖 水を引用するに旧 点に於ては依然として渝らさるの 時と今日 とに寸毫の みなら 影響

0 だも之れなきは実に無量の幸福と謂 幾部を他に分つて共に 俱 に其 0 恵沢に ふ可し、 浴するを得るに 今此 0 幸 福

至らは 若し夫れ各位に於て別 真に是 人生の 冊説明書を審案して其 大快事ならずや の実数を識

れ

し且つ之を本書に概陳したる卑見に対照して不肖

は請 ふ両 組合各位相 提携して芦 湖 × Ŀ 箱根 神 社 んこと に 詣 S

意の 認

存する所を諒察し、

而して果して不肖と同

感なら

h

項

カコ 微

を 春風駘蕩たる祠前に於て調停融和 是れ独り不肖の栄誉のみならず所謂中 の実を表され 和 本を務むる

尽さゞるを恐る各位乞ふ之を恕せよ不宣

\$

のと思惟するなり、

言疎にして敬意を欠き意溢れて言

明 治三十一年三月三日

富田鉄之助

按 現 在 水量 0 灌 漑 方法

第

学術上所要水量に依り計算すれば左の

如

深良 口 灌 淝

此 田 地 反別 Ħ. 百二十 Ŧi. 町 歩

稲 田 灌 漑 15 要する 水 量は 百 町 歩に付

厘な 尺即 ち れ ば 新開 昼夜に田 田 地に於けるも充分なりとす、 面上に更新すべき水 層の厚 秒 時 間 故 七立方 Ŧi.

VE 分六

本

要す 億八千七百三拾七万四千四百立方尺となる 田 此四 一地灌 流用 箇 月間即ち百二十二日 とし て 秒時 間 に三拾六立方尺七五 間に 要する水量は三

早 JΪ П 灌 淝

とす 深良口 方尺にして五十二町五反歩に灌漑するに 15 要する水量は三千八百七十三万七千 灌 漑用 水の拾分の一とすれ ば百二十二日 应 百四四 充分なり 十立 間

深良口亞 方尺四二五にして此百二十二日間 及 び早 Jil 口 両 水量 0 合計 は 0 3 秒 時 0 四 億二千六 に 兀 干立

飲料 故に すれ 水門 とすれば一 を八箇月間即ち二百四十三日間 でにて足れりとす、然るに現今貯水し得べき高さは 百十一万千八百四十立方尺なり、 余す所 の用 一底より上七尺なれば尚余す所一尺三寸三分とす、 ば其水深は現今の水門底より上五尺六寸七分ま 12 秒時間 供すれば裕に十万の人口に給するに足る 0 水 量 12 九千九百九十六万二千八百立方尺 四立方尺七六となる、若し之を に流出せしむるもの 之を芦の湖 に貯水

年の 最少量 を概 疑なきものとす、 今一箇年の降 ·得へき水量の二倍を年々使用し得べきこと決して 算するに 如きは其二倍に達することあり、 0 年と雖も尚 雨 湖 面に 量によりて芦の湖に集合すべき水量 即ち芦の湖の豊富なる所以なり 水深十一尺余にして、最多量 於て蒸発すべき者を除くも降 故に現今貯水 0 N

8

のとす

現在 使用水量に依て計算すれ 従来深良口に於て湖水より引用する灌漑 ば 左 0 如 水量 を

0

が為め猥りに貴重の水を遺失するものあること 漏洩多量なること、 K 0 適度の水量を流出せしむること難きか為め過 四 水を流下せしむること、(二) 如如 して且其構造不完全なる箇 田 地火山質なるが為め水を吸収すること非 依て其理 (三)配水方法完全ならざる 由を考ふるに 所あ 用 るが 水路 (一)水門 為め水 0 延長. 0

倍を要するものとすれ 以上の理由によりて深良口に於ては前計算水量の二 於ては百 常に 町 多 歩余の新田 量なるやも ば其 に灌漑することを得べき理 計 0 難 割の 水を以て早 Jil 口 な 12

に八十立方尺八五にして此四箇月間即ち百二十二日 三五を早川口に分水するものとすれ 深良口灌 に七十三立方尺五とし其一 漑水量は学術上所要量の二倍即 割即ち一 ば合計 秒 時 ち 間 七 秒時 秒 7 方尺 時 間 間

に近

きも

調

査するに前述計算水量の殆んど二倍

而

して此分水を為すに於ては左の数項に注意するを

割を分水するも決して水量に不足を告ぐるの

虞なしと

0

閉を掌らしむべ

L

要す

以上 湖貯水量に依りて計算するに早川口に於て深良口水! 0 得 間 年 は 末 立 最旱魃の年と雖も三尺六寸一分を下らず、 湖に集合すべきものは平均七尺二寸七分五里 分となる、然るに夏季四箇月間に於ける降 一方尺一 との割合に分水するときは深良口 に 如く学術上幷に実際上灌漑用水量を調査し尚芦の へき計算なり、之を深良口及び早川口に於て十と 15 灌 日に於て水門底上七尺七寸三分の貯水あるに於て 平. 於ては残る八箇月間即ち二百四 漑用水に不足を告ぐるの虞なきのみならず、 均二十一立方尺○六を芦の湖より流出せしめ 之を芦の湖に貯水すれば水深十一尺三寸 四にして早川 П は 一立方尺九二となる は 十三日 秒時 故に 間 雨中芦 間 15 秒時 Ŧi. して 量 十九 平

> 流出 とす、 現今の深良口水門及築堤を調査するに頗る不完全なり ~ すること極めて多量なるを以て此等は漸次改良を要す K の水量を流出せしむること能はざるのみならず適宜 きものとす 漏水すること夥く為めに貴重なる貯水を無益 水量を増減すること能はず、 何となれば水門の開閉方法不便なるが為 又築堤粗 雑に め に して常 放流 定

0 四

月

間

0

水

量は八億五千二百二十二万三千六百八十立方

之に水門を設置し分水する場合に於ては漏 ること必要なりとす 水を防遏 現今早川口築堤に於ても亦同様に

して 漏

水

あるを以

一ば常に一 右分水に付ては一人の水配人を常住せしめて水門 定 0 割合を以て水を流出せしむるを要す 0

開

両

水門より分水して両

県下に

湖水を使用するに至

れ

水 水 応じ両組合より支弁するものとす 配人の 配 人の 給料及び之に要する 選 沢は 両 水利 組 合 0 諸 協 雑費は各使用 議に依 るも 0 0 水

量に

第二案 六常灌. 漑 の準 備

3 礎とし計算したるものなれども非常なる旱魃なきに あらず、 案は沼 或は現 町 に於ける十五 今のものよりも田 箇年間観 町 歩を増加 測 の降雨量を基 し為 8 1

等準 15 新に 備 に 分 対する意見を便宜の為め左の二方法に分か 水 0 必要を生ずることなきを保せず、 故に此 7

第二 案 第 方法 0

早魃の準 水門を改築して其底を三尺低下せしめ以て其貯水を流 を非常旱魃の 備 年に於て流出せしむるものなれ ては降 雨多 量の年に於て貯水せるもの ば現 今の

出

I せし

むるに

あ

若し旱魃の際現今水門底より三尺湖水面を低下せしむ るも湖岸を露出せしむること多き所と雖も僅 ずに 15 出 願 過ぎす、 H. 沿 岸 故に風致を害するの虞なきを以 人民に 協 議 し其 期 節 15 限 9 湖 に数間を 水 御料 面 を

低下せしむるの許諾を得ること難からずと信ず

即ち百二十二日 量 水門底を三尺低下せしむるが為め新に は二億二千五百四十八万立方尺にして之を四 間 に流出せしむるときは一秒時 貯水 し得べ 間 き水 月 間

一立方尺三九となる

+

第二按 第二方法

風波 多額の工費を投せずして第 三尺の防波 せんと欲せば現今の貯水高より上尚二尺の貯水を為 し、然るときは箱根 0 際水害の 石垣を築造すべ 虞あるを以て此 駅及び元箱根 L 一方法と同じく貯水を増加 等 0 箇 村 湖 所に於ては 岸所 々 に

於て

す

非常 を以 て従 大雨の 前 際に 0 如 く早 於て JİJ は 尚 水面 K 於て溢流口を設置すること を昇 騰 せ L む るの 虞ある

必

要なりとす

此の如くなるを以て後段二方法を採用せば水深五尺を増 万立方尺にして之を四箇 此方法に依て増加し得べき貯水量は一億五千○三十二 せしむるときは 秒時 間 月間即ち百二十二日 15 十四立方二六とな 間 VI 流

其

他

来賓以下

ヲ式場ニ導

キ衆員着

ス

以 上式竟 •

加 し総貯水高十二尺となるを以て如何なる旱魃の年と雖 漑 方

法 は 灌 水 水量に不足を告ぐるの虞なしとす、 改築 0 際施工するを得策とし第二方法は 而して 第一 必 要の

場合 右 は 御 何 時 高按に基き実地 たりと 8 施工す 臨 るに 検 0 上 妨けなしとす 調製したるも 0

也

用用 三十 年 月 調 查

富

田

一鉄之助

殿

I. 学士 西尾虎 太郎

(裾野市御宿 湯山匡秀氏所蔵

5治三六年九月) 九〇三) 逆川事件和解式次第書

三七

明

第 水利 両 組 合 和 解式 次 第

ス 神官、 儀式掛 ハ箱 根神社 ノ祭壇及式場ノ布設ヲ作

第二、 蔵 儀式 稲 葉正 掛 調停 経 者富 加 藤 定 田 鉄之助 通 服 氏 部 大輔 両 組 合管 年 齢 理 順 者 須 知 永傳 事

> 第四 第三、 神官奉典ヲ執行シ祝詞 7 奉

ヲ 受ク 調停者 両 組合管 理者神 壇二 進ミ各玉串 読

エヲ捧げ

神

盃

第五、 知事 及 Ł 来賓、 両 組 一合員 等着 席 1 7 順 次

=

神

盃

ヲ受ク 両組 合 管理 者 進ンデ調停応諾 主旨ヲ衆員

=

宣告

氏之ヲ宣 シ ン和解誓約書 ヲ (感謝状) 2 祝辞 調 停者 ヲ 朗 読 富 ス 田 一鉄之助 次二 氏二交付 福 島甲子三氏祝辞 ス 富

7 陳

衆員拍 手、 両 組 合管理者 発声ニ 従 E テ水利 両 組

合万歳 ヲ 唱 ス

第八、友野氏

等

?ノ霊前

=

於テ神官祭儀

ラ行

ヒ調停

者

両

組

合管理 者 玉 串 7 献 シ テ和 解 要旨 ヲ 告

知事 来賓 組 合員 等 祝文詞 読

演

第九、

第十、 第十、 衆員拍手 両 組 合 管 起 理 者 立組合万歲 辞 陳 ヲ三

第三

節

生活と産業

午後五 時 ∃ IJ 懇 親会

(裾野市 御宿

湯山匡秀氏所蔵)

明治弐拾壱年七月三十日

障等

無之候、

依テ別

紙図

面

相

添保

証人連署此

段奉

候

水上保証人 右願 中 湯山半七 JII

郎郎

水下保証人 西川 清 次 郎 (FI)

庄

平印

 同郡書記 得 河 目 [俊宗殿

静岡 県

書之通過 明治廿一 相 違 年七月三十一 無之候也

前

든

願

水車

一建設願

駿東郡御宿村弐拾壱番地

湯山

半

七郎

明治二一年八月三日

御宿村湯山半七郎水車建設

静岡県駿東郡御宿村外十

ケ

村

H

戸長 沢

芹

孝

三

一四六三号ノー

明 願 治 之 # 趣聞 年八月三 届 7

EIJ

駿東郡御宿

村之内

宅地反別五反弐畝歩

静 H

岡 県 駿東郡 書記 得 河 目 俊

(裾野市御宿 湯山匡秀氏所蔵

用 右者今般拙者宅地之内 水之関係地持且ツ水上・ ^ 新規水車建設営業仕度、 水下共 同 協 議 ヲ遂ケ水害故 尤 モ

内

.水車宅地反別拾五歩

春臼四岩台

該

也 848 残

登

泊

ス

三九 明治二四年一月 上郷水配取扱人函根湖用水分水

日

(表紙

明治廿四年一 月 廿五年至十二月

六年分記載 ス

組上 用 水分 郷水 水日 配 取 誌 扱

井

函

根湖

柏木 新七郎

上戸祓:

払ニ

付湖水登

山

下郷木村同道みし久古堰而同氏(御宿)

同 六

十五

日

六

月十四日分水壱人

月十三日

分水壱人

六月廿

Ŧi.

日

ニ分ル

是ハス釜勝る(須釜) 洪水ニ付新 又佐七より小 JII 通 IJ 見廻 リ 見 字駒形 Щ 通 知、 橋下石 口 日 垣

IJ 戸 指

二人足弐人ヲ遣ス、 中戸 ヲウツ

同 七日

初分水之件照会之者小見山氏江八木源 七 7 特 使

八月廿 日

八月廿二日夜より 同 廿三 H 讫

湖表水門甲蓋改築等之儀ニ付市川竹四郎方集会

廿 Ŧi. 年一 月 十二 H

逆川〆切約定引継之儀ニ付参会

金弐拾銭

逆川〆切約定書為取替引継之件ニ付佐野市川や参会 湖表普請 月三日より 山 日 所出 新溜青木方 来見 四 H

分、 迄

小泉村長水配木村周平ヲ除

ノ外不

洪

水ニ

付

新

JII

通

IJ

堤

防

見

廻

IJ

出 頭 Ŧi.

月十二

H

壱番 六 月十 ノ祓ニ付豊後堰より千福堰迄分水

849

廿五 年五 月廿九日新川 筋苅払

三拾銭才領

杉 Щ 角 平

秋 山 T 新次郎

柏木新七郎

金五拾銭

外金拾弐円也 計金弐円四拾九銭 年給

内 金六円也八月三十

日受取

上郷人足壱人

差引 残金八円四拾九銭

九月三日洪水報知金三 銭 勝又佐吉ェ渡

ス

同

九月三 日 \exists IJ 四 日迄

新川通リ見廻リ之為メ深良村へ壱泊 合計金八円九拾弐銭

ス

内金弐円九拾弐銭 也

雜費之分九月十四

日 領

収 ス

差引金六円也

新川通り見廻り

内金弐円也九月廿九日領収

ス

年 内 事務取

扱費 銭

金弐拾五

外

中下郷

本

忠

吉

同

七月七日村長代

理ニ

而湖水登山

同七月廿三日 金五拾銭 雨水ニ付新川通リ見 廻り

同

金弐拾銭

可 小見山久三郎へ小前壱人

金四 銭

同

#

四四

日湖表水門大破之趣報知有之二付登山

同 断二 金五 拾銭 付杉本忠吉壱人

850

可

九

月廿八

日

九

湖表減水之件二付 H

小泉役場行

此 日 当二 日 1分金四 拾 銭十 月 # H

領

収

諸 費 日 当 一給料 共皆 済 也

金

四四

円

也

廿

六

年二

月

+

几

H

領

収

ス

明 治 廿 六 年分

村 月 K 開 # 拓 四 見込、 日湖 表割 右ニ 石 付 より 佐野停車 新 Щ ヲ 場 開 前 丰 伊 仙 豆 石 P 原 方集会 及 ヒ大久保

金弐拾銭

三月一 日元箱 根 行之件ニ 付佐野杉山氏方へ杉本忠吉 照

会とシ テ特使

金 几 銭

小 林善次郎方へ出頭、 月 + 六 日 3 IJ 同 十八日迄湖用貯水之件ニ 下郷・ 永井村長・鈴木 付元箱根 秋山中

配

郷

・菅沼村長・柏木村長代リ

(杉山

市

JII

• 柏木

•

水

人都合八名

三月廿六日逆

河

7

.切約定書為取替之儀ニ

付停車

場

前

市

III 会議

立会人杉山 一木 村 • 秋山。 市 jij • 小林

柏木都合六名

三日分金壱円五 拾 銭

三月三十 日掛合之件 ニニ付深ら小台(深良)

林小前壱人八木幸作

行

金四 銭

几

月

日

1逆川

修

繕

及

E

湖

水

K 門戸

砂浚之件二

付

担

当

役

場出頭壱人

金弐拾銭

合計金弐円 # 六 年 匹 月十 拾 八 銭 几 日 小

泉村助

役三

舟 作

雄

殿

日

IJ

領

収

ス

外

金

拾

四

銭

廿

六年六月往復旅費領収

ス

月十 日 新川 刈払才領

六

七 月三日 同 同 同 同 同 人足壱人貞吉 忠吉

同 小林久次郎へ照会として小前壱人 同

古田ふじ

七月廿三日

湖水登山

壱人

外人足

杉本熊吉

分水壱人出勤

同 堰切人足

十五日 泉村平松

勝 又 孝 吉

勝 又 治 平

同

廿五 分水壱人

日

同

廿四

日

分水壱人 堰祓人

泉村茶畑

杉 Щ 九

平

同

勝又仙太郎

米田与祖次郎 木 源 次 郎

鈴

七月三十一

分水弐人 日

同十八日

分水壱人出勤

同十七日

分水壱人出勤

堰払人

泉村平松

同十六日分水壱人平松

跡ヲ其外壱名

同廿六日

一分水壱人一

日

小前壱人

富岡役場

木へ

幸

作

分水壱人

柏木新七郎 小 林 同二十日

分水壱人 堰祓人足 () | 平松

(泉村茶畑

小夫壱人

ス 付

第拾伍号

芦

、湖湖用水使用契約證書謄本

+

月廿一日

外人足壱人

杉

本

熊

吉

八

月廿

H 廻

湖水登山

壱人

同

断 世三

見

リ壱人

同

八月十九日

洪水見廻リ壱人

新川通リ

八月十六日

小前壱人

小前壱人

小林久次郎

照会之タメ八木源七遣

ス

地

堰 祓 人 泉村平松 後藤 元次郎

外金五拾銭

其内事務取扱費

合計

金五

円弐拾

八月二日

茶畑 芹沢 伊

百

七 吉

小林久次郎氏へ照会之タメ古田ふじ

是ハ水配別件

湖用 水路 へ器械新設之件ニ付六月廿三日富岡役場

上郷

主 惣代とシテ出

頭

明治二六年一一月一五日(二八九三)

(裾野市 上ケ田

柏木新吾氏所蔵

平松與市郎芦之湖用水

使用契約書

(表紙

平松與市郎ニ 係 ル契約證書

深良村外六ヶ村組 合

十一月廿二日壱人 (さの松屋集会之儀ニ付八木源七遣(佐野) '廿六年度日当及給料請求之件

(佐野) 松や集会

853

東京市日本橋区通り壱丁目拾漆番

地

平民 捕 鯨業

起業者

弐拾玖年弐ヶ月 平松與 市郎

士族質商

東京市日 本橋区檜物 右起業者代理人 町 陸 番 地

肆 拾壱年漆ケ月 出 田 篤 次

[県駿河国駿東郡泉村茶畑参拾玖番地

地 主総代 平民農井組合

静

岡

参拾陸年拾壱ケ月 Ш 本浅次郎

県駿河国駿東郡 泉村久根 玖拾 番 地

参

静

岡

平民農井組合

地 主総代

平民農井組合

一殿東郡泉村平松壱番

地

勝 又彌平治

肆 拾 壱年伍ケ月

> 平 民

静

岡

尚県駿河 国際

駿東郡小泉村佐

野拾

伍

番

地

農井組合 地主

一総代

岩崎

佐

干郎

陸拾伍年壱ヶ月

地

岡県駿河国駿東郡長泉村下土狩伍拾番

族農井 組 合

士 静

地主

総代

長

肆 拾肆 高 年漆ケ月 野 義

·民農井組合
:岡県駿河国駿東郡長泉村·

中土

狩肆拾肆

番

地

平 静

鈴 木 新

地主総代

参拾陸

年 平

原駿河国駿東郡清水村新宿拾壱番地 地主総代

平 静

-民農井

組合

岡

肆拾捌年拾壱ヶ月石垣専次郎

地主総代

参拾伍年参ヶ月 服 部 大意

平静 駿 東郡 長泉村 上 主 一狩拾 地

民岡 農井駿 組河 合国

地

主

総

代

肆 拾 肆出 参藤 ケ三 月郎

農井駿 組河 合国 駿 東郡 深 良村 深 沒良弐四 陌 捌 拾 番 地

平 静 民岡

国駿東郡深良地主総代

肆 拾 伍 年 小 拾林 壱ヶ月

井組 右平

松

與

弐ヶ村弐拾

大字

地

地主総代·

山

本浅次郎外拾壱名

1

明

治

合 国 地 主総 代 深良村深良弐拾 拾玖 年松 拾壱 滞 肆 謙 番 月 治 地

平 静

民岡

農井駿

組河

河 組 合 玉 駿 東郡 富 岡 村御 宿 壱 番 地 1 壱

ケ

平静

民岡

井駿

県

主 総代

抽力

陸 拾 弐 湯 年山 捌半 ケ七 月郎

県 并 駿 組 河 合 玉 駿 東 郡 富 岡 村 千 福 拾 完 番

地

服 ス

部

平 静

民 出

> 官県 吏 駿 河 玉. 駿 東

郡

沼

津

町

城

内

参

陌

漆

拾

肆

番

地

伍

年

伍

ケ

横

Щ

健

月吾

地

士 静

族岡

肆 拾 肆 河 年 目 弐 俊 ケ 宗 月

市 郎 1 委任 状ヲ所 持 シ タ ル 代 理 人 岡 田 篤 次 ハ

弐拾 陸 年 拾壱 月拾 伍 日 公證人三 浦 恒 + 郎 役場 = 於テ、 河

[俊宗 ノ立会ヲ 以 テ 左 1 契約 7 締 結 ス

目

識 但 ナ シ 牛 Щ ・ヲ以 本浅次郎 テ、 左 外拾壱名 記 通 市 1 村長 地 主 総代 1 証 明 並 書 -出 7 所 田 持 篤 次 タ ハ IJ 面

明 シ 9 1]

Ш

本

浅

次郎

1

駿

河

玉

駿

東

郡

泉村

K

長

柏

木

甚

蔵

=

於

テ証

勝 又 彌 平 治 11 駿 河 玉 駿 東郡 泉村 村 長 柏 木 甚 蔵 之ヲ 証

用用

大浦 駿河 玉 駿 東郡 泉村 々長柏-木甚 「蔵之ヲ 証 明

ス

岩崎 高野 証明 米 鈴 石 明 明 之ヲ 湯 松 小 証 横 明 証 术 山 井 明 林 明 Щ 明 垣 ス ス 山 新平 専 義 佐 健吾 証 半 謙 ス 理 ス 藤 ス 治 + 阴 七 次 長 郎 郎 郎 郎 1 郎 1 ハ ス 駿河 駿 駿河 駿 1 1 ハ 駿 駿河 駿 河 駿 駿 河 玉 河 国 河 河 河 玉 国 下酸 駿 玉 玉 |駿東郡富岡須山村 玉 駿 玉 東郡 東郡 一駿 一酸 駿 、酸東郡長泉村々長永井嘉六郎之ヲ 東 駿 東郡 郡 東郡 東郡 東 深 郡 長泉村 長泉 小泉村 富 良 深良村村 清 村 村 岡 水 村村 村長 々長、 須 々長永井嘉六郎之ヲ証 々長菅沼 Ш 長高 長 永 組合村長湯 村 小 井 組合 林 小 嘉六郎 林 田 由太郎 佐 由 譲 村 太郎之ヲ 長湯 太郎之ヲ 八 之ヲ 之ヲ 郎 Щ 設之 之ヲ Щ 証 詮 証 第壱条 第弐条 泉村 駿 岡 ヲ ヲ、 於テ使用 竹 村 村 7 月 七 数 7 得 証 ケ村 条之制 伍 原、 東郡 ザ 田 ∃ 内 内 篤 明 拾ヶ年 今回 ノ内 テ IJ ル 清水村 之レ 大字南 大字御 田 相模 契約年 1. 弐拾· 深 次 ス モ 良村、 平 権 大字久根·公文名 限条件ヲ定メ、 地 1 東京市 間 用 大字 松 ヲ有 ガ 1 玉 該用 限 與 宿 [足柄] 計 1 水 ス 色·納米里·上土狩 内大字伏見·新宿 小泉村、 疏 算 = 市 シ 干 水使用 計 於 郎 下 日 ス可 通 福 田 郡 本 ケル ノ為 算 ハ電気其 方涵 箱根 橋区 丰 ハ 既 之ヲ承諾 上ケ 富 電気其他器械 ノ請 メ水道開鑿以 コ 養及 長大胡 得 士 芦 稲 田 崗 湖 他 求 村 権 = E 荷 水 • 器械 依 飲 金沢 ノ内 純之ヲ 利 ス ノ弐ヶ村弐拾大字ニ 茶畑 料 中 寛文陸年官 ル IJ ハ

従前

通

IJ

異 井 以

動 組 下 向 ル

1

雖 井

1 組

モ 合

1 ×

設置

為

水

=

供

シ

来レ

土

狩

下

土

据付工

一事着手

証

明

来引

続

丰

駿

河 許

玉

可

大字神

Щ

富

葛山·

定

寺

平

松、

長泉

ル

事

第参 1) 条 深 + 平 陸 尺 松 ノ床 與 市 下 郎 ヲ ハ 為 芦 湖 シ 用 其 水 門 勾 ヲ改 配 幅 造 員 シ ハ 大 現 体 在 元 1 形 水 = 底 傚 \exists

E 水 流 支障 ナ 十 様 施 行 ス 可 丰 \exists 1

第肆

条

水

門

及

E

水

門

戸

吐

水

口

形

状

位

置

契

約

者

双

方

該

費

用

1

シ

テ

本

契約

期

限

中

毎

年

伍

月

弐拾

H

限

IJ

金

陸

拾

立会図 面 7 調 製 シ 署 名 捺 即 1 上 第壱号 関 係 書 類 1 シ テ

之レ ヲ公正 証 書 原 本 連 綴 ス

第 伍

条

水門

ノ戸

>\

別

紙

第

壱

号

幫

係

書

類

9

ル

义

面

1

通

IJ

第壱号 材 ∃ 1] 松 第拾 板 仕 参 号 迄拾参 肆 厚 枚 7 調 製 筋 ス 鉄 口 丰 用 事 ユ 口 事

但

シ

用

上

ケ

寸

=

シ

テ

7

丰

第 Ħ 陸 即 条 チ 伍 平 松 陸 漆 與 号参 市 郎 枚 器械 肆 尺戸 運 転 = 為 縦 伍 X 水 4 門 横 陸 上. 戸 4 1 3 吐 IJ 水 弐 段 口

但 陸 2 個 吐 ヲ 水 設 口 ク ル 位 コ 置 4 法 ハ 第壱号 関 係 書 類

ル 可 丰

第漆 弐号戸 条 +: 前 台 条器 際 械 縦 運 武士 転 用 及深 伍 分 横 良 肆 村 寸 飲 料 吐 水 水 為 口 壱個 メ水門 ヲ 設 第 拾 ク

> 第玖 捌 条 条 井 水 門 組 戸 合 於 錠 ヲ設 テ 井 7 ル 組 弐ケ ハ 従 村 来 弐治 1 通 大字 タ ル 口 \exists IJ 丰 選 コ 任 1 シ

第

タ ル 水 門取 締 人 弐名ヲ置 ク 可 丰 事 但 シ 平 松 賏 市 郎

円 ヲ井 組 合 交付 ス ル 王 1 1 ス

第拾 年 伍 条 月 平 弐 拾 松 與 H 限 市 郎 金 参 ハ 拾 用 円 水 7 = 井 関 組 ス 合 ル 雑 交付 費 1 シ ス 可 期 丰 限 7 1 中 毎

第拾 質流 一一一 末 = 係 平 松 ル 與 蓄 市 田 郎 甫 11 事 等 業上 = 有 害 用 1 水 ナ 7 使 ル 場 用 合 ス T ル ル 為 1 丰 其 水

何 時 タ 1] 1 モ 事 業 7 停 止 ス 口 丰 コ 1

第拾

弐条

平

松

與

市

郎

1

井

組

弐

ケ

村

弐拾

大字

外

 \exists

IJ

若

シ 本 事 業 付 故 障 ヲ 由 出 " ル 七 T ル 1 丰 1 総 テ之 ヲ

処 理 ス 可 丰 コ

タ

ル

図

面

1

通

第拾参条 テ適宜 用 水 及 E 場 平 堰 松 所 口 與 支障 器 市 械 郎 ヲ ナ ノト 墜 丰 据 様 付 道 ス ク 口 口 ル ∃ 事 IJ 丰 字 コ 7 得 古 ル 1 П 雖 迄 1 モ 間 # = 於 組

又器:

械

使

用

水

路

適

宜

ニ之ヲ

変更

ス

ル

コ

1

T

ル

可

义 鎖

面 ス

水

門

南側

第壱号戸

ヲ

除 掲

キ第拾壱号戸

ヲ土

台

際 9

 \exists ル

ル

コ

1

ナ

ク、

第

肆

条

ク

ル

第壱号関係

書

類

第拾

玖

条

平

松

與

市

郎

11

満

期

後

1

雖

1

王

更

=

期

限

ヲ

定

X

甲 伏等 肆 条 破 平 損 松 賏 個 所 市 1 郎 総 ハ 契 テ之レ 約 年 限 ヲ 修 間 繕 湖 水門 ス 可 丰 及墜 コ 1 道 逆

第 拾 7 抜 伍 払 条 E A 井 ル 組 後 合 閉 = 鎖 於 ス可 テ 1 湖 丰 場 水 減 合 = 少 於テハ ノ際拾 壱時 参枚 ニ之ヲ ノ水 門 閉 戸

年弐 次戸 量 水 1] 高 ヲ П ヲ下 月 通 = サ 満 伍 末 七 寸 シ ツル シ H = 4 ヲ 第 明 至 可 迄 シ 陸 ケ L 11 1 置 断 ハ 条 水 雖 ^ 丰 掲 量 通 1 ス モ 伍 7 水 多 寸 ル 七 少 井 伍 シ = 明 X 組 . 水 拘 用 丰 陸 1 水 量 口 . ラ 貯 漆 = 増 ス 水 IJ 号 期 流 加 1 第壱号 即 水 出 = チ、 門 従 ス ル 戸 E 漸

皆 係 之 書 7 類 閉 4 ル 図 ス ル モ = 1 \exists 1 IJ 製 ス 作 シ タ ル 拾 参 枚 1 水 門戸 ハ 悉

ル 他 モ 決 = 漏 テ 出 減 シ 又 量 七 ハ 仮 シ x 令 +13 E ル 従 来 コ 1 水 7 保 量 証 ヲ 增 ス ル 加 事 ス ル \exists 1

第拾

陸

条

平

松

与

市

郎

1

鉄管

堰

堤

木

樋等布

設

為

x

用

7 水

第拾

漆

条

此

起契約締

結後其年

限

中

他

=

新

事

業

7

計

画

ス

ル

サ L バ 之ヲ 承 諾 七 サ ル 可 丰 事 モ

1

T

ル

モ

平

松

與

市

郎

及

井

組

弐

ケ

村

弐拾大字合

意

1 Ĺ

アラ

総 テ 負 担 ス 可 丰 コ 1

第拾

捌条

平

松

與

市

郎

1

本

契

約

=

係

ル

工

事

壱

切

費

用

7

本 契約 7 継 続 ス ル \exists 1 7 得 口

第弐拾条 シ ル モ 若 明 シ 平 治 該 期 弐拾漆年 松 与 H 市 7 郎二 経 拾 過 於テエ 弐月参拾 ス ル 干 事 尚 壱 着 ホ T. H 手 事 迄 ヲ 延 = 着 此 期 契 手 ス 約 ル 七 サ コ

署 関 名 係 ハ 此 人 印 1 契 約 読 ス 聞 セ 総 9 無効 ル 処 9 可 ル 其 可 相 丰 違 コ ナ 丰

 \exists

1

ヲ

認

テ

左

ル

存 1

続 1

7

関 毎: 水 叶

= 右

起 業者代理 人 出 田 篤 次 EIJ Ш

本

浅

次

郎

EIJ

勝 又彌平 治 EIJ

服 部 大 浦 印

崎 佐 + 郎 EIJ

岩

野 義 長 EIJ

ナ 此 IJ 謄 本 依 テ其 関 係 相 違 ナ 請 丰 求 コ = 依 1 ヲ 1] 證 原 ス 本 ル = 為 就 X 丰 左 謄 写 署 シ 名 タ 捺印 ル

ル 者 世

右

契約

ヲ締

結

シ

タ

ル

 \exists

1

7

證

立会人

河 横 湯

目 Ш

俊

宗

EIJ

健 +

吾 郎

EIJ

スル為メニ左ニ署名捺印

明 治弐拾陸 年拾壱月拾

浦 恒 + 郎 役 場 = 伍 於 日 テ

沼

津

X.

裁

判

静 土

岡

県

酸

河 玉

驗

東

郡

柱間三尺三寸三分

第

 \equiv

尺

津所

町管

沼

Ŀ 内

弐拾参番 地 住 居

公証 浦 恒 + 郎

七 1 ス

阴

治

弐拾陸年拾壱月拾

捌

日

石 鈴 垣 木 専 新 次 平 郎

EIJ EIJ

松 11 米 林 Ш 井 理 藤 謙 治 郎 郎 EIJ EIJ EIJ

号一第

第

号

尺

F.

第

柱間三尺三寸三分 柱間三尺三寸三分

 \equiv

Ш

平

EIJ

寸五 尺五寸

道 口 3 IJ 見 処

南

隧

北

 \equiv 几 尺 尺 号 号 号 |4次||寸五 4.沙|寸五 4沙|寸五 第 第 第 四 刀口 JΠ 寸五. 寸五. 寸五. 4沙寸五 五 六 七 |4斗||寸五 |4斗||寸五 五一寸尺 五一寸尺 五一 寸尺 号 尺 尺 号尺 号 第 第 三 第 三 \equiv 八 + 九 尺 号 尺 尺 号 무 第十二 第十 第十 三 三 三. 尺

号

分寸

859

公証· 人三浦恒十郎役場ニ於テ

津区裁判所管内静岡県駿 河国 [駿東郡

沼

沼津町上土弐拾参番 地

住

居

公証 =一浦恒· + 郎

印

綴

ス

依 =

左

ノ契約者双方署名捺印

スル

者

也

テ沼津

区裁判所管内

静岡

県駿河国

駿 東郡

沼津町上

土 = 證

弐 於 ス

郎役場 コト

1

同時

此図 テ

面

テ作

製シ

タル公正

証書第拾伍号第肆条ニ基キ、

本契約

公正証書第拾伍号第壱号関係書

類

ル

7

合計

拾参名 ノ謄写タ

横 湯 松 小

Ш

健 七

吾 郎 治

ED 即 ED ED

山半

明治弐拾陸年拾壱月拾捌日公証人三浦恒十

明

治弐拾陸年拾壱月拾伍日公証人三

浦

恒十郎役場ニ

於

ヲ調製シ第壱号関係書トシテ原 本

三連

田 篤 次

Щ 本浅次郎 EIJ

勝又彌平治

第拾陸号

岩崎佐十郎 野 義 長 EIJ EIJ

服

部

大

請

EIJ EIJ

工事

ニ就テノ契約

証

書

謄本

石 鈴 木 新 平 EIJ

垣 専 次 郎 EIJ

米山

藤三

郎

EII

東京市日本橋区檜物町

陸番地

印

拾参番 地

住居

公証人 三浦恒十郎回

平民 東京市 捕 鯨業 H 本橋 X 通

リ壱丁

目

拾

漆番

地

起業者

平. 松與

弐拾玖年弐ヶ月 市郎

林 井

理三

郎

謙

平民農井組合

国駿東郡小泉村佐野拾

伍番地

右起業者代理人 岡 田 篤 次

肆拾壱年漆ヶ月

静

岡

県

駿河 組

国駿東郡長泉村下土狩伍拾

番

地

族農井

地

主総代

高

野

義

肆拾肆

年漆

ケ

月 長

平民農井組合 問果駿河国駿東郡泉村茶畑参拾玖番

地

主総代

地

拾 指陸年拾壱ケ月 山本浅次郎

静岡

原駿河国駿東郡長泉村中土狩肆拾肆

番

地

平民農井組合

地 地主総代 平民農井組合

岡県駿河国駿東郡泉村久根玖拾参番地

勝又彌平治

肆 拾壱年伍ヶ月

静岡

原駿河国駿東郡清水村新宿拾

壱番

地

平民農井組合

主 一総代 服

地

平民農井組合

県駿河国駿東郡泉村平

-松壱番

地

部大演

拾 伍年参ケ月

平民農井組合

[]県駿河国駿東郡長泉村上

土

狩

拾

番

地

地主総代

鈴 木新

参拾陸年 平.

石 垣専次郎

地主総代

肆 拾捌年拾壱ケ月

米山 藤三

地主総代

地 主総代

岩崎

E拾伍年壱: 佐 十郎 ケ

月

平 静

民

肆 拾 肆 年 ケ 月

拾

尚 2農井組 県 駿 河 玉 駿 東 郡 深良村 深良弐陌 捌

地

主総代

地

年 小 林 理三郎

農井組合 県 国駿東郡 深良村深良式拾 肆 拾 伍 拾 売ヶ月 肆 番 地

地 主 一総代 平 静

民

岡

参拾 玖年 松 拾壱ケ月 井 謙 治

但

民農井組合 河国 駿 東郡富岡 村御宿弐拾壱 番 地 ノ壱

静

岡

県

駿

地 主

湯

陸 拾 弐 年 山 捌 半 ケ月 七 郎

民農井組合

平

静

尚

県

駿

河 玉.

]駿東郡

富岡

村千

福拾

弐

番

地

参 拾 伍 横 年伍 Ш 健 ケ月 吾

地

主

総代

士族 静 尚 官 県 駿 吏 河 玉

駿

東郡

沼津

町

城

内

参陌

漆

拾

肆

番

立会人

河

目

俊

宗

肆 拾 肆 年 -弐ヶ月

右平 拾陸年拾壱月拾伍日公證人三浦恒 組弐ヶ村弐拾大字地主総代山本浅次郎外拾壱名ト 松与 市 郎ノ委任 状 ヲ所 持シタ 十郎役場二 ル 代 理 人岡 於テ河目 田 篤 明 次 治 ハ 俊 井 弐

宗 立会ヲ以テ左 1 契約ヲ締 結 ス

シ平松與 市 郎 ノ委任 状 八公正 証 書第拾 近号 原 本

1

末

尾 三転 綴 ス

第壱条 證 締 結 山 人三 シ 本浅次郎外拾壱名卜明治弐拾陸年拾壱月拾伍 浦 本契約 タル 恒十郎役場二於 契約即 が八平 チ箱根芦 松與市郎ト井組弐ヶ村弐拾大字総代 テ第拾伍号 湖 々用水使用契約ニ ノ公正 證 書 基キ成 ラ以 日 公公 テ

立 ス可 丰 王 1 ナ ル コ 1

第弐条 他 器械設置 平 松 與 市郎 ス ル = ハ 先 駿 河国 ダ チ箱根芦湖水門及ヒ床下 下酸 東 郡 深 良村 地 内 電 ケエ 気其

第参

平

松

與

市

郎

ハ

水

門

及

Ł

水

路

I.

事

中

ハ

井

組

走

ケ

但

シ

笠木

控

柱

及ヒ土台

寸

法

ハ

水

門

柱

=

準

シ

搬

造

ス

順 村

可

コ コ F

序及適否 拾 大字 ラ 協 IJ 撰 議 出 ス 可 2 丰 タ ル コ 地 主 総 代 Y 参 名 1 其 工 事

丰 但 ーシ本文 金 地 主 一総代 = ハ 出 張 1 都 度 H 給 1 シ テ壱人 = 付

漆拾 銭 ヲ平 松 与 市 郎 \exists IJ 支払 フ 口 丰 コ F

第肆 条 平 松 與 市 郎 11 地 主 総 代 人 1 協 議 2 井 組 用 水

ヲ 施 行 ス ル モ 故 障 フラ サ ル \exists 1

支障

7

与.

サ

ル

=

於

テ

ハ

何

時

=

テ

王

水

門及

E

水

路

I. 上

事 =

T

ラ

ス

シ

テ

井

組

外

=

IJ

生

ス

ル

事

故

為

X

工.

事

中

止

場

第 伍 条 平 松 與 市 郎 ハ 用 水 路 = 関 ス ル 総 テ 1 工. 事 ヲ 着 手

月 \exists 1) 向 フ 拾 捌 ケ 月 ヲ 限 1) 竣 功 ス 可 丰 \exists

第陸 硬 条 石 平 ヲ 松 以 テ 與 眼 市 鏡 郎 形 ハ = 水 築造 門甲 蓋 ス 及隧 口 丰 コ 道 上 穴 口 ヲ 煉

第漆 条 平 松 與 市 郎 逆 JII 甲 伏 其 他 緊 要 ナ ル 石 造 個

生活と産業

捌 条 七 水 ン 門 1 ヲ 柱 以 テ 槻 切 仕 上 ケ壱尺参寸 角 間 1 モ

第3節

肆

本

笠木

控

柱

モ

可

木

ヲ

用

ヒ土台

ハ松角ニテ築造ス可

+

=

記

載

ス

ル

契約及ヒ

本契約ニ

違

背

シ

タル

1

丰

浦

合 七 П ヲ 密 着 七 シ 長 4 可 丰 \exists 所 第拾弐条

丰 コ

第玖 今回 条 平 松 與 地 市 郎 ハ 水 門 外 湖 水 引 入 個 所 1

ケ

=

シ

ス

丰

コ

1

水

底

土

砂

第拾 条 床下 平 松 與 市 郎 盤 11 自己 準 浚 1 都合 渫 = 可 依 IJ 又 1 天災時 変ニ

合 11 関 係 村 K 於 テ之 L 力 残 Ī 事 7 処 理 ス 可 丰 = 付

其 担 保 1 シ テエ 事 着手 時 金 肆 阡 円 若 7 之 L = 相 当

= 預 ケ置 丰 工 事 竣工 1 上 11 其 元 利 金 ヲ 還 付 ス

瓦

若

ク

第拾

壱条

井

組 券

合 7

11

右

金円

又

11

有

価

証

券

ラ信

用

T 7

ル

銀

行

ス

ル

有

価

証

井

組

弐

ケ

村弐拾大字

預

ケ

置

可

丰

事

2 IJ

ス 但 其 銀 行 預 券 1 駿 東郡 小 泉村 村 長二 保管 ヲ 委托

恒 + 平 郎 松 役場 與 市 郎 於 1 テ作 朋 治 製 弐 拾陸 シ タ ル 年 公正 拾 壱 証 月 書 拾 第 伍 拾 H 伍 公 証

此

約

ハ

勿論公正証

書第拾伍号契約ノ

全部

7

解除

シ

担

保

物

右

契約

7

締

結

シ

タ

ル コ

1

ヲ確

証

ス

ル

為

X =

左

= 署名

可

右関 署名捺印 係 組 人 合 読 ノ所 ス 聞 有ニ 七 タ 帰 ル 処 ス

> 同 丰 其

相 違

ナキ

コ

1

7

認

メテ

左

明

治

弐拾陸年拾壱月拾伍

日公証人三

浦

恒

上郎

役場

=

岡 田 篤 治

起業者代理 EIJ

Щ 本浅 次 郎

ED

服 勝又彌平治 部 大 浦 ED ED

高 野 義 長 EII

> ナ 此

> IJ 謄

依

テ其

相

鈴

木

新

平.

EIJ

明治

岩

崎

佐十

郎

EIJ

本

1

米山 石 1垣専次 |藤三郎 郎 ED ED

松 小 林 井 理三 謙 治 郎 EIJ EIJ

湯 横 山半 Щ 健 t 吾 郎 EIJ EIJ

第拾

漆

立会人

河

目

俊

宗

EIJ

ス ル

者 也

沼津区裁判所管内静岡 県駿 河

玉

駿

住居

公証 人 浦 恒

郎

EIJ

七

弐拾陸年拾壱月拾捌 関係人ノ請求 違 ナキ コ = 1 依 日公証人三 ヲ 1) 證 原 ス 本 = ル 就 為 メ左ニ 丰 恒十 謄写 署名 郎役場ニ シ タル **操印**

浦

於

ス

沼津 町上 X 裁判所 一弐拾参番 管内静岡 地 住居 『県駿 河 玉 駿

沼 津

人 浦 恒 郎

公証

水 流 通 就 テノ 契 約 証

用

静 岡県駿河 国 一、酸東郡深良村深良弐拾肆 番 地 平 静

岡

県 駿

河

国

一酸

東郡

泉村

平

松

壱番

地

·民農井組合

農井 組

良村深良地主 一総代 拾 3、3、4 松 -拾壱ケ 井 謙 月 治

深

平民 農井

静 岡 県駿 河国 組 合 一駿 東郡 深良村弐陌捌 拾 番

地

良村深 良 地 主総代

深

肆 小 林 理三 郎

拾 伍 年拾 壱 レケ月

壱ヶ村弐拾壱大字地主 一総代 拾 陸 年拾壱 Щ 本浅 次郎 ケ 月

平

民

農井

組合 河国

静

岡

県駿

一駿

東郡

泉村茶畑

参

拾

玖

番

地

一駿 東郡 泉村久根 玖 拾 参 番

地

平民農井

組合 河国

静

岡

県駿

肆 拾壱年 伍

平

民 岡

農井

組

静

ケ月

壱ヶ村弐拾壱大字 地主総代 勝又 彌 平治

> 静 出 県 駿 河 玉 駿 東

郡

小

泉村

佐

野

拾

伍

番

地

拾

伍

年

一参ケ月

壱ケ村弐拾壱大字地主総代

服

部

大意

平 民 農井組合

静 尚 県 駿 河 国駿東郡 長泉村 下土狩 陸 拾 **岩崎佐十郎**

伍

拾

番

地

壱ヶ村弐拾壱大字地主総代

士 族 農井 組 合

壱ヶ村弐拾壱大字地 主 一総代

4 静 民 尚 農井組 県 駿 河 国駿 合 東郡 長泉村中 士: 狩 肆 拾 肆

番

地

肆

拾

肆

年

漆

月

高

野

義 ケ

長

壱ヶ村弐拾壱大字地 県 駿 河 国駿東郡清水村 主総代 新宿 拾

壱ケ村弐拾壱大字 地 主 一総代 肆拾捌年拾壱ケ月 石 垣 専 次 郎

鈴 木 治陸年 新 平.

壱番

地

865

静 出 県 駿 河 駿 東郡 長泉村上 + 狩 拾 地

民 組

壱 ケ 村 弐 拾壱大字 地 主 総 代 米山 藤

郎

肆 拾 肆 年 参 4

壱 ケ 村弐拾壱大字 地主総代 湯 Ш * 七 郎

平

民

農

井 駿

組 河

合

静

出

県

玉.

駿

東

郡

富

出

村

御 宿

武治治壱

番

地

1 月 壱

内 里

郎

陸 拾 弐年 捌 ケ月

平 民 農 井 組 合 静

岡

県

駿

河

玉

駿

東

郡

富

岡

村

千

福

拾

美

番

地

明

陸

月

拾

日

当

組

完

ケ

村

弐拾

ケ 村式: 拾壱大字 地 主 一総代 横 山 健 ケ 月 吾

拾 伍 年 伍

河 目 俊 +

族

官 県

吏

出

駿

河

玉

駿

東

郡

沼

津

町

城

内

参

漆

拾

肆

番

地

肆 拾 肆 年 弐 4 宗 月

∃

IJ

般

田

地

用

水

7

通

ズ

N

時

季

=

至

ル

迄

何

事

月 等

根 Щ 上 ケ 公文名 田 深 良村 金沢 稲 内 葛山· 荷 大字岩 . 茶畑 定輪寺、 波、 平 富 松、 出 小 村 長 泉村及泉村 1 内 泉 大字 村 1 御 内 宿 大字 内 大字 千 納 福 久 米

外 大字新宿 ·上土狩 玖 名卜 明 . 中土狩 治 伏見壱ヶ村、弐拾壱大字 弐拾陸年拾壱 下 土 狩 月拾 • 南 伍 色. 日 公証 地主総代 竹 人三 原 清 浦 Ш 本 水 恒 + 浅 村 郎 次

役場ニ 第壱条 治弐拾 於テ河目俊宗 相模 年 国 足柄 拾壱 下 1 郡 立会ヲ以 伍 箱 根 芦 井 湖 テ左 用 水 ノ契約 使 用 等 7 締 件 大字 結 = ス 地 関 主 2

総代 タ ル 契約即 Ш 本浅 次郎外 チ公正 拾壱名 証書 第拾 1 平 伍 号第拾 松與 市 伍 郎 条 1 間 於 テ 通 締 水 結 シ

テ水 セ シ 7 門中 定 4 X ル タル = 敷 就 戸 = 牛、 ^ 縦 由 リ、 右 弐 寸 外 伍 深良村深良 井 分 組 横 貯 肆 水 7 期 = 於テ 即 吐 チ 水 毎: ハ 口 飲 年 ヲ 弐 設 料 水 ケ 末 通 1 H 水 シ

情 7 ル モ 水 量 7 増 加 七 シ X ザ ル 事

第弐条 前 条 通 定 4 ル = 付 湖 水 = 関 ス ル 経 費等

相

互.

代 右 松 相 井 模

謙 玉

治 足

小 下

林 郡

理 箱

郎

ハ 湖

組

合 井

富士

出 良村

村

内 良

大字

神 総

柄

根

芦

K 同 水

掛

組

深

深

地

主

右契約

7

締

結

シ

タ

ル

コ

1

7

確

証

X

=

左

=

署

名 捺

EIJ

根 東京

芦

湖 市

用

水 本

組

合弐ヶ村弐拾大字地主惣代

1

ノ間

=

かテ、

右

関 係 人 ^ 読

聞 七 タ ル 処 同 其 相 違 ナ 丰 コ 1 ヲ 認メ

署名捺

EIJ

松 井 謙 治 EIJ

小 林 理三 郎 EIJ

Ш 本 浅 次 郎 EIJ

勝

又

〈彌平治

EIJ

謄

本

関

請

求

依

本 ス

謄

タル

王

服 部 大 浦 ED

> ナ 此

依

テ

其 係

相 人

違

ナ

十

コ =

1 捌

> 證 原

ル =

為 就

X 丰

左

= 写.

署名 郎役

捺

鈴 木 野 新 平 長 EIJ

高 岩

義

ED

崎

佐

+

郎

EIJ

明 IJ

治

弐

拾陸年拾壱月拾

日 ヲ IJ

公証·

一浦

恒

+

=

於 ス

米 Ш 藤三 郎 EIJ 石

垣

專

次

郎

EIJ

沼 沼

津

町 X

上土

津

裁

横 Ш 健 吾 EIJ 湯

Ш

4

七

郎

EIJ

河 目 俊 宗 EIJ

> 日 芦

川湖

用

契約

証

立会人 スル為

テ

左

明 ル

治 者

1. 弐拾陸

年拾

一一一一一一

伍

H

公証

人

浦

恒

+

郎

役

場

=

於

ス

也

沼沼 津津 町区 所 管内静

上裁判 弐 公拾参番 地 県 住

居駿

岡

河

玉

駿

東

公証 三浦 恒

+

郎

盯

判所 管内 静岡 県駿 河国 駿

三弐拾参 番 地 住 居

公証 人 浦 恒 + 郎

湖 橋 区 水使用 通 IJ 老丁 自十 番 地平 良 平 松分 市 郎 1

設

1

請

求

T

IJ

用

水

組合ニ

於テ之レ

承諾

更

=

左

1 ヲ

施 可 締 治 役 七 ザ 場 完大十 シ ル タ 於 ル 以 年十 前 第 テ 締 + 於 結 Ŧi. 月十五 テア 号 シ 芦 タ 松 ル 湖 与 第 H K 公証 市 用 郎 六 水 号工 人三 使 \exists 角 IJ 事 浦 湖 契 介約 用 = 恒 及同 十郎 就 水 7 テ 使 役場 年 契 用 可 約 = シ 月 工 於 ヲ 同 場 実 \mathbb{H} テ

契約 及 条件ヲ 明 1 締 治二 第 八条 結 米倉 + シ 七 依 年 而 平 十二 シ ル テ モ 月 前 平 1 1 # 記 松 第 与 七 ス 市 + H 契約 郎 Ŧi. 外四 一号契約 存 名 続 期 書 用 中 日 第二十 1 水 組 変更シテ 合 地 条 契約 主 本 惣

水門 穿チ ル 毎 年三 タ ル 月 縦 . 派 弐十 兀 月 Ŧi. 分横 Ŧi. 月 四 子 う穴 ケ 月 四 間 個 用 ノ外 水門 通 X 水 切 セ

シ

メ

ザ

第弐条 外 仴 水門 本文 毎 年 ノ通 北 方上 + 水穴 月 戸 3 壱枚 IJ 1 上 翌年二 言 ヲ 抜 = \equiv 丰 月 個 通 = 至 下 水 戸 セ ル Ŧi. = シ 壱 4 ケ ル 月 個 事 間 ヲ 設 11 通 ク ル 水 事 穴

需 用 = 応 毎 シ水門 年 六 月 7 日 開 IJ 放 九 ス 月 ル 事 至 ル 几 ケ 月 間 田 地 用 水

> 第四 ス 条 ル 為 米倉 x 流 末 平 係 平 ル -松与市 人蓄 郎 外四 等 = 名 有 害 1 事 7 業上 ナ ル 場 用 合 水 使 T 用

第五 時 条 ノヽ 何 米 時 タリ 倉 平 1 王 平 事 松 業 与 ヲ 市 停 郎 止 外 ス ~ 几 名 丰 事 1 水門 并

Ξ

堰

 \Box

第六条 = 要 ス 米倉 ル 費用 平 ハ 平 切 松与 元ヲ負 市 郎 担 外 ス 四 12 名 事 1 水 門 取

締

要

拾 ル 費用 円合金九 1 シ テ金六 拾 円 ヲ毎 拾 年 円 甪 及 用 水 組 水 合 = 関 差 ス 出 ル ス 雜 ~ 費 事 シ テ 金

第七条 円 際 又 = 於テ水 米倉 有 価 証 門 平 券 床 7 下 ·費用 平 以 とて 松 信 与 1 市 担 用 T 保 郎 外 ル 1 銀 シ 兀 テ金 名 行 ^ ハ 預 壱 工. 場 ケ 万 置 建築着 Ŧi. T. 其 円 預 ヲ 手 金 4

券ヲ 但 駿 東郡 小 泉村 金 村長 委托 ス 松与市 ~ 丰 事 郎 外

事 水 門 本 許 文 床 担 可 上〒 工力 保 7 得 事 ル = 着手 米倉 モ 該 I 平 際 事 返還 F . 平 起 工 ス べ 七 ザ シ 1 ル 場 雖 四 合 万 名 於 床 上完 テ 於テ

事 ヲ 実施 ス ル 事 本文担

金

7

用

水

組

合

^

受取

用水

組合

ロニ於テ床上工(下カ)

第八 条 工. 事 許 口 月 \exists IJ 向 フ三ケ 年 間 = 工 事 = 着

七

ザ ル 1 丰 本 子契約 無 効 1 ス

右契約 明 治二 十六 年 $\dot{+}$ 月 十五 日 締 結 シ タ ル 芦

湖

効 用 水

用契約及工 事 三 就テノ契約 ヲ実 施 ス ル 時 ヲ 以 テ 無

使

ス

ル 事

治二十八年十 月二 + 九 \exists

明

平東民京 府 商 東京 起 市 H 本 橋 X 通 町 壱丁 目 拾 七 番

地

平 松 與 市 郎 (FI)

郡泉村茶畑 三 十 九 番 地

地 主 一惣代 Ш 本 浅 次 郎 (FI)

平 静

民 出

農井

組

合 玉

県

駿

河

駿

東

農井 玉. 組 口 郡 同 村 久根 九 十三 番 地

平同

民県

同

地

同 郡 可 村平 松 番 地

平 百

民

農

井

組

合

県

可

玉

主 惣代 勝又弥平 治

> 県 同 井国 組同 郡 小 泉村佐 野六 + 七 番

> > 地

地

主

一惣代

服

部

大

請

平同 民 農

主 惣 代

好

作

雄

士 可 族 県 農 可 井 玉. 組 同 郡 長 泉 村 上令土の 狩

Ŧi.

+

番

地

地

主

惣

代

高

野

義

長

県 同 玉. 組同 合 郡 可 村 中 土: 狩 村 四 + 儿 番

地

平同 民 農 井

地 主 惣 代 鈴 木 新 平 印

亚. 同 民 県 同 井 玉. 組同 郡 合 清 水 村 新 宿 +

番

地

地 主 惣 代 石 垣 專 次 郎

平 民 井 組 合

同

県

口

玉.

同

郡

長

泉村

上

土

狩

+

番

地

深 良村 地 深 主 良二 惣 代 百 八 米 + Ш 番 藤 地 郎

口

県

同

玉.

同

郡

民 農井 組

同 県 同 同 郡 同 村

同

十

四

番

地

地

主

惣

小

林

理

郎

印

平 民 農井 組合

主 惣代 松 井 謙 治 印

地

-民農井 県同国 組 同 郡 合 富 岡 村御宿二十 番地 1

平同

地 主 惣代 湯 山 平 七郎

(FI)

地

平同 民農 県 同 井組合 玉. 同郡同 村 千 福十二番

地 主 惣 代 横 山 健 吾 印

同 玉 同 郡沼 津 町 城 内三百 七 + 四 番 地

箱根

芦

湖

々用水 証写

ヲ

使

用

シ

駿

東郡

深良

村

地

内

=

電

気其

他之

主

士族

同

県

町十 立会人 六 番 河 地 目 俊 宗印

東京市芝区

明舟

東京市麴町

区一番

町五十四番

地

進 経 太

> 東京市麻布区材木町 五. + 六 番 地

東京市 赤 坂区霊南 坂 町 + JU 番 地

藤

出

市

助

岸 小 \equiv

郎

東京市京橋区木挽 町 九丁 自 + 番 地

梅

浦

精

右起業者五名部 理 代 人

平

松與市郎

門床下工 を得ル為メ井組合地主総代ノ互選ヲ以テ三郷各壱名ノ総 T. 場ヲ設置 米倉 事ハ相 ス 平 ル 互之為 . 儀 平 = 松與 付、 メ最 市 右 郎外四 も必要之儀ニ付、床下之認 用水組合弐箇邨 名卜 契約致候処、 二十 大字 該水 地

米

倉

平

締 朋

シ

タル +

第

号 月

1

H テ

治二

六年

+

廿

九

日

公証

人三

浦

恒

+

郎

役

場

=

於

+ 約

八

年十二月三十一

日迄延期シ有効

1 効

為

ス事 処

右之通平

11

阴

治

#

七

年

月三十一

日

2 迄有

1

尚

ホ

明

治二

於 代 テ、 ヲ 官 湖 衙 用 = Ŀ. 水 使用 申 若 契約 カハ 他 書立会人河目俊宗殿之証 ^ 交渉等之為 メ出 張 ス ル 明 場 T ル 合

= 限 用用 治 IJ 1 我 x 年 共 + 月 廿 於 テ相 九 当之旅費支弁可 致

候

干

松 與

H

東京 日 本橋 区中洲 町 + 七 号 地

起 業者 平. 松與 市 郎

箱

根

芦

用

水組

合二

ケ

村

计

大字

地主総代

義 湖

長

+ 名御 中

市郎井 組合 地主惣代合意 東 京 市 日 本 橋 ノ契約ヲ為シ署名捺印 X. 通 町 壱丁 目 拾

起 是業者 士族

捕

鯨業

番

地

ス

廿七 年

平

松

與市

郎

(FI)

明 治

十二 静 出 月 県 # 駿 七 河 H 玉 駿 東郡 泉

村茶畑

拾

九

番

地

農 井 組 合 地 主惣代

Щ

本

浅

次

郎

印

平

民

良 井 組 合 郡

百

県

同

玉

同

村

久根

九

拾

番

地

平

村平

松

拾

壱番

地

地

主惣代

勝

又彌

平

治

平 口 民 県 農 同 井 玉. 組 口 郡 合 同

主 一惣代 服 部 大 請 印

地

民 県 同 井 玉 組 可 合 郡 1 泉村 佐

野

拾

Ŧi.

番

地

平 百

地 主 一惣代 岩 崎 佐 + 郎 印

芦 湖 用 水 使 用契約及工 事 = 就 丰

印紙 契約延 期之証

同役場 結 一於テ締 拾 結 Ħ. シ 証 A ル 書 第拾 芦湖 六号 用 水 証 書工 契 約 事 及同 = 就 年 丰 同 テ 月 1 同 契

871

平同 民 県 同 玉 同 郡長泉村下土狩五 +

番

地

地 主 総代 高 野 義 長卵

県 同 玉. 同 郡 同 村 中 主 狩 四十四 番 地

平 同

民

農

并

組

合

地 主 惣 代 鈴 木 新 平

印

平民農井組合 県 同 玉 口 郡 清水村新宿拾壱番 地

同

地 主 惣代 石 垣 専 次郎 印

平 百 県 民 農 同 井 玉 組 同 郡 合 長泉邨上土狩拾 番 地

地 主惣代 米山 藤 郎 印

平 百 民 県 農井 同 組 同 郡 合 深良村深良二百八十番 地

地 主総代 小 林 理三 郎 印

平同 民 県 組合 口 郡 可 村 深良 # 70 番 地

> 平 同 県 民 河国 農 井 同郡 組 合 富岡 村御宿廿

地

主 愈代

湯

山半

七郎

印

県 同 玉. 同 郡 同 村千 福拾 番

地

百

平 民 農 井 組 合

地

主惣代

横

Щ

健

吾

印

吏 国 同 郡 沼 津 町 城 内三 百 七 拾 四 番 地

士族官司

立会人 河 目 俊 宗⑪

(静岡県芦湖水利組合所蔵)

地

主惣代

松

井

謙

治

(FI)

壱番

地

ノ 一

壹 明治二八年一月 上郷水配取扱人函根湖用水掛に

つき諸用留

治廿八 年 月

明 函

(表紙

湖用水掛水配 = 係 ル 諸 開留

根

組上郷水配取扱人

井

柏木新七郎

六月七日大洞件

六 月八日

新川 刈払才料 杉

Ш

市

川共三名

十日大洞件富岡役場

同

利吉

上ケ田

人足八木利平

可 可

+

日

湖表壱番 芦抜、

=

拵

上 一郷口

十一 H

同

上郷深良村分台口拵人足壱人

深良 勝又佐吉

分水日当□□ # 七年度七月廿

H

同 + 月廿二 H

深良分台大洞堰分水取扱之件ニ 付担当役場出頭□

領収之上同 氏 ^ 可 相 渡約

記

二月九日

小前壱人

= 付 小

林 久次郎

逆川メ切約定書引継之件 殿方迄八木源

右同

断之件ニ

付サノ市川や方、(佐野)

集会員杉

. 秋山

市川久次郎氏之代リ林伝四

郎

山

右引継之件ニ 付 出 頭 ス

林伝四郎出頭、 日 当ハ

当方ニ於テ請求

873

年

同

月

#

四

H

F. 廿七年七 一郷分 水 月廿 日

下 合計 右之内 郷分水□□ 金 四 円 四

明治廿八年八月十八 拾 ;弐銭三 日領収 厘

スベ

キ分

金弐拾 弐銭 深良村 勝 又佐吉 、支払

銭 上ヶ田之分八木源七へ支払之分

几

引残る

金

四四

円拾

銭三

厘

余自身分

、裾野市上ケ田 柏木新吾氏所蔵

明治三一年七月二三日

東京水力電気株式会社苫

之湖用水使用契約

書

土狩

竹原、

清水村之内大字伏見・新宿

弐ヶ村弐拾

判 駿河国駿東郡富岡村大字御宿

ル

ヲ、

今回

甲

電

気其 ヨカ有シ

他

ノ器械

設

置

1

為

向

フ五

+ 来

ケ レ

大字ニ於テ使

用 ハ

権

田

方涵

養及飲料

水 X

=

供

シ

議第

東京水力電気株式会社 = 対 ス ル 契約之件

契約

静

尚

県

駿

河

国駿

東郡

甲乙 泉村 ヲ シ 甲 水 F 力電気事業ヲ経 間 清水 シ 静 = 契約 村 県 . 富岡 ス 駿 ル 河 コ 村 玉 営 深良村ニ於テ箱根芦 |駿東郡 1 スル • 富士 左 = 深良村 如 岡村井組合七ケ村ヲ乙ト 付、 東京水力電気株式会社 泉村 湖 々用 小泉村 水 ヲ使用 . 長 シ

第 条 相模 国 足柄 水疏 下 郡 箱 根葦之湖水 1 寛文六年 官 ラ許

可

7

得

テ田

地

用

ノノ為

X

丰、

富 河 尚 玉. 村之内大字御宿 [駿東郡 深良村、 小泉村、 通 富士岡 水道開鑿已来引続 村 ノ内大字 神 Ш 駿

園、 長泉村之内大字南 泉村之内大字久根 一色·納米里 千 • 公文名 福 • 上ケ 上土 稲荷 田 . 金沢 狩 茶畑 中 土狩 葛山 平 松、 • 下 桃

年 間 該 用 水 使 用 1 請 求 = 依 1) 井 組 合 11 以 下 数 条 大字 制 限

条 於 件 ケ 7 定 ル 既 メ之 得 リヲ承諾 権 利 ハ ス 従 前 雖 之 通 七 異 動 井 七 組 # 弐 ケ ル モ 村 弐拾 1 ス

1

1

第二条 契約 年 限之計 算 11 電 気其 他之器械 据 付 工 事 着手

之月 = IJ シフラ 計 算 ス 口 事

第三条 甲 ハ 苩 湖 用 水 門 7 改 造 2 現 在 之水 底 \exists IJ 深 サ三

流支障 ナ 丰 様 施 行 ス ~ 丰 事

尺以上

床下

ヲ

為

シ、

其

勾

配

幅

員

1

大

体

元

形

=

傚

E

水

第 9 四 x 条 湖 岸 甲 心 ハ 要ト 現 今 認 貯 4 ル 水 筃 高 所 3 IJ ^ 高 Ŀ. 武民尺 尚 ホ 弐尺 以 上 築堤 貯 水 ヲ ヲ 為 為 ス

7 調 整 2 署 名捺印之上之ヲ保 存 ス ~ 丰 事

第

Ŧī. ~

条 丰

水門

及水門戸

之形

状

位

置

ハ 契

約

者双

方

立

図

又

器

械

使

用

1

水

路

適

宜

=

一之ヲ

変更

ス

ル

コ

1

T

ル

~

シ

事

第六 条 芦 湖 用 水引 入 \Box = 水 FF 取 締 人 一一志名 ヲ 常 住 セ シ X

水 門 開 閉 ヲ 掌 ラ シ 4 ~ 丰 事

水 門 取 事 締 人 給 料 及ビ之ニ 要 ス ル 諸 雜 費 甲 負 担 1

ス ~

丰

門 取 締 人 ハ 甲 Ż 協 議之上 审 11 Z = 代 IJ シ之ヲ 任 免 ス

ル

モ 1 1 ス

水

第七 条 甲 11 用 水 = 関 スル 雜 費 1 シ テ 期 限 中

毎

年

Ŧi.

月

#

H 限 金 Ŧi. 拾 円 ヲ乙 = 交付 ス ル 事

第

八 ル 人畜 条 甲 田 1 事 等 = 業 有 上 害 用 1 水 ナ ヲ 使 ル 場 用 合 ス ル T 為 ル 1 X 其 丰 水質 何 流 時 末 タ IJ

係

王 事 業 ヲ停 止 ス 可 丰 事

第 九 所 条 = 器 械 甲 ハ ヲ 据 隧 道 付 ク \Box ル 日 事 IJ 字 7 得 古 III ル 1 迄 雖 モ 間 井 =

組 於

合 テ

用

水 宜

及

堰

適

場

口 = 支障 ナ 丰 様 ス ~ 丰 事

第拾 条 甲 ハ 契約 年 間 湖 水 門 \Box 及 隊 道逆 III 甲 伏等之

損 個 所 1 総 テ之 7 修 繕 ス 可 事

第拾

条

毎:

年

用

水

期

後

 \exists

IJ

翌

年二

一月末

H

迄

貯

水

尺

出 ヲ + 下 七 立方尺之水ヲ流出 シ ラ ザ X 貯 ル 水 限 尺 毎 = 日 平 充 七 タ 均 ザ シ 秒 4 ル 時 ル 1 事 間 丰 ハ 匹 毎: + H 立 一方尺 平 均 水 秒 時 ヲ 流 間

下 ラ 弐条 ザ ル 限 毎: 毎. 月 H 平 _ 均 H ∃ 秒 IJ 時 用 間 水 入 四 + 用 立 期 方尺 迄 貯 1 水 水 ヲ流 七尺 出 7

時 七 間 シ X + 貯 立方尺ノ水 水 七尺以 下 ヲ流 Ŧi. 尺以 出 七 上 シ ナ 4 ル ル 1 事 丰 1 但 毎. 3 H 貯 平 水 均 Ŧi. 尺 秒

深 良 村飲 料水 = 必 要ナ ル 水 量 一ノ外 流 出 七 シ X ザ ル 事

ル モ 1 7 ル モ 甲 Z 双 方 合 意 ノ上 = T ラ ザ L ハ 之ヲ 承諾

拾

条

此

契約

締結

後

其

年

限

中

他

=

新

=

事

業

ヲ

計

画

ス

七

ザ

ル

口

+

事

以

内

ナ

ル

力

又

几

月

末

日

=

於

テ貯

水

六

尺

U

内

ナ

ル

1

丰

第十 几 条 甲 11 本 契 入約 = 係 ル 工 事 切 1 費 用 ヲ 総 テ負

担

第十

九

条

水

八門及水

路

工

事

=

際

シ

Z

∃

IJ

名

以

内

寸.

会

H

ス

口

+

事

第拾 Ŧi. 条 甲 11 滞 期 後 1 雖 王 更 = 期 限 ヲ 定 × 本 契約 7 継

続

ス

ル

コ

1

7

得

口

第

#

条

甲

乙卜

協

議

シ

井

組

合

用

水

=

支障

7

与.

ル

故 サ

障

第 拾 六 条 用 水 期 間 井 組 合 ケ 村 # 大字 = 於 テ 所 要水

ス X 量 多 ル 緩 等 務 急 メテ 湖 応 水 貯 7 水 要 時 ノ節 七 K サ 水 約 門 ル ヲ 時 為 開 日 閉 ス = 可 於 ヲ為 丰 テ 事 シ 流 降 出 水 हिंह 量 其 7 他 減 之為 小

> 第拾 7 為シ第十 七 条 用 • 水 期 第 間 十二 外 甲 条 = 於 請 ケ 求 ル 契 依 約 IJ 水 時 量 x 以 水 内 門 水 開 ヲ 閉

水 量 ヲ 節 約 ス 事

1 流

出

七

シ

4

ル

事

佀

甲

ハ

務

メテ

貯

水

ノ増

加

7

計

IJ

使

用

附 則

甲

1

東

第拾 械 場 八条 ヲ 設 置 ス ル 駿 = 河 先 チ 駿 箱 根 郡 芦 深 良村 湖 x 用 地 内 水 門 及 電 床下 其 他 工 事

= 着 手 ス ~ 丰 事

ヲ 請 求 ス ル 1 丰 甲 ハ 之ヲ 拒 4 コ 1 ヲ 得 ス

壱 前 名 項 = 場 付 金七 合 = 於テ 拾 銭 ラ乙 ハ 立 会員 = 支払 旅 フ 干 費 1 H 当上 1 ス シ テ甲

= 於 テ 何 時 = テ モ 水 門及 水 路 工 事 7 施 行 ス ル 王

第廿 T ラ 条 ザ ル 甲 事 ハ 水 門甲

蓋

及隧

道

F

六

П

7

煉

瓦

若

7

硬

石

以 テ眼鏡 形 築造 スベ キ事

拝 テ

寒

威

敷

貴 啓

(職方

組 甚

合会ニ

於

テ

御

否

認

相

成

4

ル

背

湖

深

良川

水

使

町

歩

1

田

地

灌

溉上

並

=

平.

常

用

水

等

=

関

シ

甚

ダ

憂

惧

ラ カ

第 廿二 1 条 7 甲 以 ハ 逆 テ 切 甲 合 -伏其 セ \Box 他 7 密 緊要 着 セ ナ シ ル 石 4 可 造 事 個 所 11

七

第 廿 条 甲 ハ 水 浚 門 外 湖 水 引 事 入 個 所 水 底 土 砂 1 今 床

t

王

計

~

F

モ

気会:

内

字

逆 議

Ш

口 付

=

野 ル

ス

第 # 下 几 条 地 盤 甲 準 = 於 シ テ Í. 渫 事 ス 着手 可 ヲ 延 期 ス ル コ 1 T ル モ 朋

ル 阴 1 治 丰 此 契 介約 ハ 総 テ 無 効 タ ル 口 事

+

几

年六

月

末

H

迄

此

契

約

ヲ

存

続

2

該

期

H

7

経

過

ス

冬季

日

亘

IJ

甚

9

減

ル

カ

故

所

1

1

E

七 ケ

水

車

運

転 IJ

Ŀ 春

至大 季二

ノ支障

ヲ生

ス 水

ル 七

事

11

疑

E

ナ

丰 定

事

実 タ

有

之

治

ル 心

発 満

十 年 七 月 # \equiv H 提 出

深

良村 外六ケ 科 村 長 組 服 管 理 部 者 大

浦菜

L

シ

=

干

抱

ラス深

良川

=

於

テ芦

湖

水利

使

用

権

7

獲

得

深 良村 長 1 林 曲 太 郎

(裾野 市 御 湯 Ш 匡 一秀氏 所 蔵

効意見書

明二

治九

四

四四

年

月

七

日

電

気会社と契約

に

っ

き失

候 処 各 位 益 x 御 清 栄 1 段 奉 大賀 候 陳 バ 曾

> 用 者 月 1 名 中 義 提 出 7 受理 横 浜 電 セ 気株 シ 趣 式会社 丰 或 再 応 移 組 転 合会 更 IE.

方

件

文

候

電 難 x 所 タ ル 候 水 コ 1 量 ヲ 探 晩 横浜 春 聞 致 \exists 電 候、 IJ 夏 秋 御 社 承 季 知 11 1 余 如 容 水 ク 塔 7 1] 沢 1 雖 於 1

候、 貴 職 等 組 合 ヲ 代 表 シ 極 × テ 適 切 ナ ル 御 決 定 ヲ 与 ラ

ン 1 シ テ 再 度提 出 ス ル = 至 IJ シ ハ 所 謂 敵 11 本 能 寺 = T 1]

今往 会 1 ファ否 希 復 望ナ 認 屢 七 々 シ ナ ル IJ t 同 シ 推 水 1 利 察 1 風 = ス 問 聞 ル 題 = = ナ 七 難 ル 接 力 ラ モ 2 申 ス 1 ヲ 候 再 且. 応受 神 当 聖 局 理 ナ 1 ス ル 組 Ħ ル = 合 昨

至リ ハ 1 魂 テ 実 以 胆 ハ 議会ヲ 伏 テ 当 在 組 七 無 ル 合 視 1 モ 由 1 ス 7 ル K 敷 ラ 1 大事 111 ン ナ 1 = 想 ラ 像 ズ シ 其 テ 七 古 裹 ラ L 来 候、 Ŧi. = 百 ハ 果 或 シ 何 有 テ 然 余 等

制限 リニ不堪次第ニ御 ノ下ニ本組合会ニ提出アルモ断シテ御否決相 座、 候就テハ若シ如 何様ナル条件又 成候様 モ

被成下度ハ勿論、東京電燈株式会社カ相互 ヲ当事者タル当組合ノ承認ヲ需メズシテ第三者 契約ナル 回

 \equiv

年

(封筒表書)

富岡村上ケ田

柏

木

彦

太

郎殿

該芦湖水利使用契約ナル 月 日箱根水力電気株式会社)ニ譲渡シタル モノハ公法上当然失効ノモ = 付 ノト テ

信認仕候旁々以テ右御承諾アランコト 々敬白 ヲ深ク希望仕候、

부

明

治

四十四年一月十七 日 駿東郡深良村深良

郡 瀬

倉

次

郎

小泉村佐 星 野 野 徳 \equiv

郎

同

平松 服

大正元年一二月一一日

同

郡泉村

村千 湯 福 部 大 請

同

郡富

岡

山 柳 雄

議第八号

(封筒裏書)

湯 山 柳 調

服

部

大

星 野 徳 \equiv 郎

ノ瀬倉次 郎

(裾野市上ケ田 柏木新吾氏所蔵

約ノ件

深良用水使用ニ関スル契

878

深良村外六ヶ村芦湖水利組合会議員

柏

木彦太

郎殿

深 良用 水 使用 関 ス ル 契約 ノ件

芦之湖水 水 ララ使 用 ス 力電気株式 ル 為 X 深 会 良用 社 = 水 於 テ電 組 合 気事業 正 管 理 者芹沢 経 営ニ 多 付 深 根 良用 1 芦

之湖 水 力電 気 株 式会社 発起 人総代芹沢 多 根 1 1 間 = 於 テ

左 記 契約 ラ為 ス

深 電 気株 良用 式 水 会 組 社 合 発 正 起 管 理 人総代芹沢多根 者 芹沢多 根 7 ヲ乙ト 甲 1 シ 芦之 シ 本 湖 契 約 水 力 書

= 甲 ハ 深 良用 水 組 合 ノ決議ヲ以テ乙ト 本 -契約ヲ為 ス モ

弐

通ヲ作

成

シ

双方各其壱通ヲ

保

有

ス

ル

モ

1

1

ス

七

9

ル

1

丰

ハ

第

Ŧi.

項

使

用

水

量

ヲ

单

乙協

議

ノ上決定

ス

ル

1 1 ス

 \equiv 甲 七 ル ハ 深 Z 良 用 計 水ヲ乙ヲ 画 七 ル 水 シテ 力 電 気事 使 業 経 営 ル 1 為 X 甲 管 理

用

七

シ

4

 \exists

1

ヲ

承

諾

ス

但

壱ヶ年

未

満

月

割

ヲ

以

テ

支払

フ

七

1

1

껃 良村 Z 使 7 経 用 テ黄 ス ル 瀬 用 JII 水 X 達 域 ス 1 芦之 ル 用 湖 水 路 \exists 及深 IJ 静 良村 出 県 駿 壱 東郡 円 1 ス 深

而 シ テ 其 使 用 後 水 量 1 深 良 III 水 路 = 放 出 シ 以 テ灌

+

Z

ハ

水

使

用

工.

事 シ

施設

結

果

第

几

項

使 7

X.

内

用

路

支障 力

7

生

タ

ル

1

丰

Z

ノ費

用

以 用

除 域

Ŧ. Z 漑 用 使 水 用 = 支障 ス ル 水 ナ 量 力 ラ 毎壱秒 シ 4 ル 間 王 = 1 付九拾立方尺以上 1 ス

> テ其 使用 期 間 1 本 契 約 起 算 壱

1

日

∃

IJ

シ

百

1

ス

シ

Z 漸 水 但 時 及風 甲 ハ 甲 Ż 高弐尺以上 戏波防上 合 1 議 協 ノ上 議 ノ為メ芦之湖 ノ上 ノ築堤其 右 現 今 期 間 貯 他 7 岸口 水 伸 ノエ 高 長 事 必要 ス \exists 要上 ヲ IJ ル 施 F. コ 認 行 尚 1 弐尺 ス 4 ヲ ル ル 事 場 以 T 所 上 貯 ル

六

~

甲 ハ 深良用 水 組 合 (原本空白 耕 地 灌 漑 1 為 X 必 要 ヲ

生

モ 1 1 ス

用 水 使用 料 ハ 壱 ケ 年 金 壱千 円 以 内 1 ス

八

 \exists 1 Z 1 ノ水 ヲ 得 力 ス 使 用 = 関 シ 施 ス 工 事 = 対 2 異 議 F 唱

ナレ

甲

ル

事 ヲ 施 ス 王 1 ス

工 水

 \pm 乙ハ用 水使 用上必要ヲ生シ タルトキ ハ Z ノ費用 ラ以

水路底 テ芦之湖 ヲ 現 匹 在 " 留 3 リ四四 水門 尺以内二於テ掘下ヲ為 ョリ 第一 発電 所 用 水取 入口 ス 迄

得又乙ハ甲ト協議 ノ上隧道引入口ヲ硬石ヲ以テ積立

テ完全ナル工事ヲ執行シ其工 但工事 ノ方法及着手 1 時 期 費ハ総テ乙ノ負担 ハ 前以テ 甲 F 協議 1 シ ス 決

定 ス ル モ 1 ス

業者 甲 項 ハ乙ト契約ヲ為シタル後乙ノ承諾ヲ得スシ 区 1 該 域 用 内二於テ同 水 ノ使 用 其 他 事 = 業ヲ経営 関 ス ル 契約 シ 又 ヲ 為 他 1 ス テ第 コ 同 1 ヲ 事 几

得 ス

圭

乙二於テ逓信大臣ョリ深良用水ノ シ タル 《経営 1 ノ許可ヲ受ケ芦之湖水力電気株 丰 本 契約 = 基 7 切 ノ権 和義務 式会社 = ハ 総 . ヲ 設. たテ同

使用 依 ル 電 気事

本契約ニ依ル電気事業成工ノ後乙ハ適当ノ テ 水 利組合関係村内ニ電力使用工場ヲ設立 時 ス 機 ル 事 = 7 於

一四四

会社

=

於テ承

継

ス ル

モ

ノト

得 ル モ 1 ス

右各項 本契約 ノ主意 ヲ為 = 依 ス タ IJ 本 メ 契約 要 セ ヲ諦 シ 費 結 用 ハ乙ノ負 1 担 1

ス

士

大正元年十二月十一 日

苩 駿 東郡深 湖 水利 成良村外 組 合管 理

泉村長 芹 沢 多 根

裾野市

上ケ田

柏木新吾氏所蔵

1

ス

틒 大正二年一月二七日 芦之湖水力電気株式会社と

の 電気事業契約

表紙

大正 几 年 以

厂之湖 水力電気株式会社関

背 湖 水利 組

水ヲ使用 芦 之湖水力電気株式会社 ス ル 為 メ深 良用 水 = 組 於テ電気事 合松 井 謙 業 治 経 永 営 井 = 嘉 付 深 六 良用 郎

1 1 間 於テ左記 契約ヲ締 結 ス

F.

杉

や貞次郎

1

芦

湖

水

力

電気株式会社発起人総代芹澤多

根

深 良用 水 組 合 松 井 謙 治 . 永井 嘉 六 郎 • F. 杉 貞治

郎

7

甲

契約

成立

上

Z

1

使

用

ス

ル

芦

湖

用

水

水

量

平

常

流

3 1 契 シ 介約 芦 書 湖 1 | 弐通 水 力電 ヲ 作 気株式 成 シ 会社 双方各其 発起 人惣代芹澤多 壱通ヲ保 有 根 ス ル ヲ Z 干

ス

1

=

甲

1

深良用

水

組

合

ラ決

議

ヲ以テ乙ト

左

ノ契約ヲ為

モ

 \equiv 甲 ル 深 ハ 良 Z 用 1 水 計 ヲ 画 使 七 用 ル 七 水 力 シ 電 4 気事 ル コ 業経 1 7 承諾 営 ノ為 ス X 甲

管

理

七

事 式 業 会社取締役 経 営 為 X 社長大倉喜八郎 使 用 契約 ヲ 締 結 1 芦之湖 2 7 IJ 1 用 水 雖 ヲ以 王 テ電 数 年 ヲ 気

甲

明

治

拾

八年

Ħ.

月

拾

完 日

付

ヲ以

テ東京水力電気

経 過 ス ル 今 日 未 ダ事 業二 着手 七 サ ル 1 11 ナ ラ ズ 権 利

転 ス ル K 既 時 1 = 前 其 対対ヲ 契約 失却 = 抵 触 七 ル ス ル 七 1 1 嫌 1 認 E T 4 IJ ル 七 故 再 = E 万 他 契約 前 1

契約 承 継 者 東京電 気 株 式 会社 \exists IJ 違 反 名 称 其 他 下 =

追 加 求 ~ サ セ ル ラ 己 ル 時 ナラズ該 八乙二 関 於テ全部責任ヲ負 係費 角 等 :ハ 乙 1 くと甲 負 担 = 1 ス 損

出 ス ル 水 量 ヲ以 テ限 度 ス

貯 水 期 間 従 前 慣 行 7 確守 ス ル

事

右 一人各項 ジュ主 意 = 依 IJ 兹二 契約 ヲ締 結 ス ル モ) 1

ス

大正 壱 月 弐 拾 七 Н

芦之湖 駿東郡深 水利組合代表者 良村 外 六

松 井 謙 治

EIJ

狩 名 野 田

中

土狩

.

下土

竹原、

清

水村新宿

伏見

ノ七

ケ村

稲

荷 " 沢

. 屋

茶畑

平

松、

長

泉 伊 福

村 豆

南 島 桃

色

納 村 泉

米 久 村

里

上 公

士: 文

富沢

水 宿

窪

田

泉 小

根 石

金

葛

山

御

千

袁

永

井

嘉

六

郎

EIJ

二十八大字地

田

地 狩

1

灌

漑其

他

用

七

ル 芦之湖

用

水

ヲ

シ芦之湖

水 内

力電気株

式会社

= =

於 供

テ水

力電

業

ヲ経

F. 杉 貞治 郎 EIJ

営 使用

ス

ル

静

岡

県

駿

東郡深良村

外六ヶ村芦

水利

組

合

駿東郡 水力 泉村 電気株 茶畑 式 会社 百 几 番 発 起 地 人物代

管理

者 =

長泉 付、

村

長高

田

與二

郎

ヲ

甲

1

シ

芦之

湖

水力電 湖 気事

芦

一之湖

多

芹 澤 根 EIJ

右

本

ハ 原本

1

相

違

無之候

也

静

岡

!県駿東郡泉村長 芹澤多根 印

乙卜

・ノ間

=

左記

条項

ノ契約

おヲ締結

シ

證

書

弐

通

ヲ

作

製

テ

ノ上、

澤多 気株

根 式 副

会社 ヲ乙ト 発起 シ 甲 人総代 ハ 組 合会 静 岡 ノ議 県 駿 決 東 グヲ以 郡 泉村 テ 関係 茶畑 村 百 長立 四 番 地芹 会

双方其 壱 通 7 保 有 ス

第壱条 隧道 ヲ 開 甲 鑿シ 寛文六年官 神奈川 県 足柄 1 許 下郡 可 ヲ 元箱 得、 長 根 村 七 芦 百 一之湖 干 F 引 間

角

然 特 テ田 権 ル = 7 今 有 地 П シ 乙二 灌 几 " 漑 留 於テ水力電気事 其 水門 他 = 及其 供 用 他営 七 ル 業 造 以 アヲ経営 来引 物 管 続 理 丰 用 ル 権 為 7 水 保 使 該 有 用 用 ス

ス

X

印紙

契約

證

契約 證

事 静 ヲ 出 施 県 駿 シ深良村深 東 郡 深 良村 良 岩 波 ケ 村 富 当 士 湖 尚 水 村村 利 神 組 Щ 合 富 於 岡 テ 村 疏 上 水

4 工.

> 佐 882

脇

確

1

制 水 限 使 用 ヲ 定 方 申 テ之ヲ承諾 出 ス 依 但 审 甲 乙合意 1 有 ス ル Ŀ 既 本 得 条以 用 水 使

7

IJ

A

ル

=

IJ

下

X

域

1 芦之

湖

用

水

隧

道下

口

 \exists

IJ

深

良村

7

経

テ

黄

瀬

JII

用 権 消 長 ヲ 来 サ ル 七 ŀ ス

第弐 伸 白 条 長 フ Ŧi. ス ル Z 拾 箇 コ 芦之湖 1 年 7 1 得 ス 崩 但 水 湍 ヲ 使 期 用 = 至 ス IJ ル 甲 期 Ż 間 合 1 意 大 IF. F. 几 期 年 =

> ヲ IJ

第参

条

用

ス

ル

芦

之湖

用

量

ノヽ

巫

常

流

出

ス

ル

1

ヲ

要

ス

E シ

水

量

全 乙ノ

部

1 使

ス

此

制

限

7

確

実 水

ナ

ラ 水

シ

4

ル

為

メ甲

Z

協

第八

量

ス

ヲ 増

水 議 標 Ŀ. ヲ 建設 Z シ 負 テ 担 吐 以 水 テ 分 四 量 " 留 7 阴 水 確 門 ナ 戸 ラ = シ 鎖 4 鑰 ル 7 設 モ 1 4 1 且.

第四 水 条 1 缺 泛ラ Z 1 来 水 力電 ス 虞 気事 T ル 業 1 丰 経 営 几 為 " 留 X 甲 水 門 1 流 地 灌 出 量 漑 7 上. 斟 用

第 Ŧī. 7 酌 U 条 甲 テ 芦之 -乙協定 従 前 湖 慣 貯 Ŀ 水 行 貯 期 1 ス 間 水 増 ノト 此 毎: 量 契約 年 弐 方 法 月 成 立: 末 7 講 1 H 上 3 ス 1 IJ ル 六 モ 層 月 1 拾 1 慣 例 ス 日 迄 7

第六条 守 Z 当 事 水 者 力電気事業経営 於 テ平 素 怠 ナ ク 為 注 メニ 意 使 払 角 ス モ ル 用 1 水路 ス

> 合 流 点 = 至 ル 間 及深 良村 地 先 円 1 ス

条 道 下 Z 口 \exists 事 IJ 字 業 豊後 経営 堰 必 = 至 要上 ル 間 其 負 於 担 7 ケ ル 以 テ芦 用 水 之 路 湖 ヲ 変更 用

水

第七

隧

豊後堰 テ 使 用 口 ス 数 ル 間 コ 1 上二 7 得 於 テ旧 但 新 用 設 水 用 路 水 路 = 復 流 流 七 末 シ 小 4 7 ル \exists 1

条 量 目 Z 的 甲 7 以 1 テ芦 協 議 / 之湖 F. 岸 現 中 在 必 貯 要 水 高 箇 \exists 所 IJ = 上 尚 対 弐尺 シ 其 以 負 上 担

第九 以 条 テ弐尺以 Z ハ 水 力 上 電 一ノ築堤 気事 業 其 他 関 1 工 ス ル 事 Т. 7 事 施 施 ス 設 モ 1 結 1 果芦 之

第拾 場 条 ヲ 以 合 乙 二 テ速 形 於テ 状 = 復 位 四 置 旧 等 工 留 設 事 計 水 7 門 図 施 面 ヲ ス 改 ヲ モ 調 造シ 1 製 1 又 ス 2 甲 水 1 同 路 意 ヲ 改 ヲ 得 修 テ ス

粗 湖

用

水

路

=

支

障

ヲ

生

シ

又

破

損

7

来

シ

タ

ル

1

丰

11

其

負

貯 水及四 " 留 水門 吐 П 并逆 甲

第拾壱条

Z

1

芦之湖

施

行

ス

ル

モ

1

ス

ル

取 悪 締 人壱名ヲ 水 吐 巡 選定シ 視 保 護監 テ Í. 督 場 為 内 X 常 其 住 負 担 七 シ ヲ 以 X 其 テ信 任 用 当ラ T ル

シ 4 ル モ 1 ス、 但 事 重 要ニ 渉 ル モ 1 11 苫 湖 水 利

= 於テ常設 七 ル 水 配 人 1 合議 シ 甲 1 指 揮 ラ受 7 ル

1

ス

第拾弐条 定 メメ毎 年 Z 一末甲 ノノ芦 一之湖 = 納 付 用 ス 水 ル 使 用 王 ノト 料 1 壱 ス 箇 年 金 八 百 円 以

第拾参条 上 請 利 求 便 本 7 応 計ル 契約 シ芦 厂之湖 王 = 依 1 1 用 IJ 水 ス 水 区域 力電 内関 気事 係村 業 成 工 = ノ上 対 シ 電 1 Z 力供 1 甲

給

第拾四 経 条 ス 第六条 甲 1 本 1 区 契約 域 内 締 結 = 後何等 於 テ 同 ノ事 事 由 業 T ル 7 七乙 経 営 ノ承諾 2 又

第拾五 第三 者 コヲシ 本契約 テ 甪 ハ甲 水 ノ使 文ハ 用 Z ヲナ 於 サ シ テ形 4 式 ル 上 コ 組 1 織 ヲ 名 得 称

変更 ス ル コ 1 ア ル モ 其 実 体 及双 方 利 害 = 異 動 ナ 丰 限 ヲ

力 影 響 七 サ ル モ 1 1 ス

第拾 六 条 本 契 介約 = 基 丰 工 事 施 行 ノ場 合ニ 1 甲乙 協 議

> F. 别 = 細 則 7 設 7 ル 七 ノト ス

第拾 七 条 乙二 於 テ大正 Ŧi. 年 末 迄 = 水 力

ス

右契約

締

結

7

證

ス

ル

為

メ当

事

者及立会人各自署

モ 組

合

ル

工

事

着

手

七

サ

ル

1

丰

1

本

一契約

効力ヲ失フ

電

気事

業

関 ス

ル 大正 モ ノナ 四年 1) Ė. 月 八 H

内

ス

芦 静 湖 出 県 水 利 駿 東郡 組 合 副 深 限村外 管 理 者

静

岡

県

驗

東郡

村

高

田

與

郎

印

芦之 湖 水 力電 気株式会社 長 泉 長 発 起人 惣代

東郡 泉村 茶畑 百 几 番 地

静

岡

県

駿

立 会

静

出

県

駿

東郡

澤 多 根 印

芹

司

深

良村長

可

11 林 久 Ŧi. 郎

第3	節	生活	と産業
	理	八	急

議

管理

泉村長

芹 タ

澤

多

根

泉村役場 長

招

集開

会シ 深 四

1)

日 施

午 ノ事

会議 件二

録

本

百

可

清

水村長

高

田

譲

八

郎

長泉村長

高

田

與

郎

第 第

九 七 1 士 八 六 兀

杉 大 芹

Ш

彌太郎

番 番 番 番 番 番

沼 沢 沢 木 屋

儀

市

番 番

上杉貞次郎

第

番

菅沼

佐

太郎

口

口

可

可

小

泉

対長

渡辺

伊

郎

泉村長

芹

澤

多

根

印

第

多 孝 新 喜

根 \equiv 平

第 第 第 第 第

芹

第

後壱時駿東郡

良村外六ケ村芦湖

水利

組合会ヲ管

第

士

番

林

有

次

辛 +

番 番

又

 \equiv 治

付 謄

大正

年

Ŧi.

月

六

H

招

集告

知

ヲ

発

シ

Ħ.

月

富士 出 村長 土 屋 辰三 郎 印 =出 席 議 員

富

出 口

村

長欠員ニ

付

助

役

鈴

木

嘉

吉

印

口

同

弐拾壱名

番 井 上

伴 學

永井嘉六郎

第

 \equiv

第

Ŧi.

番

番

石

垣

政

田

治

郎 平

七 番

> 大庭 寺

幾太郎

九 番

鈴 土

第 第

房

太郎

圭 番 服 柏木彦太郎 部

大 番 秋

Щ

村治

郎

第

第 大 番

第

室伏幾太郎

圭

番 太田

五.

郎

二世 近

番 渡邊孫三

郎

室伏平

番

二六

第

Ш 柳 雄

六 名 (第十一

番 缺員)

 \equiv

缺

席

議 井 芸 莹

員

第 第 第

番

湯

<u>-</u> 番 上 杉

種

五.

井

第

第 三 番

> 鈴 小

木

嘉

吉 郎 郎

第 第 第

兲

番

小 勝 松

林

僖 憲 謙

議事 件 自

29

885

湖 議 第 九 号 水 力 雷 気 事 業 関 ス ル 切 事 項

副

出

理 者 於 テ執 行 件

湖 湖 議 議 第 第 + 号 号 明 芦之 治 湖 + 用 年 水 契約 使 用 承 水 諾 利 権 件 譲 渡 承 諾 件

開 会 管 理 者 開 会 ヲ 官 告 シ タ 1]

六 Ŧ.

会議

顚

末

T ル 長 事 (管理 項 者 シ 提 テ 議 案 長 1 議 職 件 務 孰 7 執 L 行 モ ス 議 ル 長 能 1 サ 身 ル = 旨 関 7 係

着 述 議 退 席 長 シ 副 副 管 管 理 理 者 者 管 長 泉村 理 者 ハ ー 長 高 身 田 Ŀ 與 故 郎 障 議 = 1 依 席 1]

Ŧi. 1 退 + 席 シ 条但 七 H ラ L 書 席 タ 7 依 求 ル モ IJ 4 芹 ル 議 澤 7 案 便宜 多 ノ説 根 朋 7 1 会議 認 其 他 4 ル 議 出 力 事 席 故 進 セ 行 シ 町 F. 村 関 4 ル 制 係 者 第

席 可 否 着 7 議場 = 諮 ル 満 場 同 意 ス 依 テ 芹澤多 根 番 外

切 議 長 事 (副 項 管 理 副 者 管 理 湖 者 議 = 第 於 九 テ執行 号 水 力 電 件 気 ヲ 事 議 業 題 関 1 シ ス テ ル 提

サ 水 可 地

ル

丰

7

使

視

察

ヲ

遂

ケ

タ

ル

上

細

則

ヲ

以テ

規

定

ス

ル

コ

F

=

満

場

会亦 異 理 議 由 ナ 7 シ 説 明 依 シ 第 テ 第 読 一読 会 会省 7 開 略 異 口 決確 議 ナ シ 定 第 1) 利 権 読

譲 議 渡 長 承 副 諾 管 理 件 者 7 議 湖 = 議 附 第 シ + 第 号 明 読会 治 ヲ + 開 年 ク 契約 番 外芹澤 水

根 第 関 係 読 者 会 1 異 シ 議 テ 発言 ナ ク 第二 7 求 読 X 本 会 案 ヲ 開 内 ク 異 容 議 ナ 就 丰 説 明 第

多

一読 会亦 畢 議 ナ シ 依 テ原 案 通 口 決 確 定 7 宣 シ タ

IJ

サ 件 議 7 長 議 副 管 理 供 者 シ 番 湖 外芹澤多 議 第 + 号芦之 根 7 シ .湖 テ 詳 用 細 水 使 説 用 明 承 ヲ 諾 ナ

条 ク 第 シ 原 + X 七 第 案異 番 読会 議 (大沼 ナ + 7 儀 開 モ 市 流 ク異 議 水 量 員 議 ナ 決 シ 動 定 議 直 関 依 = 係 第 IJ 者 契 約 読 = 於 證 会 第三 テ ヲ 実 開

意 用 ス 力 如 権 出 1 甚 従 第 タ遺 来 + 数 憾 六 ナ 転 番 ル 室室 大 ヲ シ 伏平 以 テ テク 右 モ 衛 П 未 門 本 ダ 契約 事 議 業 員 \exists 締 着 1] 結 手 本 用 シ セ

七 右

議 事

正

当

ナ

ル

ヲ

證

ス

ル

為

玆ニ

署

名

ス

タ ル 以 F. 他 = 転 ス ル コ 1 ナ 丰 様 特 = 規 定 置 7 1

必 要ヲ 認 4 ル 日 発 議 T IJ 之 対 シ 番 外 1 官 有 水 面

使 ラ 用 サ 又 L 県 其 知 1 変更 事 ∃ IJ 1 許 関 係 口 七 行 ラ 政 L 寸 サ 体 ル 1 同 規 意 定 ヲ 経 ナ ル ル = カ

故 万 = 後 特 H = 斯 斯 ル 場 如 合 丰 契 生 約 ス ヲ ル ナ シ 置 7 必 要 L ナ カ 必 ル 組 シ

 \exists

1

7

IJ

1

ス

11

ス

合会 1 決 議 7 要 ス ル モ 1 ナ ル 力 故 = 其 使 用 者 変更

認

4

ル

1

否

1

=

組

合

会

権

限

=

属

:

決

シ

テ

他

権 = 譲 IJ 渡 侵 承 サ 諾 ル ` 決 コ 議 1 ナ 7 要 シ シ 即 9 今 ル = 依 議 第 ル モ + 朋 号 瞭 1 シ ナ ル テ 旨 水 利

弁 読 崩 会ヲ セ 開 他 ク 畢. 第 議 ナシ 読 会決 依 テ 議 第 読 通 IJ 会 異 1 議 可 ナ 決 丰 ヲ 告 ヲ 以 ケ 第 テ

議 本 案 長 副 確 管 定 理 ヲ宣 者 告 議 案 七 全 1) 部 議 シ ル 旨

了

タ

7

述

テ

退

席

ル

シ 管 理 者 議 長 席 復

閉 会 管 理 者閉 会 ヲ宣 告 ス 于 時

午

後五

時

参

拾

分

議 可

口

兀 年 Ŧ. 議 月 八 長 H

大正

員

副 管 理

管 理 者 泉村

多

者 長泉村 長 長

高 芹

田 澤

與三

井 上 伴

> 學 郎 根

沼

佐

太郎

湖 議 第 九 号

附

属

書

類

水力電 気事

業

関

ス

ル

切

1

事

項

副

管

理

者

テ執 行 件

坐 者芹 事 者 ナ ル ヲ 以 テ 本 件 = 関 水 テ

管

理 水

者

故 雷

障

業

ル 終 組

モ

1 営

1

シ

テ

切

事

項

副

管

理

者

=

於

テ執

行

1

任

=

当 7 事

本

合 管

理

澤多

根

芦

广之湖

用

ヲ

使

用

シ

力

気

モ 1 1 ス

年 Ŧi. 月 八 H 提 出

大

IE.

几

口 H 決

議

東郡 深良村外六ケ村芦 湖 水利 組 合管 理

駿

議

第十

長

芹 澤 多 根

駿 東郡 深良村外

六六ケ 村芦 長 泉村長 湖 水 利 組 高 合 副 管 與

郎 者

水 利 権 譲 渡 承諾 ノ件

本 7 経 組 営 合 1 ス 管 ル 為 理 X 明 属 治三 スル 芦之 十 八 年 湖 一八月六 用 水 ヲ 使 日 東 用 京 シ 水 水 力電 力電 気株 気 事 式 業

会社 絩 承 其 契約 取 シ 来 締 条項ニ 役 L ル 社 ヲ 長 基キ東 大倉喜八 更二 同 京 会社 電燈 郎 1 契約 株式会社二 3 IJ 之ヲ芦之 シ 9 ル 一於テ 湖 切 譲 水 力電 渡 権 ラ受ケ 利 義務 気株

由 根 式 会社 出 譲 7 IJ 渡シ 発 起 タ 人総代 ル 同 人ニ 1 丰 於テ之ヲ継承 静 1 本 岡 県 組 八駿東郡 合 ハ 、之ヲ ス 泉村茶畑 承認 ル ノ協 シ 其 議 百 申 成 DL 立 出 番 ヲ シ 地芹澤多 承 タ 諾 ル 自 ス

ル モ ノト 但之 カ 譲受其 他 = 関 ス ル 切 1 費 用 等 苫

本 組 合 之カ 責 任 セ サ ル モ 1 1 ス

之湖

派力

電

気株

式

会社

発起

総代芹澤

多根

於

かテ負

担

四 年 Ħ. 月 八 同 H H 決 提 議 出

大

IF.

湖 議 第十 号

芦 一之湖 用 水 使 用 承 諾 件

芦之湖 組 几 合 番 水 力電 地 1 管 芹澤多 気株 理 = 根 式会 属 ス 1 别 社 ル 芦之湖 発起-紙 契約 人 総代 用 證 水 書 静 使 岡 通 用 県 1) ヲナ 駿 契 約 東郡 サ ヲ締

シ

ル

結

畑

テ

本 百

モ 1 1 ス

IF. 四 年 Ŧi. 月 八 H 提

出

大

百 H

東郡 深良村外 決 六六ケ 議 村芦

駿

長

湖

水

利

組

合

副

管

理

者

泉村長 高 田 與

I. 事 着 手

大正 備 工 事 几 = 年 着 Ŧ. 手 月 致 八 候 日 間 御 契 此 段 約 及御 基 届 丰 候 水 力電 肋 気事 関 ス

ル

進

理

大正 Ŧi. 年拾弐月 弐 拾 七 H

湖 水 力電気株式会社発起人

東郡 泉村茶畑 百 兀 番 地

芹 澤 多 根

深良村 利 組 合

駿東郡

管 理 者 泉村 長 勝 俣 邦 俊殿

附

ヲ

以

テ届

出

候通リ水力電気事

業ニ

関

ス

ル

進

備

工

H

迄 事

延 = 七

期 着

金壱百 1円納 付 候

管 理 者 泉村 長 勝 俣 邦

俊

工 事 着手 延 期 願

大正 几 年 Ē. 月 八 日 御 契約 = 基 キ大正 Ŧi. 年十二月二 +

手 致 候 処 本工事 着 手 ノ義ハ来大正七 年二月 末 日

致度候間 大正六年十二 御 聞済 相 月十三 成 度此段願 H 出 [候也

芦之湖水力電気株式会社発起人惣代

芹 澤 多 根

駿東郡 理 者 深 良村外 泉村長 六ヶ村芦 勝 俣 湖 邦 水 利 俊殿 組 合

追テ契約第十二条ニ 依 ル 大 IE. 六 年 度 湖 用

用料金弐百 、静岡県芦湖水利組合所 円 納 付 致 候 付 申 添 蔵 候

=

十九,

水使

気株式会社発起 芹 人物代

芦湖

水

力電

澤 多 根 印

889

駿東郡 深 良村 外六ケ 村芦 湖 水 利

組

合

一条ニ 外六ケ 依 也 村 ル 湖 古 湖 用 水 水

使

用

料

追

テ契約第十二

事 着 手延期 願

本

I.

大正 ヲ以テ届 兀 年 Ħ. 出 月 八 候 誦 日 御契 水 力電 約 気事 = 基 業 丰 大正

致候得 共 本 工. 事 着手 義 1 延 朔 致度候

間 ル 年

御 進

聞

済

相

成度此

管

附

園

ス Ŧi.

備

I.

事

=

着 七

丰

十二月二十

段願 H 大正六年二月二十 候 十九,

H

大正二年四月二一日 箱 根湖 用 水掛 新 H 開 鑿

差止

決

ル 治

1 #

重大事

件

7 丰

匿

起

シ

タ 鎗

ル 銃

=

T ヲ

ラズ

ヤ 死

贵 以

=

ハ 勝

力

過去

明 ス

年

如

農

民

竹

器

携

ヲ

テ

由

箱 根 湖 用 水 掛 新 田 整 差 11-申 請 書

田 田 掛 井 東 村 地 外 小 = 組 郡 武拾八 前 致 1 富 如 ス 出 間 村 可 何 ケ 敷 \exists ナ 上 村 1] 定 ル ケ 約 事 同 1 田 故 村 7 定 1 声 IJ 約 如 T 長役場 ル 田 丰 又明 反 モ 别 畑 去 治 及原 Ŧi. ル 差 百 明 拾 参年 参 出 野 治 治壱 シ 山 七 タ Ŧi. 林 年 ル 月 其 町 中 别 拾 他 Ŧi. 箱 紙 反 根 Ŧi. 1 請 土 几 日 湖 畝 用 書 上 地 写 4 7 # 水

改 L 明 正 治 T リ 七 年 汐 同 方 行 拾 参 政 進 年 庁 Ħ. 1 月 地 拾 主 Ŧi. = 地 目 規約 [変換 1 自 ル 由 則 ヲ 顧 与 ^ ズ ラ

H

T

ヲ

モ

3

大正

年

涌

IJ

ナ

ル

=

時

世

歩ニ

従

E

頻

×

1

シ

テ

諸

規

変更

殿

地 地 = 目 変換 [変換 ス ル 自 尠 由 カラズ、 7 幸機 1 故 シ = 畑 及 従 来 原 野 田 Ш 林 地 其 = 引 他 用 土 水 地 缺 ヲ 乏 田

為 メ幾年 来 番 9 \mathbf{H} シ 其 王 水 畝 捐 + 害 欠缺 ヲ 蒙 歩 シ ル 1 収 多 如 獲 大 丰 ス 1 ハ ル 上 ス 能 部 現 = ズ、 新 = 上 ヲ ケ 朝 開 \mathbb{H} 字上 早 墾 魃 セ ラ ケ 際 田 L

> 鑿 ラン 七 ラレ ヤ現 今ノ如ク下 テ ハ 従 来 1 古 流 ノ早 田 ハ 水利 害ヲ 憂 缺乏ヲ受クル 慮 七 ズ 猥 IJ = ハ 新 疑 田 フ ヲ ~

旧 議 = 1 上 ズ、 復 実 七 シ 何 地 |卒芦 X K 押 ラ L 調 湖 度 查 水 别 7 利 遂 紙 組 図 ゲ 合 面 ラ 水 及 配 L 明 新 人 治 田 拾 1 良シク組 該 年 規 Ħ. 約 合役 月 拾 基 丰 場 Ŧ.

H 速 1

請

協

力

ラ

参 書 考 写 本文 相 添 此 1 通 段 及 1] 背 申 湖 請 水 候 利 也

管

理

役

場

駿

東

郡

泉村

長

多

根

一一一 提 出

四 月 # 駿 H

東 郡 富 出 村 上 ケ 田

勝 又 源 吉

印

八 木 茂 作 印

柏木彦太

郎

印

大 大 八 木 沼 沼 要 儀 カン 吾 市 ね 印 印 印

駿東

長

泉

村

竹

駿

東

郡 郡

長泉村

竹

原 原 日 開

当迄悉皆其本人

 \exists

IJ

差出シ可申其節彼是苦情申間敷、

1

Н

当

11 =

新 心

付右定 御筋

^

相

互

万

多少

当村之儀去ル明 心得違之者有之候而 村改正反別定約反別取 差入申請證書 駿東郡泉村長 (別紙図面 約 水利 = 対 不抱雜費及村吏惣代之者 シ = 和合管 違 候テハ恐入リ 約之者有之井 治 同 同 駿東郡長泉村中土 可 理役場 郡 七 郡 郡 郡 年 芹 清 同 1 同 同 井 調後增 村同 村下 中 澤(マご 水村新宿 村 候義 箱 組 下 組 根 土 所 土 駿 根殿 同 湖 東郡 狩 狩 合 加 付、 = 用 可致筈無之ノ \exists IJ 対 水 上 時 シ不 掛 村 ケ 差当有之候節 = 内 IJ 田 関 有 神 鈴 木 相 井 村 賀彦太郎 Щ 村国太郎 相 木 済儀 [猪之作 当 同 組弐拾八ケ 字 新 処、

芦 湖

平

(FI)

吉 印

印

印 印



如件 明 治拾参年五月拾五日

為後日村中一

同

協議ノ上定約仕連印之請書差入レ置

右小前

柏 木 文

柏 柏 柏 柏 柏 柏木松二 木 木 木 木 木 銀 甚 武 角 平 蔵 平 蔵 郎 平 蔵

荻野庄七 八 八 土 土 勝 勝 土 八木七郎 土屋佐十 土屋伝四 勝又庄三郎 勝又治三郎 木 又大 木 木 屋 屋 又 長 亀 和 藤 勝 忠 甚 吉 吉 蔵 吉 吉 七 作 平 郎 郎 郎

柏木新七

郎

又

滝

蔵

Щ

欣

杉 八 秋 勝

本

忠 長 利

木

平 道

屋 本

郎 吉 吉

> 八木與祖 多 市

杉本関三

穿チ + 其

又芦之湖字逆川

П

=

1

别

=

水

閘

ヲ築キテ

湖

水貯蔵 テ水路

水利

閘

他

附

属

工.

物

ヲ

設

ケ

駿

ナ

ル

駿

河

峠

長

七

百

外二

ケ

村

ト紛

争

ヲ

醸

シ

遂

三公私

訴

7 提

起

ス

ル

ノ已

ナ

丰

間

隧

道ヲ 作

堀

鑿

シ

且 相

下

流 境

黄瀬

JII

=

至 津

ル

7

至

勝 又 ま 3

=

便

シ

以

テ前

記

二十八大字

田

地

Ŧi.

百三

+

余町

歩

灌

淝

大正四年 (二九一五) 月二五日 (裾野 芦 市 湖 Ŀ. 水 4 利 田 組合の 柏木新吾氏所 成 立 経過 蔵

틒

駿 湖 東部深 議 第 刀口 良 묶 村 深 良 岩 波 富士 出 村 神 Ш 富 岡 村 -ケ 田

屋 富澤 水 窪 伊 豆 島 田、泉村久根 • 公文名 • 稲荷

茶畑

平

十松、

長泉村

南

色

納米里・上土狩

· 中

土

狩

金澤

葛

Ш

御

宿

千

福

桃

袁

小

泉村

石

脇

•

佐

野

シ

於 テ専 狩 用 竹原、 ス ル 相 清 模 玉 水 足 村 柄 新 下 宿 部 伏見、 元箱 ノノ七 根 村 地 ケ 籍 村二十八 芦之湖 大字 疏 水

今ヲ

去

ルー

百

Ŧi.

+

有

余年前寛文年

間

江

戸

ノ人友野

與

右

衛

拘

1

ラ

ス

水利

組合条例

=

依

ラ

ス

町

村

組

合

7

設

置

ス

ル

=

至

起 1 ナ 長濱半兵 リ 官 衛 許 可 尼 ヲ ケ 得 崎 嘉右 私費 ラ投シ 衛及浅井次郎 テ芦之湖字 兵衛 刀口 四 ツ留 氏 水 発

用 水 = 供 2 ツム 今 日 = 及 1)

用 称 而 水 シ シ 区域 テ之カ 9 IJ シ 脱 行 モ 2 明 政 治 9 上 ル 七 1 年 組 従 織 以 来 ハ 来 往 用 井 水 時 組二十八 X. 駿 域 東 郡 タ IJ 井 ケ村

シ 組

泉村 三十

内

麦塚 村

九

ケ

7

 \exists

IJ

或

深

良村

外二 IJ 制 駿 施 + 然 行 東郡 ノ後 七ヶ村 ル = 深 良村 明 モ 治 猶 1 三十 外二十 称 明 治二十 シ 年三月改 タ 七 IJ 年 法 ケ村 牛、 律 明 メテ町 水 治十八 第 利 7 土 村 功 条二 制 協 年 議会 水利 = 依 依 ル 1 土 IJ 功会 ___ テ 称 部 存 2 事 続 ヲ 町 務 村 起 七

組 ス 合 ル 王 1 将又事 組 織 成 実 ル Ŀ 抑 \exists 王 本 1) 見 組 ル 合 モ 1 純 上 然 記 9 ル 如 水 ク沿 利 組 革 合 Ŀ ナ ル = IJ

七 L ル ル ハ 、 水 閘 朋 破 治二十 毀 事 件 九 付 年 中 本 芦之 組 合)湖字 村 相 模国 逆 涧 足 П 柄 = 本 下 郡 組 合 仙 石 設 原 村 置

リ 組合条例 之カ 処理 ハ本 早ニ Ŀ 組 施行 合設置 セ ラレ 急ナ ス之ニ ル ヲ 依ル 要 シ 能 4 ル ハ サ モ 当 IJ 時

第5章 近代の用水 組 発 ヲ当 行 事 本 布 件 織 ス 七 IJ 今 時 2 組 セ ラ 1 止 百 猶 処理 ラ 其 合 ル 4 ノノ手 時 町 7 ル ゴラ了 X. 村 得 -続 依 本 域 及 組 = ス 応 組 際 ヲ 合 7 E シ 怠 組 合ヲ 以 1 シ 速 急 9 リ、 テ シ IJ ノチ テ カ 解 水 テ モ シ = 約 利 存 其 其 段 除 カ 組 案 ス 組 続 故 織 1 変更 後 合 附 シ ル ス = 法 則 明 水 テ 1 ル 丰 利 所 ノ手 町 治 本会ノ 続履 適 依 以 四 組 村 + 続 ル ナ 用 合 組 IJ 条例 行 普 7 合ヲ = 意見 一受ク 年 出 ス 通 水 設 仍 " ^ 水 7 利 チ ル 利 ^ 本 ケ 進 テ 此 組 カ 県 組 コ 備 際更 1 合法 訴 合 IJ =

能

水門 柄

並

属 町

上

作 元

物

用

水

堀 地 7 合

河

道 "

下

郡

箱根

及 為

箱 芦之

根

籍

芦之

新 留 足 本 本

III

筋

堤 =

防 附

堰

墉

及芦之

湖

逆 割

JII 驗

口

水 津 湖 神 奈

閘 峠 字

7 隧 几 JII

修

1

7

7 第 三 条 築保 本 如 組 合 存 ス X ル 域 ヲ ハ 以 旧 テ 慣 目 = 的 依 IJ ス 定 4 ル 7 1 别

冊

ナ

サ

テ

合

7

添

ヲ

諮

フ

大 4

īF. 1

兀 ス

年

月二

 $\overline{+}$

Ŧi. 規

H

駿

東郡

深

良村外

六

ケ村

芦之湖

水

利

組

合

理

第 匹 条 組合会議員 ノ定数 ハ二十八人ト シ 選 挙 区

第

章

組

合

会

1

組

織

及

選

及区域 如 并 ク定 = 各 4 選挙 但 シ X 3 大字一人ヲ起 IJ 選 出 ス ル 議 ユ 員 ル 員 コ

数 数

同 得 東 郡 深 小 良村 泉 村 六人

第三区 第二 区 可 + 岡 村

静岩

県

駿

東郡

芦

之湖普

通

水

利

組

合

規

約

츳

大二

西 五 年

静

岡県駿東郡芦之湖普通水利

組合規

第

区

7 左

ス

静

岡県芦湖

水利組合所蔵

泉村

長

芹

澤

多

根

1

施

第 第

_

条 条 第

組 組

合 合

灌

漑

1

X 通

湖 村

疏

水 称

県

芦之湖普

水

利

組

1

ス

訟

章

総則

生活と産業 第 第 第七 第六 第 第 六 Ŧi. Ŧi. 几 条 条 X X X. X 〇共 六 選挙 選 及 モ 1 地 家 治 有 於 口 組 口 同 督 举 旧 年 丰 有 産 テ土 合員ニ = ス 区 権 以 ハ総代 者其 付 刑 相 者 ル ヲ定 選 法 上 被 続 ヲ 者 地 清 長 泉 冨 学 有 シテ満 泉 1 相 = 此 ヲ 岡 水 懲役 人 4 権 重 共 大 選 続 ス 選 村 村 村 村 有 ル ヲ 罪 限 挙 举 X 1) 有 若 組 人ヲシ 土 モ IJ 権 期 合 1 七 刑 土 所 = + 11 地 ヲ H 禁錮 ハ 有 1 ス ア = 地 有 ヲ 前 Ŧi. 区 テ選 其 処 以 ラ 年 = シ 六人 ス 満 几 六 域 以上 付 得 1 七 = タ ス 内二 住 ラ 処 挙 但 前 ル シ 年 所 セ 権 年 タ L シ 以 1 男子 禁治 住 復 ラ 項 限 ル ヲ 上 所 依 権 L 有 者 7 間 該 区 ナ IJ ヲ タ 通 セ 11 産 断 丰 所 得 其 ル シ 当 算 者準 ナ 域 者 ノ土 属 + 4 ク モ ス ス 内 ル ル 禁 所 = 第 第 八 七 条 条

其

刑

ノ執

7 1 ル

終

又 宣

其

執

行 9

ヲ ル 定

受

7

ル

 \exists IJ

迄

又禁錮以

上

刑 1

告 IJ 又

ロヲ受ケ 復権

1

丰 定

 \exists ス

1

ナ

丰

至

ル 行

迄

亦

口 IJ

シ

1

=

モ

1

ル

其 権

確

定 止

シ

タ

丰

 \exists

決

確

ル

選挙

ヲ有

ス

ル

租

税滞

納

分中

其

選

ヲ

停 権

ス、

家

資 者

分産

ハ

破 処

産

宣

告

ヲ

一受ケ

IJ

之ヲ定

其 举 有

ノ之ニ

依 ル

1)

難

丰 11

場 所

合 有

=

ハ

本 最 1

人 王

1

申

出

依 依 数

所

地

1 所

依

リ岩

有

土

テ

選

X 土

涉

場 在

合 =

反 所

別

多 地

+ =

所 シ

人 别 組 可 テ 陸 \exists 中 戦 選 合 2 1 海 <u>ز</u> _ 挙 員 時 7 軍 権 又 = 得 人 シ 現 ヲ 1 ス 有 事 \exists テ 役 変ニ IJ X 玥 ス 役 服 モ ル 域 多 際 内 以 王 ス 丰 シ 外 = ル 召 於 兵役 集 丰 最 テ 多 所 ハ 1 七 第五 ラ所 有 ラ = 選 L 在 举 ス 条第 ル 有 タ ル = ル 参 ス 土 モ ル 1 与 地 1 項 者三 = 丰 ス 反 亦 シ

1

第 九

員

其

1

住

所

=

於

テ

7

有

ス

条 選 挙 場 合 当 ル 2 組 1 合 丰 X. 亦 域 同 内 2 =

帝 合 国 法 当 律 者 = 依 IJ 設 立: シ タ ル 法 人 = シ

項

=

当ラ

ス

1

雖 此

王

举

有

佃

前

条

ナ

ス

七

1

又

ハ

同

__.

1

行

為

7

為

ス法

人

1

役

員

会

レ

9 議 ル

1

1

限 選

IJ

= 権

T 7

ラ

ス ス

テ 前

権 ヲ有 被 選挙 権 住 所 ヲ 有 ス 但 ル 前 組 条 合

及第 Ŧi. 一条第三 項 = 該当ス ル モ 1 ハ 此 1 限 IJ

T ラ ス

〇左ニ 掲 ク ル 者 1 被 選挙 権 7 有 七 ス 其 ノ之ヲ

所 属 県 郡 官 更及 有 給 一支員

罷

X

タ

ル

後

ケ

月

7

経

過

七

サ

ル

モ

1 亦

同

故

7

ル

モ

1

之ト

可

時

組

合会議

員

9

ル

 \exists

1

7

組 合 1 有 給 吏員

= 検 事 警察官 1 吏及収 税 官 吏

四四 神 官 神 職 僧 侶 其 他 諸 宗教 師

Ħ.

11

学

校

0 契約 組 合 ラナ = 対 シ シ 若 I. 事 組 1 請 合 门ノ為 負物 メメ金 件 労 銭出 力其 納 他 ノ取 1 供 扱 給 7

> 被 選 挙 権 7 有 七 ス

T ル

○父子兄弟 ル 員 タル 1 丰 1 コ 得 1 タル 票 ヲ 得 緣 1 数 ス 故 = 其 依 1) 七 其 1 ハ ノ多キ 時 = 口 選 時 者 挙 = 組 七 人 ラ 合 ハヲ当

選 1 シ 若 同 数 ナ ル 1 丰 年 長者 ヲ当 選 1 ス

時 ヲ 異 = 2 テ 選 挙 セ ラ L タ ル 1 丰 後

其

理 選 者又 挙 七 1 ラ 其 L ノ代 9 ル 理 モ 者 1 議 1 員 間 9 ル = 父子 コ 1 兑 7 得 弟 ス 3 ル 緣 管

者 得 ス 指 若 定 議 セ ラ 員 L 1 又 1 間 代 理 其 者 ノ縁 1 故 ナ IJ 7 9 ル ル 王 1 丰 管

其 縁故 7 ル 議 員 其 職 7 失 フ

1

理

+ + 条 条 分ノ一 組 組 合会 合 会 議 議 員 員 中 闕 任 員 期 7 ハ ル 生 几 1 シ 年 其 + 1 1 ス 累

員

議

員定

数

第 第

IJ タ 以 ル 1 上二 丰 又 至 1 1) 管理 9 者若 1 組 監 合会ニ 督 官 庁 於 テル 命 令

補 要 闕 F 認 議 員 4 ル ハ 其 1 丰 前 任 補 者 闕 選挙 1 残 任 ヲ 行 期 間 フ ^ 在

シ

任

ス

補 闕 議 員 ハ 前 任 者 選 挙 七 ラ L 9 ル 選 挙 X

於 ハテ之ヲ 選 挙 ス

第 士

条 現 管 在 理 者 = 依 1 選 IJ 選 举 学 期 X H 毎 前 = 選挙 + H 人 7 期 1 資 1 格 シ 其 ヲ 記 1 Н 載

ル

選

挙

X

名

簿

ヲ

調製

ス

3

定 管 H 理 \exists 場 IJ 者 所 \equiv 1 其 = H 於テ選挙 間 選 毎: 日 挙 午 期 人 前 H 名 八時 前 簿 二十 7 3 関 IJ 日 係 午 ヲ 者 後 期 几 1 縦 時 2 覧 迄 其

此 階 供 期 ス 場 間 合二 シ 内 一之ヲ 於 若 テ 関 管理 係者 ハ 管 理 者 者 於 = テ異 申 ハ 縦 立 覧 " 議 期 ル T 限 \exists ル 後三 1 1 ヲ 丰 日 得 11 縦 以

送 内 付 7 組 受ケ 合会 ノ決 タ ル 定 H 3 = IJ 附 七 ス H ^ 以 シ、 内 = 組 之 合会 ラ決定 其 ス

修 IE ヲ 要 ス ル 1 丰

前

項 シ

決定ニ

依

IJ

名

簿

第 士 条

> 選 学 理 X 名 簿 其 1 1 確 選 举 定 期 期 H H 迄 前 = 修 H ヲ IE. 以 ヲ テ 加 確 フ 定

ス

 \exists

条 几 年 以 依 内 1) 確 於 定 テ 2 行 9 フ ル 選挙 名 簿 = 其 7 確 用 定 1 日

IJ 本

確 選 定名 举 コ 1 権 簿 7 7 有 得 = 登 ス、 七 サ 録 ル 確 セ 定 ラ 1 丰 名 L 簿 亦 + 同 = ル 登 者 シ 但 録 11 名 選 七 学 簿 ラ L = 1 之 参 4 ル 7 与 修 者 ス

ル

IE. ス ル 限 IJ = T ラ

〇 異 ル 1 議 丰 決定 更二 T 名 IJ 簿 タ 7 ル 調 -製 依 ス IJ 名簿 ^ シ、 無効 其 1 1 名 為 簿 IJ タ

理 製 縦 者 覧 定 修 IE. 4 ル 及 所 確 = 定 依 = 関 ル 天災 ス ル 期 地 変等 H 及 = 期 依 限 等 IJ 名

ヲ 喪失シ タル 1 丰 亦 口

簿 管 調

○選 選 ル 挙 挙 コ ス ヲ ル 1 人 行 アマモご 名 期 フ H 簿 調 1 等 其 丰 1 製 名 後 前 管 選 簿 = 理 举 於 7 テ選 者 期 用 日 井 選 縦 挙 学 依 覧 修 期 1 IJ Ź H IE. H \exists ヲ 及 ヲ IJ 算 変 確 更 少 定 定 7 ス

1 モ 七 H 前 = 各選挙 区二 於ケル選挙会場

H 時 及選挙 ス ^ キ議 員数ヲ告 示 ス

)投票 時 間 時 ラ過 間 内 クル = 選挙会場ニ モ投票ヲナス 入リ コト タル ヲ得 選挙人 其

各選挙区 ノ選挙 ハ 同日時ニ之ヲ行フへ シ

第

一口四

条

締 メニ 各選挙区 任ス、管理者 依り村長選挙長トナリ之ヲ開 = 於ケル 選 1 選挙区 挙会ハ管理者又 毎ニ 臨 時 開 其 選挙人 其 ノ取 ノ求

シ

中

 \exists

リ二人乃至四人ノ選挙立会人ヲ選任

ス

選挙人ノ外選挙会場ニ入ルコトヲ得ス、 選挙会場ノ事務ニ ス ル 職 権 ヲ有 ス ル者又ハ警察官吏ハ 従 事 スル者選挙会場ヲ監視 此 ノ限 但シ IJ

第

士

条

○選挙会場ニ於テ演説討論ヲ為シ若 又ハ投票ニ 関シ 協議若 ハ勧 誘 7 為 八喧 其 擾 ノ他 渉

T

ラス

選挙会場ノ秩序ヲ紊ルモノア

ル

1

丰

ハ

選挙長

7

甪

ウヘシ

= 退 出 七 シ 4

之ヲ

制

止

シ

命二

従

ハ サ

ル

1

丰

ハ之ヲ会場外

〇前 者 項ニ ハ最後ニ至リ投票ヲ為スコト 依 IJ 選挙会場外ニ退出セシメラレ ヲ得、

太 条 選挙 ハ投票ニ依 リ之ヲ行

举会場

閉

鎖後ハ此

ノ限リニ

T ラ

ス

但

シ 選 タル

第

○投票ハー人一 票ニ 限 ル

○選挙人ハ 選挙 ノ当 日自ラ選挙会場ニ至リ

選挙

人 名簿 対照ヲ経テ投票ス ヘシ

○選挙人ハ選挙会場ニ於テ投票用 挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函 ス 紙 二自 ラ被

選

○投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載 得 ス スル コ 1

ヲ

投票ヲ為 スコト ヲ 得 ス

○自ラ被選挙

人ノ氏名ヲ書

ス

ル

7

1

能

サ

ル

者

○投票用紙 管理者ノ定ムル 所ニ 依 IJ 定ノ式 第

大

条

成規

ノ用

紙

ヲ

用

井で

ル

モ

1

第 七 生 選挙人名簿調製後選挙人所属選挙 区 = ス 於 ル テ投票ヲ \exists 1 ア ル 行 モ フ 其 ノ選挙 シ 人 ハ 前 X 所

二異

動

ヲ

=

現二

組合会議

員

ブ職

二在

ル

者

ノ氏名ヲ記

載

シ

属

選

9

ル

王

条 第八条第壱項・第二 項ニ 依 IJ 選挙権ヲ有 ス ル

者

ハ代人ヲ出シテ選挙ヲ行

フコ

1

ヲ

得

但

準 満二十五年 禁治 產 者 以上 ノヽ 必 ス ノ男子ニ 代人ヲ 以 非 テ サ ス ル 者 禁治産 シ 者 及

〇代人ハ帝

玉

臣民ニシテ満

二十

Ħ.

年以上ノ男子

第

士九

○第五条第四 = 限 ル 項及第七条二 当 ル 者 ハ 代 人 タル

1

ヲ

得ス、

又一人ニシテ数人ノ代理

ヲ

ナ

ス

 \exists \exists

第

三

〇代 1 人ハ ヲ 得 委任 ス 状其 ノ他 代 理 ヲ 証 ス ル 書 面 7 選挙

長 = 示 ス ^ シ 第 Ŧi. 条第三項 ノ総代人 モ 亦 此

左 例 = 投票ハ之ヲ無効 依 N 1 ス

> \equiv 票中二人以 上 ノ被選挙人 ヲ 記 載 シ タ

ル

干

Ŧi. 74 被選挙人 ノ何 人 タ ル カ ヲ 確 認 2 難 丰 モ 王

被選挙人 被選挙権 ノ氏名 ナキ者 ノ氏名ヲ記載 ノ外他事 ヲ 記 入シ シ タ ル タ ル

六

佃

一爵位職業身分住

所又

敬

称

類

ヲ記

入シ 七

4

ス

ル 干 ノハ 此 ノ限 リニ アラス

条 投票ノ拒否及効力 П 否 同 数 ナ ル 1 丰 ハ 1 選挙長之ヲ決 選挙立会人之ヲ議決 ス

条 数ヲ得タル 組合会議員 者 ノ選挙 ヲ以テ当選者 大字 毎 1 = 有 ス 効投票ノ 最多

○前 可 項ニ 2 丰 1 依 丰 IJ 当選挙者ヲ定 年 長者 ラ取 IJ 4 年 ル = 齢 当リ 同 シ 得 丰 票 1 丰 1 数 11

選挙長 シ 選挙ヲ 選挙録 終 リタル後之ヲ朗読シ選挙立会人二 ヲ調製シ テ選挙 ノ顚末 ヲ 記

第

二十条

選挙

長抽籤シテ之ヲ定

任ス		<u>م</u>	
行フヘシ補闕委員ハ其ノ前任者ノ残任期間在		ルトキハ第二十条ノ例ニ依リ更ニ当選者ヲ定	
常設委員中闕員ヲ生シタルトキハ補闕選挙ヲ	第	権ヲ有セサル為メ其ノ他当選無効ト確定シタ	
常設委員ノ任期ハ四年トス	第三六条	宋 得票数ノ査定ニ錯誤アリタル為メ又ハ被選挙	第二品条
ハ其ノ職ヲ失フ		Δ	
委員ニシテ其ノ資格ノ要件ヲ喪失シタルトキ	第三六条	第二十条ノ例ニ依リ之ヲ補フヘキ当選者ヲ定	
ョリ前項ノ例ニ依リ選任ス		宋 組合会議員ノ当選ヲ辞シタルモノアルトキハ	第三三条
但シ常設委員中一人ハ組合区域内村長タル者		者ニ申立ツヘシ	
就キ管理者ノ推薦ニ依リ組合会之ヲ選任ス、		ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ管理	
員若干ヲ置キ組合員中被選挙権ヲ有スル者ニ		○当選者ニシテ当選ヲ辞セムトスルトキハ当選	
本組合ニ常設委員七人及必要ニ応シテ臨時委	第二七条	ノ住所氏名ヲ管理者ニ報告スヘシ	
第三章 組合吏員ノ組織及選任	第	当選ノ旨ヲ告知シ同時ニ選挙録ヲ添ヘ当選者	
議員選挙人名簿及選挙録書式ヲ準用ス		宋 選挙ヲ終リタルトキハ選挙長ハ直ニ当選者ニ	第三三条
組合会議員ノ選挙人名簿及選挙録ハ市町村会	第二六条	存スヘシ	
ニ対シ其ノ選挙区ニ於テ更ニ選挙ヲ行フヘシ		ニ選挙及当選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保	
足ル当選者ヲ得ル能ハサルトキハ不足ノ員数		○選挙録ハ投票選挙人名簿其ノ他関係書類ト共	
選挙又ハ当選無効ト確定シ若ハ議員ノ定数ニ	第二宝条	人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ	

第

完宝

条

第 旱 条 本 組 合ニ 左 一ノ有給 吏員 7 置

書 記

第 四 章 事 業

〇夫役

ヲ 1

課

七

ラレ

タ

ル

者

其 算

便

E ス

本 ^

人

淮

率

為

シ

且.

之ヲ

金

額

=

出

シ

テ賦

課

シ

夫役現品

急迫

ノ場合ヲ除

クノ外段

别

ヲ

条 水 門 戸 ノ川開 閉及水源涵養灌 漑 用 水 ノ分配 分水

第

圭

其 1 目 標 悪水 排除 水路 浚渫水門 附 属 工. 作 物 隧 道

他 堤 防 修 築堰 墉 築 造等 1 総 テ 旧 慣

第 Ŧi. 章 財 務

依

ル

モ

1

ス

第

其

段別

ヲ準

率

1

シ

テ

均

=

徴

収

ス、

仴

賦

課

シ

X

サ

ル

1

丰

1

管理

者

ハ

期

限

7

指

定シ

テ

督

促 7

圭 条 本 組 合 1 必 要ナ ル 経 費ヲ 組 合 内 土 地 賦 課

率 ハ 毎: 年 子 算 1 定 4 ル 所ニ 依 ル

新 = 本 組合ノ区域 内 = 編 入 ス ル 士: 地 = 対

第

条

組

合費

ノ外壱段

歩

=

付

金拾円

1

割合ヲ

以

テ

第

三七

シ

テ

時 ジ加 入金ヲ徴収 ス シ

本 組 合 ハ其 ノ必 要二 依 IJ 夫役 及現 品 7 組

合員

収

芸美術及手工ニ関 全部 又ハー 部 = 賦 ス ル 課 労役 ス ル ヲ コ 課 1 ス 7 ル 得 コ 1 但 ーシ学 7 得

> 三 条

第

テ之ニ代 フル コ 1 7 得

又夫役現品

ハ急迫ノ場

合ヲ除

クノ外

金銭

ラ以 ヲ

自ラ之ニ当リ又ハ適当ノ代

人ヲ

出 宜

ス

コ 従

1

得

夫役現 品 賦 課 ヲ受ケタ ル 者 定期

履

納 ス

行ヲ為サス、 又ハ夫役現 品 代 フル 内 金 = 銭 其

テハ更ニ之ヲ金額ニ シ 其 1 急迫 ノ場 算 合 出 賦 シ 期 課 限 シ 7 9 指 ル 定 モ シ 1 テ = 其 付

条 ノ納 付ヲ命ス ^

水利組 合法第五 十 兀 [条ニ 依 IJ 区域 内 村 = 於テ

管現者 ララ為 ス 求 1 丰 メニ 1 之 依 IJ 対 組 シ 合 費其 テ徴収金百 他 ノ収 分 几 ノ徴

7

其 村二交付スヘシ

附則

程又 本 年規約 ク又 ハ 慣 二定 旧 例 来 ナキ事 ムル 慣 例二 七 ノノ 項 依 = 外 付 ル テ 組合会ニ於テ議決シ 1 但 本規約 組 合会 二ノ議決 及 特 别 ノ規定ニ 依 タル 特 定

別 規

=

起業者

業経

地

ハ

駿東郡深良村

深良若

一クハ

小泉村、

地

= 七

於テ事

業

7

経営シ電力使

用

ノ場

合

他

動

(静岡県芦湖 水利組 合所蔵

 \equiv

起

事業工

事 事

着

手

ノ時

向

フ弐拾ケ年

間

中

郷

合

^ 業者

対

用

水費

1

・シテ年

額金壱百 ヨリ

Ŀ

ヲ

毎

年六

月

参 組

拾

限 シ

IJ シ 1 送 籍 事

郷組

合総代

ノト 円以

但 日

事

業 中

状

況

=

依

1)

用水 支払フモ

費 月ヲ変更

ス ス

ル

1

7 約

得

面

ノ謄

本

7 7

本

事

力ヲ転 泉村

ザ

ル

大正七年六月一 四日 深良製材 製凾 I 一場との シ契約

井 74 起 = 添 業者 附 シ 置 起 業設 7 事 計 係 ル書類及図

六 Ħ. 起業者 業 総 起業者ニ於テ前 デノ責 ノ変更ヲ為ス場 = メメニ 於 テ第 任 ズ 記 合ア ル 各 項 項 ブ期 七 ノ義務 ル 1 時 限 1 ス 11 継続 不 中 履 郷 行 又 承 ハ 場合 期 諾 ヲ受ク 間 八保証 内 1 ル 雖 X 事 王

右 差入契約 大正七年六月拾四 証 書 依 テ 如 H 件

起 業発起人代表者 東部深良村 深 松 良 井 謙

保

印紙 契約

内 屋 謙 静 保 岡 1 \mathbb{H} 泉村久根 県 於テ中 駿 地 灌 東 漑 郡 及飲用 郷 深良村深良製材 公文名·茶畑 深 良村深良、 水其他 = 供用 製函工場 小 平松 泉 ス 村 ル ノ三ケ村八ケ大字 黄瀬川 佐 発起人代表者松 野 発起 . 石 支流 人代 脇 佐野 <u>.</u> 堰 池 "

起 関 業者 シ支障ナ 中 郷右関 力 ラシ 係 4 大字田 ル コ 1 [地灌溉 並 三飲料 用水其他

井

謙 流

保

1

中郷

各

係大字人民総代ニ

対

シ

左

記

1

事

項 表

ラ契 者

JII

域

7

使

用

3

事業ヲ経営

ス

ル

=

付

+

松

約

ス

駿東郡 同村 同 所

小

保証·

林 僖

井 上

伴 學

庶

大正七年八月廿

各町村長殿

国家功労者ニ 関 ス ル 件

牒有之候ニ付本月末日迄ニ

議可有之筈ニ

付、

今秋陸軍特別大演習ニ

際

シ

玉

家功労者ニ

対 ス

ル

依命此段及通牒候也

記シ御通報ノ上本文ニ依リ御精査相成度申添

第二五 Ŧi.

日

第

課

長回

其

ノ事績ヲ具シ御内申相

成度 IJ 1

功労最モ顕著ナル者精選方其

筋 贈位

移 詮

追テ該当見込ノ者アラハ不取敢其正名及事蹟

、概要ヲ

903

大正七年八月二一日

国家功労者贈位詮議の通

により完成者内申

印

保証·

駿

東郡

深良村岩波

芦湖水利 駿東郡小泉村 組合中 郷

佐野人民総代 石脇人民総代

杉山

徳次

大庭幾太

郎 郎

殿 殿

駿東郡泉村

一ツ屋人民総代

菅沼佐太郎

殿

久根人民総代

室

伏

金

作

殿

公文名人民総代 藤 原

重

茶畑人民総代 Ш 本 (学) 凸

殿 次殿

駿東郡 深良村

深良人民総代 大

庭

捨

次殿

(裾野市佐野

佐野区有文書

服

部

大

平松人民総代

割印)	任主	ng H	義	É	<u>}</u>	助代 役理	長村		
	FI						FI		
	此	= 4	相	名	箱		宛名	日発 付送	番記 号号
	段内申候也	基キ取調候	認メ、客日	ハ国家ノロ	根芦ノ湖流	国家功労者	駿東郡長	九大 月正七 日	七湖 号第
	E	候条御	客月二十	ノ功労者	水工	者内	四	記発 名送	回議
		詮議相	日附	トシテ	疏水工事完成者友野與右	1申ノ件	[実三殿	静岡県郊	大正
		成候様	庶第二五	最モ	者友			販売が	年
		様御	一五	顕著	野照			却村泉芦	月
		取計相成度	五号御通牒	日ナルモノト	岩衛門外三			岡県駿東郡泉村長 勝俣邦俊良村外六ヶ村芦湖水利組合管理者	日

(裾野市役所深良支所所蔵)

三 大正八年 用水使用各社との契約書(1九1九) (表紙) 至 自大正八年 用 水 使 用 芦湖水利組合 関 係

泉村長

勝

又

邦

俊殿

今般前記地先ニ於テ水利使用致シ当会社自家用発電所設 任主 駿 Ŧi. 流 ヲ取 東郡 十八番地先木 承認願 大正 入レ 富岡 八年三月 同郡 村 桃 瀬川 駿東郡深良村外六ケ村芦湖 小泉村富沢ヲ経テ同 園字定輪寺六十 本流二放水 大正六年九月十二日深良村外六ケ村組合 第 H 管理者 号 受付 駿東郡泉村長 七 番 大字 地先 \exists 水利組入 勝俣邦俊 IJ 字 木

合

瀬

兀 JII 百 本

置致度候間、 大正 深良村外六ヶ村水利 一六年九月十 水利使用御承認被成下度此 Ħ 株 駿東郡長泉村本宿 式会社 組合管理者 工場印 高野製紙所取締役 熊谷平 高 段 田 相 [興三郎] 次郎 願 候 也 印 印

助代 役理	長村						任主	il il	髮	É	ì	助代 役理	長村		
	印	H 4¢	372.37	1									र्जा	日窓	来記
駿	宛名	日発付送	番記号号		大正		経	用	大				宛 名 —	日発 付送	番記 号号
河製紙	静岡	大正八	湖第		正八年	駿東	テ承認	水ヲ製	正八年					大正	第
株十	県	年四	二六		三月	郡深	ス	紙動	- 月					年	
六会	知事	月二	号ノ		В	良		力				駿		月	
株式会社発起		十五	-		管	村外		用ニ	十八		裾	東郡		日	号
起人		日			理者	六ケ		使用	日附	取締	野製	泉村		記発 名送	回議
岡		記発	回議			村		1	願	役	紙	久			
野喜太郎		静智	大		駿東郡泉村長	芦湖		件組	黄瀬	社長	株式	根		静岡	大正
太郎		尚書	Œ		泉村	水利		合会	川支	小	会社			県駿	年
外		静岡県駿東郡泉村長管理者	年		勝	組合		ゴノ議	流野	久保				東郡	月
十名及		郡泉	月		侯			決	田	六				和 泉村	日
及		村長	日		邦俊			ヲ	11[郎				村	

			任主	- Inti	義	í	a
候也	式会社ハ本年三月十日解散致候条此段及報告	処、別紙清水村長回答書写ノ通リ駿河製紙株	日其決定ヲ以テ使用差支無之旨答申致置候	芦湖水利組合会ニ諮問シ、大正七年九月二十	東郡役所ョリノ御照会ニ基キ深良村外六ケ村	名出願本組合管理ニ属スル用水使用ノ件、駿	駿河電化工業株式会社発起人松井謙保外十六

箱根 湖用水組 泉村長 合管理 勝俣邦俊殿

大正八年四月二十五日 深良村外六ヶ村組合

御照会ニ係ル本村内 三設立之計 三号受付 画 七 ル 駿河 製紙

会社 候、

ハ大正八年三月十日都合上解散セ

シニ相違無之

株式

大正八年四

月廿四

日

清水村長

高田

[謙八郎

印

此段御

廻答及候也

湖諮 第一 号

別記

通り水

利

使用

= 付故障

有

無取

糺アリタル

=

付 本

組合ノ意見ヲ諮

大正七年九月十三日

深良村外六ケ村芦湖水利組合管理

者

泉村長 勝 俣 邦 俊

駿河製紙株式会社発起人

岡野喜太郎

外十名

目的並使用期間 電気事業概要書

(1)目的

水力電気ヲ発生シ今般設立スル会社ノ製紙

用 動 力及其工場内 !点燈ニ 使用 ス

(中使用 期間 事業開 始 ノ日 満参拾ケ年間 生活と産業

 \equiv

工

場ノ位置

供給区域又ハ 四鉄道経 (1) 供給区 過 域 鉄道若 地 ナ 駿 シ 東 郡 軌 小 泉村佐野 道経 過 野 地 ^ 設立

発電力 七百拾 牛 口 ワ " 1

 \equiv

(ハ) 軌

道経

過

地

ナ

シ

河 電 化工業株式会社発起人

駿

松 井 謙 保 外十六名

起業概要

起 業計

画

説

明

書

第

静岡県駿東郡 起業者ノ氏名 深良村大字深良二千三百七十

九番

地

駿河 電化工業株式会社創立発起人

=目的

電気化学工業(主トシテ炭化石灰

ノ製造販

売

五.

使用

量

駿東郡深良村大字深良字中沢二百二十八・二百二十

並

义 面

ス ルエ

場 内

九及二百三十 番 地

7U 河川 並 = 取 入口放水 口 ロノ位置

河川 第 水 名 路取 幹 入口 III 狩野川支川 富岡村御宿地内千百三十 黄 瀬

八番 番

地

地

放 水 口 同 村同所地内千八十

路取入口 深良村深良字カラウト

地先千 兀

百二

水

十八 番 地

字

口 同 村同 所

中 島

地先九百

九

+

四

放

水

番 地

一水路取入口 七 同 番 村同 地 所 字柏木田地先九

百

Ŧi.

+

口 小泉村石脇字佐野

堰地先五

百八十

放水

地

几 番

路 毎: 秒 時 百 Ħ. + ·立方尺

第

水 水

第二水路 毎秒時 百二十立方尺

ナレ 使用 期間

但 シ

能率ヲ七

割

Ŧi.

分ト

シテ計算

有効落差 第三水 路 毎秒 時 百立方尺

六

第 第 水 水路 路 四十尺 七十八尺

七 理論馬力数

第三水路

二十六尺五寸

第 第二水路 水路 千三 五百 一百三十日 四 + 五. 馬力 馬 力

第三水路 三百壱馬 力

計 二千百七十六 馬力

発電 第一 水路 力 七百 四 7 四

丰

口

ワ ッ

<u>ا</u>

第二水路 三百〇五 丰 口 ワ 1

第三水路 計 千二百十 百六十八 ーキ 七 丰 口 ワ ワ ッ 1 1

答申

許

可ノ日

∃

リ二十ケ年

大正 但 七年九 該 水路 月十三 ハ 本組合、 日 1諮問 ラ灌 漑用 湖 諮 水 第 号水 使 用 ス 利 ル 使用 ノミナラス飲 差支無之、

水ニ供 = 害アル事業ニ シ ツ ア 対 ル シテハ ヲ以テ河水ヲ混濁シ若クハ公衆衛 組合 ハ 極力故障ヲ申立ツル

ノト ス

右答申 ·候 也

大正七年九月二十 日

駿東郡深良村外六ヶ村芦 湖水利 組 合会議

長

管理 者 泉村長 勝 俣 邦 俊

建議書

合 製紙 = 付本 極力之ヲ故障ス 事 組合内二於 業 ハ河 水 ヲ混 テ該事 ル 濁 シ 業ヲ経営セ 衛生上至大ノ影 ン 1 響ヲ ス ル者ア 及 ボ ル ス モ モ 組

モ

ノト

ス

右急施 組 七年九月二十 合会御召 1集御 決定 相 成度及建 議候

也

Ė

大正

議 員

永井 嘉 六 郎 (FI)

室伏幾太郎 (FI)

上杉貞治郎

菅沼佐 大庭幾太郎 太郎 (FI) (FI)

小 杉 Ш 林 [彌太郎 僖 (EII) (FI)

渡辺

孫

郎

(FI)

服 秋 部 Щ 村治 房 太郎 郎 (FI) 印

答申

(九〇八頁掲載答申と同文)

湖諮

第

号

河製紙電気事業概要書 (九〇六掲載と同文)

助代 役理 契印 長村 任主 議 合 (EII) (EII) 宛名 標 通 IJ 記 黄 答 駿東郡 瀬 件 申 JII = 筋 1 コ 付 水 長 1 利 III 本 = 組 使 西 決定 実三 用 合 会 候条此 件 殿 = 諮 問 段 シ 及 9 御 ル П 処 别 報 候 紙 也 1

泉村長 番記 号号 ノ湖 二第 勝 八 俣 号 九 邦 П 俊殿 議 大正

年

月

H

深良村外 六ケ村・ 水利組合管理

月大正七

日年

記発 名送

日発 付送

静

静岡県駿東郡泉村長水利組合管理者

六ケ 勝俣邦俊 村芦湖

駿

駿河電化工 業起業計画 記説 明

書

(九〇七頁掲載と同文)

土第六三二号

大正七年六月二十 九日

第二

長

有

無

=

付村会

意見ヲ徴シ御回答有之度願書

写

添

付

及照

=

テハ

=

動

力

1

ナ JII

深良村外六ヶ村芦湖水利 管理者 泉村長殿 組合

瀬川 筋 水利 使 角 関 ス ル 件

富岡 村 御宿 地 先黄瀬川 筋上 一流河水ヲ引 角 シ自家用 電

気

7

発生 者 シ = 製紙用 IJ 水利 使用 、又ハ電気化学工業用 ノ義願書有之候ニ 動 就テ 力ニ ハ 供 七 右水 2 1 利 シ 使 左 用

シ 御 П 答相 成度願 書 [写添付此段及照会候也

=

関

シ

貴

組

合ニ

於ケル支障

ノ有無ニ

付

組 合会

ノ意見ヲ徴

願

書写左、

ノ通

IJ

第 一課長

大正七年六月十七

日

土第

Ħ.

九〇号

村長殿

黄瀬 JII 筋 水利 使用 ノ件

標記 ス 筋上流河 水利使 ノ件 水ヲ引 = 角 関 シ 件願 左 用シ自家用 記 出 ノ者 就 ∃ IJ 電 郡 気ヲ発生 平 下富岡村御宿 時 於 一シ製紙 ケル 公益上支障 用 地先黄瀬

会候也

記

駿 河製糸株式会社 発起

出 野喜 太郎 外 + 名

電 化工業株式会社発起 名 人

駿河

松 井 謙 保 外 十 六

県駿 ス ル 電気事業 黄 東 瀬 郡富 JII 岡 上 ノ為メ水利使 村 流 御 河 宿 及同 水 ヲ引 用 郡 深良村 用 願 水

貫 静岡

流

今般設立

ス

ル

駿河製紙株式会社

ノ製紙用動力及其工場内

力電

気ヲ発生

岩

波

新

田

間

7

静

岡

県

知

事

安河

内

麻

吉殿

引 場 度、 自 別 用 電 紙 電 燈 気起業概 使 用 要 度候間右水 書 I. 事 計 利 画 使用 説 明 書 及関 儀御 許 係 义 可 被 面 成下 相

此 段 奉 願 候 也

大正 六 年三 月 七

H

河 製紙 株 式会社 創 立 発起

人

静

出

県

駿

東郡 鷹根 尚 野 村青 喜 野三 太 郎 番 ED 地

=

供

(1) 給

水 村 柿 田 Ŧi. 拾 弐番 地

同

県

同

郡

清

町 七 地

関

本

寅

吉

ED

静

置

市

江 III 望 番 月 幾

平

三

発

電

力

七

百

拾

丰

口

ワ

ッ

1

呂平 右 衛 門 EIJ 庵

原

郡

富

上川

町

岩

淵四

百

几

拾

番 EIJ

地

町 几 番 地

黄

瀬

III

水利

使

用

許

可

申

書

加

訂

IF.

御

願

静

出

市

H

出

田 中 太 次 郎

ED

電 気起業 概 要書 右

添

目 的 並 = 使 用 期 間

(1)

目

的

水

力電気ヲ発

生シ今般

設

立

ス

ル

会

社

製紙

用 動 力及ビ 其 ノエ 場 内 点 燈 使 用 ス

(口) 使 用 期 間 事 業開 始 1 H 日 IJ 満 拾 ケ

年

間

供 X 給 域 又 X 域 1 鉄 道若 駿 東郡 ク 1 小 泉村 軌 道 佐. 終 野 過 地 設 並 立 図 ス

ル

I.

場

内

(/) 軌 (II) 鉄 道 道 経 経 過 過 地 地 ナ シ シ

以上

大正 用 続 牛 原 六 調 動 年 力 查 七 月二 1 結果事項書中一 シ テ黄 + Ŧi. 瀬 H 附 JII 水 ヲ 利 以 部 使 テ 角件 訂 駿 IF. 河 ヲ 出 電 要ス 願 化 致置 工 業 ル 個 候 株 式会社 所 処 相 生 其 シ 後 I.

許可 候ニ 付追 被成下 加 度此段及申 訂 正 書 提 出 [候条、 請 候也 特別 ノ御詮議 ヲ以テ至急

御

電気化学工業(主トシテ炭化石灰

ノ製造

販

売

 \equiv

工

場

ノ位

大正 七年二月九日

静 |岡県駿東郡深良村大字深良

二千三百七拾九番地 ノ壱

껃띡

河

川名並

=

 \Box

1 位置 九及二百三十

駿東郡深良村大字深良字中沢二百二十八・二百二十

即

芹 澤 多 根 ED

同

駿河電化工業株式会社

発起人総代 松 井 謙 保

第

水路取入口

静 岡県

、駿東郡富岡村御宿地内千百

河

JII

名

幹

jij 取

狩野 入口 番地

川支川 放水

黄瀬

111

放水 口 同 県 同 郡 同 村 御宿 地

内

千八

拾四

番

参拾 八 番 地

地

第二水路取入口 同県同郡深良村大字深良字カラウ

口 同 1 県 地 同 先千百二十八番 郡 同 村大字深良字 地 中 島

地

先

放水

九百 九 拾 四 番 地

第三水路取入口

同

県

同

郡

同

1.村大字深良字柏木田

地

百 Ŧi. 拾 七 番 地

口 先九 同 県 同 郡 小 泉村大字石脇字佐

野

堰

放水

起業計

画

|説明

書

右

静

岡

県

知事

安河内麻吉殿

第壱 起業概 要

起業者 ノ氏名

静

岡県駿東郡深良村大字深良二千三百七十九番地ノ壱

=目的

駿河電化工業株式会社創立発企人

発電 第一

力

Ŧi.

用 水 量

地

先

五百

八拾四

番 地

水 路 毎 秒 時 百

Ŧi.

十立方尺

第

第二水 路 毎秒 時

百二十立方尺

一水路 毎秒 時

第三

有効落差 百立方尺

六

第一

水路

七拾八尺

第二 水 路 四拾尺

第三水路

弐拾六尺五

理 論馬 力数

-1

第 水 水 路 路 Ŧi. 干 百 参百参拾馬 四 拾 Ē. 馬力

第三水路 参百壱馬力

計

弐千百七拾六 馬

力

第二水路 水 路 七百 参百〇五 四 拾 四 牛 П ワ 口 ッ

ワ

ᅡ ッ

長村

第三水路 百六拾八 口

ッ 口 ワ 1

ワ

計

壱千弐百拾七

丰

"

但シ能率ヲ七割五分ト

シテ計算

ス 1

ナレ 使 用 期 間

許可 1 H \exists リ二十ケ年

第七七二 号

大正 七年八月二十 H

一課長回

去ル六月二十九日土第六三二号及客月十日土第六六七 深良村外六ケ村芦ノ湖水利組合管理者

答無之処理上差支候条至急支障ノ有無知事宛書面 ラ以 テ

ヲ以

テ及照会置候黄瀬川筋水利

使用

ノ件ハ于今何等御

П

御 申 出相 成度

印		
宛名	日発付送	番記号号
富士	大正	湖第
崗	年	一八号
長	月	ケノー
泉	日	_
清水	記発名送	回議
村長宛	静岡県	大正
	宗 駿 吉	年
	界郡泉	月
	永村長	日

合

JII 1

水

利

使

関 工 =

ル

件

···

合

=

於テ支

式会社

及駿河電

化

業 IJ

株式会社

発起

人出 河製

願 紙

黄

任主

御

答

相 ル

成

度此

段及照会候

製印

追 口 徴

テ

参

考

1

シ

テ泉村

3

IJ 1 十九, 間、

П

[答案添

付致

候

議

7

ス 有 筋

必

要無之

1 筋 ス

=

候

右 テ 組

意味 村会

=

依

IJ

障 瀬

無

ヲ決

ス 用

^ =

丰 モ

=

有之敢

意

見

助代 役理

予

テ本

郡

第二

課

長

照会相

成候駿

株

創
-T-
1/
発
起
X
松
44
1

ED 第二三号受付 深良村外六ケ村組 大正六年八月二日 合

松 井 謙 保

芹 澤 多 根 印

村 理 者 外 六 ケ 泉 村芦湖 村 長 勝 水 利組 俣 邦 合 俊殿

深良

管

記

百

番

同 駿 同 東郡 郡 郡 郡 同 同 同 深良村深良字カラウト 村同 村深 村深良字 良字 所 地 柏 中 先千百二 木 島 曲 地 地 先 先九 九 + 地 八番 先千二 百 百 九

几

以上

914

Н 駿河電化工 一業株

式会社

先ニ 拙者 御 聞 於 等今般 済 テ貴管 上 動 理芦 貴組 力用 合会御 湖 発

用

×

利

使

致度

候 小

御

承 地

相 别

成

決議

主旨 用

=

従

E 間

可

申

発 諾

起

人

総 度 地

可

郡

小泉村石

脇字

佐

野

堰

地

先

Ŧi.

百

八 Ħ. +

+ +

四 七 番

番

湖

用

水

使用

承諾

願

電

ノ為 水

メ深良村及

泉村

内

代連署ヲ以 テ 願 上 候 也

大正六年八月

第

起業

概

起業者

ラ住

所

職

紫及氏

駿

河電

化工業株式会社創立発起

工 業用 発電水利使用願 (抄写)

拙 共 儀

東郡深良村小泉村地 駿 河 電 化 工 業株式会 先黄 社ヲ創 瀬川 立 筋三ケ所 シ 工 場 1 原 於テ発電 動

力

1

シ テ

用

ス

今般

使用致 度候間 御 許 可 相 成 度、 大正 六年七

大正 六年七月二 段 奉 願 候 + Ŧī.

日

义 令 利 駿

面

相

添

此

世 水

第二十

号

発電

用

利

使

用

規

程

=

IJ

別

紙

関

係書

類 出

第

月六

日

静

県 並

> ZU \equiv

用

水

工

場

11

駿東

郡

深良村深良ニシテ別紙

図

面

通

IJ

河 電 化 工 業 株式会社

創立

発

起

人

芹 松 澤 井 多 謙 根 保

第

号

取

水

口

カ

ラウ

1

地

先千

外十

岡 県 知 事 安河 内 麻 殿

静

起 業 1 目

硫 酸 及 塩 酸 的 加 里

製

造

目

的

ヲ 以

テエ

場

原

動

力

使

取 水 河][[名 黄 瀬 JII

号 取 水 口 駿東 郡

深良村大字岩

波

字

1

鍋

田

地

先

 \Box 同 郡 百 六十 同 村 大字深良字カラウト 厄 番

放

水

地

百 番

同 郡 同 村大字深良字

百二十八番

駿東郡駿東村深良字中 島地 先 九

百九

放

水

П

一号取

水

口

口 +

郡 几

百 番

村深良字

柏

未

田

地 先

九

百

Ħ.

+

七 番

放

水

同

郡

小泉村石脇字佐

野

堰地先五

百

+ 四 番

Ŧî.

使用

水

量

八 七 六 第三号 第

号

千百四十四

馬力

六

百 +

四

 \neg 丰

口

ワ

ッ 1

有効落差 第 第 第 三号 号 号 取 取 取 水口 水 水 口 \Box ニ於テ毎秒時七十五立方尺 = = 於テ毎 於テ毎秒時 秒時 百立方尺 百二十立方尺

第二号 第 号 八十三尺九寸 三十六尺二寸

馬 力数及発電力

三十尺六寸

第三号 第二号 四百十一 馬力 _ 百三十九 一百二十 \neg \neg 丰 丰 口 口 ワ ワ " ッ 1 1

計 千八百十五 二百六十馬力 馬力 九百七十三「キ 口 ワ ット

水ノ使 用 期 間

御 許 可 日 ∃ IJ 満二十五 一ケ年

第二

水路

工

事

水路

覽図及水路予測

図

别 紙 面 1 通 IJ

計 画 説明 大要

取 本 水河 JII ハ自然状態 JII 状態 及勾 ノ河川ニシテ川床 配 ハ悉ク火山岩

十分ノート

分ノ一

一第三放-

水 П

ノ下 流

流

千 -間ノ

間

ノ地点迄

配 約

約

成

IJ

第一取水

ノ上 口

千

地点迄

ハ 勾 ハ 勾 酡

> + IJ

> = 四

取水方法

堰堤ヲ築設湛水 セ シ x 制 水門 扉 ヲ 附 シ タル 取 水

ヲ

以 テ ス

フ 水 車 · ノ 種 類

堀 鑿土砂 ランシス式タービン三ケ所 数量及処理 方法

用 処理 ス ル モ 1 ナリ

水

路

工

事

大部分盛築ナル

ヲ ノ以テ堀

鑿土砂

ハ之ニ

流

上 一ノ法面 ハ 石 垣工 ヲ 施 ス

切 取 盛土 法 面 1 保護

切

取

法面

=

ン

張芝ヲ施工シ盛

Z

何

等

影

響

ナ

第三 取 水 河 JII 水 量

Ħ.

貯水池設

<u>_</u> =

出

減

ヲ

来ス結

果取

水

下

流

=

於 置

ケ

ル IJ

用

悪水 流

路 量

通行及流木

及 河 jij ホ

ス

ル 并 =

施 舟筏 増

設

1 大要

流 域 面 積 七 九平方

流 域 _ 於 ケル植 林 状態

流 域 内 箱根山 及愛鷹山 方面ニ於テ盛ニ植林行

起業ト モ 富 士 治 山 水其 方面 他公益 火山 事 灰 業 ノ原 1 野 関 ナリ 係

第四

灌 漑 用 水其 他既 設許 口 1 水 利 事 業 = 及 ホ ス影

何 等 関 係 ナ

関

ス

ル

施

設

ノ大要

舟 筏 ノノ通 航流 木及漁業 = 及 ホ ス影響 辞之ニ 関 ス ル

施

名 勝 旧 蹟等 = 及 ホ ス 影響并之ニ 関 ス ル 施 設

 \equiv

何 設

一等ノ関

係

ホナシ

取 水 П 堰 堤 ノ為 メ洪 水時 於ケル 水 面 隆 起 = 起

ナ ス 丰 ル 影 = \exists IJ 設 程度并之ニ関 備 ノ要ナ ス ル 設 備 ノ大要何等 影響

> ス影 響 程度并之ニ 関

何 等 シノ事 由 ナ シ

ル

= 相 違 無之候 肋

右静

岡

県

知

事

^

提

出

シ

タル

願

書

要点ヲ

謄写シ

タ

ル

干

大正 六年 八 月 H

響并之

駿 河電化工業株式会社

立発起人総代 松 井 謙

創

保

芹 澤 多 根 印

(図面: 省略)

駿東郡深

良村

外

六

ケ

芦湖水利組

合

管理

者

泉村長

勝 村

俣

邦

俊殿

ED 第 大正七年三 一月六日 号受付

水 利 使用 地先変更届

良字

カ

ラウ

1

一千二百

番

1

T

ヲ

同

富

村

曩二 駿東郡深良村岩 御 承認 ヲ得候当会社発電用水利使用 波字小 鍋 田 百六十 匹 地先第 番 1 アル 号取 ヲ 同 郡 深 水

富 岡 村 御 宿 千百三十八 番 地 ル 先 = 郡 放 水 岡 П 同 郡 御 宿 深 良村 千八

+ 儿 番 地先卜変更致 公候間、 此段 及御 届 候 也

大正七年三

月五

日

駿 創 河 電 立発起人総代 化工 一業株 式 会社 芹

澤 多 根印

松 井 謙 保 印

取

入口

駿東郡

深良村外六ケ

村芦湖

水

利

組

合

管

理

者

泉村長

勝

俣

邦

俊殿

放 水 口 同 駿東郡深良村深良字佐野堰四 郡 同 村同 所字舞台弐百 拾 Ŧi. 番

松 井 保

義今般動力用 声 湖用 水 々利使用致し度候間御承諾 発電ノ為 メ深良村 地 内 別 相 記 成 地 度 先 = 御 於 聞 テ 何卒右御含之上可然御取計ひ被下 x

貴管

理

湖

用

水

使用

承諾

即

之名義

二候得共、

承認相

願

ひ候 使用

と同

之者

候間

度何 口 承

レ

御拝面之上万

可申

Ŀ

一候也

六年十

号受付 月十

拝

路別

紙之通

リ震

橋川 前

筋

水

利

認

願之義

小生

人

勝又村長殿

済之上ハ貴組合会御決議ノ主旨ニ従ヒ可申 此 段 顧上候也

大正六年十一 弐千 月五. 静岡 -四百拾 県 H 駿 東郡 四 番 深 良村深 地 松井 製材 良

松 井 謙 保 印

所

々主

地 先

|百三十|

四

番

地

先

謙

深良村

村

芦 湖

水利組

管理

者泉村 外六ケ

長

勝

又

邦

俊殿

御 今般 承認 所字 駿 前 東 那 相 記 松 木 成度此 1 ケ 富 瀬 通 窪 岡 III 村千 支流 IJ 段奉 水 放 福 利 瀬 水 使 願 字 名 前 候 用 沢 致工 也 JII 田 \exists 業用発電 IJ 動 瀬 力ヲ 名沢 起 JII ス 本 儀 流 = 付 ヲ 取 承

所設置致 度 候 間

大正六年拾

弐月拾六

駿 H

東

和富岡: 郡 富 岡 村 村御宿弐拾壱 Ŧ 福 湯 弐番 山 柳 地 番 雄 印 地

西 島 親 則 駿東

(FI)

水 郡 路 同 ヲ設 村 同字 ケ水 1/ 力電 鍋沢 気ヲ発生 下千八拾 シ、 四 番 今回 地 先 設 = 立 水 セ 槽及発電 ン 1 ス ル 所

駿

認

願 同

百

於テ黄

JII

ヲ横

断

シ

毎:

砂百

四十

立方尺ノ流水

ヲ

引

入レ

放 河

水灌 接其 的ヲ 製紙株 流其 ノ筋 以テ水利使用 他 式会社 ^ 出 = 支障 願 致シ ノ動 無之旨 ノ義曩ニ 力及同 置 十 候 御 詮 発電 = I. 付 場 議 シ上 内自家 テ 用 水利使用 御 御 用 承 組 認 電 合管 規定 燈 相 成 = 度 理 = 使 別 基 當 用 湖 紙 丰 直 目 用

図 大正六年十二月十 相 添 此 段奉 願 候 也

H

明

駿 河 製紙 株式会社 設 立者 総代

人

東郡 鷹根 村青野 参 番

駿

出 野 地 太

郎

(FI)

中 村三 福 六 百参拾 地

田

一方郡

田

脇 田 信 吾 印

山 柳 雄 駿

東郡

富

岡

村

御

宿

弐

拾

||壱番

地

湯

御 承 認 苩

湖

水

組

合

管

理

長 利

勝

俣

邦

俊殿

願

村御宿字アライ千百三 一拾 拙 八番

共

地先

駿東郡深良村外六ヶ村芦湖水利

組

合

今般静

岡

県

駿

東郡

富岡

管 理 者 泉村 長 勝 俣 邦 俊殿

県 瀬

> 東郡 気事

野及同

富 願

岡

村

大畑

間

ヲ貫 1

業ノ為メ水利

使

角 郡

III 駿 電

ノ河

用

シテ水力電気ヲ発生シ

力

バ

1 流

自家

用 水 小 泉村佐

動力ニ ヲ引

使用致度候間

古水利

使用

ノ義御

許 1 ス

、図面省略

第七〇 四 号

大正 深良村外六ヶ村芦 七年八 月六 H

第二課

長

可 製 ル 静

被成下 造用 黄 出

度、

別紙電気起業概要工

事

計

画説明

書

岌

関

係

湖水利

組

合管理

水利使用支障 = 関 ス ル 件

自 家 用 電力発生 ノ為 メ黄 瀬 JII 水利 使用 ノ儀 左 記 者 3 IJ

上 願 出 = (組合会)ノ決議ヲ経 付、 (貴組合)ニ 於 本県知事 ケル公益上支障 宛 書面 ヲ 以 有 テ御 無御 申 取 出 調 相

追 ラテ願書 縦覧 要有之場 合 本

郡

=

於

テ

御

覧

相

成

度

成度

カ 1 バ イト 製造株式会社発起人 内浦 村

申

添

富

士

小 沢 力 作 外 七名

津

相 添 此段奉 願 候

大正六年 四 月二 + 三日

東 士 郡 力 1 小 方郡 バ 泉 イト 村 内 佐 浦 製 野 造 千二 村 株式 津 百 会社 Ŧi. 六 + 七 創 九 立 番 発 地 起人

駿

小 沢 力

作

深良村深 良

東郡

大 庭 捨

次

小泉村佐野

同

郡

六

中 西 松 市

沢 町 福 島 信 太 郎

東京市

本所区

亀

代理者

ノ宅ヲ創立事務所ト

ナシ創立事

務

切執務

ノ件

代理者

沼津

町城内四七七

小

沢

藤

作

尚 水

県

出

願

ス ル 出

願 ル

人代理

切

力電気ヲ発生ス

水利使用願ヲ拙者共

ノ名義ヲ以

テ静

委任状(要旨

静

岡

県知事

安河内麻吉殿

駿東郡-小泉村佐

吉

電気事業概要書(要旨 リ満三十ヶ年

岡 鉄 太 郎

田方郡田中村大仁五七

使用期間 事業開始ノ日ョ

発電力 三百三十三、二「キロワッ

駿東郡富岡村御宿二

土屋喜右衛門

Щ

工 事 計画説明書

湯 柳 雄

取入口 小泉村佐野字橋堺上四

五.二〇

中

西

関

太

郎

放水

П

可

口 同 E ハ

可

番

地

先

同

郡小泉村佐野

水 槽

発電所 同

字

 \exists

U

シ 一 一

六四

内

几

地

先

同

可 番 内

(図面省略)

静岡県指令八土第八八五(写)

可ス

大正十一年四月二十日付出願深良川使用

水

量 増加 株式会社

件

東洋

王 スリ

但 シ別紙命令書ノ通心得

シ

大正十三年一 月十七

H

静岡県知事

道

岡

秀

彦

限 \exists

> 加 水

ル =

T ヲ

干 シ

許 従

可ヲ受ケタ テ発電用

拒 =

4

得 フ 量

ス

ル ヲ

異 コ

動 1

生 ル

河

水使用 ル者ハ之ヲ

水

量

命

令

東洋 モ ス IJ ン株 式会社

ノ附属物 施設 ノ許 可命令書中左 ノ通更正 ス

大正九年一月九日交付シタル深良川

ノ水

ノ使用

及水路開

鑿並其

大正十三年

月十

七

H

静岡 県 知事 道 岡 秀 彦

> 静岡県 指令土第七

譲渡人 東洋 Ŧ ス

IJ

譲受人 東京電燈株式会社 株式会社

大正十 兀 年二月十七日総監 第 三〇号申 請駿東郡 深 以良村

|譲受人ハ譲渡人ニ交付シタル命令書ノ条項ヲ遵守スへ

シ

但

地

内深良川発電

用河

水使

用

=

関

ス

ル

権

利

移

転

ノ件許

可ス

第二条

使用

水

量

<u>ハ</u>

秒

時間

六十立方尺以内

1

シ

内三十

大正

+

四

年三

月

卅

日

静

岡

県

知事

伊

東喜

八郎

記

二立方尺ハ何時送電ヲ停止若

制

モ支障

ナ

ノ使用ニ充ツヘシ、

前項

ノ使

用 限

量 ル

1

芦之湖

水

大正十二 年九月十 四 H

神 奈川 県 足 柄 下

箱根町外二ケ村組合役 郡

場

第二条ノニ

将来芦之湖水利組合二於テ芦之湖

IJ

引用

於テ之ヲ利用

ス

^

丰 行

1

利 特殊

組

合

力

従

来

ノ慣

= モ

遵

E

引 ス

用

ス

ル

水 水 ス

量

範

井

内

制 922

当 湖 水利

組 合 長 小 林 僖 殿

> 狩 名

> > <u>Ŀ</u>

候ニ 屋ヲ設 動 本 尚 H 月 付、 止 \exists かく 被 IJ 7 H 事 本 ス、 ノ震災 難致シ居 情 日 御了 住 = 民 ノ為 至 戦 察之上 IV 降 メ当 1] K 兢 候処、 ায় 当 町 々無拠湖岸 分 為 村 \exists ノ間 X 家屋全部 湖 = 水門 降 水 増 雨 若 開 水 1 7 倒潰 扉 季 ハ 相 倍 節 Ш 成度此段及 々憂 林 1 引 中 相 慮致 成 ~ 続 仮 昨 丰 震 + 小

静岡県芦湖 水利組 合所 蔵

水

東京電燈株式会社との電気事

壹

大正九年八月九日

業契約

を作成して双方各壱通を

保

有す

条

甲

は

の許

百三

+

間

以

約

事を 野 田 静 岡 二ッ屋 金沢 施し深良村深良・岩 県 駿 東郡 葛 富 <u>Щ</u> 深良村外六ケ村芦湖 沢 御 水 宿 窪 波、 千 伊 福 富士 豆 島 桃 一岡村神 水 泵 田 利 組 泉 小 合に Щ 泉 村 久 村 於て疎 富 根 石 岡 脇 村 公文 上 水 工 佐 ケ

> 式会社 契約を更改するに 電気株式会社取締役社長 深良村外六ヶ村芦 用し水力電気事業を経営する為、 会社に於て其 十八大字地内 利 て関係村長立会の上左記条項の 中 組 稲 合管理 土 取 荷 狩 締役社長神戸 茶畑 下 者 (の権利義務を継承す)との 長 田 土 平. 泉村 付、 湖 地 狩 水利 松、 0 竹 灌 、挙一を乙とし甲は組合会の 長 静 大倉喜 岡県 原 長 井 組合管理 漑 其他に 上 泉 清水 周 駿 村 東郡深良村 八 南 郎 郎 一者服部大浦と東京 明治三 契約を締結 供用する芦 村 新宿 を甲とし東京電 (現に 色 間 十八年八 東京 に 伏見 納 外六ケ 締 米 湖 L 電 結 里 證 用 0 燈 八月六 村 L 水 七 決 書 株 た 1|| | | | | | | 燈 議 芦 水 を ケ 利 村 土 株 湖 る 式 力 H

第 して 隧道 今 特 権 Z を有 を開鑿し 田 |に於て水力電気事業を経営するため□ □ | (原本空間 地 0 L 灌 寛文六年官 兀 神 漑其 " 留 奈川 他に 水 門 県足柄下郡元箱根 供用し、 及 其 可を得長さ七 以来引 権を保 続き 村芦 有 す 湖 湖 水 水 然る を引 使 用 用 り 0

承諾す、 たるにより甲乙合意の上本条以下の 但 し甲 -の有 する 既得の用水 使用 制限を定めて之を 権 には消 長を

第五

条

乙は事

業経営上

て芦

来ささるもの

第二条 Z 0 芦 湖 用 水 を使用する期 間 は大正九年三 月二

Ŧi. H により向 ふ二十 Ħ. ケ年 とす

第三条

乙の使用

より 用 翌年五 其 他 月末 0 期 する芦 間 日 迄 は 甲 は 毎 湖 0 田 秒 用 時 水 地 の水量 灌 間参拾立方尺の水量 漑 等 に は 毎年十 要する全水量を 弐月壱日 を使

使用 するも妨けなきも 0 とす

甲 0 常 但 は 15 灌 節 湖 Z がを計 水 0 漑 負 用 0 担 水 0 水 其必 を以 位 其 12 他 注 て在 要に応し 0 意し貯 用 来 水 12 0 水増量 四 四 支障を来ささらしむる為い 「ツ留 ツ留 水門の 水門を完全に改修 0 方法を構 流 出量 を 酹 水 量

第四 Z 0 水 力電 気事業経 営 の為 15 使 用 する 用 水路 0

加

す

る

点 X 至る深良村地先とす は 芦 湖 用 水 隧 道下口 より 深良村を経て黄瀬川合流

> より字豊後堰に 至る間 一其負担を以 に於ける用 水路 湖 を変更し 用 水 隧 道下 使 用

口 することを得、 数間の上に於 で旧 但し新設水路 用 水 路に 復流せしむる事 0 流 末は少くとも豊 すを要 堰

第六条 議を遂け相当手 甲 は 将来芦湖 続の 上、 用 水 乙の負担を以て現 0 安全を図る為双方慎 在 貯 水 重 位 に 協 よ

対し弐尺以上 0 尚弐尺以上 一増量の の築堤其 目 他適当の 的を以て芦湖岸中 工 事 を施 する 必 要の 0 とす 箇 所 15

第七条 防 石 + 垣 間 中 漏 中完全 乙は工 水の場所並洪水 七 X 12 ン 石 事 <u>۱</u> 垣 着手以 を改築し 塗工 0 前 事を 際甲乙危険と認むる場 に於て甲 且 施 水底より L の請 以て漏水 五尺に 求次第深 を 防 達 ける迄 所 良 止 す 百 III 堤

第八条 以 用 て速 水路 K に支障を生し又は破損を来し 乙は水力電気事業に関する工 復 旧 工. 事 を施す た 事 施行 る時 は 0 其 結 負担 当 を 湖

第九条 芦湖貯水及四 .ツ留 水門並逆川 甲羅伏悪水吐 口巡

第十

四

条

Z

0

都合により本契約を他

VI

引継く場合も甲

百 口 可

小

0

効力

12

影響

なきも

のとす

第十条 右取締. 但し本文取締 留 視 保護 水門 水 門 乙は 人は 0 0 0 開 附 為、 近に 芦 閉 芦 甲 湖 湖 其 人の給料及家屋建築等は乙の負 (他甲 水利 之共 用 常 水 駐せ 信 組 0 組合に於て常設せる水配人と合議 指揮を受くるものとす L 用 合の費用として壱ケ年金壱千五 8 あ る 其 取締 3 0 15 __ 名を選定 任 寸 人担とす L 字

第十 百円を毎年五月弐拾日限り甲に納付するものとす 本契約により 水力電気事業成工の上 は、 乙は

第十二条 を得す第四 甲 条の は本契約締結後何等 区域 内に 於て 同 0 事 事 業を経営し又は第 由あるも乙の承認

供 甲

公給上

0

利

便を図り

特典を与ふるも

のとす

0

請

求あ

る場合は

芦

湖

用

水

X 域

内

関

係

村

に

对

L

電力

第十三条 三者に 変更することあるも其実体及双方の利害に 用水 本 契約 使 用 は甲又は乙に於て形式上 0 承 認をなす事を得 組織名称等を 異 動なき限

> 第十五条 は 本契約の全部 乙に於て水力電気事業に関する工事 有効たることを承認

四 "

但 竣工せさるときは本 天災不可抗力其 他 一契約は IE. 当の 事 無効とす 由 あ る 場 合は双

方協

議

0

0

日より三ヶ月以内にその工事に着手

し二ヶ年以

内

施行

認可

右契約締結を證するため当事者各自署名捺印 上 相 当 期 間を延長することを得

大正九年八月

九

H

苫 静 湖 岡 水利 県駿東郡深良村外 組合管 理 者

六ケ村

県 同 郡 長泉村長 井上 周 郎

同

東京電燈株式会社 京市 麴 町 取 区有楽町 締 役 社 三丁 長 自 神 戸 番 擧 地

東

東郡深良 富土 村 長 小 林 僖

立会人静岡県駿

泉村 崗 岡 村長 助 村 役 長 小 湯 大庭幾太郎 沢 Ш 栄 喬 作 男

富

(参考)

大正 九 年 八 月 九

日

可 同

水

村長

高

田

湛 八郎

泉 清

村

長

柏木魁太郎

前 記契約 12 対する

附 帯契約をなす

H 同 保証書を受領す

大正 大正

年

四

月十

七

+

年三

月二十

九

H

同

修正

契約をなす

昭

和

八 +

年 几

月十

九

同 覚書を交換

H 同 同 保 協定書を交換 証書を受領

昭

和 同

+

四年

七月三十

H H

静岡県芦湖水利組合所蔵

作物設置許可ノ申

大正一三年七月二一

日

芦湖

々水敷地占用並ニエ

湖 水 ノ引 用

=

芦

湖

K

水敷

地占

用 敷

並 地

ニ工作物

設置 工

ノ件 物

莂 置

冊 件 ノ通

リ申

請 ス

芦

湖

×

水

占用

並

作

設

議

第

八

ル モ 1 ス

大正十三年七月

#

日

提

出

年 同 月 同 深 H 良村 六ケ村芦 湖

水利

組

合管

理

者

同

湖 々水及敷 地占用並 三工 一作物設 置 鈴 許 木 可 新 ノ申 作

請

水及敷 地 占 用 並 = 工 作物 設 置

場所

湖

湖 神奈川 水 引用

県足柄 下郡 元箱根 村 百七十 番 雜 地 芦

湖

敷 地 ノ占 用

同 同 県同 県 同 郡 郡 元 仙 箱根 石 原 村 村 百 地 七十 内 逆 番 川 芦 口 石 湖 垣 及甲 四 " 留 羅 伏 水 門 敷 敷 地

地

工 作 物 ノ設

(=:) (-)

(-)同 県 同 郡 仙 石 原 村 地 内逆

口

"

留

水

占 (=)用 同 並 = 県 工 同 作 郡 物 元 設置 箱根 村 目 百 的 七 + 番 地 先 几

第3節 生活と産業

敷 地 1 占 用

灌

漑

飲

用、

動

力用其他雜用水

=

供

ス

ル

為

×

工. 作 物 設置

作 物 設 為 X

工.

(-)

逆 Ш 口 石 垣 及甲 羅 伏 甲 -羅伏ニ ハ 高 サ 土 俵三

四 湖 " 留 水門

芦

湖 ヌ

水 ル

貯

溜

及

排

水

ヲ行

フ 為

X

重

モ

1

ス

水 ヲ 調節 シ 灌 溉 飲 用 動 力用 其他雜用水引用

為 X

水 量

面 現 在 状態ニ 於テ逆 III 甲 羅 伏 ノ端上 士:

力 湖 水 7 貯 留 シ 従 来 ノ慣 7 行 占 = IJ 本 シ 組 合 ル 関 係 1 地 灌 ス 漑 及

껃 引 用 期 間

無 制 限

湖 俵三 俵

積さ

排

草

ル

用 並 飲 用 雑 用 水 等 調 節 用 得 水 量

占 用 地 1 平 積 実測 X 但 シ 実測 図 別紙 添 付

挙

両

得

ノ事

業

1

シ

テ、

コ

同

志三

名(長濱半兵衛

Ŧi.

平 積 数

(一) 逆 П 石 垣 甲 羅 伏

参畝

歩

ブ

四

"

留

水

弐反

刀口

畝

弐 代 拾

定

占 用 料

無料

俵 積

七

芦

有

湖 湖 水 敷 地 占 用 I. 作 物 設 置 等 同 湖 水 面 = 対 シ 権

利

7

抑 シ 本 タ 組 ル 沿 合 革 並 = 此 其 芦 水 利 使 用 水 方法 溜調 慣 行 節 大略 シテ 灌 漑

テ

1

ヲ

用、 事 弐 動 力其 百 Ŧ. 拾 他 於 有 雜 余年 用 水 前 1 湖 即 シ テ チ寛文年 使用 貯 シ 間 来 = IJ シ タ テ、 ル 1 今 江 戸 ヺ 去 浅 飲

水路 ノ住 逆 人友野與右 川 アル 1 ミガ 衛 門 9 偶 メ当 x 該 時 湖 其 水 湖 漫 岸 K 並 タ = ル 排 1 水 王 此

害 常 = 氾濫 カ ラ サ = 苦シ ル ヲ以 111 テ、 殊 = 此 権 湖 限 水 社 7 境 駿 內 河 = 迄浸水 領 = 引 用 シ

其被

シ

公益

沿

岸

7 発其 力 ル 他 111 用 ナ 水 ラ = ス 使 (惨害救 用 ス ル 済 事 1 企 単 = モ 駿 当 河 IJ 領 域

ナ

ル

驗

河 右

津 衛

峠

Ш

麓

 \exists

IJ

駿

東

郡

=

疎

水

シ

田

地

開

発

1

側 形 間

百

崎

嘉

門

浅

井

治

郎

兵

衛

1

相

謀

IJ

該

湖

1

西

方

+ 大事 間 益 炟 幅 岸 力 Ł テ 金 七 · 寛文三 深 年二 設 拮 月 剛 シ 4 心 八 ル IE. 院 4 良 業 1 据 = 間 計 双 月 賛 式 村 7 間 ハ 経 面 長 7 幕 年 然 岸 方 概 IE. 営 御 大庭 企 サ I. = シ 説 朱印 高 Ħ. 長 費 = 至 其 直 府 ル 源 効 月 = サ サ 総 其 1) = = 間 ス 十二 額 漸 空 許 出 芦 之 八 + 年 地 L 尺 丞 水 Ŧi. ハ 八千三百 1 7 シ 可 1 而 権 門 芦 几 隧 等 7 出 日 湖 シ 間 カ 現 テ 月二 ラ 与. 願 可 石 ヲ 高 湖 道 7 領二 設 サ 字 当 以 該 ス ラ Щ 垣 セ + 貫 ヲ衆 九 Ŧi. 時 事 儿 シ = テ ケ L 百 是 尺 + Ŧi. 通 星 = 出 箱 御 業 " 石 留 7 同 幕 願 根 厨 丰 1 Ŧi. H 霜 = \exists 見始 隧 石 ナ 年 府 許 権 領 関 IJ = 両 内 長 IJ 道 隧 垣 用 八 七 諾 及 ス ナリ 沼 分 領 П 道 ヲ 水 X H 月 亦 ヲ ル 築 其 テ 得 津 駿 = 路 余 月 I. 可 = П 事 ナ 通 シ 領 1 迄 7 ナ 長 7 人 河 等 長 設 リ サ 経 百 側 几 中 水 = L テ 7 斡 可 七 着 六 サ + ケ ヲ テ 1 ハ 公 Ŧi. 六 是 百 行 同 手 年 1 專 湖 旋

> = + 員 高 7 六 以 合 サ 方 間 Ŧi. 七 テ シ ヲ流 尺 貫 丈 長 新 4 通 JII F サ 七 組 其 + シ 7 セ 枠 開 シ 間 X 7 1 間 建 鑿 吐 X 1 甲 字 石 水 2 ツ 高 馬 州 垣 口 サ 坂 街 7 1 而 九 築 尻 巾 道 シ 尺 7 丰 テ \exists 八 尺 横 隧 1) タ 提 IJ 七 断 道 1 敷 塘 百 是 2 黄 7 \exists 石 径 築 瀬 + 六 IJ 7 尺 丰 間 JII 几 ナ 千二 シ 9 1 IJ 間 1 円

西 ヲ 7 7 築 利 = 称 設 用 + シ 其 ケ シ テ 中 該 新 タ IJ 間 河 III 是ヲ = 口 筋 巾 = 1 長 云 逆 九 サニ III 尺 フ、 甲 長 + 羅 サ 而 伏 Ŧi. 間 2 テ 間 巾 1 称 九 排 尺高 排 ス 水 水 口 之二 \Box サ 1 Ŧi. シ 高 ケ 尺 テ 所 サ 1 +: 石 逆 ヲ

JII 是 幅 流

於 之等 ケ ル 水 排 門 水 並 ヲ = モ 逆 行 III フ ナ 排 水 リ 口 斯 ノヽ 本 組 如 合 ク = 1 尤 シ テ 王 築 貴 重 造 ナ

俵三

俵

7

積

重

ネ

随

時

貯

水

ヲ

行

E

又

1

豪

阿

氾

濫

場

合

東 垣

=

ル タ

造営

財

産

1

シ

テ尊

重

管

理

シ

之

=

 \exists

IJ

湖

全

部

Fi.

ル

調

度幕 嘉 飾 使 府 永 用 年 許 来 可 リ = 安 政 \exists 文章 IJ 組 年 明ご = 合 行 年 負 E 担 9 文 7 ル 政 以 修 几 テ 繕 年 玉 T. 役 事 天 普 保 其

都 年 IJ 明 ケ 道 留 下 事 決 続 III 明 所 ケ タ 以 ヲ 示 ナ 件 議 テ 町 切 治 御 朋 ル 穿 為 テ IJ 明 村 ナ 下 治 進 確 箱 判 T 治 チ IJ 長 + 退 I. 証 + テ 又深 L 根 ス 決 1 出 事 六 被 = 几 水 湖 ル 中 称 + 願 年 成 ハ 年 1 閘 良 甲 = 件 水 シ 九 箱 + 逆 水 九 1 村 ヲ モ 月二 門 7 ラ テ 年 根 JII 並 月 使 伏 T 設 外 不 儿 湖 = 両 口 = リ 甲 用 ケ 七 = 法 月 水 明 + 及 H 又逆 非 ケ 逆 ス 仙 使 治 H ± 元 ラ 公訴 村 足 俵 ル ス モ 用 III 箱 石 伏 + JII 逆 原 願 柄 = П 根 1 私 権 口 駿 湖 JII 村 八 テメ 下 共 村 ノト 称 訴 甲 郡 右二 外 年 7 河 水 何 人 ス 得 共 切 津 滞 羅 七 七 仙 民 L ル 本 物代 タ ケ 峠 停 伏 ケ 月 + 王 石 云 堰 組 ル 所 字 村 不 7 仙 原 × 九 止 合 事 几 為 破 許 村 石 1 ケ \exists 11 堰 水 原 " X 壊 可 原 長 T 村 IJ 湖 勝 留 村外 判 留 タ シ 利 1 出 IJ 差 = 利 水 文 ル 成 テ 7 = タ 組 願 出 設 堰 堰 隧 流 ル 合 リ 七 逆 尚 2

> 上 利 シ 1 7 タ 如 有 ル クニ 何 ス ル L シ 事 七 テ 実 本 引 = 組 用 確 合 シ 認 カ 芦 タ 7 与 ル 湖 流 水 ^ 水 タ 調 ル ハ 節 深 モ 使 良 1 用 新 ナ = 田 絶 1] = 対 於 ナ テ

於 年

テ =

施

行 E

シ 4

9

七

1 工 朋

ナ 事 治

IJ

殊

_ K

該 官

逆

III 許 年

 \Box 口

= ヲ 阴

関

シ 組

テ

村 黄 叙 権 帰

其 瀬

JII

=

富

出

村

=

於

テ

瀬

名

沢

流

水

7

合

セ

南

方

清

水

行

ル 近

改 ル

> 修 1

\$ 几

亦

夫

得

合

施

行

シ

ク

年

阴

治

八

治

+

分 組 田 水 合 他 反 大 内 = 利 别 小 流 堰 用 Ŧi. F 数 X 余 三十 域 百 水 広 几 麦 余 + 尚 町 ___ 幅 灌 歩 ケ 員 溉 = 所 其 シ 灌 里 他 テ 延 漑 用 現 長 反 水 別 今 Ŧ. 使 IH 里 田 = 用 高 亘 約 約 ス 八 IJ 七 百 千 灌 町 石 漑

動 力三 4 所 水 車 動 力 大 小 千 \equiv 百 余 箇 所 設 約三 置 シ T IJ テ、

歩 其 用 其

=

及

E,

其

飲

用

戸

数

Ŧi.

百

戸

人

П

万

X

電

其 利 用 11 重 前 年 + 月 \exists IJ 次 年 Ŧi. 月 = 至 ル 間 前 記

七 シ 飲 X 用 余 ハ 動 常 力 貯 其 水 他 普 ヲ 行 涌 用 E 六 水 月 必 1 灌 要 ナ 淝 期 ル 水 = 至 量 IJ 7 其 流

置 ル 丰 灌 9 漑 分 共 水 完全 取 ナ 締 ラ 1 + シ テ ル 延 \exists 宝 IJ 尚 七 年 元 録 = 水 元 年 配 人二 = 至

於 全

量

7

流

1

使

用

シ

ツ

`

7

IJ

而

シ

テ之レ

力

各

堰

1]

几 ヲ ケ 水

人

增

員

ヲ

設置

シ

タ

リ

然

L

1

モ

分

水

1

常

=

紛

扱定·

同

十二年

+

月三

郷

規

約

等

ヲ

設

ケ、

而

シ テ

旧

用

生

書 議 拾 並 絶 = 1 サ 11 郷定書等 ル 領 = 主 3 地 IJ 頭 安永 7 十管轄 制 定 五. 年三月 シ、 7 云フ) 近 7 # 及 1 九 明 口 ケ 治 年 村 七 七 拾 年 月 給 Ħ. 水 定 月 配 取 書

各 来 水 L. = 名 = IJ # " 絶 九 対 ケ村 権 水 ラ上 利 配 人ヲ置 7 与 中 卞 丰 ノ三 直 古 往 接 郷 作 分 = ハ代官之ニ X 水 分 職 重 シ = 立会 郷 其 従 = 事 IE. 水 タ 2 役 配 副

常 時 シ 引 成 テ 水 本 七 ラ 組 七 合 サ L 水 = 於 1 滲透 直 ケ ル = 土 早 想 像 田 地 外二 = 1 陥 ス テ ^ ル 1 田 テ 状 地 面 態 層 11 水 火 ナ リ 口グ Ш = 灰 於 ヲ 現 以 テ

夫

従 4

事

ス

F.

モ

地

主

其

立会ヲ

ナシ

小

人

1

=

配

清 ヲ 湧 増 出 水 村 加 ス ス ル 柿 水 ル 田 ヲ 量 並 見テ = 14 王 組 島 明 合 町 力 田 小 ナ 浜 面 IJ 李 灌 故 Ť. 漑 世 = ス 往 ル 子 = 殿 古 依 下 = IJ IJ 別 テ 時 邸 数倍 大 内 早.

> 年 等 甚 近 大 7 ナ 1 朋 ル 被 治 害 七 F 年 蒙 同 リ + 其 八 年 1 都 度竹 同 # 鎗 年 旗 . 大正 争 八

水 シ ヲ念頭 組 合 住 3 民三 IJ 離 万 ス 事 1 能 モ 1 サ 力 死活 ル モ 沿 問 題 革 1 1 証 明 テ ス ル 時 該

蓋シ 芦 湖 当 然 x 水敷 信 地 念 占 ナ 用 1) 1 並 = 云 工. 1 作 サ 物 ル 設 7 置 得

致

1)

候

間

御

ス

処

相 成 度 此 段 申 請 候 也

口 右

通

静 岡 県 駿 東 郡 深 良村 外 六六ケ 村芦 湖 水利 組合 管

長

以泉村長

鈴

木

新

作 理

印 者

大正 干三 年 七 月 日

神 奈川 県 知 清 長 太郎

殿

静 岡県芦 湖 水 利 所

大正一四

年

应

月

七日

湖

水水位維

持につき東京

電 証

大正 九 年八 月 九 H 附 ヲ 以 テ 貴 組 合 1 東京電 燈株式会

殊

安永

Ŧi. T

年 IJ

水

論 合

如 =

丰

遂

= 領 数

主 次

裁 騒

断

ヲ

仰 惹

丰 起

タ

魃

被

害

テ

組

内

於

テ

モ

擾

保

証

書

水 間 及 其 = 締 他 結 1 シ タル 用 水 契約 = 支障 書 第参 ヲ 来 サ 条及第九条 シ X サラ シ = 基 Δ ル + 為 灌 貴 組 漑 合

1

常 セ 応 = シ シ 湖 X 間 貴 同 水 = 信 組 1 水 合 水 門 用 水配 位 並 T = 逆 ル 注 者壱名 人 III ノ指 意シ 甲 羅 貯 揮 伏悪-ラ選定 水増 ヲ受ケ水門 水 量 吐 シ 一ノ方法 四 П ノ巡 " 留 ノ流 ヲ 視 水 講 門付 取 出 量 締 其 近 ヲ 斟 任 1 = 必 常 酌 シ、 加 要 住

水 任 盟ツ 位 ヲ 以 = 達 テ貯水致シ 実行 セ ス之 可 カ 仕 原 貴組 候、 因 若シ 合灌 1 ナ 所 漑用 IJ 貴 定 水二 組 期 合 欠乏ヲ生 田 日 地 = 灌 至 漑 IJ 貯水 セ 欠乏ヲ シ 責任 X サ 来 1 ル

後 日保 證 書 仍 而 如 件

IF.

十

四

年

70

月

七

H

早

害

ラ蒙

グラシ

X

候

節

11

其

程

度

=

応

2

相

当ノ

賠

償

可

致

候

保 達 =

証

書

ノ文

=

依

IJ

相

当ノ

賠

償

7

請

求

ス

ル

モ

ノト

ス

バ

= H

東京 電 燈 株 式 会

長 戸 挙

深良村外六 ケ 取 締 役社 神

静

岡

県

駿

東郡

苩 湖 水 利 組 合 理 者

用

木 新 作 殿

鈴

岡県芦湖

水利組

大二 正 九 一四年九月二日

壹

組

合東京

電

燈

求 会

社へ 芦之湖 田 水利 面旱魃損害賠償

湖 議 第 + 异

月 減

壱 シ

H

前

後 1

=

於テ水門

上

戸 =

1 相

Ĺ

端 候

 \exists

リ壱尺以

上

一当会社

責

水

量

調

節

ヲ

計

ル

事

成

=

就

テ

必

ス

毎

年

六

東京 於 七 ケ ザ 電燈株式会社 本 ル 年度芦 IJ 水 シ 位 9 湖 X 僅 カ 水 利 本 = ガ 芦 組 四 組 合 湖 尺 合 四 貯 田 1 田 寸 水 面 面 = 早. 1 シテ保 時 魃ニ 多 大 期 ヲ誤 依 早 証 ル 害 損 書 1) 本 ラ 示 ヲ 害 蒙 年 IJ 六 関 ス タ 水 月 ス L 位 __ ル

件

年 九 月二 H

大正十

应 面

提 出 同 H

苩 湖 水 利 組 合 理

静岡県芦湖 長 水利組合所 鈴 木 新 蔵 作

印

表紙

大正一四年 大正一四年度旱害東京電燈会社二対

スル交渉関係記 録

大 IE. + 四 年 度

昭

和

元年度

事

務 報 告 書 (FI)

大正 + 几 年度旱害東京電燈会社 = 対 ス ル

交渉

関

係記録

報第 号

大正 拾 四 年 至自十二 月月 駿東郡 深良村外六ヶ村芦 湖 水利

合事 務 報告

組 合 1 組織

長泉村 本 組合 清 深 良村 水村 ノ七ケ村二拾 富士 岡 村 八大字 富 岡 村 = 渉 小 泉 IJ 田 村 反 泉村 别

三拾

町五段四畝弐拾歩ニ灌漑スベ

ク、

相模国足柄下

7

Ŧi. 百

> 称シ、 郡 議決機関トシテ組合会ヲ設ケ組合会議員二十八名アリ 記 三十年三月町 テ之レカ水源涵養及配水等ノ事務ヲ処弁スル 各 瀬 元箱 名沢 組 根 名及正副水配人各三名並ニ委員拾三名ヲ置 合ニ 村 ヲ引キテ古来井組二十八ケ村 地 一管理! 村組合ヲ組織シ 籍 ナル 一役場ヲ置 芦 湖 ヲ疎 キ正 深良村六ケ村芦湖 水 副管 シ 黄瀬 理 者 ト称 Ш = 収 合 入役 為 IJ セ メ明 且. 組 キ又 合 ツ之

書

会議

本 期 間 中 組合会ヲ開 丰 タル 7 1 四 П 其 日 数 四 H シ テ

議決又ハ報告ヲ了シタル事 項左 一ノ如

1大正十三年度本

組

合事

務報

告

ノ件

2大正十三年度本 組 合財 産報 告 件

組

3 大正十 四年度本組合歲 入出予算議定

ノ件

款内流用 件

5

芦

湖

水

神

社

寄

附

ノ件

6 契約継承承認並二第三追加修正契約締結 歳 計現 金保管場 所議定 ノ件

ノ件

而

治 シ ス

ル

所

T

IJ

本 出

組 頭 様

合

申

請

シ

9

ル

通

IJ

何

等

修

IE.

ヲ

ナ

サ

ズ許

大 IF. + 几 年 度 本 組 歳 入 出 追 加 7 算 議 定 件

苫 湖 貯 水 嘱 託 継 続諮 問 件

10 本 組 合 委 負 万. 選 件

11 本 組 合 臨 時 出 納 検 查 立 会 人 万 選 件

作

物

設

置

許

申

請

ヲ

提

出

シ

テ

以

来之

L

力

許

可

7 並

得

口 I. 七

遂

= 用

12 大正 十三 年 度 本 組 合 歳 入 出 決 算 認 定 件:

13 大正 + 几 年 度 本 組 合 歳 入 出 追 加 更正 7 算 議 定 件

14 大正 件 + 几 年 度 芦 湖 水利 組 合 田 面 早 魃 依 12 損 害 = 関

三 処 務 概 要

ス

ル

1 本 期 間 処 弁 2 タ ル 文書 件 数 壱 百 件 内 受 付 = 係 ル モ

本 弐拾六 期 間 委員 件、 会 発送 ヲ 開 丰 -係 タ ル ル \exists モ 1 拾 七 弐 拾 П JL 件 何 ナ L 王

2

最 王 憂 慮 セ シ 神 奈 III 県 問 題 及 田 地 早. 害 題 = ッツ 丰

1

本

組

合

協 議 7 ナ シ 多 大 ナ ル 奔 走 ヲ 重 ネ タ

3 面 本 早 期 魃 間 協 関 議 会 2 協 7 開 議 7 丰 凝 9 ラシ ル コ 只 1 一管其 拾壱 善 П 後 之亦 策 = " 本 丰 組 考究 合 \mathbb{H}

> 河 III 淮 用 = \exists ル 芦 湖 用 水 = 関 ス ル 件

ラ L 年 口 Ŧī. 月二 年 凣 月 + 几 H H 該 神 法 奈川 = 依 県 ル ガ 湖 苫 水 湖 及 敷 河 地 JII 占 法 用 7

進

専 心 其 意 7 用 E タ ル \exists 1 E = 報 告 2 タ N 所

テ 前 年 本 年 中 = = 至 於 テ IJ ハ 調 查 月 未 + ſ 七 故 日 7 以 月 テ 六 其 日 解 決 三 7 月 得 + ズ

H 再 度 関 係 村 長 共 = 其 許 口 ヲ 速 力 = セ ラ L ン 事

口 指 陳 令 情 書 |案ヲ具 然 シ テ 所 内 務 月 省 = 中 其 旬 可 頃 否 神 奈 ヲ 禀申 III 県 シ 漸 タ IJ ク 許

7 六 シ =

2

9

リ

ル

ル 而 条 2 件 其 指 附 令 隨 書 案中 シ T ル = ハ 知 本 組 IJ 驚 合 丰、 ノ断 急 然 承服 丰 月 ス 二十 ル 能 ノト H サ

有 理 者 副 管 理 者 1 共 = 内 務 省 = 出 頭 本 組 合 ガ 芦 湖

管

只管 指 ス 令 ル 交付 懇 \equiv 願 百 陳 年 " 情 以 丰 シ 来 条項 懇 重 既 請 得 ネ 2 テ 権 9 四 ル 7 所 侵 月 + 害 漸 八 ス H ル 可 神 ガ 如 H 奈 7 111 丰 事 以 県 ナ

丰 =

口

指

令

書

交

付

ヲ

受ケ

9

IJ

申

請

書

7

提

出

シ

テ

以

来

半. 之 合 庁 業 芦 ノ最 ノニ 歳 賜 湖 余 同 モ = シ 水 9 公平 \equiv テ 利 此 ガ ル 百 組 熱 用 間 7 年 合 幾 誠 ナ 1 員 特 多 T ル 1 前 論 ノ紆 ル 所 吾 権 等 理 口 後 7 援 俟 誠 法 余 1 祖 関 律 曲 1 タ = ズ、 先芦 係 歓 的 折 喜 依 職 員 又 湖 確 1 テ 堪 以 ノ献 認 T 御 テ 面 7 ^ 5. 得 身 = 神 サ 的 於 ル 9 ガ ^ \exists 所 ル 努 テ 犠 ラ \exists 力 Ŀ 牲 ナ = 権 L IJ 利 1 級 的 タ 始 ル 組 官 ナ 事

会社 1 信 1 2 契 改 約 x テ 感 関 謝 ス ル 意 7 表 ス ル 次 第 ナ

6

水リ会

利 保

灌 証

漑 書 問

関 提 経

ス出

ルセ

件シ

ヲ ヲ

X

引

続

丰

嘱

託

ヲナ

シ 燈

タ

IJ

諮

テ会社

変更ニ

伴

E

東

京

電

株

式

会

社

III 社 本 附 可 百 組 本 T 水 1 利 合 1] 大 組 月三 合 9 使 IE. 1 ル 用 + 水 + 東京電 利 几 7 権 年二 以 使 ヲ 譲 用 テ、 H 渡 静 月 燈 之ト 契 株 出 = + 約 式 県 付 七 会社 関聯 知 其 日 者 事 筋 東 4 ル 京 ス \exists = 1 電 名 東 ル IJ 1義変更 間 大 燈 洋 右 使 株 IE. モ 締 九 用 式 ス 出 会 IJ 結 年 権 八 譲 願 社 2 受 月 株 タ 処 深 式 ル 九 ノ許 契 H 良 会

約

大

正

+

年三月七

H

附

修

E

契約

書及大正

十二

年

約書 条 百 電 認 1 加 月 契 七 時 燈 2 1 株 更 第 依 約 H シ = 式会 テ、 前 = + IJ 7 附 会 申 東 追 相 条 社 社 同 京 耳. 出 加 年 納 T 電 契 = 1 二 嘱 第 権 几 付 IJ 燈 約 託 株 利 月 9 並 金 追 義 + 額 ル 式 = シ 会社 六 タ 務 ヲ = 口 加 金弐千 付、 ル 修 年 7 日 档 用用 組 IE. = +合会 交渉 契 引 _. 湖 確 参 月二 約 継 貯 ナ 度旨 7 ラ 百 水 締 決 結 + シ 円 嘱 託 結 4 = 契 七 約 ル 増 同 H シ ヲ 経 会社 タリ、 件 為 書 附 額 第 王 之 ス 第 ル 東 7 組 11 + 追 尚 京 承 契 几 合 コ

IJ 用 始 本 テ ガ 発電 シ 年 2 度 タル 此 テ 抑 シ 3 干 事 1 会 過 水 IJ 業 9 量 去 ル コ 社 経 数 影 ガ 過多ト 本 営 + 響 中 年 モ 組 ナ 合 未 事 年 1 曾 加 力 去 有 IJ 1 フ 契 ル シ ル テ 1 十二 約 非 大 = ガ 降 常 早 = 魃 雨 本 \exists ナ 年 ル 量 + IJ 度 発 紛 シ 僅 両 電 テ 議 殊 少 至 年 事 ヲ 1 IJ 度 業 来 = 会社 ヲ テ = 遂 使 於 開 4

ル

11 面

朋

白

1

 \exists

1 能

=

六

月

十二

H 植

関

係村

長

1

共

=

神

挙

ゲテ 台

運

転

ヲ

開

始

シ

タ

ル

モ

流

出

水

量

漸

ク三十

個

灌

溉不

勿論 付、

子

定

苗

付

サ

^

行

能

サ

左 斯 = 其 大略 如 丰 ヲ 慘 報 告 7 呈 七 ン ス ル = 至 IJ 誠 = 遺 憾 1 次 IJ

大 IJ IE. 降 + 雨 年 量 僅 月 少 以 ヲ 降 見越 次 年. 度 2 組 貯 合 7K ハ 再 期 = 再 入 刀口 1] 湖 タ ル 水 流 当 時 出

解

水 奈

会 量 社 7 拟 11 其 酌 都 度 貯 貯 水 水 = 留 = 注 意 意 ス ~ ス ~ 牛 旨 シ 1 注 意 答 2 9 シ IJ " 1 モ 然 増 ル 雷 =

> 任 依

フ 7 頼

~

シ

1

言

明

七

ラ

L

タ

IJ

計 IJ 多 量 水 7 流 下 セ シ X 9 IJ

ク

テ

ヲ

1

1

术

六 負

代 斯 几 月 頃 ヲ 潤 ハ \exists IJ 到 ス 底 コ 極 1 度 責 能 1 任 減 ハ 水 ザ 水 1) 7 位 行 シ 得 E 勿 シ ル 論 9 \exists Ŧi. 月 能 下 流 ノト 末 サ 旬 = 部 ル 至 落 IJ 覚 苗 テ

上

 \exists

IJ

植

付

7

行

フ

コ

1

1

七

1)

共 H シ

11 用 水 路 = サ ^ 滴 1 水 ヲ 見 ル 能 11 ザ ル 状 態 至

シ

X

7

位 子 7 シ 定 調 テ 六 查 約 シ 月 * 4 = ル 日 = 王 = 達 漸 至 セ ク IJ 委員 ザ 几 尺 ル Ŧi. ナ ハ IJ 寸 水 配 = 斯 シ 人立会 テ水 ク テ 量 11 1 Ŀ 到 -芦 底 於 組 テ 湖 正 合 水

> É 坂 \equiv 六 水 1

道

ヲ

運

搬

ス

ル

コ

1

甚

敷

ク

難

事

=

シ

テ

馬

車

4:

車

コ

1 動

Ш ヲ 7 県 利 用 庁 = シ 9 出 丰 頭 旨 其 惨 懇 願 状 シ 7 訴 タ IJ ~ 灌 シ = 漑 幸 用 ポ + プ 木 課 ヲ 据 長 付 諒 湖

糺 得 タリ、 シ 同 時 9 ル = 会 依 = 発 社 ツテ 電 対 直 課 長 シ = 此 Ŀ 会 早 京会 魃 社 1 社 対 シ = 交渉 テ ス ル 責 保 其 任 証 据 書 付 必 方 ズ 責 ヲ

両 月 ン プ + H 各 据 几 々三 付 H 委 本 件 員 会 " 並 7 抜 開 几 丰 " 丰 払 留 会 フ 水 社 門 1 議 戸 交 ヺ 涉 7 + 協 結 議 七 シ 日 果 ヲ 各 報 + 郷 告

月二 島 町 駅 + = ___ 到 日 着 几 + 直 馬 チ = 力 輸 並 送 = 7 七 開 + 馬 始 力 タ ポ ル モ ン プニ DL 里 台

目 ヲ 車 期 ヲ、 等 所 同 有 漸 + 方 ク六 法 H 7 月三十 第 井 三台 ラ シ 目 日 時 据 台 モ ヲ 速 付 ヲ了 七 据 月 付 Ź 全 H 力 = セ 第

内 935

出

頭

水

FF 依

前 "

解

H 奈 ス

湖

内

魚

ズ、 増

テ 9

更

=

月

七 2

H

係

村 付

長

JII ル

県

加

ヲ

見

ル

1

=

テ

到

植

ヲ完了

コ

1

能

逃

+

7 解

張

テ 諒 関 底

魚

止 7 得

撤

シ

毎.

能

ズ 意

六

月

+

H モ テ 網 取 七 =

植

付 = 浚

ヲ

開 分

始

シ

テ

以

来 ヲ 人 去 八 神

1

郷 ス 7 又

中

郷 \exists シ H 養 庁

漑

7

用

E

9

ル シ 金 11:

遂

充

ナ

ル

効

果

奏 力

ル

1

悲 ル

惨

 \exists

苦

痛

実

=

言

語 用

絶 =

ス 飲

ル 用

状

態

ナ

IJ

越

テ

+

1

人 去

夫 ラ

7

使 ル

役 様 魚

砂

ヲ 1)

行

等

所 ヲ

有

尽

灌 数

悲

況

=

T

IJ

雜

並

水

欠乏ト

共

 \exists

中 漸 ズ、 七 順 ル 通 1) 水 斡 中 次 H 再 = コ ク 田 熟 郷 植 1 1 旋 植 協 7 降 再 付 議 ハ 付 議決 得 ার 几 ヲ 7 如 \exists 了 潤 法 上 何 タ IJ IJ 協 泉 相 漸 2 = シ シ = 順 議 タ シ 3 俟 ク 9 リ 斯 " 次 七 ル 小 テ 1) 7 月三 辛 テ 中 成 モ 七 泉 下 如 漸 +: シ 下 植 シ 狩 日 郷 両 付 テ 7 7 Ŧi. = シ U 4 遂 村 同 後 字 於 テ シ 南 後 = 月 ハ 灌 漸 中 テ 六 ハ テ 植 挿 時 郡 大半 ハ = ク 日 漑 交替 組 上 秧 付 長 植 7 合 ダ ヲ IJ 並 植 几 成 付 開 ヲ了 ケ 4 地 = 付 番 ス 字 内 ハ 始 昼 郡 不 掛 コ 完 農 夜 能 7 1 シ 交替 会等 了 六 以 能 4 = + 陥 月 ル

> 減 = シ =

田 植 1 面 テ 付 全 T コ 極 IJ 面 1 度 シ 積 了 有 シ 乾 大 様 4 半 燥 ル = ヲナ テ、 七 番 爾 中 シ、 掛 后 郷 方 灌 タ 並 法 X = 漑 下 = ヲ 稲 郷 以 依 テ又 然 半 枯 1 辛 約 死 ジ 七 百 テ テ潤 凩 ン 町 1 歩 難 ス =

滲 八 支 潤 月 障 中 1 ナ 湖 旬 丰 = 面 ヲ 水 至 得 位 IJ 幸 9 = ル 上 昇 大 七 1 降 挿 = 雨 秧 \exists T IJ 後 IJ 以 滴 後 全 獑 水 7 無 = = ク シ 涉 2 テ ル 灌 テ 水 既 漑

結

穂

期

=

入

IJ

テ

得

9

ル

用

水

ナ

L

バ

全

ク

其

時

期

7

失

ル 収 郡 収 米 農 特 穫 会技 殊 約 = 七千 対 労 師 シ 立会 銀 余 テ 等 俵 調 激 7 合 1 甚 查 算 IJ, 1 結 被 セ シ 加 果 害 力 7 フ = 蒙 実 依 ル リ ル 之 莫 モ 大 平 本 ナ 年 ガ 県 農 ル 9 作 損 X 務 要 比 課 害 額 並

達 ス ル = 至 IJ

=

タ

几 曩 寸 ナ 本 ル 組 7 合 以 11 六 テ 以 月 後 特 H 别 フ k 位 豪 調 13 查 ナ 際 丰 限 水 IJ 位 到 僅 底 力 組 合 几 尺

= 行 シ 組 IJ = 当 引 議 依 N フ 合 要 会 年 続 ル \exists 7 経 ナ 社 七 1 度 丰 前 7 能 九 口 述 特 使 ナ FF + 月 ズ 应 如 = 用 IJ 量 + 貯 1 僅 H 7 水 即 関 被 水 量 シ 小 H テ チ ナ F. 係 害 報 丽 不 IJ 最 告 \exists 京 村 シ 其 長 瞭 誠 好 = 徴 被 = П ナ 期 意 答 損 ル 害 依 = 9 ス ル 1] 7 害 = ル モ 其 全 遂 促 請 依 前 王 ク 求 IJ 年 組 責 = シ 天災 九 + 任 責 4 7 合 月二 ル 会 任 ヲ ガ 社 不 月 最 П 貯 頃 避 口 \exists モ 提 会 組 用 シ 抗 水 \exists 社 ヲ 出 合 1) タ 力 スと

力ヲ

=

T

組

11

之ヲ

聞

丰

タ

X

大挙

2

テ

発

雷

王

本

所 辺

押

ル

等 合員

Ä

+

ル

状 3 IJ

態 寄 ヤ

ナ ス

IJ

依

糺 六 文 書 蒙 路 請 必 月 面 係 求 = 12 交涉 十二 依 被 = ズ 7 今 非 DI \exists 負 害 期マ 慣 於 当 来 シ ার্ ガ 年 苗 サ 4 節 量 行 テ 極 シ = 場 ル 於テ 少 度 灌 依 X 1 = 愚 サ ナ ル 漑 斯 丰 貯 減 月 ル ヲ 除了 水 頃 ヲ ナ ヲ 水 原 サ 如 感 7 7 K 行 行 於 = 則 ン 7 シ 秒 タラ 用 ヤ ケ E 1 ル 時 ン タ 水 シ IJ 苩 使 テ 四 2 カ 1 必 用 契 特 湖 = 若シ 約 要ヲ Ŧī. = 水 フK 故 会 量 + 2 ガ 之 社 欲 9 灌 個 ラ ヲ 過 ル 漑 = カ ス 多二 水 本 貯 云 用 ル 其 為 組 水 几 誠 水 量 シ 合 月 7 7 ス 意 テ 支 流 要 ル 以 7 障 ス 如 於 降 組 重 下

責

任

負

丰 会 1 ス

旨

告 出

シ

出 ル テ、

関 保

係 証

村 書

社

提

シ

阴

会

前

田

発 7 ガ 力 1

課

長

=

其

青

タ

長 頭

会

社

シ

テ

契 会見

約

責 任 長 1 八 タ

任 7

1

答

セ

ラ

L

タ 1 電 通

IJ

出

会社

組

合

祐 IJ フ 2 H

氏 月 シ ル 社 7 社

ヲ

派

遣 及

シ 同

組

合 +

灌

漑 日

状

況 面

7 度

踏

查 豆

セ

シ 水

X

タ

IJ

会

便

X

=

モ

徳

義

ヲ + ル ク テ

盟

E

ナ ジ

シ 特

会 =

社

王 社

亦

其 利

責

任

ヲ 4

吉

明

シ

之

=

依 的

ル =

損 貯

害 水

賠 嘱

僧 託

7 7 +

H 明 課 出 フ 対

月

六

= 11 上

IJ

又

提

大 灌

ナ

ル

7

朋

ナ

ル

ヲ 能

以 4

六

月 ガ

H

漑

7 ナ

コ

不

口

シ

テ

其

X

名 今 組 9 П ル 1 合 其 シ 組 当 注 テ 合 会 時 意 請 社 書 精 = 求 = 何 = 対 神 等 対 ス -3 ル 対 責 発 シ 斯 電 任 又 如 所 ナ シ ク全 員 湖 1 水 П 称 K 天災不 答 貯 ス ル フK 徴 謂 期 口 ス = 以 抗 ル 於 那

面

度

本

·県庁

=

出

頭

シ

篤

1

実

状

7

陳

情

具

申

2

其

満

賠

郷 又 以 会 復 ポ 77. 遣 産 農 度 務 ナ 被 テ 社 会 県 課 シ セ = ル テ全部 プ 課技 旨 \exists 害 ポ ラ = 技 渉 IJ 調 時 対 Ŀ. 於 ヲ 通 術 1) 出 決 中 查 ス プ 牒 以 早 本 員 県 師 テ 願 方 絶 害 農 モ ル テ 県 モ シ、 ヲ 終了 有 精 務 損 撤 運 IJ ス 田 小 其 懇 3 余名 状 灌 害 転 塙 去 タ 12 IJ 密 課 + 願 芦 シ 態 賠 ヲ ル 7 藤 農 漑 ヲ ナ 藤 月 ス 了 委 4 償 中 7 湖 原 務 状 原技 + = ル ル 有志上京シ 農 課 況 T サ ル = セ 止 以 揚 被 1 ヲ IJ 2 シ テ 水 = 務 技 踏 害 師 H 同 以 シ 組 視 課 ス X 八 師 查 1 調 並 時 月一 察調 八 テ、 ガ ル タ 合 技 1 查 本 = = 日 交 IJ 月二 師 濱 11 9 7 間 口 被 会社 沙 + + 直 遂 及 野 X 查 県 月 害 収 + 7 八 農会 チ 本 土 ゲ 11 # 調 九 = 月 穫 = 遂 郡 木 H H 月 9 查 其 + 干 月 ヲ 魚 限 ゲ 北 課 + IJ 技 7 解決 了 三 以 H 止 1] 里 技 六 几 師 会 + 中 テ会社 中 其 シ 7 郡 師 尚 H 及 H 7 方迫 郷 且. 各 H 旧 止 結 長 枡 7 神 県 1 " 7 ス 果 モ 派 村 面

> 容易 長又 京岩 条件 題 害 満 出 シ 償 足 = シ 被 疑 = 1 崎 꽞 = 害見 シ 損 出 7 決 有 9 代 義 関 + 来得 容 テ 害 リ 7 志 議 七 ス 舞 且. 1 ル 明 ズ ル H " シ ザ ル 組 金 瞭 1 交 管 組 十二月 京岩崎 渉 テ ル 能 仲 1 ナ 合 理 出 ラシ 合 解 者 1 シ 介 7 決 ザ テ ヲ 直 斡 開 王 契 金五 П シ ル チ 4 + 代 亦 旋 始 約 契 答 = ル コ 日 議 7 F. シ 約 万円 会社 京会 = シ 1 協 為 士 依 於 議 7 X 頼 面 関 会ヲ 支払 通ジ ケ 併 勿 1 社 = 契約 ル 論 於 ス 七 テ -見 ル 開 フベ テ交渉 テ 見 以 テ 出 业 舞 来 解 " コ 丰 上. = F 年 金 此 丰 = 数 協 2 旨 条件 於 再 Ŧī. 3 議 全 " 於 不 万 1 ケ 9 F 一然別 ケ 案 円 法 ル 上 損 ル 7 係 疑 ル 王 ナ ヲ 提 相 モ 村 在 害

提

示 方

ル

~ 外 丰 交渉 = 付 解決 = 要シ セ ラ タ L ル タシ 費 用 1 1 2 報 テ 告 金 弐千 接 シ 円 タ ル ヲ 支 依 払

代 決 義 問 損 亦

議 7 ナ

1:

1)

会

社 丰 ク

切 中

無 1

条件

=

テ

被 + シ

害 Ŧi. 損

見

舞 斡 金

金 旋

Ŧi.

万 岩

Н

促

シ

引

続 シ

交渉

処

同

月

H 害

者 111

シ

宜

切

条件

7

撤

解

7

開

ク

コ

1

П

委員

会ヲ

開

ク

7

1

拾

弐

П

関

係村

得 水

証 急ニ 帰 理 不 村 前 金員受授ヲ 満 中 直 貯 案ヲ変更 八二十 足 = 水 ナ 協 位 ガラ之ニ 議 会ニ 八 水水 成 シ H 諮 門 組 サ 副 管 テ 1 合 ン 1) 解 戸 理 タ 1 \exists 者 決 ル 1 1] 七 Ŀ シ = セ 嘱託 是迄 共 =, 端 ン = 1 尺 沉 上 書 以 义 京 議 経 並 ラン 過 上. 岩 纏 = 会 等 崎 7 1 社 t 代 IJ 会 議 徴 T \exists 依 IJ 社 士 ル " 2 ヲ テ 実 保 11

管 Ŀ 学 タ 理 テ ル 戸 理 ノ上 協 者 ヲ 上 件 以 議会 単 独 テ、 端 モ 先ニ 且. ノ意 迄 決 管 " 実 見ヲ 組 理 1 定 際 合会 通 者 改 以 X 上 IJ 1 条件 ラ 事 = テ 諮問 承 モ L 1 急変ニ 度 不 認 1 全 ヲ経 可 シ ス 能 1 ル 7 驚 切 \exists タ 1 条件 事 ル 放 1 丰 殆 = チ 能 上 " 解 F 7 1 決 言 ザ 事 提 丰 葉ヲ ナ 出 セ ル 水門 L ガ サ ン 尽 故 バ コ

1 止 7 交渉 ナ 丰 シ = 9 至 ル 干 会社 IJ ノ容 ル ル 所 1 ナ ラ ズ 遂 帰 村

名ヲ

力

1]

几

留

水門

上

=

約

尺

増

戸

7

成

居

田

当 テ 年 モ 六 年 内 月 = 本 解 問 決 題 ザ 起 ル 1) ~ テ 以 力 ラ 来 ザ 兹 ル = 半 問 題 年 其 1 シ 性 テ 質 組 合 1] 見

> 長会ヲ E, タレ 常 其 = 共 慎 間 開 遂 論 ク 重 コ = 議 解 審 多 1 決 岐 Ŧi. 議 П 7 = = 得 \exists 分 協 IJ L ル 幾多 議会ヲ \exists 1 致 能 変化 方 開 サ 針 ク 1] コ 7 \exists 以 1 3 1 アリ テ交 拾 誠 涉 9 = 遺 7 及 憾 重

モ

ネ

灌 1 漑 ス 後 ル 所 1 水 ナ 利 関 ス ル

件

八 湖 水 月 中 水 旬 位 = 於 1 益 ケ ル 々 大雨 上 昇 シ 以 + 来 引 月 中 続 旬 丰 降 = 至 雨 1] T 水 IJ 9 位 八 ル 尺 タ 七 X

所 E 渫 K 1 ハ 桟橋 ル 1 ヲ 状 破 況 壊 シ = 宅 V. 至 地 IJ 又 箱 道路 根 組 合役 ノ石 場 垣 モ = 1) 9 故 X = 隨

洗

4

ヲ

見

ル

=

至

リ

加

フ

ル

=

風

波

1

タ

x

箱

根

町

=

於

テ

| 技手 申 出 出 T 張 リ 組 合立会 又神 奈川 1 Ŀ. 県 調 小 查 田 シ 原 土 タ 末 ル = 出 会 張 社 11 貯 IJ 遠 水 = 和

サ タ 要 ル ラ ン ス モ 今 = ル 口 = 芦 ノ如 本 組 湖 ク 合 従 増 ガ 来 有 水 ス ガ 慣 豪 ル 例 既 18 ナキ 得 権 如 増戸 1 丰 天 災 ヲ以 テ 万 テ 止 依 ル

增

タ IJ

為 的 増 水 7 来 タ ス コ 1 公安上 一害ア ル 旨 ヲ 以 テ 直

其 減 水方ヲ 強 要 セ ラ レ タ ル = 付 + 組 合 ハ 同 月二

越 IJ エ シ 日 テ ヲ 以 + 其 増 テ 尚 月 戸 ゚ヺ Ŧi. 水 撤 門 日 水 中 去 位 シ 戸 七 タ 尺 枚 ル 七、 ヲ モ 開 容 八 丰 易 寸 テ = = 減 減 低 水 水 下 ヲ 模 計 シ 様 タ IJ ル タ ナ 7 IJ カ

以 テ 小 田 原 土木 出 張 所 通 達 Ĺ 開 丰 タ ル 中 戸 ヲ 閉

鎖 シ 引 続 丰 貯 水 = 留 意 シ 十二月末水位 七尺八寸 ア IJ

右 報告 候 也

9

IJ

深良村外六ケ 村芦 湖 水 利 組 合 管 理 者

長 泉村 長 鈴 木 新 作

大 IE. + Ŧi. 年二月二十 三 日 提 出

年 可 月 百 H

報 第

事

務

報

告

昭 和 元 年 至自十一 月月 駿東 郡深良村 外六ヶ村 当 湖 水 利 組

合

七

帰

3 組合ノ組織」、 Ξ い略す。)

三 処務 概

1 本 本 本 七 組 期 期 1 合 四 間 間 中 拾 処弁 ガ 委員· 八件、 前 年 シ 会ヲ タル \exists 発 IJ 文書 蒙 開 送 IJ = 丰 シ 伴 9 係 田 数九 ル ル 地 コ 干 早 拾壱件、 1 1 害 几 Ŧī. 並 拾 = = 参 之 件 シ 内 受付 1 テ、 ナ 関 係 何 = 係 ス L ル モ ル

深 甚 ナ ル 憂 慮 中 = 多 大ナ ル 奔 走 7 重 ネ 9 凝

東京電

燈株式

会社

1

諸問

題

=

"

丰

協

議

ヲ

ラ

東京電 ス ル 本件 燈 株 去ル 式 会 大正 社 = + 対 四 ス 年 ル 早 度 事 魃 務 = 報 \exists 告 ル 書 損 害交 中 = 詳 渉 細 報 関

告 ~ ク シ タ 期 待 ル 通 シ タ IJ ル 同 所 年 末 会社 既 = -ハ 再 切 無条件 E 保 証 書 ヲ以 中 テ 解 債 決 任 貯 サ 水 ル

提 出 .調 水 EIJ 門 7 上 求 戸 ノ上 X ラ 端迄」 L タ ル ヲ = 以 改 テ、 X ラ 管 L 理 タ 者 シ 1 1 事 条件 急

7 位

7

変ニ 村 ン 驚 1 ス ル ヲ 丰 交渉 殆ド言 1 止 Δ シ 葉ヲ ナ タ 丰 ル 尽シテ = モ 至 会 社 L 条件 IJ 容 越 ル 全然切 ル テ十 所 1 ナラ Ħ. IJ 年 放 ズ チ 遂 解 几 決

月

案ト 将 タリ、 + 換 考 交渉費用金弐千 F ス 議 員会ニ諮 会ニ右金員受領並ニ モ 及ビ、 来憂 グヲナ 究 ノニ 六 ル 7 訂 水 凝 スル 貯 シ 日 正 シ貯 門上戸 水位 テ甲、 依 慮 シ モアラズ ラシ交渉 ノ必 ツテ管 漸 スベ 両 リタルニ、 9 水嘱 V ノ縮少 ク 二 H Z 関 共 要アラン ノ上 丰 理 岜 託 月 容 1 = 重 係 一交渉 大問 丙 村長 端迄」 易 者 ヲ受領 ヲナス 思 モ 中 嘱託変更ノ議案提 学理 旬 金員受領前ニ於テ篤 <u>ハ</u>ニ 惟 ノ三案ヲ提出シテ熟議 決 題ナリ 1 ス = 7 協議会ヲ越シ管理 月二十 スル ŀ ル 至 重 ノ事 ヲ セ ノ上ニ於テ全然無理 ズ、 ネッ 共二旱害見 ヲ IJ 水 以テ、 評 1 コ = 依ツテ三 決 $\dot{\Xi}$ 1 門 議 -シ シ = 上 T テ H 意見 会社 議 引 開 戸 結果会社 ル 舞金 ノ上 続 出 会 中 論 ガ提 月 1 ト分配 丰 ノ可 = 1 通常 端以 荏 意 ノ上 者 + Ŧi. 出 否 致ヲ見 出 解 万 ガ 苒 数 見 H 主 Ŀ 分配 案 漸 7 組 円 シ ナ 数 交 委 9 ル 張 同 旬 熟 7 7 合

> 社ニ 介者 極 会開会中ニテ同 依ツテ三月二十 乙案二依 メツ、アル 一交渉 ロタル 解 岩 リ分配スル 決 崎 勲氏 ノ故 七 ラレ 氏 四 ヲ = H 以テ両 勿 管 コ タ 面 キ旨依 会シ 1 論会社 理 者 = \equiv 決定シ 決 代 頼 日 関 表者又 中 係 シ タリ、 村長 タル = 面会交涉 非 条件 1 常 折 共 = 柄 ヲ = フスベ 多忙 恰 以 上

テ会

京

仲

モ

7 議 H

管

理

者

ハ

係村

長二

一詳細

ノ報告ヲナ

シ右条件

9

各村ニ

テ協 関

議

ノ上□□ノ開

陳

7

ナ

サ

シ

X

9

ル

= 関

報二 上 = 1 ル 京岩 所突然仲 事 水門上戸 闻 = 接シ管理者ハ三 止 接 シ I崎邸 ヲ得ズ直 ノ上 昨年末以来懸案タル嘱託 ニ至リ 介者岩 端以 接会 タル 時 崎 月三十 Ŀ 氏 社 事 = 処、 1 故 出 更正 未 = 日 依 タ交渉 庶 ス 務 急遽富岡村長 IJ 課 ル 東京ヲ去ラレ 書中 未了 旨 長 並 7 述 改 ナ = 発 IJ IE. 電 損 1 1

=

金

=

関

ル交渉

ヲナシ

タル

会社

ノト

右

嘱

託

関

2

テ

件

害

課

共 A

受

說

2 ス

タ

ル

王

尚

と契約

上 =

疑

義

ヲ明

瞭

ラ

4

七 再

ラ

L

タ

リ

管

理

会 ナ

社

ガ シ

重

長

コ

然

1

ナ

ル

=

"

丰

帰

村

シ

タ

ル

ネ ル

当 先

年 年

早

害 シ

問

全

切

F

ス 7

~

来

再

述

ル

7

更

挿

4

ヲ

張

富

村 1 タ

長

共

言

7 結 義

尽

7

1

渉

シ ナ ナ 問

タ ル シ 題

ル コ

モ 1

会社 主

1

仲

介 出 題

者

岩

崎 1 ク 如

氏

1 = 放

1

申 葉 解 疑

合

七

七

有 シ 丰

ル 交 モ モ

ハ

只 理 慨 斯 切 並 コ F コ 其 交渉 会 要求 取 者 其 = 1 シ 1 諾 去 社 下 仲 数 極 如 帰 1 、度会社 断 否 IJ 郷 = シ 2 介 7 村 テ 者 7 IJ 有 然 達 本 見 タ タ 遂 1 問 岩 舞 提 ル ル 志 最 問 F. シ、 = 金 出 顚 1 後 崎 1 応 E 題 関 最 9 其 末 口 氏 誠 シ 1 王 係 ズ 交渉 IJ 他 タ 7 野 伴 モ 後 意 既 村 ル ル 述べ 村 会 又当 金 長 コ 契約 野 決 更 Ŧi. 工 社 ヲ 解 1 之 村部 務 ナ 分 報 万 = 意 = 決 ナ 弐阡 ラテ 上 部 出 ス 上 告 ク交 認 サ 長 ノ覚 関 可 京 長 4 L 7 代 涉 1 円 ス ナ 直 7 ス ル ン 書 本 ル 模 ヲ IJ 接 Ŧi. 1 = 1 シ ヲ 支払 会社 テ 神 月 様 止 由 シ 後 4 題 如 面 戸 + テ ナ 4 ナ 日 = 丰 会 社 丰 ナ 7 又 H = 条件 関 誠 L 長 関 7 丰 組 能 譲 度 応 ス 意 = 係 以 = 合 ル ル シ ヲ 7 先 面 村 テ 至 1 ザ コ 終 問 管 憤 年. 会 長 N IJ 1

> 1 X

水

Ŧi. =

更 始 嘱託 嘱 ヲ 万 至 求 此 交 = 7 シ 申 涉 託 H 妥 7 IJ 解 X 4 合 協 シ、 書 費 漸 9 決 1 ル 解 用 セ 中 IJ 的 7 余 モ 2 此 対 出 居 1 地 貯 部 案 処 外 シ 切 ナ 組 来 ル シ 会 = 的 水 テ 長 ザ 合 ヲ 1 位 金 真 提 = 条 1 ル ハ 社 弐阡 件 只 段 再 11 ヲ = 出 \exists 1 会社 将 落 7 1 タ会社 シ 決 ヲ 来 水 円 去 社 シ ナ 頻 告 門 相 長 テ ヲ支出 IJ カ 1 IJ 会社 ゲ 耳. ラ シ = 誠 上 1 管 戸 諾 = 協 テ 組 ン 意 シ、 理 協 1 議 1 誠 否 合 ナ 1 者 力 上 見 応 ノ了 丰 7 意 7 1 端 組 舞 遂 酬 7 求 = 꽢 致 有 T 以 合 金 ゲ 頻 4 解 + 相 뀦 ラ 上 1 IJ ス ル 7 于 当 単 求 ズ = ル \exists 日 ル 1 諒 ナ IJ 1 = テ X 現 改 貯 金 H 他 ン テ \exists 解 レ

交渉 月二 分 会 = 満 配 シ 7 場 招 + 案 9 異 7 ル 集 議 内 H 切 先 管 ナ 示 ク シ " 理 認容 顚 全 分 者 配 末 員 1 協 本 シ 7 根 詳 議会 タ 組 IJ 拠 細 合 委 7 依 説 開 員 報 明 " 告 丰 会 テ シ ス 組 了 ル 月 組 合 1 以 解 合 来会 会早 本 7 共 会 求 = 見 社 魃 議 X 7 4 舞 委

ル 金 員

Ŧi. 金

7

受

領

2

帰

村

2

タ

IJ

合ノ

要求

応

ナ = T

ル 欠

=

IJ

ヲ

力

コ

1

タ

紆

余

曲

折

コ

開 ス ル 会 件 嘱 託 ヲ 満 場 中 変更 致 議 件 了 シ 見 引 舞 続 金 其 丰 他 百 受領 日 ヲ 並 以 テ全 = 分 配 = 関 耳

IJ

分

配

ラブ

タ

1]

努

グ

コ

顧 9 1 会 ル 云 ル 社 保 = ル 激 = 証 去 要求 甚 書 ル 1 ナ + 明 ル 几 シ 水 テ 文 年 位 六 \exists IJ 依 降 月 玆 被 下 = 害 = H + 依 補 水 有 IJ 償 位 直 調 責 ケ = 查 会 月、 任 社 結 ヲ 負 此 \exists 果 間 フベ 1] 几 組 提 尺 出 合 丰 几 出 員 4 2

進 行 X X E 集会 力ヲ 或 ハ 尽 各 1 各 ス 郷 所 又 通 他 水 交 面 替 行 会 社 掛 11 等 レ = 対 未 時 2 タ 類 = 被 多 害 例 数 補 ナ 不 償 牛 穏 方 ノ交 法 行 涉 7 動 ヲ

三台 全力

ヲ箱

根

Ш テ

上 灌

= 漑

押

上

4 奔

或

ハ

魚 11

止

7 百

撤 貫

去シ

砂 上

浚 ポ

7

7

挙

ゲ

=

狂

シ

或

数

ノ水

尺

関 重 係 示 ヌ ル 村 シ 波 \exists 長 (委員 乱 1 拾 重 有 畳 数 其□□当 志等 П 数 解 当 決 П ナ 局 ラ 熟 献 ン 議 1 7 身 凝 シ 其 テ ラ 衝 当 又 J. 破 京 1] 交 管 L 幾 涉 理 多 7 者

> 11 抜 ル ハ

用 放

水

不 隊

足ヲ

生

ジ

辛

ジ

テ六

月三

+

日 4

7 ル

以

テ

全 尚

田 下

面 郷

チ

テ

道

口

=

溢

ル

ル

迄

流

出

七

シ

七

植

ジ 1 流石 T ノ大問 遂 = 会 題 社 モ 此 処 切 = 漸 主 ク解 張 7 決 捨 ヲ テ 告 組

> 力 1 ル = 1 論 組 7 至 合 俟 L IJ 員 9 ザ 之 口 ル モ L 1 熱 又 _ 烈 = 契 ナ 面 ル = 約 於 後 明 援 テ 関 文 = 依 = 係 職 依 ル モ 員 ル 1 威 1 献 力 信 身 タ 的 ル

本 組 水 口 謝 利 意 灌 地 漑 7 表 関 漑 ス ル ス ル 次 源 件 第 地 ナ 1] タ ル 苩 湖 水

尺八 梅 際 1 = 垂 = 極 合 ায় 依 分 期 度 田 ン 1) 1 = 灌 於 水 ス 減 灌 ル 水 漑 ケ 量 = ル ヲ 迄 7 水 多 保 ナ 極 增 大 度 " 水 セ 7 シ シ 水 乾 1 以 ガ 燥 後 其 7 量 得 後豪 ヲ 1 本 要 タリ、 年 地 六 シ 面 ার্য 位 水 月 = 門戸 滲 然 依 透 IJ 前 L H 年 力 1 = 全 過 於 時 モ 部 大 本 1 早 テ 尚 ナ 九 年 魃 7

IJ 防 潰 付 深 ヲ ヲ 了シ 生 良 依 III 也 ン 11 タ リ 漸 之 1 ク災 ガ ス ル タ 而 難 有 X シ 甚 テ 様 免 敷 七 ナ IJ 汎 月 L シ 濫 四 ル ガ シ 日 近 該 至 郷 提 ル 得 X 防 + 民 王 俄 IJ 数 必 ケ 豪 所 死 R

以テ巾 修 理 理ヲ 者 ナ 降 一尺高 サ 雨 シ 後 サー 直 X 猶 = 尺ノ防水堤ヲ築造シ今後 河 此 岸 状 況 約 百 ヲ 十 視 察シ不 Ŧi. 間 = 取 コ 敢 ン ク 提 ノル危 1) 防 1 1 応 1 ヲ 急

備ヘタリ

此 豪 雨 = 依 ル 洪 水 ノ為 佐. 野 堰 1 眉 木 7 流 失シ 꽢 H 関

其後旱天更ニ

打続

キ置

灌

漑

用シ

水

1

日

__.

日

1

減

水シ

七

月

IJ

用

水

潤

沢

ヲ得

ル

ヲ得

タリ

係

X

一長等之ヲ旧

位

復

タ

裂 テ同 下 + 郷間 ラチ生 五 月二十 六 ジ 二於テ数回 稲 日 = 几 H 至ル H 增 \exists ヤ下 IJ = シ 数 耳 = 枯 郷 П IJ 一之ヲ 通 死 中 水 土 七 行ヒ ノ協定ヲ ン 狩 1 以 流末 ス 南 ル ナ 田 田 シ漸 有 面 面 ヲ三 様 11 甚 ク ナ = 日 L 敷 シ バ 亀

一回ツト潤スコトヲ得タリ

高 而 力 シ IJ シ 七 月下 コ 1 ヲ 旬 発見シ管理 = 至 IJ 佐野 堰 者 ハ 1 同 眉 月三十 木 位 置 H 旧 関 来 係 \exists IJ 村

長 日 実 郷 地 協 議 水配人ヲシテ之ガ伏 調 查 ノ上 協 八 議 月 上 IH H 位置 中 -郷下郷 セ替ヲナ = 復 関 ス 係区 ル サ コ シ 長 1 X = タリ 決 現 場 シ <u></u> = 於

> 状 其 態 後 ナ 猶 ル 連 ヲ以テ下郷 H 早天 = 区長等 依 IJ 流 ハ 末 上 用 中 水 郷 全 = 無 7 心 涸 渇 ス ル

中 Ŧi. 郷 H ハ \exists リニ 通 水シテ流末 一夜交替 田 = 上 面 ヲ 郷 四 極 日 乃 度 至六 ノ結 日 メ分 水ヲナ П "

ツ潤スコトヲ得タリ

シ月

クシテ八月十八日ニ至ルャ遽カニ大豪雨アリウ

斯

右報告候也

深良村外六ケ村芦湖水利組合管理者

長泉村長 鈴木新作

静岡県芦

湖水利組合所

表彰状

用水路より共同消火につき

틒

大正一五年五月一日

表彰状

駿東郡深良村消防組

大正十五年四月二十一日駿東郡富岡村葛山字中里ニ於ケ

其

流

量

ヲ

極

度

=

制

限

シ

貯

水

増

量

7

図

IJ

4

IJ

シ

モ

降

雨

量

植

付

後

僅

力

=

П

乃

至三

П

潤

2

タ

ル

ノミ

ナ

L

バ

其

早

害

得 \exists IJ ス 嘗 鎮 克 火上 テ ク 類 組 多 例 員 大 ナ + 致 効 各 協 果 組 力 鎮 7 共 収 同 火二 シ X テ 以 努 テ 喞 X 惨 害 又小 ヲ 継 ヲ 局 丘. 接 2 7 通 距 シ A 水 ル ル 用 ス 功 ル 水 労 7 路

ル

火災

=

際

シ

迅

速

出

動

シ

烈風

且.

"

水

利

不

便

ナ

IJ

シ

=

拘

亦

シ

洵 正 + Ė. 年 仍 Ė. 玆ニ之ヲ 月 \exists

著

ナリ

表

彰

ス

沼津 答 察署 長

ケ

L

15 漑 ル シ

或

1 义

陸 IJ

稲 シ ナ 方

7

蒔

付 何

ケ 時 テ

或

1 水

葱植

7 丰 X 11

決 渉 域

行

カ ヤ 水 ヲ

ク モ ヲ

テ

七

月 難

灌

7 情

1:

モ

通

行 某

ル 内

~

丰 通

計

IJ 定

ザ

態

ル

ヲ以

下

郷

協

シ

11

通

常

=

テ

了

ス

地 方 警視 従 七 位. 星 出 降 輔 EIJ

昭和三年二月二五 年 消 防沿革 日 誌 昭和二年芦 裾野 市役所深良支所所蔵 1 湖 水位 減 少

0

L

픚

昭

和

ため大旱

水 利 灌 漑 = 関 ス ル 件

少 本 於テ八 ナ 組 カ 合 IJ 田 尺以 シ 地 灌 9 上 X 漑 大 ヲ 水 IE. 有 + シ 源 几 タ 地 年 1) タル = シ 苩 准 モ 湖 ズ 灌 ル 漑 1 早. 水 時 位 害 期 7 受 於 前 ケ 年 ケ 六 シ ル 7 月 R 以 量 テ H

> 月 IJ 域

乾燥 テ 頗 2 テ Ŧi. ル 本 尺六 流 少 末 年 ナ 寸 モ 力 地 亦 IJ 分 灌 シ 迄 漑 タ 時 = X 期 F. 本 流 至 謄 年 六 水 ル セ t シ 月 早天連 X 得 H 倒 ル = 底 続 於 1 植 111 シ ケ 付 テ ナ ル 士: IJ 水 壌 位 極 ナ 漸 ル 度 IJ ク = 能 =

六 3 H = 至 ル t 僅 力 1 降 13 T IJ 4 L バ 之二 通 水 7 合 2 テ 辛

テ七 1 七 早天再 月 + H E 7 経 以 続 テ 組 シ テ 合 田 全 面 H 又 面 極 植 端 = 付 乾 ヲ 完了 燥 シ 移 植 タ リ 後 1 稲 然

殆ド 全 狂 ク 枯 気 シ 死 テ F. 頻 流 ス 中 ル Ŀ. = 郷 至 = L 汔 リ 通 水 + 7 L i白 バ リ 該 地 方 方 農 瀬 業者 名 沢 流 ハ

A ナ レ ル 千 F 七 福 如 地 何 内 ン 屛 風 七 ン 岩 七 下 月 六 湧 H 水 日リ九 池 7 月 穿 鑿 H シ = テ 互. 其 增 ル 約 量 ヲ ケ 図

名沢 連 続 1 湧 七 水 ル 早天 モ 其 効 1 果 タ × 甚 タ 尠 間 断 ク 下 ナ 郷 丰 F. 中 中 郷 + 狩 \exists 以 IJ 南 通 耕 水 地 王 瀬

右 殊 報 甚 告 ダ 甚 遗 候 憾 册, 大正 1 ス ル + 所 几 年 ナ 1) 度 早 魃 亜

=

2

ク

=

グ

1

損

害

ヲ

蒙

1)

タ

ル

昭 和 年 月 定

組 合 管 理 者 長 泉村 長 井 上 周

郎

後

 \exists

IJ

+

儿

日

=

ル

豪

雨

為

X

遽

カ

=

用

水

潤

沢

1

ナ

IJ

爾

静 岡県芦湖 水利組 合所 蔵

其

での早 害 報 壹九

昭二

和九

四九

年二月

九

日

大正

几

年

か

ら

昭

和

Ξ

年

ま

=

堪

サ

ル

次

第

ナ

IJ

水 利 灌 漑 = 関 ス ル 件

末 本 村 組 民 合 木 過 憊其 去三 極 4 年 = 達 間 七 連 続 ル 七 状 ル 未 態 ナ 會 V 有 1 大 阜 本 魃 年 ハ = 依 如 IJ 何 流 =

カ

シ

テ

ヲ

L

2

モ

1

前

特

終

ル

t

1

年 腐 流 九 心 量 月 七 7 シ 極 此 於 度 タ 危 = ケ X 貯 免 ル 制 限 水 尺七 シ 期 会社 於 寸 ケ 水 ル 1 位 共 年 N 力 7 量 シ 灌 本 極 テ只管 年六 漑 X テ 月 尠 期 ナ 貯 日 力 水 = IJ 増 至 シ 湖 IJ ガ 量 水 辛 前

> ガ 然 モ 亦 如 L 前 丰 F 旱天 年 王 六 轍 月 東風 初 ヲ 五章 踏 旬 吹 4 1 ナ 丰 梅 ル 加 18 ~ 1 期 シ IJ = 1 入 田 焦 ル 慮 極 王 度 依 七 シ 然 乾 モ、 1 燥 シ + テ ヲ ナ 連 日 ノ午 本 焼 年 7

合ノ全 来時 後 x 用 田 相 面 水 当 数 = 年 降 モ 些ノ 来 稀 T 支障 ナ IJ ル 2 豐 ナ 7 ク 穣 以 灌 7 見 植 漑 ヲ終 ル 付 = モ 至 完 IJ 1) 全 本 シ 年 終 1 誠 始 了 7 X テ 告 同 組 慶 4

而 = シ ハ テ 芦 七 月下 湖 水 著 旬 シ = 至 ク 増 ル 加 + シ 稀 同 = 月二十 見 ル 豪 日 雨 = 屢 1 × 九尺七 = シ テ八 寸 Ŧi. 月 中 分

月二十 八寸 上 逆 以テ之ガ 旬 大増 部 ĨΙ 土: 1 = 及ビ 俵 水 水 九 越 H ヲ ハ ヲ 押 土 水 シ 来 再 俵三 E 7 力 シ シ 流 防 土: バ 几 俵積 俵 禦 シ " 之 留 シ辛 暗 上 約 ガ 渠 7 水 ナ 門 タ シ 崩 尺ヲ テ其 シ × 上 潰 幾 原 乗 、安全ナ 暗 形 分 虜 = IJ ア 渠 復 減 越 ル ヲ 越 シ 水 ~ ル ヲ 遂 7 以 水 タ ヲ IJ ナ 得 = テ ス シ 叶 ル 夕 IJ 遽 コ タ 口 東 +: 1 L バ 側 此 俵 七 八 時 7

右

テ六尺六寸四

一分迄ニ

Ŀ.

騰

七

シ

×

得

タリ

=

応 常

シ = シ 1

貴 湖 X

組 水 同 = 1

合 1

|水配

人 = =

1 注

指 意

揮ヲ受ケ水門

流

出

7 其 斟

酌

加

シ 住

水

位 並

2 貯

水増

量

一ノ方法

ゴヲ講

必

要 任 常

三四

昭 和 四 年二 月 + 九

日

深 良村外六ヶ村芦湖水 利 組合管 理

者

様盟

ツテ実行可

候若シ所

定 漑

至

IJ

水

責 セ

任

位 ル

任 ラ以

テ貯

水

致シ

貴組

合灌

用

水

缺乏ヲ

生

シ

X

=

達

七

ス、

之カ

因ト

貴

合 期

田 H

地灌

漑 貯

缺乏 償

ヲ 致

来シ 水 サ

長泉村長 井 上 周 郎 印

静岡県芦湖 合所 蔵

一一

昭和七年一月二〇日

東京電燈灌漑用水貯水保

水利組

早害

ラ蒙

ラシ

×

候 原 仕

節

1 其 ナリ

程

度

= 組

応シ

相

当ノ

賠

口

為後 H 保證 書 仍

昭 和 七 年壱月弐拾 如 件 \exists

静 出 県 駿 東郡深良村外 六 箇 取

締役社

長

郷

誠

之

助

東京電燈株

式

芦 湖 水 利 組 合 管 理 者

長 泉村長

及其

用

=

支障ヲ来サ

シ

×

サラ

厶

メ、

貴

ノ間 大正

= 九

結

シ

タル

契約書第参条及第九条二

基

丰

灌

淝

用

水 1

月九

H

付

ヲ以テ貴組合ト東京電燈

株式会社

保

証

書

合

1 七

> 間 他 締 年八

信

用 水

アル

者壱名ヲ選定

シ

兀

「ツ留 シ

水 ル 為

門

附

水門

逆

川甲羅伏悪水

吐

 \Box

ノ巡視

取

締 近

= =

> 鈴 木 博 夫殿

静 岡県芦湖 水利組 合所蔵)

昭和一二年二月二二日(一九三七) 務内規 芦之湖水利組合水

配

湖 議第壱号

必 量

ス

毎:

年

減シ 水 量 調 節 ヲ 計 ル 事 = 相 成 候ニ 就 テ ハ

月壱

H

前後

=

於ケル

四

「ツ留

水門上戸

ノ上端以上当会社

水配人服務内規

=

関

ス

ル

件

利 本 組 組 合 合 水 水 配 配 服 服 務 務 内 = 規 = シ 基 委員 丰 取 会 扱 ヲ 議 為 7 経 ス 9 七 ル 1 1 别 紙芦 ス 湖 水

昭 和 十 年 月二 十二 日 提 出

口

年

同

月

日

決

議

間

中

間

接

管

理

1

六

月

日

 \exists

IJ

九

月

 \equiv

+

日

迄

1

水

利

期 丰

駿 東 郡 外深 六良 村村 芦 湖 水 利 組 合 管 理

者

駿 東 都 泉村 長 藤 原 重 治

> 管 理

毎: 条 年 + 月 本 組 日 合 \exists 東京 IJ 꽞 年 電 Ŧi. 燈 株式会: 月 + 社 \mathbb{H} = 迄 対 ス 間 ル 契 貯 約 水 嘱 託 基

第 四 用 条 期 = 本 於 ケ 組 合 ル 1 直 東京 接 管 電 理 燈 1 株 = 式会: X 分 社 1 ハ 水 利

所 = シ 1 不 並 可 = 分 管 理 ナ ル 様 ヲ 式 以 = テ年 X 分 中 T IJ 間 ŀ 断 雖 ナ ク 1. 直 干 接 其 間 接 影 注 用 意 響 期 1 ス 7 ル 異

秋 理 ヲ 1 豪 ナ ায় シ 7 貯 水 地 灌 ス ル 漑 終 コ 1 了 期 ヲ 專 = 念 於 ケ 東 ル 芦 京 電 湖 燈 株 湛 式 水 会 並 社 = 夏

用 対 セ シ シ テ 本 ル 組 モ 合 田 地 ス 灌 漑 = 支 障 ヲ 来 サ

ザ

ル

節

井

=

於

テ

利

4

1

1

第 Ŧi. 水受ケヲ 条 本 組 ナ 合 シ 毎 郷 年 IH 六 来 月 慣 H 几 行 7 " 厳 留 守 水 門 シ Ш 上 地 戸 灌 七 尺 漑 以 ヲ 公 <u></u>

平 支障 ナ カ ラ シ 4 ル 七 1 1 ス

井 堰

 \exists 1 7 計 ル 王 1 1 ス

意 逆 顧

シ

組

合

 \mathbb{H} 羅 並

地

植

付 堤

並

= 並

灌

漑

用

水

7

潤 破 留 湖 1

沢 損

ナ 漏

ラ 水 ヲ 水

III 念シ 条

堰

堤 ায়

甲

伏 =

及ビ 用 郷 規

塘 多

= = 人 務

各 依

堰 IJ

所

等

= 閉 位

注

量

水 IF. =

寡

几

"

水

FF 貯

開

第二

本

組

合

副 従

水

配 勤 来 古

ハ ス

常

-モ 1

苫

K

第

条

組

合

水

配

=

関

シ

来

∃

IJ

=

郷

間

並

内

X

ラ

ル

諸

規定

及ビ

慣

 \exists

執 =

行 郷

シ

補 =

則 定

1

シ

テ L

本 9 本

服

務

内

E 従

ル 行

1 =

ス 1] 驗

東

郡

外深 則

六良

村村

芦

湖

水

利

組

合

水

配

服

務

内

規

総

シ 4 ル 第六 条 水 配 X ハ

毎:

年

貯

水

進

備

1

シ

テ、

郷

水

配

共

948

登 山 シ 逆 Ш 堰 堤甲 羅 伏 1 破 損 7 修 理 シ 土 俵 伏 セ

ヲ

為 ス

第七条 意 水 配 人 1 恒 例 = 依 IJ 施 行 ス ノト ル 各郷 ス 関 係 堰 所 = 注

シ慣 例 = 違 背 七 サ ル 様 取 締 ル モ

水 利 調

第八条 水 元配人 植 付並ニ 灌漑 当 水 ノ需用 期 = 於テ其 ノ必

要ニ応シ三

郷

打合

セ

ノ上

登

抜ヲ行

フ

モ

1

1

ス

本

第九条 要求 = 依 水 リ又 配人 ハ 必 水 要ト ノ需 認 用 期 X = タ ル 於 テハ 1 丰 各自 水 郷 1 調節 関 分水 係 者

出 仕 シ公平 = 田 地 = 灌 漑 ス ル モ ノト ス

=

間 接管理

第十 条 水 配 X ハ 四 「ツ留・ 水門ヲ東京 電燈株 式 会社 嘱託

Ŧi. H <u>•</u> 十 Ŧi. H 前 後 = 於 テ三 П 1 登 山 ヲ 為 ス 王 1 1 ス

期

間

中

1

雖

1

モ

水

位流

量隨

時巡

視

ノ為

X

毎

月

Ŧi.

H

+

但 シ 管 理 登 山 交代単 独 潜 行

戸 抜 登 Ш 郷 代 表三名 シ

水受又ハ逆川土俵伏替等 ブ登山 此 限 リニ ラ

ス

第十一条 第六条乃至第八条及前条ノ行為 其

ス

本

内規 管

外

ノ場 備

合 ノ巡 1 管

理

者 = 記

ノ指示ヲ受ケ登

モ ノト シ

理

一役場 以

付

視 簿

載シ

管

理 者

= 報 Щ

告 ス ル ス

附 則

内 .規ハ 昭 和 + 年 四 月 H \exists IJ 施

岡県芦湖水利組合所蔵

行

第 几 節 地 域 0 変貌 と用 水

三四 昭和二〇年七月一八日 芦湖 水利 組合事務引継

事 務 引 継

深良村外六ヶ村芦

湖

水

利

組

合管理

者在

任

中

事

務

冊 之通 昭 和 二十年 リ此 段 | 及引 七 月 十八 継 候 H 也

别 駿 東郡

深良村 外六ヶ村芦 前 任管 理 川湖 者 水 藤 利 組 原 合 重

治

印

ケ

国境

駿

河

津

峠

元

箱

根

村

分百

八十

几

間

深

良村

分

Ŧi.

百

村芦 湖 水 利 組 合副 管 理 者

深

良

村外六

ケ

相受候 深良村長 11 Ш 本 大 全 殿

右

引

継

昭

和弐拾年

七

月

廿

壱

H

深良村長

Ш

本

大

全印

央ニ

九

尺宛

ノ排水

口二ケ所ヲ設ケ之ニ土

俵三

俵宛積ミ重

泉村 瀬 根 タ 町 本 名沢 村芦 Ŧ. 組 ル 水 反 合 湖 四 清 利 ヲ引入レ ヲ疏 一畝二十 深良村 水村ノ七 組 合 水 = シ 歩ニ 本 シ 富士 深良村 ケ村 組 テ、 灌 合用

漑

ス

ル

共

同

事

務

処弁

ノ為

メ設 百三

其

ノ水

1

神奈川

県足柄工

下 郡

元 置

水 地

= 先

充当ス

ル

モ III

ノニシテ、

三百 更二

= 源

テ

黄

瀬

= 合流

書

次郎 衛門 年 来渝 兵衛 江 ル アル四 戸 コ 浅草 1 氏 ナ 発起トナリ、 ク ノ人長濱半兵 其 起 因 深良村 衛 寛文六年静 尼 大庭源之丞 ケ 崎 嘉右 岡 市 衛 友野 門 地 元 ノ代 浅 與 井

表ト ナ リ 徳 JII 幕 府 許 可 ヺ 得テ芦 湖 四 " 留 = 水 閘 ヲ 設

Ŧi. \exists + IJ 馬 儿 坂 間 尻、 延 古川 長七 П 百三十八間 = 至 ル 里二十二 ノ隧 道ヲ堀 町 十六間 鑿シ下穴 ヲ流 口 熊 F シ 洞

逆 其 川 L 口 = IJ = ハ 新 延 Ш 長二十 1 称 ス 間 ル 新 巾 水路 九 尺高 延 長七 サ Í. 尺 百 二十 堰 堤 間 ラ穿 7 築 チ、 尚 中

950

組

合

沿

革

概

要

出

村

富

岡

村

小

泉村

泉村

• 長

ノ内二十八大字ト

田

地

Ħ.

+

納

検

查

立会セ

シ

4

留 水 水 位 流 調 量 飾 7 7 取 為 締 シ 1] 常 恒 時 _ 貯 IF: 水 関 増 東配 量 電会 ヲ 計 社 灌 苫 漑 湖 期 几

際 障 シ ナキ テ 揚 7 水 期 井 戸 ス ル 7 有 七 効 ナ -IJ 利 用 組 合全 域 耳. IJ 灌

漑

組 合 機 関

組 合 吏

書 組 合 記 各 規 定 名 ヲ \exists 以 IJ テ全 管 理 般 役 場 1 事 7 設 務 ケ 掌 IF. ル 副 管 組 理 者 合 上 収 入 中 役

水 下 ノ水 配 郷 事 = 務 分 ヲ チ 処 各 理 郷 = ス IF. 副 水 配 人 各 名 ヲ 置 丰 灌

漑

用

会 ヲ 組 織 管 理 者 諮 機 関 ス

委員

会

11

委員

設

置

規

定

=

依

IJ

委

員

十二

名

ヲ

置

十、

員

組 組 織 合 会 シ 決 ハ 議 組 合会 機 関 議 1 ス 員 定 数 ヲニ 八 名 1 シ 組 合 会

組 臨 時 合 会 出 納 於 検 テ 查 臨 郷 時 議 出 納 員 中 検 查 \exists 7. 1] 各 会 人 名 ノ定 7 選 数 学 ラ三 シ 臨 名 時 1 出 シ

> 規定 及 慣 例

"

1 組 = 合 シ テ、 各 種 古 来水 定 IJ 門 9 ル 開 規 閉 程 西己 以 給 水 外 凡 勿 論 5 慣 大 例 11 堰 = 取 依 ル

ナ ル 旧 慣 7 存 シ 永 久 不 文律 = シ テ 尊 重 ス

格 位 干 本

置

構

造

灌

漑

地

域

其

他

組

合

=

関

ス

ル

切

事

項

厳

芦 湖 K 水 使 用 権

理 芦 申 年 室 者 年 # 請 湖 書 神 伝 御 11 奈川 口 御 元 7 所 神奈川 箱 年 料 有 八 県 林 1 根 月 知 解 ナ 神 県 古 事 除 1) 社 帝 知 湖 事 水 河 共 室 御 朱印 及 林 = = 提 敷 法 内 野 ヲ準 出 局 地 務 地 占 省 = 管 用 用 シ = 大正 並 シ 移 理 テ = 其 管 朗 + 工. 属 治 七 結 ラ 几 作 ス、 維 年 物 ル 新 設 当 几 大 1 大正 時 月 置 IE. 共 許 許 + = 管 口 叮 + 帝

令 接 シ、 即 チ 法 律 的 = 使 用 権 7 確 保

ス

ル

7

得

4

IJ

指

几 深 良川 河 年 八 法 月 進 黄 静 用 尚 瀬 河 県 III 告 河 示 認定 第 III Ŧi. 敷 並 号 I. ヲ 作 以 物 設 深 置 良 III

昭

和

瀬

III

ハ

JII

JII

1

951

黄

号

次テ県令第六三

備 財 帳 用 何 1] 七 以 水路 簿及 下七 工 産及物件 日 河 品 口 神 L 奈川 許 作 JII 帳 モ 財 八二点 簿及 ケ所、 産 書 使 可 物 = 県 改善積立 設置: 県足柄 用 関 類 同郡 自 指令アリ、 1 料 ス 期 黄 別 権 ル 類 仙 金 冊 間等 保 瀬 規 下 郡 全ノ 定 帳 JII 石原村地内逆川口堤防並 関 簿 = 元箱根村 壱千六百 1 無料 出 書 之レ又法律 係大洞堰以下六ヶ所、 \exists 原 IJ 類目録台帳記 アラシ 深良川 • 無期限 円 七〇 タル 的 関 番 ノガ指 [使用 処昭 係豊 地芦 載 令 権 和 後 ナリ 湖 堰 = 通 確 八 甲 四留 二ヶ所 年 保 河 IJ 羅伏 ケ ヲ 凣 JII 月十 所 得 水気面ご 敷 III タ 并 堰 昭 和二十年四 金 金 逆 四千参百弐拾円 四千六百七十 椅子 会議 金庫 財 掛 謄 謄 書 務会計 事 軸 写 写 類 版 件 版 机 箱 内 内 月 并鑪 調 並 的停式 鑪 H 七 記 兀 几 弐拾九個 念品 各壱個 各壱個 [拾弐脚 拾 拾九個 七 円 現 + 在 壱個 壱個 壱個 九 Ŧi. 七 拾 八銭 十七 千 脚 脚 個 家尊 泉村役 銭 但 小泉村役場保管 同 泉村役場保管 泉村役場保管 小泉村役場保 泉村役場保管 小泉村役場保管 福大倉喜八郎両 箱 断 口 昭 共 場 年 和 度 + 九 年 度

内

訳

差引金三百五十七円十九銭

翌年度繰越高

歳 歳

出 入高

高

氏

1 書

百 百 Ŧi. + + 几 七 円 円 + 九

> 昭 和二 前 年度 十年度歳 繰 越 高 入高

> > 本

組

合

ハ

苩

湖

貯

水

7

敏

ラ

シ

ル

目

ヲ

以

テ

来

銭

和 + 年 度歳 出

銭

払

仮 昭

冊 会計 簿 記 載 通

右

别

金

拾

11,

差引 四百

不足 参

金 円

四

百

六

円

八

+

銭

処理 未 済 事 項

関 本 組 東 配 合 電会 対 関 東配 社 1 契約 電会 社 締 1 結 契約 関 ス ル 1 本 件 年三 月二十

間 ヲ 満了 基 礎 = シ 恒 9 久 ル 契 モ 約 戦 時 1 締 経 結 済 激 木 変ニ 難 ナ ル 依 為 1) 現 止 時 4 経 ナ ク 済 本 状 月 勢

本

九 也 本 及深 H 本 組 良 合 組 III 合 納 新 会 JII ノ決 付 堤 ス ル 防 議 営繕 事 7 経 費 暫 テ 定契約 1 組 シ 合 テ年 費 7 1 為 額 シ 金壱千 テ シ 置 年 額 丰 タル Ŧi. 金 百 Ŧi. モ 円 千 也 円

締 経 済平 結 制 七 常 水 ラ 門 L 工事 帰 ン \exists ス = 1 ル 関 ヲ ヲ 俟 ス 望 ハツテ ル 4 件 モ 組 合将 ナ 1] 来 為 速 = 本 契

約

7

流 量 = 水

下 7

増

減

3

タ

ル

時

該

調

整

貯

水

池

=

依

テ、

心

須

常

用

水

量

=

調

整 = 高

水

門

ノミニ

テ

操

作

不

便 活

ナ ナ

ル

ヲ

以 4

テ

現

在 的

四四

"

留 従

水

ヲ

天

門下 流 ル 9 ル 降 ル 目 十二尺ノ場 王 的 雨 県 ヲ 7 容 外関 以 易 テ、 所 係 = ノ為未 昭 シ = テ貯 開 和 十二 閉 ダニ 水 自 年 = 在 許可 替 Ŧi. 制 月 神 灌 = 水 奈川 門 至ラズ、 漑

県 憂 築

知 少 造

事 ナ

= カ

請 ラ

決

戦

下

T

ラ

++=

4 ナ

シ

以 1 鍵 テ此 1 食 機 糧 增 ヲ 逸 産 セ = ズ T 1) 処 理 1 上 云 フ、 附 之レ テ絶大 過

ナ

ル

力

7

必 願 シ 恵

ル

7 勝

効 サ L タ

調整

貯

水

池

建

設

=

関

ス

ル

件

Ŧi.

日

期

使 量 組 用 節 合 拼 七 ノ 昭 ン 内 1 = 和 + 於 ス ル テ Ŧi. 関 年 目 東配 的 \equiv 一月芦 7 電 以 会社 テ、 湖 貯 几 ガ 水 電 期 " 留 力 = 水門 調 於 節 ケ 上 ル = 於 有 必 4 効 須 ル 適 常 流 切 用

欠乏ニ 貯 ハ 陥 毫 水 川蹉跌 池 モ 7 影 建 響 ヲ 設 セ 来 ザ 七 シ ル ン タ 1 Ħ ル 的 シ 王 タ ヲ 経済平 ル 以 王 時 - 常ヲ 深 局 緊 良 村字 俟 迫 ンツテ 馬 依 貯水 坂 IJ 資 尻

材

并 = 電 力経 済 1 為 建 設 セ ラ L ン \exists 1 ヲ 望 4 モ ナ IJ

深 良川 新 JII 堤 防営 繕 = 関 ス ル 件

甚 深 良川 2 ク 新川 其 ノ缺 堤防 潰 灌 洪 漑 水 上二 ノ際 於テ憂 = 於ケル 7 ル 危 険 所 勘 1 文 力 漏 ラ ズ 水

納 入 七 ラ ル 金 額 ヲ土 台二 組 合 費 協 力 1 相 俟 " テ 継 続 事

幸

E

本

月

+

H

1

暫

定契約

依

IJ

関

東配

電

会

社

 \exists

1)

年

x

ノ支障

ヲ少

ナ

カ

ラシ

4

ル

故二

於

テ管理

上

将 7

告

灌

1 来 報

ヲ

望 雖 1

4 モ

業ト シ テ施行 七 ラ L 9 シ

苩 湖 水 神 社 基 本 金 積 立: 件

長

公泉村上

原

座

芦

湖

神

社

ヲ本

組

合

民

崇敬

ル

由

緒

7

ル 土

神 狩

社 惣ケ

=

シ

テ 鎮

其

維

心持基本

財

産ノ

充実ヲ計

IJ ス

依 荘 " 厳 テ ナ 本 ル 組 祭 合 事 = 奉 昭 和 仕 几 ス 年 ル ハ \exists 本 IJ 若干 組 合員 積 1 義 立: ヲ為 務 ナ リト シ 来 信 L ル ズ、

貯 水 嘱託 = 関 ス ル 件 7

以テ之レ

ガ

継

続

ヲ

望

4

モ

1

ナ

IJ

三ケ 本 組 年. 合 7 大正 期 十二 1 シ テ其 年 \equiv 月 都 ∃ IJ 度 保 東 証 京 書并 電 燈 株 = 覚 式会 書 7 社 呈 シ 対 嘱 シ

託

シ来リ

タル

=

付、

本契約締

結

節

别

1

シ

テ

暫定契

組合の名称

ナ 1)

約

中

1

ケ

年.

毎

=

以

上ノ

行為ヲナ

ハスヲ

妥当ト

認

4

ル

水

位流量

雨

量

報

告

件

組合 ハ 芦 湖 1 水 位 流量 R 量 ・報ノ年次

告 ノ義 務 T ル 七 ナ ル = 付 継 続 七 ラ L 2

報 漑 本

王 1 ナ IJ

書 類 諸 帳 簿 = 関 ス ル 件

書類 諸 帳簿 ハ 别 紙 同 目 録 台 帳 記 載 1 通 IJ = 有之候

省略

静岡県芦湖 水利組 合所蔵)

[和三〇年二月一 | |九五五) 日 駿東郡 深良村外五ケ市

町

置

昭二

村芦湖水利組合規

湖 水 利 東郡深良村外 組 合 規約 第 号 Ŧi. ケ 市

町

村

芦

湖

水

利

組

合

規

約

芦

第 条 本 組 合は、 駿 東 郡 深良村外 Ŧī. ケ 市 町 村芦 湖 水利

組 合とい

組合を組織 する市町 村

裾野 町、 本 長泉村、 組 合は、 清 駿 水村を以つて組織する。 東 郡 深良村 御 殿 場 市 富 出

組 合の共同 処理 する事 務

第三条

本

組合は、

深良村、

御

一殿場

市

0

内

神

Щ

富

岡

村

第六

条

組

合議会の

組

織

及び

組

合

議会議

員 0

選

举

に

関

L

佐野 0 0 内 内 御宿 久根 二ッ屋 公文名 干 福 伊豆 上 島 稲 ケ 田 田 荷 水窪、 茶畑 金 沢 長泉村 平 葛 松 Ш 0 富 桃 内 袁 沢 南 石 裾 色 脇 野 町

新宿 納米里·上土狩 伏見に関する芦 中 土 湖 狩 開 下 水 共同 土 狩 事 . 竹 務 を処理 原 清 するを以 水 村 0 内

つ て目的とする。 組合の事 務 所 0 位

第四 条 本 組 合 0 事 務 所 は 管 理 者 所 属 0 市 町 村役場

置

を置 、組合議会の組織及び議員の選挙方法

> 第五 町 告示 村 条 住 民 K 本 により 組 中 合 市 議会議 組 町 合関 村 議会議員 員 係 0 の定数は二十八人とし、 市 0 町 被選挙権を有する者 村 議会に 於いて、 そ 管 0 理 0 者 中 市

良村 御 殿場 市 人

カン

左

記

0

通り

選

挙する。

長泉村 村村 六人 六 清 裾 水 野 村 町 二人

富 深 3

岡

びに T は、 地方自治 前 条に規定するものを除くの外 法(昭和二十二年法律第六十七 は 総て旧 号)の 規定 慣 並

に 進 拠する。

組合の執

行機

関

の組

織

及び選

任 の方法

第七条 係 市 町 本組合に管理者及び 村長 0 耳. 選に よりこ 5副管理: れを定める。 一者各一名を置 関

2

管

理

者

は

組

合

ic

係る事な

務を処

理

L

本

組

合を

3 代 表する。 副管理者は、 管理 者を補佐 管 理 者 に 事

故

あるとき、 又は管理者が欠けたときは、 その

職

務

代理する。

第八条 本組合に、収入役及び書記各一名を置き、 0 市 町村の収入役並びに職員をもつてこれに充 管理

者所属

三四四

昭和四二年三月二〇日

てる。

第九条 2 きは、 組合吏員の組織及び任免に関しては、 収入役及び職員に事故があるとき又は欠けたと それぞれその代理者がその職務を代理する。 前二 一条に

定めるものの外、 組合の経費支弁の方法 地方自治 法 0 規定に 準 拠する。

第十条 標準とし、 本組合の費用は、 均 課率を以つて組合各市 明治十二年決定堰分の反別を 町 村 15 分賦 す

附 則 る。

1 規約 公布 の日から施行し、 昭和三十年

月十 日 カン 3 適 用 する。

2 駿東郡深良村外五 ケ町村芦湖水利 組合規約 昭

月を経て同一〇年二月に至り漸く隧道を貫通し、

を与えられ同年八

八月二五

日に

工事着手

Ŧi.

星

霜

0

長

通水を

和二十 -七年芦 、湖水利組合規約第一号)は、廃止する。

(明治三〇年『規約条例反認可書.

静岡県芦湖水利組合所蔵

権 の届出

河川法に基づく慣行水利

事業の沿革

年前即ち寛文年間にお 力、 本 その他雑用 組合において芦湖水を貯水調節して灌漑 一水として使用してきたのは今を去る三 いて駿東郡深良村の名主大庭源之 飲用 動

益心に賛し同六年五月二八日寺社奉行 二月一三日工事願書を幕府に提出 右 丞が田 領のため、 衛等が開鑿したものである。 地開発の一大事業を企図し、江戸浅草の人友野 寛文元年、 箱根神 社 当 祈 時 L 願 の芦 幕府も同 状 勘 ノ湖 0 定奉 提 は箱 出 行 人等の公 0 同 根 許 権 年 現 与

	取水口等		施設名	事業の現況	事業の沿革	河川法施行	神奈川県知	
良水門量水標の零点を基準とる。深良水門の操作により自芦湖水の保全と水門操作の必	深良水門	名称又は種類	深良用水 他一四箇所	別紙添付のとおり	別紙添付のとおり	法第二○条第二項の規定八条	^和 事殿	届出書
零点を基準とし二、一二mを貯水目標水操作により自由に取水できるが貯水量に水門操作の必要上、本組合に湖水番人を	声の湖岸	河川名	目的 流水の占用の			により、次のとおり届け	居出人 住所 静 氏名 静	
//位と定めている。取水量については本については毎年六月一日前後において深い棚畔に常住させその在に当らさせてい	元箱根字駿河津峠一六五番地先神奈川県足柄下郡箱根町	位置	かんがい・飲用・動力その他雑用水			出ます。	国理者 裾野町長 小林秀也 お岡県芦湖水利組合 お岡県駿東郡裾野町佐野七八四番地の五	昭和四二年三月二○日

備	Į F	一一一一一一一一一一			土地の占用	也 作	SID.	取 水 量 等
13	一深良用水は	分 一神奈川県と芦	一大正一四・		Л	深良水門	名称又は種類	組合水配人は お、非から遂次上 す。早魃期に ない。
	月二〇日名古屋控訴院の判決水利権の問題で神奈川県と争	湖水利組合との間における	四・一八 神奈川県指令土第1			地先(営の胡左岸) 元箱根字駿河津峠一六五番 神奈川県足柄下郡箱根町	工作物の位置又は占用の場所	常に相互緊密な連絡をとり、分配水の任に当っているが、 昇し、四、〇m/Sであるが 操作をなしている。かんがい 操のでは取水口の土砂を除去 があるが、 があるが、
	により水利権は本組合のものとい、明治二九年五月一日行政訴	芦湖洪水防除に対する協定書別	三二〇八号をもって別添写の通	手動捲上機付き 手動捲上機付き	三門	法の大きさ=2、10m 面の形状=長	工作物の構造又は能力	に代搔期以降のかんがい期 特に代搔期には全開し、五 における流量は一定はしな で一、二㎡/S~一、五㎡ で一、二㎡/S~一、五㎡
	と確認された。	添写の通り。	り許可			七四六坪 (三、景文m)	占用面積	○ S程度の流水 ・ S程度の流水
	明治						摘要	を 水五水の な を m³ 量 利 し な / を 水

	-			150	-r·	II II				utte	390				
	古	カ	大	橋	五	利	太郎	太郎	古	豊	深	名			
福		ロウ	洞	場	反四	平	右	右	111	140	良	称又			
刊田		ŀ	राम्प	-155	水	埋	郎右衛門	衛	ΙΙ	後	水	名称又は種	取	流	施
堰	堰	堰	堰	堰	門	樋	埋樋	門堰	堰	堰	門	類類	水	流水の占用の目的	施設名
		- pas		"	"	//	"	"	"					占	石
"	"	"	黄瀬川左岸					"	//	深良川左岸	芦の	河	П	用の	
			川							川	湖	JII	等	目的	
"	"	右岸	岸	"	"	"	"	"	"	岸	左岸	名		ΗЭ	
										静	神				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	岡県	奈川				深
										静岡県駿東郡裾野町深良	神奈川県足柄下郡箱根町			カュ	良
"	,,	"	,,	"	"	"	,,	"	,,	郡	一柄	位		んが	用
	, ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,	,,	,,,	"		"	断野	郡			7	
千		細								町湾	箱根				水
千福	"	御宿	"	"	"	"	"	"	"	良	町二			飲用、	の
_			_		_	=	喜	≡	≡	=	元箱根字駿河津峠 空番地先			動力	内
云	七九	四 不 番	一九五番	兲	四七番	畫	<u></u>	三五番	三 三番	呉	根字			ハそ	
六0番地先	芒九番地	番 地	番 地		番 地	= 番地	三三金番地	番の	番の一	三 三 天 番 地 先	駿			の (出)	訳
先	先	先	先	先	先	先	先	の三地	地	先	浬			雑	
								先	先		峠	置		動力その他雑用水	
											空			/1-	
											地地				
											先				

良川と称す。 を築き用水路を開設した。之れを深 尻より新たに延長 れた湖水は、 岸工を施す。 し流下を図り更に裾野町深良字馬坂 より端を発し古来よりの谷川を利 水門を保護するため、 の水路八三、 地に深良水門の新設水門より 四 深良川からは一 斯様にして深良疏水 古川 八米の このようにして流下さ 太 六米の新設をし 明神岳の麓なる字熊 開鑿をなし 部 右 0 四 〇 〇 m 衛 両翼に 隧道 取 水 更に現 \Box は 向 隧道迄 湖 0 石 実に 堤防 田 積 岸 埋 後 用 護

である。 行っ

たの

は正

一に其

の年

0

几

月二五

日

五反田 堰 堰 郎 橋場堰の各堰 門 堰 12 給 水

樋 堰

三番地先	水窪	"	"	"	"	堰		大
==番地先	石脇	"	"	左岸	"	堰	野	佐
一番地先	大畑	"	"	"	"	坂 堰)	堰(富沢堰	穴

その 残余の 殆 んどの 水 量 は 裾 野 町 深 良 儿 0 番 地

先

に

お

い

T

合流

L

黄

瀬

JII

に

注

水

L

て

5

る

して用 利 水 灌 につ 必要に応 漑 5 X 3 いては、 域 れ、 灌 湖 淝 水稲栽 水 面 良水門 カン 積 とも 3 培 0 の他、 明 取 治以 水方法としては、 発電 後 由 は 用 殆んど変りなく、 操作 水 防下用水と 古 来 使 用 より

じ、

深

に

より

自

0

L

てい 知 八 月 事 るが、 0 0 日 間 然し芦 に に 本 お 組合管理 5 T 0 締結 湖洪 一者と神 以水防除 したる協定 奈川 VI 0 県知 12 1, 基 7 き 事 は、 深 職 務代 良 昭 和二 水 理 0 者 Ŧi. 操 副 年

> 常設委員一 ○名以内を置きその 管理 運営をなしている。

理 月

役

場 三 組

を設

IE.

副

管

理 3

者

組 は

合設置

を許

可

れ

書記

各 け、

名水

配人六名

並 及 組 同

びに CK 合 収

清水町 て組 会議機 の内二八の井 織 す 関として組合議会を設 る。 灌 溉区域 組であ は、 り、 御殿 灌 け 場 溉面 議会の議員二八名をも 市 積 裾 は六八四、 野 町 長泉町 八 ha

は 昭 和三二年一 〇月 H 調 査に よる)に 及んでい る。 作

そのうち代搔 いい 水 る。 稲 灌 である 漑期 期は は四 が裏作として疎菜園 Ŧi. 月一〇 月一 0 H 日 から九月三○日までである より 芸. Ŧi. 0 麦類等を栽培 H 間 C ある。 七 月

分水 施 し必 及びこれ 要水の 流 12 関 下を図る。 でする一 切 又水配 0 事 務 を処理 人は 旧 して 慣 15 基 き貯 水

非 灌 漑 期 15 11 特 别 0 灌 漑 は 行 なわ れ ず、 非 常 用 並

K

発

紙

0 湖 を

書を交付され

事 可

業

現

作

行 敷

る。

当

0

規

定に

より

0

湖

水

0

引

及び八

月に

は

屢

水

不足

たをす

る

0

で水

取

口

0

砂

Ŀ

げ

作

業を

及

び早 T

III

敷占

用 河

並 JII

既 法

設工作物存置

0 芦

許可を受け

别 用

電 用 として少量 で水 を流 して

本

合 H

明

治

年に

結

成

灌 漑 方法としては 深 良川 及 CK 黄 瀬 III から 取水した水 では、

1+ 流 L カン h から 15 を 行 いっ 残 水 は 裾 野 町 水 窪 地 先 大堰 カン 3

7

黄 幹 線 瀬 水 III か路とし 12 排 水 支線 水路 5 を経 T 各 田 12 送 り、 各 田

> 右 ノ者ニ 対 シ 芦 湖 水 引 用 同 湖 敷及早 III 敷 占 用 妙 既

カン

静

出

県

駿

東

都

深

良村外

六箇

村芦

1

湖

水

利

組

設 合

工.

作 第 物 存 条 置 占 ノ件 用 垃圾 許 既 口 設 ス 工. ル 作 = 物 付 本 1 存 命 令書 置 ヲ許 ヲ 下 可 ス 付 ル ス 場 所

1

神

奈

拾

イ

六 JII タ 1) 坪 県 千 及同 足柄 弐 百 郡 下 郡 几 仙 元箱 拾 石 原 几 根村百 番 村字長尾千 地 先早 七 III 拾 ·弐百四 敷 番 百 抽 内 拾 拾 芦 参番 坪 湖 1 X 敷 域 口 七 1 村 ス、 匹

第二 但 為 条 シ 古 1 シ 敷 湖 引 地 占 用 水 湖 用 引 水 目 用 11 的 灌 = 付 漑 11 甲 及 テ 動 羅 1 伏 力 従 石 来 飲 垣 慣 料 及 四 其 行 ノ他 " 留 依 水 1 ル 雑 門 用 存 置 =

供 ス ル モ 1 ス

第三 条 占 用 7 廃 止 シ 9 ル 1 丰 11 小 田 原 土 木 出 張 所 ヲ

経

テ 其 ノ旨 知 事 = 届 出 " ^ シ

河 敷 地 及 流 水 並 河 III 附 属 物 占 用 規 程 ヲ 遵守 ス

大正 + 几 年 几 月 + H

奈川

県

知

事

清

野

長

太

郎

EIJ

命 令書

961

神

奈川

県

知

事

清

野

長

太

郎

EIJ

大

IF.

+

几

年

几

月

+

八

H

大正

年

几

附 東

願

芦

水

引

同 村

湖

敷 湖

汲早 項

III 組

敷占

並

既 +

設

工

作 八

物 月 岡

存

置 H 駿

ノ件許

可

候 湖

条別

紙 用

命

令

事

ヲ

遵

守

シ

神

奈川

県

指令十一

第三二〇

静

県

郡

深良村

六箇

苩

水

利

合

は 原圓 本 相 違

0

謄

本

ないことを認 証 す

静 出 県 書 湖 水 利

裾野 町 長 11 組 林 秀 管 也 理

印 者

第

四

条

前

各

項

外

大

IE.

九

年

Ŧi.

月

神

奈川

県

令

第

Ŧi.

+

号

シ

水の取

水を合理

化

し強化するため、

逆川

叶

水

口甲

羅

伏

0

む

しるも

のとする。

苩 0 湖 洪 水 防 除 12 対 する協 定書

苩 0 湖 洪 水 調 節 及 U 深良村外六ヶ村芦 0 湖 水利 組合用

カン ± 俵 に 施 部 て措置するものとする。 分を水門 行するまで、 15 改築及びこれに 不 取 敢芦湖 洪 附 水 防除 帯 する 対策は 補 強 左記 工. 事 方法 を速

を以

既 得 但し本協定の措置は深良村外六ケ村芦 水 利 権 を毫も侵害する意図を含まず Í. 0 湖水利 0 慣例とは 組 合 な 0

らな

六

は

四

0

零点を以てする。

各項

0

措置

を取るものとす

る。

に於て前

合 出

管理

張

伏の る場 合湖 毎 年八月一 合は中 + 水 位 俵 上 段 日 段 米五〇以 から十月末日に至る間洪 俵 俵 通 通 0 9 上に達したときは、 取 を 除く。 取除く、 更に な 水位 お 水 水 逆川 の慮れ 上昇する場合 位 刻 吐 大 Ŀ あ 口 る場 昇 甲 寸 羅

位上昇 水位 は残り全部を取 更に上昇する場 する場合は中 除くものとする。 ・段二枚を取り外すものとする。 合 は 四 ツ留 水 門 扉 上 段 三枚更に水

=

者 協 議 0 上 前 各 項 0 措置をな し得るも とする

芦 湖 0 水 湖 上 水 昇 利 0 組合側 慮 れなしと認めたるときは深良村外六 12 於て土 俵其の他を速 カン K 復旧

ケ村村

せ

79

 \equiv

第

項

0

期

間

外と

雖

\$

特

15

洪

水の

慮

ある場合は

当

Ŧ. 長がこれをなし、 洪 者に通知し、 水 の慮れ ありと 深良村外六ヶ村芦 深良村外六ヶ村芦 0 認定は神奈川 0 湖 県 水利 . の 小 湖 田 水利 組 原 合に 土 組 木

七 水位の 申 場 本 合、 立 協定に付当 てる権利 基準 何 時に 事 を有 ても 者 ツ留水門 の 一 解 しない、 消 する。 方 量水標 から協定取 其 ۲ 0 時 0 場 は 消 速 合 カン 相 0 手 申 に 方は 再 出をな 協 異 した する

捺印 右 0 の上本 通り協定なしたるに 證壱本を所 持する。 付これを證するため当

署名

昭

和二

+

Ŧi.

年八

月拾

H

3

三

昭 儿 八箱 和四八年五月 企第 뭉 H

協定人 可 立会人神 同 静岡 神奈川 奈川県土木部 芦 静 出 0 県土· 『県駿 湖 県知事職 水利組合管 深良村長 東郡 木 部 知 社会管理 A 事 長 長 務 早 代 大 豊 小 神 外六ケ村 理 者 田 原 林 路次

本と相違ありません 四十二 年三月二十 静 尚 県芦 湖 水 利 組 合

右

原

昭

和

岡 県駿 東郡 静岡県芦湖水利組合所蔵 裾野 町 長 小 林 秀 也

管理

者

静

昭和四八年五月一一日 芦ノ湖の水利用について 箱根町長お願

合計

一画を策定した次第であります。

裾 静 出 県芦 湖水 利 組 合管 殿 理 者

野 市 長 岩 崎 亀

秀

也

ノ湖 0 水利 用について(お願い)

箱

根

町

長

亀

井

郎

印

貴組合ますますご発展の由慶賀に存じ上げます。 芦

理解、ご協力を賜わり、 さて、貴組合とは平素隣接する行政体として何かとご 当町が現在のような発展を見る

成 道

郎 雄 也

に至りましたことに、 お 陰をもちまして、 今では年間二、○○○万人の 先づ感謝申し上げる次第です。 内 外

観光客を迎える観光地として発展を示してまいりました。 このような状勢の中で当町は「住みよい緑の箱

福祉 実現を目指し、『資源の活用と保 の向上、 基幹産業の適正な発展 生活環 の三つを柱 境 に 総

護

0

整

備

لح

根

0

から Ш :水資源の確保のことであります。 積 して かしながら、 おります これ が、 が 中 施策 でも 最も 推 進 木 0 Ŀ 窮 には して おり 幾多 ますも 0 難 題 から

963

すなわち、

旧

仙

石

原村と旧

I宮城

野

村

地

域

は

県

営水

道に

湧水、 委ね、 でに やく対処している状況化にありますが、 老朽化しているため故障も多く、 または表流水を水源にして、逼迫せる水需要に漸 他を 町 営 水道とし、 そ れぞれ 0 その実態はは 地 既存の施設もす 域 内 0 地下 なは 水

求 情でもありますので、本年度より町 だ憂慮にたえないものであります。 は めるかで町内全域にわたり調査 かることにいたしましたものの、 ます水道施設の統合計画を樹て、 たがって、現時点においてすら需要に応じかねる実 いたしましたところ、 各施設 これが水源を何処に 内各域に 0 整 散在してお 備拡. 充を

芦

ノ湖畔及び早川下流地域の災害を未然に防ぎ、

町 民は

当 町 に所 う結論に達した次第でございます。 在する 一芦 ノ湖」 にこれを求める以外に道なし

り下 に ふれることなく、 もとより芦 3 特段のご高配を賜わりたく懇願申し上げる次第であ いまして、 ノ湖の三百有余年にわたる歴史的 人道上 当 町 0 0 立場か 水資源確保 3 当 町 の窮状をお含み取 0 必要量 な水利権 VI 0

ります。

樹て、 美し 早川に対しても適量の水を放流し、 県においては、 なお、 い芦 芦ノ湖周辺の汚水処理のため公共下水道を建設 今般国立公園としての態様 ノ湖にしようとされておる時でもありますから 芦 ノ湖並びに早川水系の環境保全計 渓流美を保つと共に を整備する必要 へから 画

を

想時に ことの出来ますよう、 もとより、 申し上げます。 湖尻水門 観光客等の生命、 0 開 閉 併せてご検討下さいますようお 操作 から 小 財産を護るために、 職 0 責 任 K お 5 て行なう 災害予

昭 和四八年 『箱根町よりの中、 静岡県芦湖水利組合所蔵 し入れし

15

昭和四八年六月二九日(一九七三) 芦 裾野市 ノ湖の水利用について 長回答

三

苩 湖第一三号

その T

間

三世

紀

余り、

芦

ノ湖の水はただ単に農業用

0

みならず、

地

元民

の生

活

15

密

着

した極

8

て重

一要な 水と

生活

必需用水として、

当該地域の生命線として培われて

昭 和 温八 年六 月二 九

H

町 長 亀 # 郎

様

静 出 県芦 湖 水利 組 合

者 裾野 市 長 岩 崎 亀

管

理

营 湖 0 水 利 用 K 0 2 T 答

す。 首 暑の 砌 ますますご清栄のこととお慶び申し上げま

配 慮に預 り 厚く御り 礼申 し上げます。

周

巫

素より

貴

職

12

お

カン

れましては、

当

組合

0

ため

種

このような状

態

の中で、

能

は

甚だ

おります。

市 長 泉町 、知のとおり本組合を組織する御殿場市 清 水町 は、 古来より水不足に苦しみ、 幾多 裾野

飢

饉と困

窮

の変遷を繰り返

L

三百有余年

前当

時

とし

号をもって申

入れ

から

ありました標

題

件につきまして、

したがって、

昭和四八年五月一一

日

付四 0

八箱企第一〇

てまさに想像を絶する画期的な大事業を遂行したことは 地 元民の生命の維持を考えたからであります。

> ての意義はますます強い 今日 いても、 カン くなってきております。 1+ が ええの い生 活 心需

参り、

に

お

な

用

水

る水需要に備 また、当該 えて、 地域の 新しい 水事情につきましては、年々増大す 水源対 策 が必要であり、

これ

を

図っております 対処するため水源開 が、 適当な対策が見出しがたく苦慮して 発方策を真 剣に考え、 その推 進

15

逼迫する水需要の実

憂慮にたえない 8 0 であります。

当 要に応じかねる実情でありますので、 り検討させていただきましたが、 K 一組合 は応じが の常設委員会及び議会におきまし たいとの 結論に達しました。 現時 貴町 点に よりの申 お 様 い 々な角度よ 入れ

てを積極的にご企画 れ 3 0 点を充分 いただくようお願 15 お 含みの上、 他 か申 0 水 し上げます。 源 確 保 の手

(昭	和四八年	静岡県芦湖水利組合所蔵)『箱根町よりの申入れ』	一二二施設			f
			名	称	数量	摘
高 昭和五三年二月 (一九七八)	芦湖水利	芦湖水利組合財産目録	深	良水門	-	石造三門
第三 財産目録			水	路	○ 六 m	深良水門より深良川隧
			湖	尻 水 門	_	数福七m鉄門
区分		金額				n
才	=	三、六七七、五四五円	深良川	以川隧道		幅一、八m 高さ
I			流護出岸	流出防止施設	一式	
			電	話施設	一式	深良水門出張所
三その他						
区分	所	在地	地積	借地料	期	間
	神奈川県	柄上郡箱根町	-	円		
		仙石原長尾三豐番地		円		
湖尻水門敷	. " "	元箱拫袋可聿⊧ 二笠 〃仙石原字イタリ三器 〃	四大、古 m	無料	無期	限

施設敷が土砂流止防止 深良用-芦 三00年祭記念碑敷 大 佐 干 穴 古 大 力 ラ 前方三、四、湖敷、魚山 野 ウ 福 洞 水開さく 1 堰 堰 堰 堰 堰 堰 堰 加止 より 敷 敷 敷 敷 敷 敷 敷 裾野 神奈川県足柄下郡箱根町 裾野 神奈川県足柄下郡箱根町 市 市 " 深良字穴 " " " " " 深良字カ 宣三番: ラウト一卆番地 大畑 御宿 水窪 石 T 金沢 脇 福 三 **垂地** 三0地番 地 主式地番先 四 地 番 先 の二の 一地番先 一地番先 番先 地内 内 先 | 弄|、穴 一哭九 型(0) 蓝宝、一六 一哭、罕 大、五 一品、三七 一〇四、六六 **元**、元 全,0三 79 無 年 二公芸 " " " " " " " " 料 額 期記売10・三より 五・三・三まで 門·四·一よ " 11 " " 11 " " 11

引継ぎをした者 静岡県芦湖水利

組

合

昭

和五三

年

長泉町長 高橋正三0

静岡県芦湖水利組 高橋 正 三印

引継ぎを受けた者

合管理者

事務引継書』 静岡県芦湖水利組合所蔵)裾野市長 市 川 武(甸

967

壳 昭和五六年九月二五日 東京電力株式会社及び姫

JII 電力株式会社との契約

式会社(以下「乙」という)及び姫川電力株式会社(以下 県芦 湖 水利組合(以下「甲」という)と東京電力株

契約

という)を丙に譲渡することについて、 同第二発電所及び同第三発電所(以下「深良 次の ٤ JII お 発 b 電 契約 所

「丙」という)は、乙がその所有する深良川第一発電所・

を締結する。 一条 甲は、 乙が深良川発電所を次の各号にもとづい

第 て丙に 譲渡することについ て同意する。

譲渡物 件

一発電所設備及び付帯設備 一地使用 権 式 式

(三)発電 (二) 土 地所有権及 用水利権 び土 (有効期間 昭 和八〇年三月三一

日

記

上

まで)

譲 渡期 日 昭 和 Ħ. 七 年四 月一

第二条 と乙との間で締結した契約書、これに付随 乙は、 本譲渡にあたって、 日 大正九年八月九 した追

月甲 加 承

る。

約書及び覚書等に記載された条項を、

総て丙に継

す

第三条 乙は、 前条のほか甲、乙間で実施している諸行

事等を現状のまま総て丙に継承する。

第四条 営が軌道にのるまでの間適宜助言し、 乙は、 丙 から 前 条により継承した事 万 丙に 項の業務運 遺漏

るようはかるものとし、 あ る場合は、乙の責任にお 甲に迷惑をかけないものとす いて丙が継 承事項を履行 す

る。

第五条 甲は、 乙が本譲渡にあたって行う発電用 水利 権

名なつ印のうえ各 記契約締 譲渡承認申 結 0 請及びその他官庁出願に対し協力する。 証として本書 通を保有する。 三通を作成 甲、 Z

丙

昭 和 Ŧī. 六 年 九 月二 Ŧī. H

甲 静 出 県 芦 湖 水 利組合管 理 者

裾 野 市 長 市 III 武

東京都千代田 区内幸町一丁 目 三号

Z

東京電力株 式会社

代 表取締役社 長 平 岩 外 几

東京都千代田区有楽町 姫川電力株 式会社 一丁目 Ŧi. 番 口号

丙

『議決書綴』 代表取締役社 静岡県芦湖水利組合所蔵 長 Ш 崎 雄

昭和五九年八月四(一九八四) 日 静岡県芦湖水利組合規 約

三

昭

和四八年

静 出 県芦 湖水利 組合! 規 約

和 一年二月 Ŧi. H

昭 静 出 県 指 令 地第三二 Ŧi. 号

改 IE. 昭 昭 和 和三五年 几 年三 九月三〇日静岡県指令 月三〇 日 静 岡 県指 令 地第 地 第 四

六六五

伊豆

島

田

水窪

御宿

千福

・上ヶ田

一六二

号

昭 和三九 年 月 \equiv 日 静岡県指令地第

号

六 号

昭 和 儿 六 年 儿 月 四 日 地 第

六

和

昭

Ŧi.

九

年

八

月

四

日

市

第

Ŧī.

号 号

第 章 総則

組 合の 名称

第 条 本組合は、 静 出

県芦

湖

水利

組 合

以

下

組

合

という。) という。

組合を組織する市 町

第二条 15 御殿場 組合は、 市(以下 裾野市 関係 市 駿東郡 町 ٤ 長泉町 いう。) 及び をも 清 0 水 7 町 組 並

織 25

する。

組合の共同 処理する事 務

名 • 稲 荷 組合は、 茶畑 裾野市 平 松 のうち 富 沢 深 石 良 脇 · 岩波 佐 野 久根 一ツ屋

·金沢 葛 山及 969

岩波	裾野市 深良] 三人 富沢 一人	おり選挙する。	掛り田地を所有し、又は耕作する者のうちから次のと	該議会の議員の被選挙権を有し、かつ、芦湖用水の水	の定数は、二八人とし、関係市町の議会において、当	第五条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)	(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)	第二章 組合の議会	置く。	第四条 組合の事務所は、管理者の属する市町役場内に	(組合の事務所の位置)	理する。	に御殿場市のうち神山に関する芦湖用水共同事務を処	狩・下土狩及び竹原、清水町のうち新宿及び伏見並び	び桃園、長泉町のうち南一色・納米里・上土狩・中土
=			=												
選挙を行うご															
選挙を行うご	欠選挙を行わる	た議員を選挙し	組合議員に	御殿場市	清水町			長泉町							
選挙を行うべき期日は	を行わなければ	員を選挙した関係	合議員に欠員が生	殿場	清水町 新宿	納米里	下土狩	泉町南一	金沢	上ケ田	千福	平松	茶畑	稲荷	公文名
き期日は、	を行わなければならな	員を選挙した関係市町の	合議員に欠員が生	殿場市 神	町	納米里 一人	下土狩	泉町南	金沢 一人	ケ	千福 一人	平松 一人	茶畑 一人	稲荷	公文名] 一人
き期	を行わなければなら	員を選挙した関係市町	合議員に欠員が	殿場市 神山 一	町新宿一	里一	下土狩」中土狩	泉町南一色		ケ田	福一	松	_	稲荷 5 伊豆島田	_

人

佐野

人

関係市町の長に通知しなければならない。

置く。

ZU 第一 項 、及び第二項 0 選挙が 終 わっ たときは、

市 しなければならない。 町 0 長は、 直 ちに その 結果を組 合 0 管 理 者 E 通

第六条 前条第二項の規定により選挙された組合議員の任 組合 議員の任期は、 四年とする。

組合議員の任期等

=期は、 ときは、 組合議 前任者の残任期間 その職を失う。 員が前 条第 項に規定する者でなくなっ とする。

た

執行機

執行機関の

組

織

第七条 組 合 に 管理 者 . 副管理者及び収入役各一人を

前項に定める者を除くほか、 組合に必要な吏員そ

0 他 0 職員を置く。

執

行機関

選

任

第八条 管理者及び副管理者は、 関係市町の長の互選に

より定める。

関

知 係

収入役は、 管理者の属する市町の収入役をもって

三 充てる。 前 条第二 一項の吏員その他の職員

は、

管理 者

から 任免

する。

(組合の監査委員)

第九条 監查委員 組合に、 は 監査委員二人を置く。 管理 者 から 組 合の議会の同意を得て、

れ 人を選任する。 知識

||経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞ

 \equiv

ら選任 5 から選任される者にあっては当該組合議員 監查委員 3 れ の任期が る者に あっ は、 知識 ては四年とし、 経験を有する者のうち 組合議 0 員 任 のう 期 カン

第四章 組 合の経 費 による。

経費の支弁方法

第一〇条

組合の経費は、

明治

一二年決定堰分の 反別を 971

標準とした均 課率による 関係市町 の分賦金その 他 0

収入をもって充てる。

前 項 0 分賦金は、 管理者が組合の議会に諮って定め

る。

附 則

〇日 から適用する。

この規約は、

許可の

日

から施行し、

昭和三一

年九月三

駿東郡河

深良村五ケ市

町

村芦湖水利

組

合規約

昭

和三

年芦 湖水利組合規約 第一 号)は、 廃止 する。

この 規約は、 附 則 昭 和三四年静岡県指令地第四六二号) 許可 Ó 日から施行し、 昭和三二年九月一

壹0

昭和五九年一一月一九日

H か ら適 用する。

則 昭 和三五年静岡県指令地 第一 六六五号

この 規約は、 許可の 日 から施行し、 昭和三五年四月一

H から適用する。

この規約は、 附 則 昭 和三九 許可の日 年 静岡 から施行し、 県指: 令地 第 昭和三五年一一 七八六号

月

三日 から適用する。

附 則 昭 和四六年 地 第六八号)

から適用する。

この規約は、

許可

0

日

から施行し、

昭

和 四

六 年

月

H

この カン 規約 附則 は、 昭 和 許 Ŧ. 可 九年 0 日 市 から 第 Ŧi. 施 行 L 号) 昭

和

五. 九年

应

月

日

ら適用する。

(平成元年『静岡県芦湖水利組合例規集』 静岡県芦湖水利組合所蔵

芦ノ湖取水抑制につい

て神奈川県知事要請

水資第一九号

和 五九年一一 月一 九 日

昭

静 裾野 岡県芦 市 長 湖 水利 市 組合管理

者

JII 武殿

神奈川県知事 長 洲

印

辺に

お

15

7

45

ど

ところでは

0

X

1

ル

\$

水際線

から

退

L

湖岸

の露出も甚しい

8

0

から

あ

ります。

芦 1 湖 0 異 、常な水位低下に 対 す る 湖 水 取 水 0 抑 制

15

木 組 県 箱 合のますますの 根 町 に 所 在する 御 発展、 苩 湖 誠 に 慶賀 は、 富士 IC 存 箱 じます。 根 伊 豆

公園

に

お

け

,る箱!

根

0

顔とし

て、

玉

内はもとより、

玉

外 玉.

1

F

0

栈

橋

^

0

着

岸

不

能

更に

は

観

光

遊

漁

客

P 等

地

元 对

F

界 などの 周 カン ノ湖を神奈川 辺 的 らも多 E にその 事 は 数 業を営 多 名を 数 0 X 0 県民は 知ら んでおります。 人 × K が 観光や 'n から 1= 日 居 本 景 住 保養に の宝物として永く後世 勝 0 2 観 地 四 0 光 であります。 Ш 季を通じて訪 . 緊水 保 養 明 水産 0 地 ま 箱 た れ IC 林 残 根 湖 業 世

T さて、 きた 御 5 と願 承知 0 2 لح 7 1 お るも り 本 0 T 年 は あり 異)ます。 、常な気象状況 0

T を 本 133 2 年 な 量 は から ほど著しく低下し、 極めて少なく、 X 1 1 ル 以 上 芦 0 水位 ノ湖 通 低下 常 0 水 0 をきた 秋 位 0 もここ数 平. 均 水 位 す 年 で に ため に 比 15 例 湖 ~

取

に

0

1

7

は

可

能

な

限

0

抑

制

され

貯

水

15

御

力くだ

は おきましては あります 0 異 常常少 が F 魚 は 類 水 当 地 0 位 域 産 0 低下 卵や 0 みではなく、 稚 に より 魚 0 保 芦 育 1 また、 湖 0 及び 障 害 周 自 然 船 辺 現 舶 地 象 P 域

民は困 る 影 響 がでてて 却 L 苦悩 おり、 0 湖を生 色を深めております。 一業の 場とする関 係 者

住 寸 术 12 で

湖水については、 また、 見込まれ 長期 的 0 15 より ままでは今冬更には 3 降 ায় 層厳 は期 待できず、 L い 状況 になるも 来 春 な お 15 カン 水 け 位 0 芦 低

3

業基 持を れ は 盤 0 様 その 0 カン 確 な窮 0 芦 影響は 保 状 再 建をは 湖 を御 甚 0 賢察 大なも 水 カコ 環 境の るため い ただ 0 保全と が予 貴 き 測さ 組 合に 地 口 能 元 よる芦 ます。 住 な限 民 0 0 生 水 湖 位 水 0

産 維

0

3

らうお 願 い 申 し上 け ます

る

よ 水

Ŧi. 九年 『静岡県芦湖水利組合関係綴

事

務

担

当

は

水資源

昭

和

퉆

芦湖

第五二号

昭

和六〇年一月

六

H

静岡県芦湖水利組合所蔵

昭和六〇年一月一六日 深良用水断水のお知らせ

覧

区長・組長・班長・水配人様

(対象地区=深良地区と久根地

静岡県芦湖水利組合

深良用水の断水について(お知らせ

管理者

裾野市長

市 JII

武

このことについて、深良水門の暗渠河床修復工

事 の為

お願い致します。

下記の期間取水を停止します。

空気が乾燥しておりますので、火の元には充分注意を

取水停止期間 記 昭和六〇年一月二一日午前九時〇〇分

> まで から 昭和六〇年一月二三日午後五時〇〇分

(尚)イル(金)~ムル(日)の期間に無線放送にて市内に放送す

る予定です。

(昭和五九年『静岡県芦湖水利組合関係綴

静岡県芦湖水利組合所蔵

昭和六二年五月一六日 神奈川県との深良水門及

풀

び湖 尻 水門につき 覚

覚書

野市長市川武は静岡県知事斉藤滋与史を立会人として、 神奈川県知事長洲 一二と静岡県芦 湖水利組合管理者裾

級河川早川 及び芦の湖の治水安全度の向上を図るため、

深良水門及び湖尻水門について下記のとおり覚書を締結

する。

項

する。

静

岡

『県芦

湖水利組合は、

深良水門に補助水門を設置

記

補

助

水門

0

全体越

流幅及び敷高は現水門と

可

る。

芦 0 湖 15 関する 申 合 せ 事 項

水門

静岡県芦 湖水利組合は、 深良水門に補 助 水門を設

置 する。

操作

は

補助 水 門の全体越 流

幅及び敷高は 現

水

門

百

٤

する。

ター

神奈川 県は、 河川管理上 湖尻水門を改築し、

> 管 理

 \equiv

する。

八九m 湖尻 で越流幅二〇mと敷高 水門は、 全体越 流 幅 几 六 m 2 m 敷 で越 高 流

二六 m の構成とする。 (高さは現深良水門 0

高

を

基準 以下同

水門の操作

Ŧī.

水門

は

同 時

期

K

着工する。

975

神奈川県は、河川管理上湖尻水門を改築し、管理する。 尻水門 県が 位及び水門操作状況を相 行 は、 治水上必要な規模、 互. 12 構造とし、 モ =

神

奈川

水

湖

昭 和六二年五月 六 \mathbf{H}

74 \equiv

両 湖

水門は

同

時

期 K 着

工

する。

静 出 神 『県芦 奈川 湖 県 水利 知 事 組合管理 長 洲

<u>一</u>

7U

裾 野 市 長 市 III

静 出 県 知 事 斉藤滋 5 武印 史印

『静岡県芦湖水利組合関係綴 静岡県芦湖水利組合所蔵

昭

和六二年 立会人

計 時満 画 高 水位は二、三mとする。 水 位は二、九 mとする。

神奈川県は、水位二、三m以上の場合湖尻水門

0

操作を行う。ただし、 了解を得たのち二、三m未満でも操作すること 洪水等緊急時は芦 湖水利組合

お て、

できる。

74 非洪水期間(一〇月一六日から翌年五月三一 日)に

河川管理上支障ない場合は二・五mまで貯

留することができる。

|水位及び水門操作状況を相互

に

モニター

ナ Ŧi.

湖 湖

尻水門の

操作

規則及び深良水門の管理

規程を別 ーする。

途定める。

昭 和 六二年五 月一 六 Н

静岡 神 奈川 県芦 湖 県 水利 河 港課長

都

丸

徳

治印

裾 野 市 長 市 JII 武 (FI)

組

合 管

理 者

静岡

県

河川課長

丹

原

光

隆

(FI)

昭 和六二年 『静岡県芦湖水利組合関係綴 務所 静岡県芦湖 水利組 村 祐 合所蔵 忠甸

神 奈川

県

小

田

原 土木

事

長

中

芸四 昭和六二年一〇月一九日(一九八七) 覚書 及び 一声の

湖

に関する確認事項

に関する申合せ事項

覚書」 及び 「芦の 湖に 関 する申 合 せ 事 項

K 関する確 認 事 項

事 設置するに 洪水 合 項 六 から 神奈川県と静 日 防除及び貯留機 所有し管理する現 に基づき下記の事項について確認する。 に締結した「覚書」 あたり、 岡 県芦湖水利組合は、 新湖尻 能を有する施設 湖尻水門を神奈川 及び 水門に 一芦 0 0 5 である新 静岡 湖 て昭 県が取り に関 『県芦 和 する申 六二 湖 湖 尻 年 除き、 水 水 門を 合 Ė. 利 月 組

記

新 湖尻水門の操作規則を定め又は変更する場合に おけ 둪

幅 昭 和六二年一〇月一 m 0 ゲ 1 管理者 神 1 静 奈川県河 カン 九日 3 岡 県河 県芦湖 行うよう 裾野 港課長 市 水 操作規 長 利 組 佐 市 合 一々木 則に規定する。 Ш 大造

印

奈川県 昭 和六二年 小 田 原 土 『静岡県芦湖水利組合関係綴 木 事 務 所 長 石 原 久 也 (FI)

神

静

岡

Ш

課

長

中

村

靖

治 武

(FII) (FI)

静岡県芦湖水利組合所蔵

昭和六三年七月三日 芦ノ湖水神社祭典について

通

知

芦 湖 水神 社 祭典に 0 1 7

昭和 六十三年 度湖 水神社 例祭を左記 により執り行います

> ので、ご多忙の折誠に恐れ入りますが、 ご参列の栄を賜

りたく、ご案内申 し上げます。

H 時 八月一 日 (月)午 前 十時

= 新 湖

湖

尻

水門の 組合管理

洪

水

時

0

操

作

順

位

は、

敷高

一、八八八

九 m 水利

者を含むも

のとする。

る河川法第一四条にいう関係市町村長に

は、

静岡

県芦

尚、 までにご返信いただきたく、 場所 甚だお手数ですが、 芦 1 湖 水神社 出欠のご都合の程を七月二十 (上土狩) お 願 いく 申 L 上げます。

H

昭 和六十三 年 七月三 Н

長 泉町上土狩 X 長 平

祭典当番代 表 小 林 智 村

守

野

寬

昭 和六三年 『静岡県芦湖水利組合関係綴 静岡県芦湖水利組合所蔵

御 裁 許虫干 会に つい T

すので、公私共に御多忙のおり 和六十三年度御裁許虫干会を左記 誠 に恐れ 15 より 入い 開

催

1 たしま から

昭

臨席を賜りたく御案内申し上げます。

昭和六三年七月一〇日 御裁許虫干会のお知らせ

蕓

ります

御

場所

日

時

昭

和六十三年八月七日(日)

午前九時

記

会費 清水町伏見公民館

一人当たり 金 壱千六百円也

に御返信いただきたくお願い申し上げます。 尚準備の都合が有りますので、出席人員を七月末日迄

昭

和六十三年七月十日

清水町伏見区長 坪 入

功

、昭和六三年『静岡県芦湖水利組合関係綴』 静岡県芦湖水利組合所蔵)

978

(表)

莹

平成元年一〇月

深良用水水門改修記念碑・沿革

碑銘文

碑文

あるが老朽著しく改修が急がれること、及び芦の湖の治 本水門は明治四三年、

石造り鉄扉に改造されたもので

関

係

御

殿 清

場 水

前 清

町

長 長 長 長

褟 飯

本 \mathbb{H} 橋 III

文

義

同 市

小 組 町

林

完

清

裏

静

出

7県芦

水

利

組

管

理

者 湖

市

関 副

係

市

町

лk 泉 野

町 町 市

治 IE.

男 \equiv 武

谷 松 吉

JI[秀

德

管理

長 裾

着 工. 翌平 成 元年)月完 覚 成 したも 基 づ ので ある。 昭 和 光三

勝 土 歌 服 永 柏 中 小 大 又 崎 屋 部 田 木 野 林 庭 春 誠 清 房 幸 友 秀 吾 男 雄 生 義 久

> 木 木

収 清

> 作 保 廣

両 武 知 水

水門 は、

を

相 出

耳. 県

15 知

市 事

着

工し

て整

備する「覚書」を

締

安全度

0

向 上を

図る

た

め、 湖

和

六二

年 理

奈川 長

下

嘉

藤

事

長

出

県

芦

水

利 昭

組

合管

者 Ŧi.

野

III 県

静

斉藤 時

滋与史を立会人として深

良 市 神

湖 市

П

新

設

L

た補

助

水

門

は、「

書

に

き

年

月

昌 明 芳 万 加 藤 島 敏 茂 春

勝 鈴 上 大 鈴 鈴 加 Ш

又 木 條

別

茂 次 茂

沼

III

好

田

榮次

郎 衛

市 長 吉 大 III 庭 健 治 \equiv

木 渡 村弥太郎 邉 隆

出 芹 髙 原 長 植 日 塩

 \blacksquare

茂 富 男 次 勲 男 明

澤 村

或 利

> Ш 室 水 良 永

П 伏 口 邊

好 秀 清

雄 雄 文

979

水 聖 小

吉 男

橋

髙

髙 村 藤

荻野德 太郎

諏

訪

部

勉

清

孝

坂

ン

ネ

ル

工

事に着手したのです。

可 組 杉 合水配 Ш

杉 廣 瀬 Ш 武

義

米 Ш

博

宗

作

雄 1 爾じ ル 余

退遂 げ

↑費用をかけ当時としては未曾有の、長さ一二八○ 0 難 られ寛文一 工 事も優れ 〇年春、 た技 術によっ

三年半の歳月と七三〇〇余両

て驚くべ

き正

止確さで成な

0 0 1 ン ネル が 貫通したのです。

来三〇〇有 余年、 灌がが 飲 2 水 防火用水

治末期からは発電にも使用されるなど、

その恩恵は

に

また

び神奈川 て保存すると共に、 知れず深良用 水門 扉 県 0 の協力を得て現水門を補強して永く史蹟 \$ は 明 のに 治四 水は 改造されましたが老朽著しく、 堅なるう 地 年 域一 -な補助 (一九一○)木造水門を現 帯の発展の基と言えまし 水門を新設して 利 在 水 とし 0 0

た 石

岡

県裾

野市深良)

の名主大庭源之丞は、

なんとし

T 在

\$

徳

III

四

[代将軍 成良用水

- 家綱

0

時代、

小田原藩深良村

現

0

静 苫

> n 明

深

0

沿 革

土 0

木 湖

事

業に 水

経 5

験の深

2

江戸

浅草の商人友野与右衛門に工

0

を引

て旱害に苦しむ村民を救いたいと考

え

造

0 ح

鉄 0

事を懇願

しました。 は、

性と治水安全度の 向 上を 図 2 たも 0 です。

利

平. 成元年(一九八九)一〇月

『静岡県芦湖水利組合関係綴 出 県 芦 水利組 湖 水 合所蔵 利 組

合

寛文 (平成元年 静岡県芦湖

大な支援と庇護に支えられつつ、

大変な苦労を重

ね 現

年(一六六六)ようやく幕府の許可を得、

その

年八月

以

元 与

右

衛門

源之丞

ふるさとを思う心

感動 抜き深

L

T.

事

便

海を引き受け、 、

湖

尻 0

峠 に

1

ン

ネ ル

掘

0 に

良村

南三〇ケ村に湖水を引く大計画を立

て を

箱根権

0

絁

퉂 平成二年一一月 神奈川 県湖 尻水門の 由来の 碑

湖 尻 水門 0 由 来

芦 湖 は、 お お よそ三千 年 普 箱 根 0 火 山 活 動 15 ょ つ て

早 JII 江 戸 から 時 せ 代この きとめら 芦 れてできた湖 湖 0 水を深良村 1 わ 現 れ 静 7 岡 い 県裾野 ます。 市 0

灌

ガイ

用として導水する工事

が

行

わ

れ

寛文一

〇年(一

で、

ここに湖

尻

水門の

由

来を書き残します。

位を保つため甲羅伏と呼ばれた石張り余水吐が早 六 七〇年)深良用水路が完成しまし た。 口 時 に 湖 JII 0 0 水

五尺(約 流 出口 (現在地)に設置されました。 この甲 -羅伏は、 高さ

五.

m)のとこ

3

に、

横

幅

Ŧi.

間

九

m

0)

排

水

口

莹九

圧で土 を設け、 た。 俵 がが そ 流され 0 上 に 排水口 土 俵 を三 が開 一段に く仕組みで水 積 2 置 き 增 害に備えて 水 時 12 は水

門 Ŧi. P の水門を持った旧湖尻水門に築造されました。 が 年)に甲羅伏に代 て、 石 張 9 余 水 吐 わ 0 り 破 損 力に が 進 よ み 0 T 昭 和二 開 閉 七 す 年(一 ۲ る 0

> 九八七 水門も三 年)から、 Ŧi. 年の 歳 遠隔操作により 月ととも 15 老朽化 自動 開閉 L 昭 = 和 る近代 罢二

> > な

水門に改築する工事に着手し、平 成二年(一 九九〇年)に

新し 5 湖尻水門 が竣工しました。

てきましたが、 甲 羅 伏 は、 時 先人の 代ととも 努力と芦 に近代的 1 湖 な水門 0 歴 史を伝える と移 り変わ

平 成二年 月

神 奈 III

県

、神奈川県箱根町

平成二年九月 一七日 芦 の 湖 湖 尻 水門 操 作

規

則

目次 芦 0 湖 湖 尻水門操作

規則

第 第 章 章 総

> 則 第 条 第 四 条

水門 洪 水 操作 警 0 戒 方法等 体 制 第五 第 〇条-条 第九 第一二条

第三章

第四 付 章 則

雑

則

第

一三条

第 七

条

第 章 総 則

趣旨

第一条 早川水系芦の湖 (以下「湖」という。) 湖尻水門

(以下「水門」という。)の操作については、

規則の定めるところによる。

操作 0 目 的

第二条 並びに 湖の貯留 水門の操作は、 機能の維持を図ることを目的とする。 早川水系早川及び湖の洪水防除

水位等

第三条 湖の水位は、水門上流に取付けた水位計(標

高

七二二、七メートルを水位〇、〇メートルとする。)に

より測定するものとする。

= 洪水期及び非洪水期は、 次の各号に定める期間とす

る

(一) 洪 水期 六月一 日 カン 3-0 月 Ŧi.

(二)非 洪 水期

0

月

六日

から翌年の五

月三一

日

ま

=

湖の常時満水位は、二、三〇メートルとし、 0 規定により水門操作を行う場合及び次項の 規 第五条

ない。

よる場合を除き、

水位をこれ以上上昇させてはなら

定に

この操

74 非洪水期において 水位を二、五〇メー 河川管理上支障ない場合は、 1 ルを上限として湖水を貯留 湖

す

ることができる。

ゲ 1 1 0 名 称 Ŧi.

湖の

計

画高水位は、二、九〇メートルとする。

第四 最 8 条 近いゲート 水門 0 ゲ 1 から一号ゲート、二号ゲート、三号ゲ 1 0 名称は、 早川水系早川の右岸に

1 トという。

水門操作の方法等

日 まで

水門操作の順序及び開度

湖の水位が次に定める状態になったときは、当該各号第五条 小田原土木事務所長(以下「所長」という。) は、

に

より

水門

0

操作

を行

わなけれ

ばならない。

ただし、

れる場合は、これによらないことができる。湖の水位が計画高水位に達し、なお上昇すると予測さ

()湖の水位が二、三○メートル未満のとき、全て

0

ゲ

1

トは全閉とする。

ると予測されるとき、一号ゲートを全開する。⇔湖の水位が二、三○メートルに達し、なお上昇す

(三湖の水位が二、四五メートルに達したとき、二号、

の開度を〇、一〇メートルとする。

三号ゲート

三号ゲートの開度を〇、三〇メートルとする。四湖の水位が二、六〇メートルに達したとき、二号、

|円湖の水位が二、三○メートルに低下したとき、全三号ゲートの開度を○、六○メートルとする。

てのゲートを全閉する。

の水位が二、五〇メートル以下のとき、全ての比非洪水期において河川管理上支障ない場合は、

湖

ートは全閉とする。

所長は、

第一三条の規定によりゲート等の点検又は

整備を行うため必要があるときは水門の操作を行う ことができる。 場合は、 な お、 ゲ 静岡県芦湖 1 動作 ただし、 試 水利組合(以 験 放流は行 15 お い 7 軽 わ 下「水 微 な な放流 1 ものする。 利 組 だを伴う 合

洪水等緊急時の措置

という。)

管理者の了解を得るものとする。

除のために水門操作を行うことができる。管理者の了解を得たのち、常時満水位未満でも洪水防第六条 所長は、洪水等緊急を要する場合は、水利組合

放流の原則

放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、第七条 所長は、水門から放流を行う場合においては、

カン つ放 流 から 無効放流とならないよう努めなけ ればなら

な いい

放流 に関 する 通 知 等

第八条 所長は、 水門から放流を行う場合は、 関係機関

K 通知するも 0 とする。

=

所

長は、

水

門

から放

流

を行う場合に

おい

て、

下

流

は、 お い 一般に周 T 危害を生ずるおそ 知させるための必要な処置をとらなけ れ が あると認められるとき

れ ば 3 な

水 門操 作 0 記 録

第九 条 所長は、 第五条の規定により水門操作を行

とき及び第六条の規定に

より

洪水等緊急時の措置とし

った

 \equiv

て水門操作を行

2

たときは、

次の各号に掲げる事

項

記録 して お カン なけ ればなら な い

気象及 び水象の状況

(二) ゲ 1 1 1 0 操 0 作 操 0 作 開 の事 始及び 山 操作、 終了の L 年 たゲ 月 日 1 及び時刻、 1 0 名 称 ゲ ゲ

> 位 0 変動

1

1

0

開

度、

ゲ

1

の操作による放流量

並

びに

(三) 水門、 水門 0 関連: 施 設、 湖 及び水門下

流

0

被

状況

(四) 放流に伴う警報及び

連絡に関する事

項

(五) その 他 特 記すべ き事 項

=所長は、 前 項に規定する場合を除き、 第

その状況を前項に準じて記録してお カコ なけ 定に該当する場合に

お

いて水門操作を行

0

たときは、

一条の

規

れ

ば

なら

な い

組 所長は、 合管理 前二 者 から申 項の規定に基づく記録に し出があったときは提出できるも つい て 水利

0 とする。

第三章 洪水警戒 体 制

洪水警戒 体 制 0 実施

○条 所長は、 次の 各号の一 に該当する場合に お い

第

ては、 洪 水 警 戒 体 制 をとらなけ れ ば ならな

第

な

た場合は、

れ

を

解 警

除

L

なけ

れ

ば

ならな

一二条

所長は、

洪

水

戒

体

制 を維

持する必

要が

横 浜 地 方気象台 カコ 3 降 톙 15 関 する 注 意報又 人は警報

(二) そ の 他 洪 水 から 発 生する おそ れ が あるとき。

が

発せられ

たとき。

洪 水 警戒 体 制 時 15 お け る 処

第

条

所

長は、

前

条の

規

定

に

より

洪

水警戒

体制をと

なけ たときには、 ればならな 直ちに、 次 の各号に定める処置をとら

神

報 奈川 0 0 収 連 絡 県 集を密 水 並 びに 防 15 本 部、 すること。 気象及び 水 利 水 組 象に 合 その 関 はする観 測 関 及 び

(二) 最 0 大流 時 間 的変化 入量、 を予 洪 水総量、 測すること。 洪 水継 続 時 間 及 CV. 流 入 量

(\(\pi\))

警

報

0

ため

必

要な

両

必

要

な 設

(三) 水門 検 並 整 びに 備 そ 水門 0 他 の操作 水門 0 操作 15 必 ic 要な機械 関し必 及び器 要な処置をと 具の点

洪 水警戒 体 制 0 解 除

第

げ

る 四

第四 章 雜 則

点 検 及 75 整 備

第一 な状態に \equiv 条 保 所 長は、 つため、 次 点検及び整備を行わなけれ の各号に 掲げる施 設等を常に

ば

なら 良好

(一) 水門 (=)ゲー 本体

他

0

係機

ない。

情

(四) (三) ゲ 警 報 1 1 を操 通 信 連 作するため必 絡 観 測 等の 要な ため

(六前各号に掲

げるも

0 車

0

操

作

0

ため必要な資材

項目に 条 所 ついて、 長 は 别 調 表 査又は測定を行わなけ 15 掲 げ る 事 項 15 関 れ 同 ば 表 な 15 3 掲

調 查 又は 測 定

調査結果等の記

五条 所長は、 第一三条の規定により点検及び整 録

を行った結果並びに 測定した結果を記録 第一 して 四 おかなければならない。 条の規定により調査

は

六条 管理月報及び管理年報の作成 所長は、 別に定めるところにより、

第

月報及び水門管理年報を作成しなければならな

水門管

理

その他

第 長 が別に定める。 七条 この規則を実施するために必要な細則は、

所

調査又は測定事項

又

備

别

表(第一

四条関係

係

事 項 項 目 事 項 項 目 天 水 気 象 気 湖 位 気 圧 流入量 気 温 放流量 湿 度 風 向 風 速 降水量

静岡県芦湖水利組合所蔵

986

ない。

平成二

年 九月一

七日から施行する。

この 規則 は、

付則